

14. 4-776



1200501208571

14.4

776



始



769

The Co-operative Year-Book 1935

昭和十年



産業組合中央會

火災保険
 海上保険
 運送保険
 傷害保険
 信用保険
 盗難保険
 自動車保険
 硝子保険
 森林保険

資本金 壹千萬元
 諸積立金 壹千五百四萬圓
 總保險契約高 五拾四億七千萬圓

火災保險の開祖

 東京火災保險株式會社

取締役社長 男爵 四條隆英
 取締役副社長 南 莞爾

本店 東京市麹町區大手町一丁目
 支店 大阪、京都、橫濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡、京塚
 代理店 内地、滿鮮、支那、印度及歐米主要地四千八百餘ヶ所

例言

- 一、産業組合運動は客觀的狀勢の急速なる展開と共に全面的なる展開を要求され、本年に於ける我が運動の發展は素晴らしいものがあった。
- 二、此の素晴らしい發展を可能なる限り詳知することは、五ヶ年計畫第三年度として、本計畫の横杆たるべき決定的年度を百パーセントに遂行せんが爲めの鍵であり土臺であるのであつて、産業組合運動者にとつては喫緊不可缺の要事である。又産業組合の社會的任務の重要性を知る者の全部にとつて又極めて必要あることである。
- 三、年鑑は毎年然りであるが編纂關係職員の極めて多忙なる餘暇になるものであるので、上記任務達成に於て不充分なる處あることは認めらるゝが、讀者諸君の寛恕を得たいと思ふ。
- 四、今年度の年鑑は大方の希望と意見とを參酌して、第二章の概説、第三章中産業組合全國的諸機關、第四章に於ける記念日、教育の各節に亘つて可及的改良を加へ又内外産業組合年表を第八章に一括添附した。今後其一層の叱正助言を賜はらん事を切望する次第である。
- 五、本年鑑は産業組合運動者は勿論のこと苟しくも社會問題に興味を有し其の合理的解決の爲めに關心を有せらるゝ諸君は、是非共此の一本を座右に供へられん事を望む。

昭和九年十二月

産業組合中央會

火災保險
 海上保險
 運送保險
 傷害保險
 信用保險
 盜難保險
 自動車保險
 硝子保險
 森林保險

資本金 壹千萬元
 諸積立金 壹千五百四萬圓
 總保險契約高 五拾四億七千萬圓

火災保險の開祖

東京火災保險株式會社

取締社長 男爵 四條 隆英
 取締役副社長 南 莞爾

本店 東京市麹町區大手町一丁目
 支店 大阪、京都、神戶、名古屋、仙臺、福岡、京橋
 代理店 内地、滿洲、支那、印度及歐米主要地四千八百餘ヶ所

例言

- 一、産業組合運動は客觀的狀勢の急速なる展開と共に全面的なる展開を要求され、本年に於ける我が運動の發展は素晴らしいものがあつた。
- 二、此の素晴らしい發展を可能なる限り詳知することは、五ヶ年計畫第三年度として、本計畫の楨杆たるべき決定的年度を百パーセントに遂行せんが爲めの鍵であり土臺であるのであつて、産業組合運動者にとつては喫緊不可缺の要事である。又産業組合の社會的任務の重要性を知る者の全部にとつて又極めて必要あることである。
- 三、年鑑は毎年然りであるが編纂關係職員の極めて多忙なる餘暇になるものであるので、上記任務達成に於て不充なる處あることは認めらるゝが、讀者諸君の寛恕を得たいと思ふ。
- 四、今年度の年鑑は大方の希望と意見とを參酌して、第二章の概説、第三章中産業組合全國的諸機關、第四章に於ける記念日、教育の各節に亘つて可及的改良を加へ又内外産業組合年表を第八章に一括添附した。今後共一層の叱正助言を賜はらん事を切望する次第である。
- 五、本年鑑は産業組合運動者は勿論のこと苟しくも社會問題に興味を有し其の合理的解決の爲めに關心を有せらるゝ諸君は、是非共此の一本を座右に供へられん事を望む。

昭和九年十二月

産業組合中央會



西曆紀元一九三五
中華民國二十四年

昭和三十四年乙亥略曆

明治元以來六十八年 大正元以來二十四年

平三年三百六十五日

神武
即位
二五
九紀
元皇

合	國	產	靖	海	陸	皇	地	大	新	明	神	秋	天	神	春	紀	新	元	四
記	際	業	國	軍	軍	太	久	正	營	治	營	皇	長	武	季	元	年	始	方
念	業	合	社	記	記	后	節	皇	祭	祭	祭	祭	祭	祭	祭	祭	會	祭	拜
日	組	日	祭	日	日	辰	日	祭	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
七	三	十四	五	三	六	三	十二	十一	十一	十	九	四	四	三	二	一	一	一	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
六	六	廿三	廿七	廿十	廿五	廿六	廿五	廿三	廿三	十七	廿四	廿九	廿三	廿一	十五	五	三	一	一
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

土	社	彼	二	半	入	八	節	冬	立	秋	立	大	小	夏	立	春	立	大	小
用	日	岸	日	生	梅	夜	分	節	至	冬	分	秋	暑	暑	至	夏	分	春	寒
十七	四	一	九	三	九	三	九	七	六	五	二	二	一	一	一	一	一	一	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
廿	廿	十	十	廿	廿	十	二	三	三	四	二	二	一	一	一	一	一	一	一
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

大	狩	中	震	孟	土	端	勞	狩	灌	雛	陰	初
被	解	秋	災	蘭	用	午	勤	獵	佛	祭	曆	午
十二	十	九	九	八	八	七	五	五	四	三	二	二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
卅	廿	十	一	十五	廿	廿	廿	一	八	三	十四	十一
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1	3	6	1	4	7	2	5	7	3	3	6
8	10	13	8	11	14	9	12	14	10	10	13
15	17	20	15	18	21	23	19	21	17	17	20
22	24	27	22	25	28	30	26	28	24	24	27
29			29						31		

PREFACE

The year 1934 witnessed economic recovery owing to the currency inflation and an active increase of the export trade. However, these benefits were in the hands of a number of people, who were engaged in the manufacturing, particularly in heavy industry. But, farmers suffering already from continued low price of agricultural products, especially on rice and cocoons. Still further, these difficulties were doubled by the damage caused by the tremendous typhoon and flooding in the Kansai (western) district. And, farmers in the North-eastern provinces are starving with the failure of crops caused by the unseasonable cold weather in summer.

Under these circumstances above mentioned, the most important question considered at the 30th National Cooperative Congress concerned ways and means of accelerating the Five-year Plan. The first year of the programme closed with satisfactory results, and the organization of the cooperative societies were enlarged and extended throughout the country, except in a few large cities and fishing villages.

There was an improvement in the activity of every branch of the cooperative movement, and particularly in the cooperative transactions regarding rice. The National Federation of Cooperative Grain Marketing Societies Ltd. handled 12.5 million piculs of rice or 8.1 million piculs more than in the previous year. This situation was due to the operation of the Rice Marketing Act issued in 1933. It is notable that the National Federation of Citrus Growers' Association was established in the Autumn of this year for export of Japanese mandarin.

The recent situation of the cooperative societies is shown in the following table.

	1933 (ending June)	1934 (ending June)	Increases compared with previous year
Number of Societies	14,404	14,741	337
Societies reported	13,280	13,716	436
Number of members	5,118,044	5,373,084	255,040
Juridical Persons included in upper figures	966	5,880	4,914
Share Capital			
Subscribed	324,128,865	325,971,392	1,842,527 yen
Paid up Capital	246,628,576	248,383,604	1,755,028 "
Amount of Sales	117,873,529	171,574,687	53,701,158 "
Amount of Purchases	84,724,318	101,740,734	17,016,416 "
Loans Granted	1,026,071,658	1,032,694,212	6,622,554 "
Savings	1,106,228,664	1,230,165,309	123,936,645 "
Reserves	131,694,249	138,690,997	6,996,748 "

The cooperative societies of Japan mourn the loss of veteran cooperator Mr. Ryohei Okada President of Sangyokumiai-Chuokai who died on the 23rd March 1934.

The contents of this year-book are as follows: - chap. I. The State of the Nation and Cooperative Movement, chap. II. The History of the Movement, chap. III. Statistics of the Movement, chap. IV. Miscellaneous, chap. V. Cooperative Movement in Colonies, chap. VI. Cooperative Movement in Foreign Lands, chap. VII. Landmarks in Cooperative Movement, chap. VIII. Literatures.

December 1934.
Sangyokumiai-chuokai
(Central Union of Cooperative Societies of Japan)

第八回「産業組合年鑑」目次 (昭和十年用)

例言

昭和十年略曆

口 繪—「産業組合数及組合員数累年比較」「産業組合事業高累年比較」「産業組合運轉資金累年比較」

第一章 一般社會狀況と産業組合

第二章 産業組合史

第一節 概 説

第二節 諸 會 合

- 一、第一回産業組合青年聯盟全國大會……………二七
- 二、全國信用組合聯合會臨時總會……………三三
- 三、第三回全國消費組合協議會……………三四
- 四、全國消費組合協會第三回研究会……………三六
- 五、第五回全國農業倉庫協議會……………三六
- 六、第四十三回支會役員及主事協議會……………三七

- 七、第一回全國産業組合長會議……………三三
- 八、全國農村産業組合協議會第一回總會……………三三
- 九、柑橋販賣組合協議會……………三三
- 一〇、第二十五回産業組合中央會通常總會……………三三
- 一一、第四十四回支會役員及主事協議會……………三四
- 一二、全日本産業組合懇談會……………三四
- 一三、全國道府縣區域信用組合聯合會協議會……………三四
- 一四、全國道府縣區域販賣購買組合聯合會協議會……………三五
- 一五、第三十回全國産業組合大會……………三七
- 一六、全販聯臨時總會……………三七
- 一七、産業組合青年聯盟全國聯合總會……………三九
- 一八、全國醫療利用組合協會第一回總會……………三九
- 一九、全國消費組合協會第四回總會……………四〇
- 二〇、第七回全國産業組合製絲協議會……………四〇
- 二一、第一回全國鶏卵販賣組合協議會……………四一
- 二二、全國信用組合聯合會第四回通常總會……………四一
- 二三、小麥、大麥、茶種、豆類取引協議會……………四二

第三章 全國産業組合概況

第一節 産業組合

- 第一 産業組合数……………三七
- 第二 産業組合の種類……………三九
- 第三 組合員及出資金……………三七
- 第四 運轉資金及餘裕金……………三九
- 第五 事業 状 況……………四〇
- 一、信用事業 二、販賣事業 三、購買事業 (消費組合ヲ含ム) 四、利用事業 五、農業倉庫業
- 第六、損 益……………四二
- 第七、地方別産業組合概況……………四七

第二節 産業組合聯合會

- 一、總括概況 (九七) 一、組合数 二、組合員数 三、資金 四、餘裕金 二、事業の概況 (二三)
- 一、信用事業 二、販賣事業 三、購買事業 四、利用事業 五、農業倉庫業
- 第二節 産業組合中央會……………三〇
- 第一、聯合會数……………三〇
- 第二、所屬組合数及出資金……………三三
- 第三、資金並に事業狀況……………三四
- 第四、聯合農業倉庫……………三七
- 第五、地方別現況……………三六
- 第三節 産業組合中央會……………四二
- 一、中央會の沿革 二、中央會の構成 三、中央會の經費 四、中央會の事業
- 第四節 産業組合中央金庫……………四三
- 一、沿革 二、累年事業概況 三、昭和八年度に於ける事業概況 四、本所、支所、代理所及取扱所
- 第五節 保證責任全國購買組合聯合會……………四三
- 一、沿革 二、累年事業概況 三、昭和八年度事業

概況 四、昭和八年度末に於ける財産の状況 五、事務所、出張所

第六節 保證責任大日本生絲販賣組合聯合會……一五三

一、沿革 二、累年事業概況 三、第八年度事業狀況 四、第八年度に於ける財産の状況 五、事務所所在地 六、生絲販賣代金共同計算事項

第七節 全國米穀販賣購買組合聯合會……一六四

一、概況 二、沿革 三、累年事業概況 四、第四年度事業概況 五、事務所及び販賣所

第八節 大日本柑橘販賣組合聯合會……一六九

一、沿革 二、一般概況 三、事務所

第九節 全國産業組合製絲組合聯合會……一七四

一、沿革 二、會務の概況 三、會議 四、事業 五、事務所 六、昭和八年度收支豫算 七、昭和七年度に於ける組合製絲の状況

第十節 其他全國的産業組合團體……一八〇

第一、全國信用組合聯合會協會(二〇〇) 第二、全國消費組合協會(二〇一) 第三、産業組合青年聯盟全國

聯合(二〇二) 第四、全國農村産業組合協會(二〇四) 第五、全國醫療利用組合協會(二〇四)

第四章 雜……一八〇

第一節 關係法規……一八〇

第二節 産業組合記念日……一八四

第三節 産業組合大會並各種協議會……一八七

第四節 産業組合教育……一八七

第一、産業組合學校及び之に準ずるもの(一三七) 第二、講習會(一四三)

第五節 宣傳用催物及び活動寫真……一四七

第一、演藝の部(一四七) 第二、活動寫眞の部(一五〇)

第六節 産業組合關係者名簿……一五六

第七節 表彰産業組合及び産業組合功勞者……一六四

第八節 産業組合關係團體名……一六八

第九節 關係諸團體……一七〇

第五章 植民地に於ける産業組合……一七五

第一節 臺灣の産業組合……一七九

第一、概況(一七九) 第二、現勢(一八〇) 第三、特殊的問題(一八四)

第二節 朝鮮の産業組合並金融組合……一八六

第一、産業組合(一八六) 第二、金融組合(一八七) 第三、朝鮮金融組合聯合會(一九一)

第三節 樺太の産業組合……一九六

第四節 關東州の金融組合……二〇一

附・滿鐵社員消費組合概況

第一、概況(二〇三) 第二、現勢(二〇四) 第三、金融組合聯合會(二〇七) 第四、滿鐵社員消費組合(二〇八)

第五節 南洋群島に於ける産業組合……二〇九

第六章 外國産業組合概況……二二三

第一節 國際情勢と産業組合運動……二二三

第二節 産業組合の國際的諸機關……二二六

第三節 各國産業組合の概観……二二八

一、イギリス 二、フランス 三、ドイツ 四、イタリー 五、アメリカ 六、ソヴェート同盟

第七章 産業組合年表……二二九

第一節 日本産業組合年表……二二九

第二節 海外産業組合年表……二三〇

第八章 産業組合文献……二三五

一、概論(二五一) 二、信用組合(二五三) 三、販賣組合(二五四) 四、購買組合(消費組合)(二五五) 五、利用組合(二五六) 六、組合史(二五七) 七、法規(二五七) 八、經營(二五九) 九、農業倉庫(二六〇) 十、反産運動に關するもの(二六八) 十一、青年聯盟(二六九) 十二、統計・年鑑(四〇〇) 十三、雜則(四〇一) 十四、支會報(四〇五) 十五、聯合會報(四〇六) 十六、組合報(四〇六) 十七、産青聯機關紙(四〇七) 十八、産業組合關係新聞雜誌(四〇七)

全 販 聯

全 國 販 賣 組 合 の 統 系 的

農 産 物 販 賣 機 關

東京事務所
 兩國販賣所
 池袋販賣所
 新宿販賣所
 小樽販賣所
 前橋販賣所
 長野販賣所
 横濱販賣所
 静岡販賣所
 出張所數ヶ所
 大阪事務所
 名古屋販賣所
 京都販賣所
 神戸販賣所
 和歌山販賣所
 廣島販賣所
 出張所數ヶ所
 門司事務所
 福岡販賣所
 長崎販賣所
 出張所數ヶ所

東京市牛込區揚場町二一
 東京市本所區横綱町一六ノ五一
 東京市豊島區雜司ヶ谷五丁目七〇三
 東京市澁谷區千駄ヶ谷五丁目九八二
 小樽市堺町二五
 前橋市曲輪町乙六九
 長野市南縣町産業會館内
 横濱市中區花咲町三ノ七八
 静岡市江川町三五
 出張所數ヶ所
 大阪市北區玉江町二丁目四
 名古屋市西區堀内町四丁目二五
 京都市七條通堀川西入ル
 神戸市兵庫區川崎町一一〇
 和歌山市丸ノ内九番町一四
 廣島市鹽屋町五七ノ四
 出張所數ヶ所
 門司市祝町三一〇一
 福岡市天神町一
 長崎市外浦町三三

全 國 米 穀 販 賣 購 買 組 合 聯 合 會 保 證 任

東 京 市 牛 込 區 揚 場 町 二 十 一 番 地
 東 京 市 牛 込 區 揚 場 町 二 十 一 番 地
 電 話 自 五 七 五 〇 番 至 五 七 五 四 番

災害は事業の運命を

左右する大悪魔

此の恐るべき悪魔の被害防備を構ずる事が最も緊要な事でありませす

其防備には火災にも盗難にも絶対安全な

オールスチール

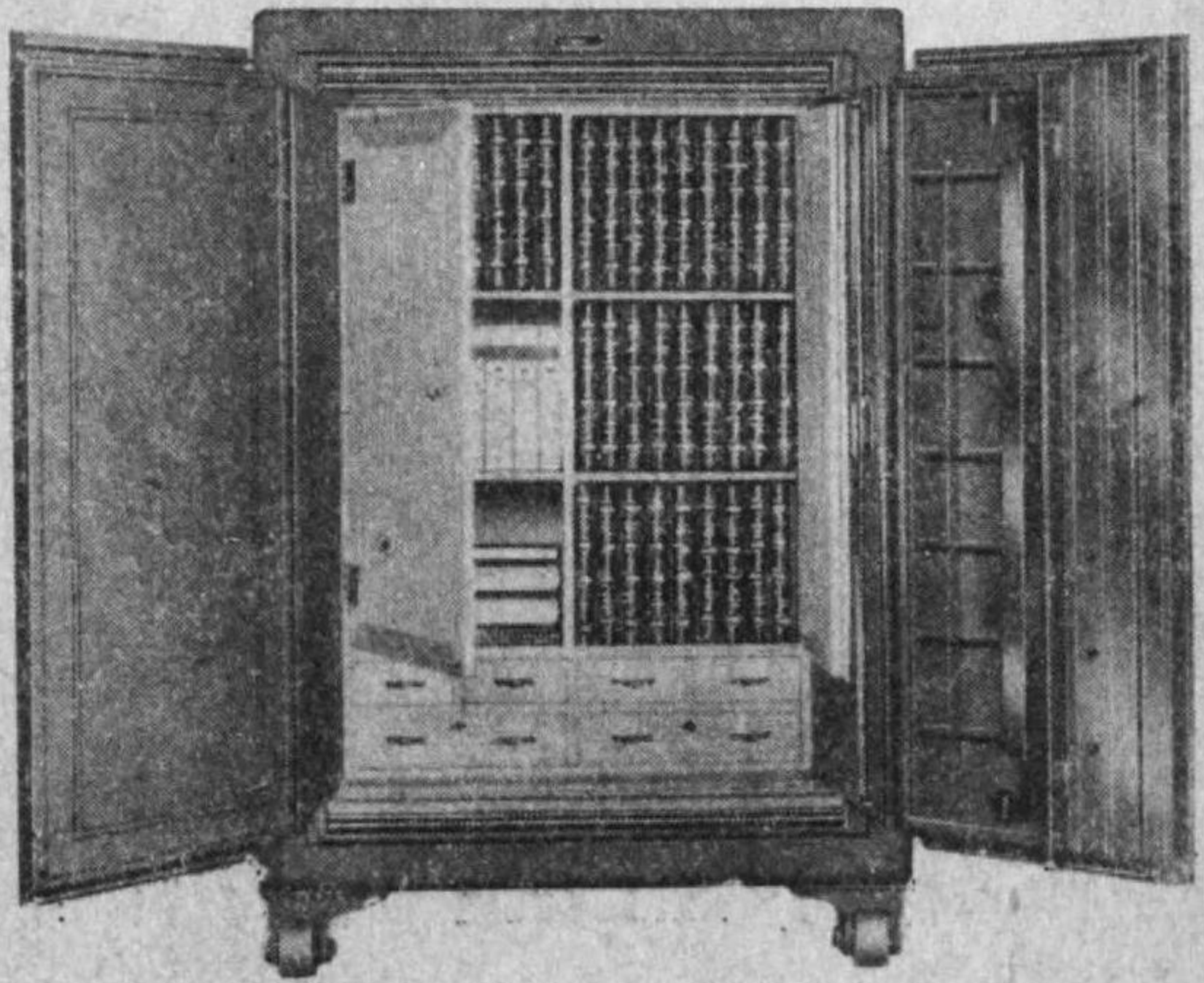
鳳凰金庫

御任せ爲さる事が最善な方法であります

災害に豫告なし!

一時も早く御準備が肝要です

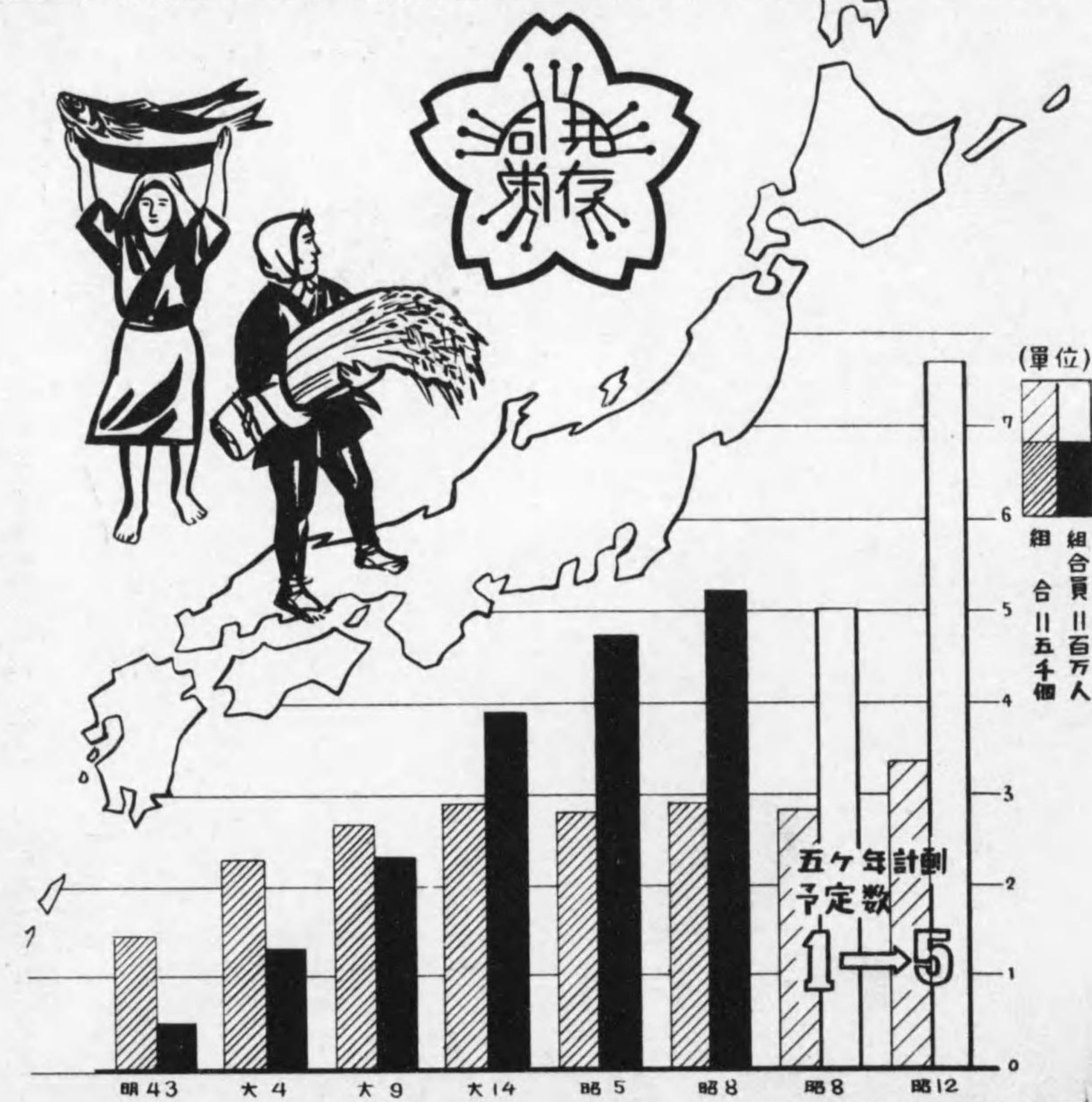
—カタログ進呈—



伊藤製作所

東京市本所區菊川一丁目
 電話本所(37)一七六六番
 振替東京五四五三八番

産業組合数及組合員数累年比較



昭和八年度に於ける組合及組合員の種類別比較



組 合 金 融 の 中 樞 機 關

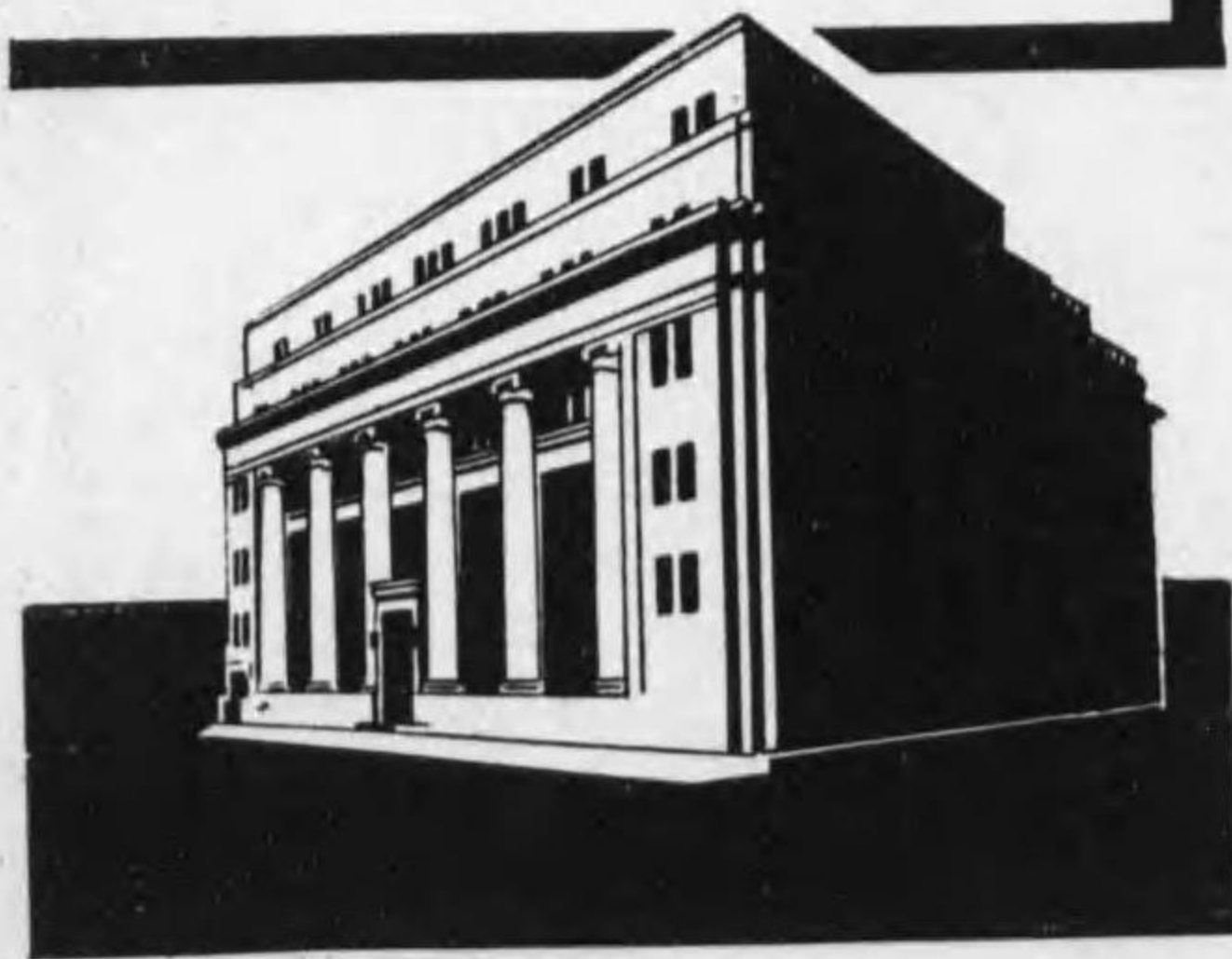
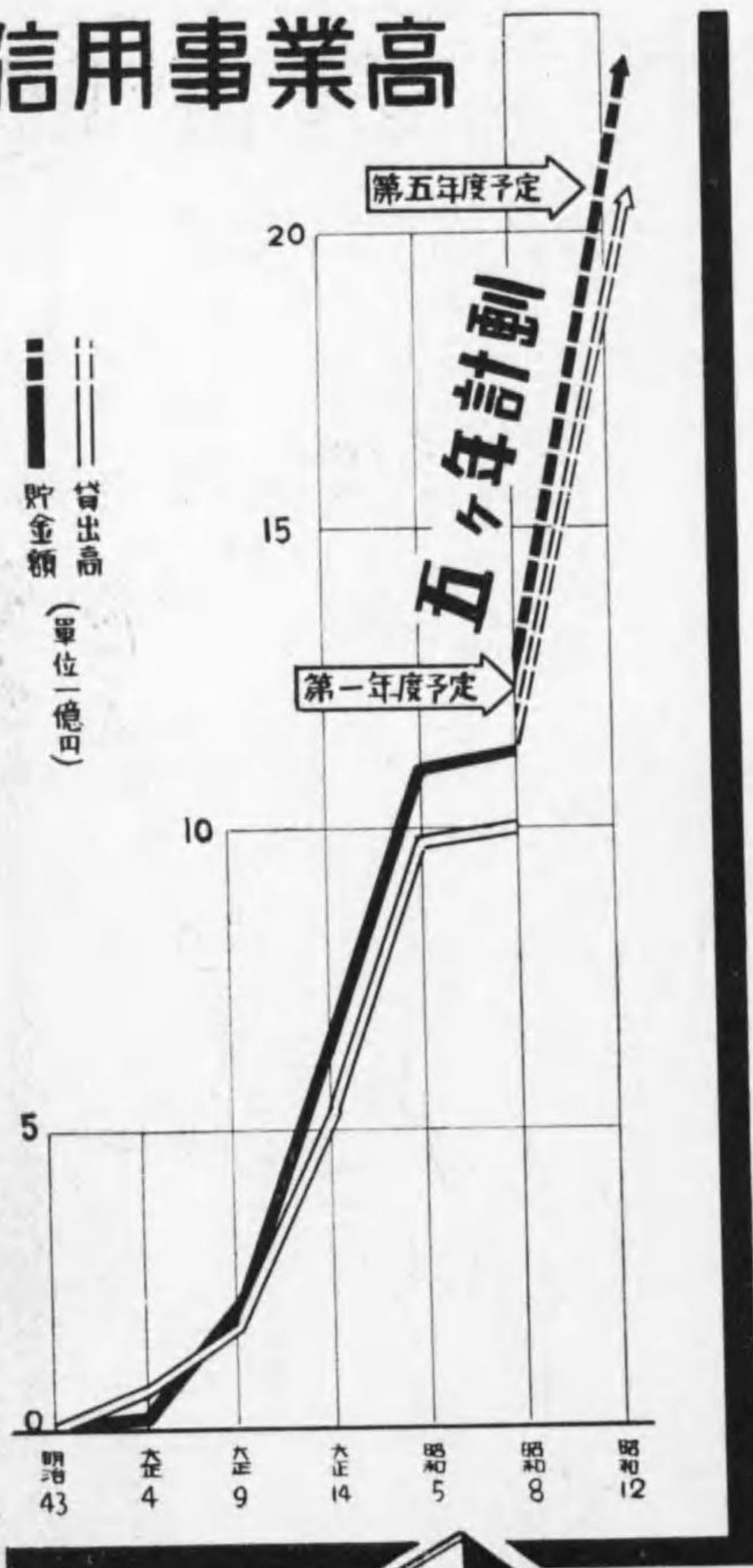
所屬産業組合及
 同聯合會ニ對シ
 貸付一般
 爲替業務
 有價証券
 委託預買
 保護預買
 産業組合及産業組合聯合會公
 共團體其他非營利法人ヨリノ
 預金業務
 産業組合中央金庫特別融
 通及損失補償法ニヨル
 特別融通



産 業 組 合 中 央 金 庫

本 所 京 東 市 町 區 有 樂 一 丁 目 九 番 二
 支 所 大 阪 市 東 區 今 橋 一 丁 目 四 番 一
 特 別 通 取 所 各 道 府 縣 信 用 組 合 聯 合 會 內

信用事業高



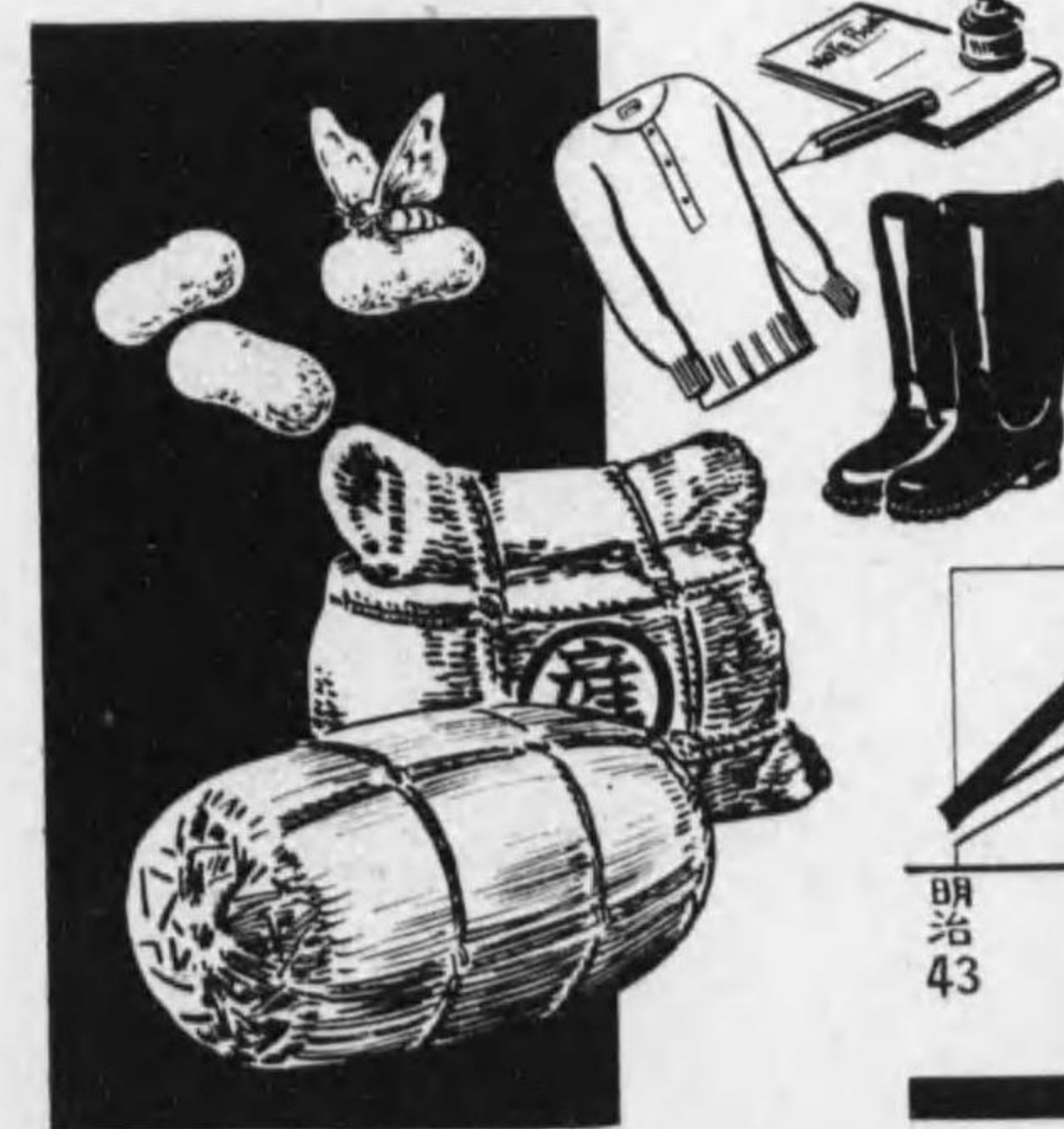
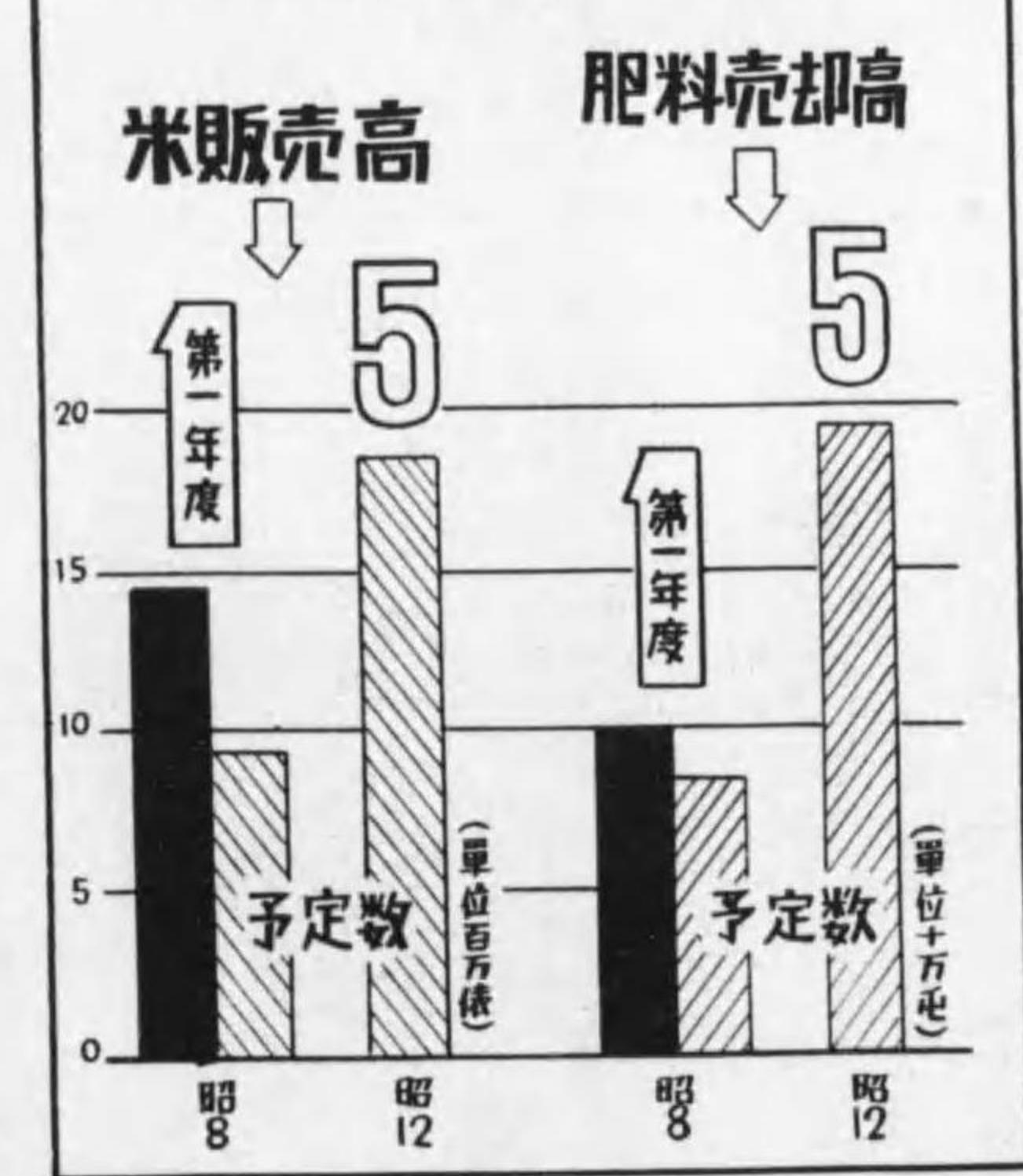
← 産業

昭和八年度に於ける
系統機關利用率

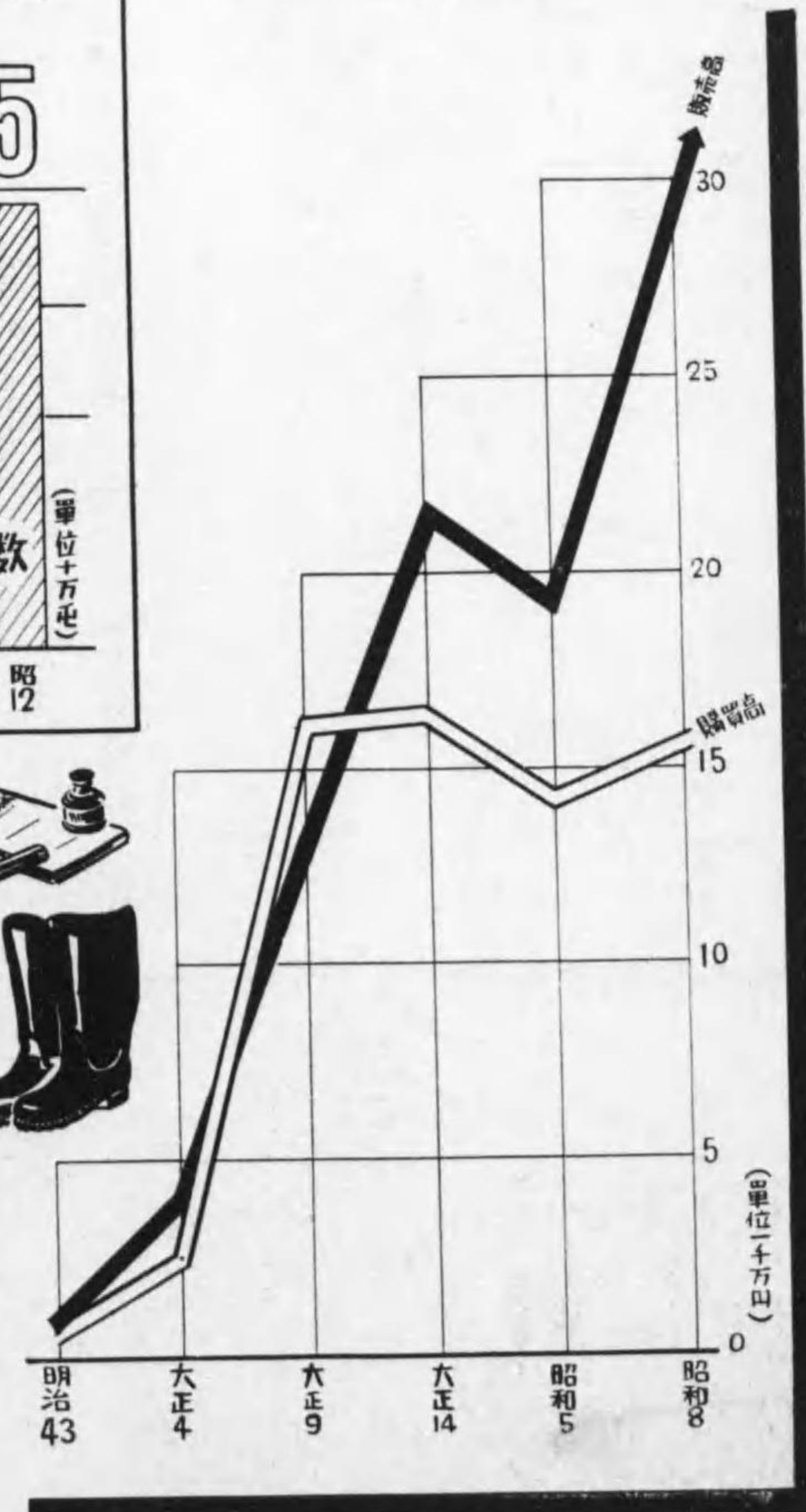


組合事業高累年比較

五ヶ年計劃



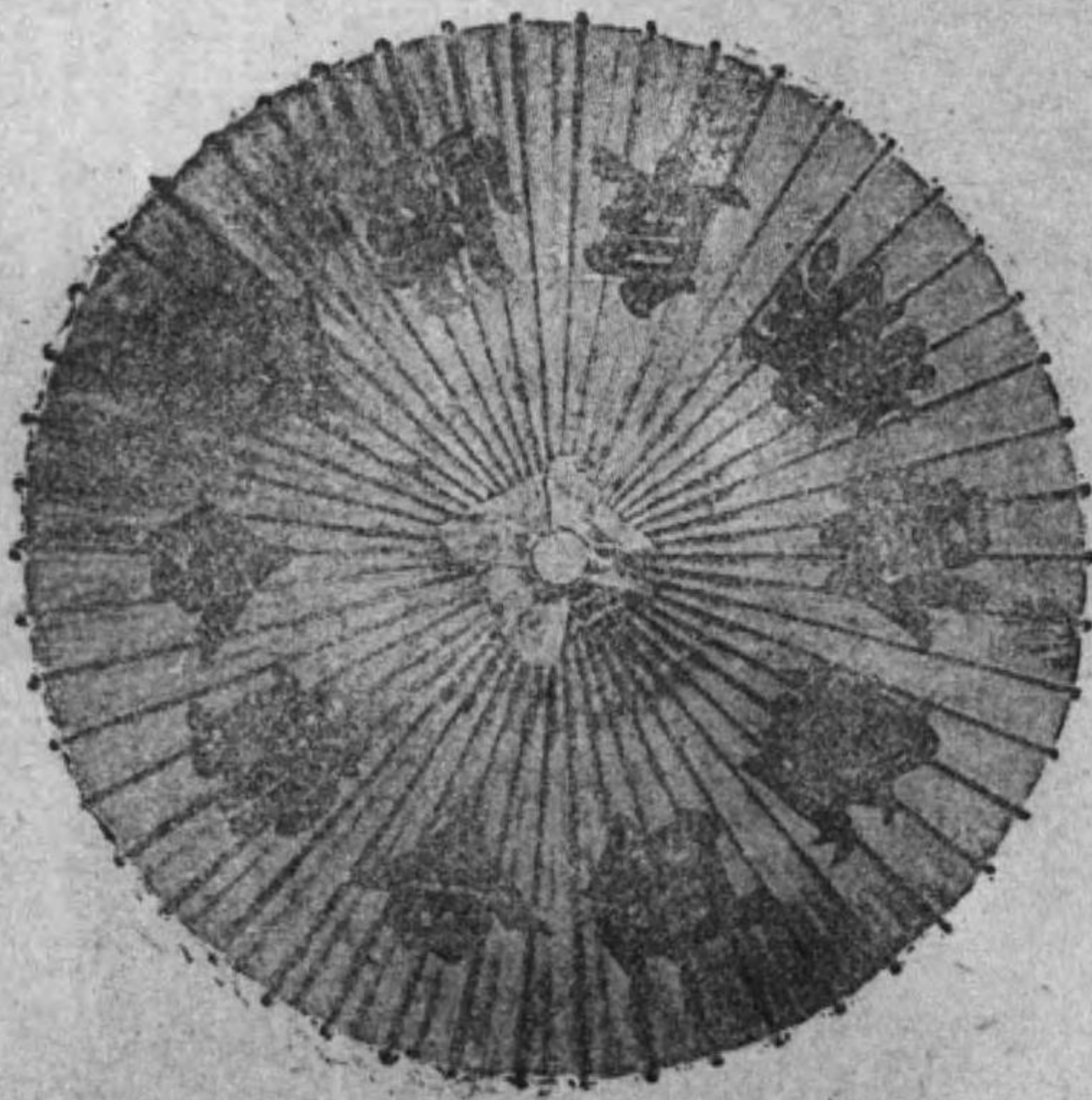
販売購買事業高



傘産と畫計年ヶ五充擴合組業産



を品秀優いし晴素ぬお恥にクーマの産がすさに質品に段値



カタログ 御参考に御覧下さい(無料進呈)

岐阜縣信用購買組合聯合會
 兵庫縣販賣購買組合聯合會
 長野縣販賣聯合會
 岡山縣購買組合聯合會

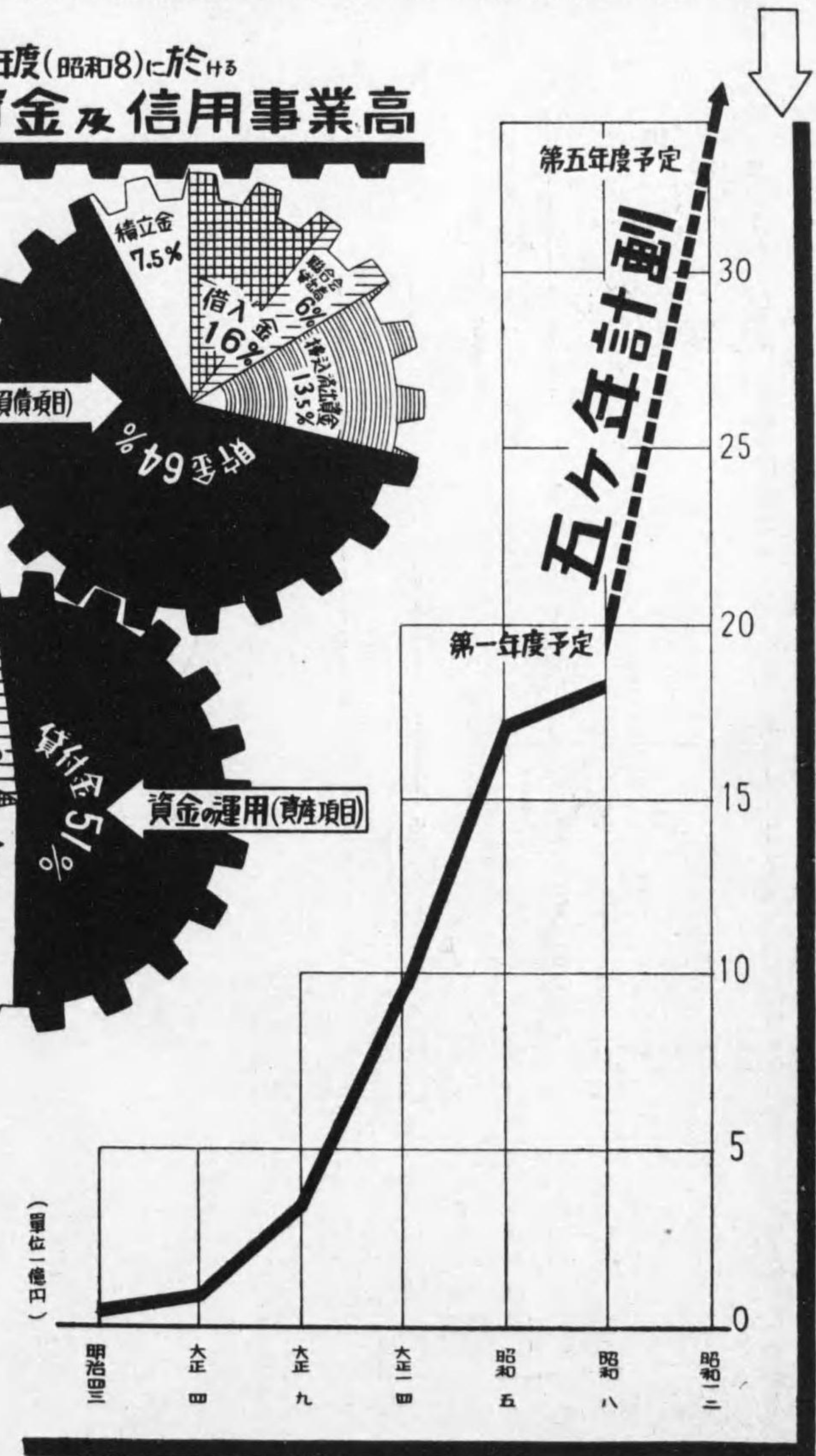
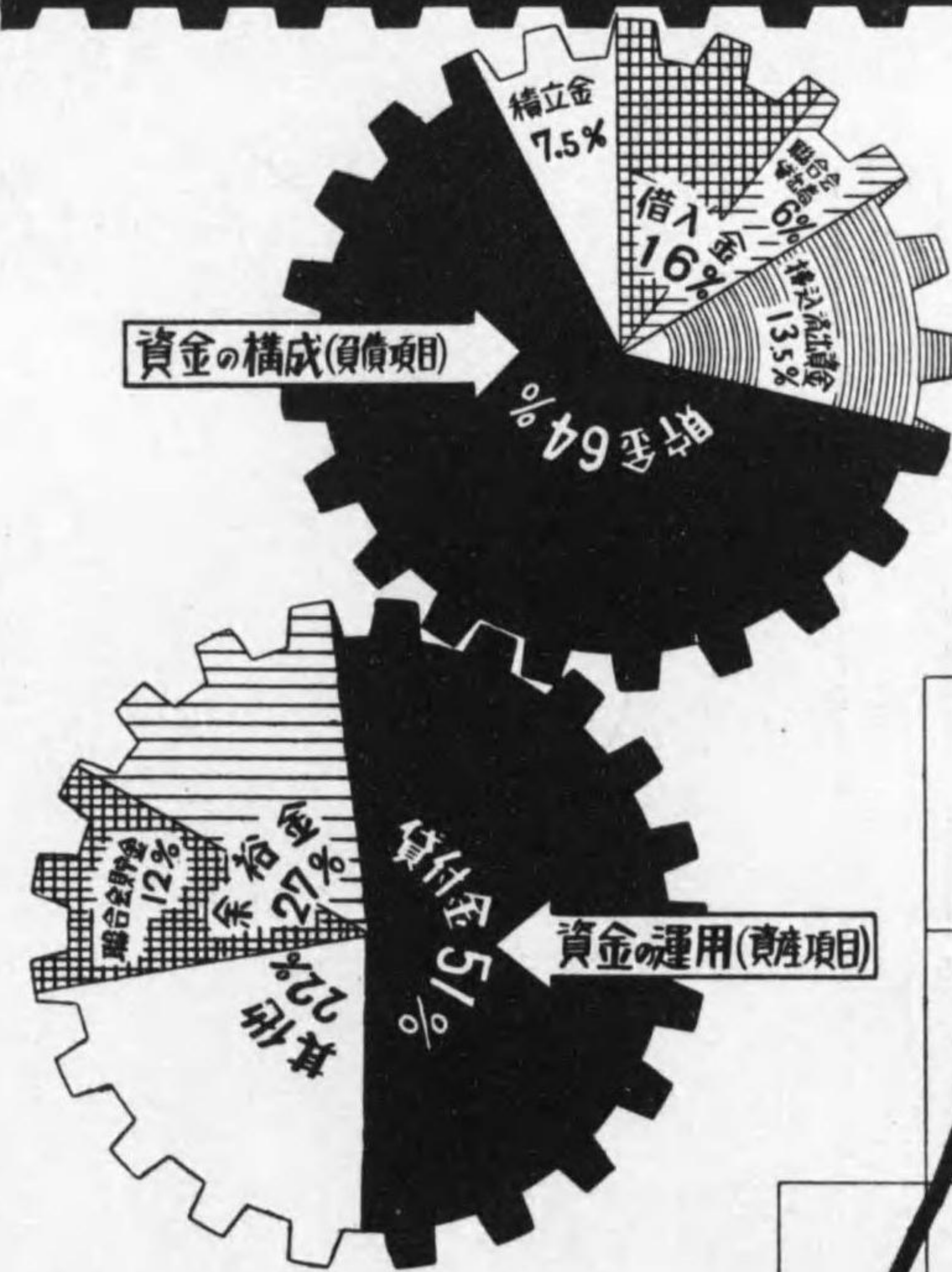
御用

店商田篠元造製傘産

番七六二話 電 町城燕市阜岐
 七七六二屋古名替振

産業組合運轉資金累年比較

5ヶ年計劃第1年度(昭和8)に於ける
 組合の資金及信用事業高



14.4-776

(1)

第八回産業組合年鑑

第一章 一般社會狀況と産業組合

一、一般社會狀況

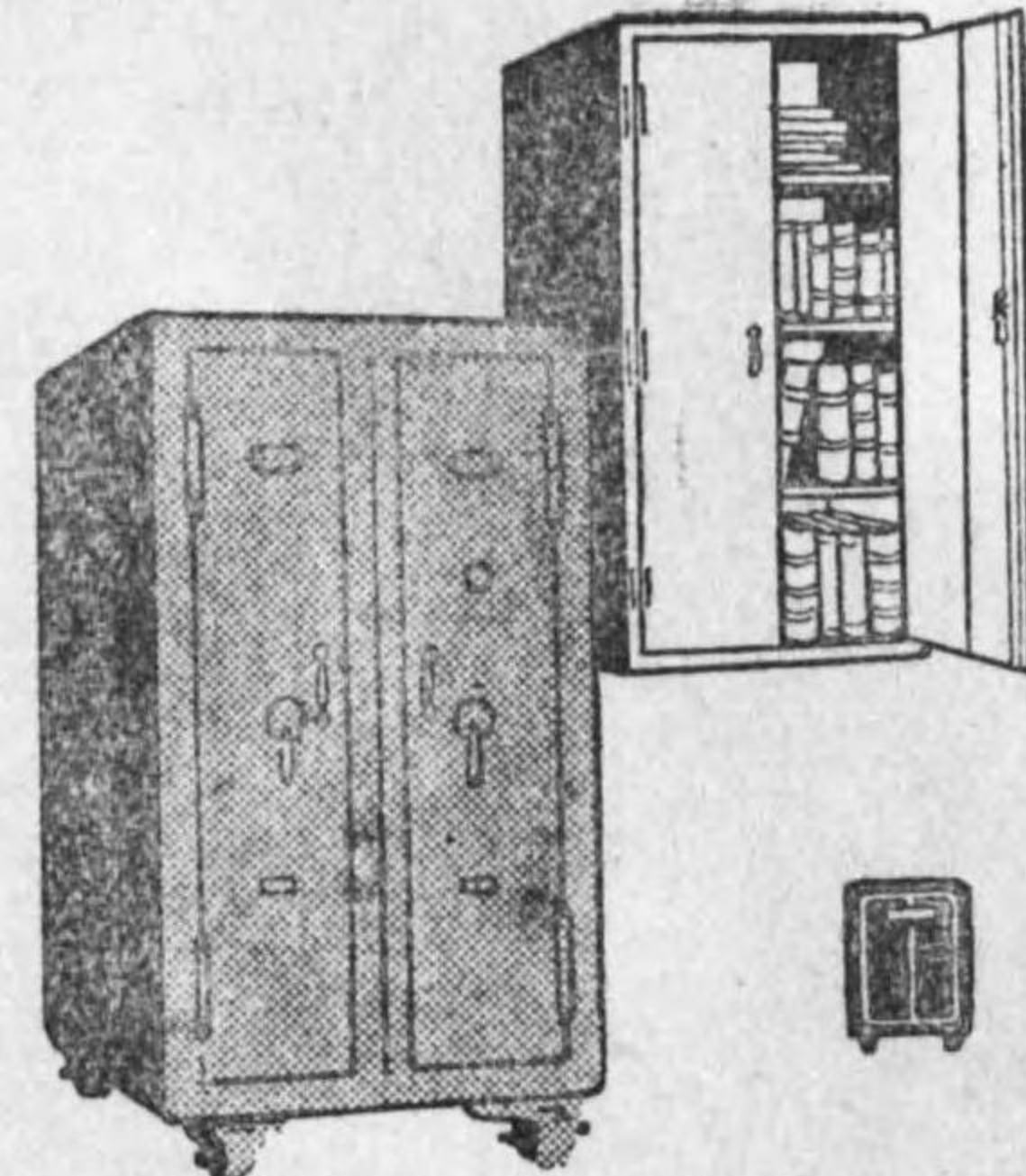
昭和九年は種々なる意味に於て異常なる歳であつた。昭和四年秋以來の恐慌は實に未曾有の深刻さを以つて、都市に於ても農村に於ても、民衆生活を極度の窮乏困窮の中に投げ込んだ。随つて之等の生活苦から来る處の不平不満は我國に於ても、將又、全世界的に見ても、恐慌の表面的なる弱まりと或る部分に於ける或る程度の解決とが齎らされた如くであるに拘らず、夫れは、新たなる急速なる展開を見せた。例へば、スペインの革命、オーストリアのナチス派の暴動、ユーゴスラビヤ王國の皇帝暗殺、ドイツナチス黨内の反對派殺戮の暴動等の純政治的な動きから、北米合衆國に於て桑港中心の全太平洋岸を席捲した沖仲仕中心のストライキ、續いて綿業労働者の大罷業、N・R・A 其他運動に對する労働者階級の反對、又、我國に於ても、六十五議會を廻つて、各種の動及反動が見られた。省と

省とはその各々の業務から人民間の利害の對立を多少反映して、小さな範圍内ではあつたが、對立した、又最も重要な米の問題を廻つて、内地外地の關係は表面上極めて難問であることと思はせた。労働者の争議件数は軍需工業の繁盛とファツショ的風潮の擡頭とからか、参加人員七年の一―五月の三九、四五一八、八年の四七、五七七人、九年の三九、一九四人と昨年比して八千三百人位を減少し、件數に於て見ても、九年一―五月の六八二件は昨年よりも三三件、一昨年よりも四二件の減少を見てゐるのである。だが後半期には東京市電の毎年出る所の百萬圓の赤字克服を名に例の山下案なるものが四割内外の減俸を一萬二千餘の労働者に強いたので、總罷業となり、各地の大都市の市電の労働組合の應援もあり、一つの大きな社會問題となつたが、種々接衝の結果労働者側は結局山下案を受諾せざるを得ない様な事になつた、だが、こうして蔭かれた不平の種は、此儘刈り取られたものかどうかを大方のために憂慮せざるを得ないので

産業組合中央會御用



型録進呈



組合の財産を護る……石原金庫
 組合の事務を整理する……石原製鋼鉄書箱
 組合の貯金を殖す……石原製貯金函

東京本店 石原金庫店
 電話 本所 六六(73)番 六六番 六六番
 振替口座 東京 六一八八番

ある。殊に農村に於ては、米國のニラ運動の失敗の結果の消費力の減退と人絹の發達——夫れは皮肉にも我國が本年中に英國を抜いて第二位となり、やがて米國に追いつきそうな勢であるが——とは、絹絲の値段を極度に下げた、それは八年前半期には千圓内外まで上つたものが、後半期には已に五百圓臺に落ち、其後五百圓を割つたのであつて、九年後半期に又、多少引返へしたのではあるが、それでも五百圓を四・五十圓内外上廻つたに過ぎない様な情無い状態である。又、米に於ても、養蠶地方等に於ては特に、夏場から飯米にさへも事缺く様な事になり、統制法の偉力は何處を攻撃した事になつたのであらうか、と云ふ様な事が、新聞雜誌の當面の問題となるに至つたのである。此の中に於ては、小作争議の件数は七年よりも減少してゐるのであるが、八年に比すれば増加してゐる。然して土地問題を廻つて小作契約に關する争議は依然として多く、全體の六〇%を占めてゐるのは小作問題の深刻化を示めしてゐる。

二、主要なる部門別の狀勢

斯の如き狀勢の中に於て然らば、我國の一般經濟界の様子はどうかであつたか？

前年末から今年の秋にかけては、經濟界は軍需産業と貿易産業の繁盛とに影響されて、事業指數は一般に多少改善されて居るのであるが、工業及び鑛業に於ても已に其の發展は極めて不

均衡であつて、跛行性を明瞭に表はして居る。又、農林水産業に比較する時は、その不均衡性は一層著しいものになつてゐる。兎に角、我經濟界は軍費インフレと輸出増進を兩輪として部分的に繁榮の方向へ進んだ。然るに、此の現象は從來の數ヶ年の恐慌時に比して如何なる關係に立つか。景氣の發展は、成程資本主義社會に於ては常に變動する。如何に深刻なる恐慌と雖、或る時期には或る條件の下に恐慌状態は解消して好景氣の時期を現出し得るのである。だが此の時期と雖現在の狀勢の下に於ては、決して歐洲戦前の様な好景氣を現出し得るものではない。それは一種の中間的な慢性的な不景氣に近いものであつて、決して好景氣とは言ひ得ないのである。何故か、一口に謂へば、獨占資本の制覇が産業に及ぼす影響に依るのである。軍需工業の利益は例へば日本鋼管の昭和五、六年平均利益率が九・三%であるものが、九年以上期は四五・二%下期推定四一・六%の高率となつてゐる。日本鑛業九年推定一五%、三菱鑛業は純益金上期六百三十七萬圓で率は二四%、戸畑鑛物五、六年は六・四%の利益率を擧げるに過ぎないのであるが、九年以上期には約二〇%に達せんとし、石川島造船が同期二三%で、其他にも軍事豫算の増大の爲めに注文激増して利益も著増したのである。

然らば恐慌状態は如何？

二三の重要事項について検討して見れば次の如くであるが、
(一) 先づ我國の貿易統計について見よう。

(東洋經濟年報第十七輯・單位千圓)

年	輸出	輸入	入超
七年	一、四三、三九六	一、五三、四三九	一〇〇、〇四三
八年	一、九三、四九五	二、〇七、〇六四	一三三、六六九
八年	一、一六、〇五五	一、〇六、六六六	九、三八九
九年	一、〇三、三三〇	一、三三、〇〇六	二九、六七六

七年から八年へ、八年から九年へと著しい躍進があつたことは相當明瞭に表れてゐる。世界貿易に於ても從來の著しい減退傾向から稍々緩和せられたことは周知の事實である。乍併大局から見ればまだ不振状態を免れないのである。一九二九年當時に比すれば八年の輸出價額は僅かに三五%にも足らず、又數量に於ても七五%に過ぎないことは、不振状態なりと謂はざるを得ない。此の間獨り我國の貿易のみは飛躍を遂げてゐる。全體としては世界の貿易額に對して三%に過ぎない日本の貿易は、世界貿易が恐慌前の七五%に過ぎぬのに、一九二八年當時に比し一四四・八%に著増してゐる。此の事實が諸外國の貿易商に偉大なる驚異となつたことは誠に當然なこと、云ふべきであらう。蓋し此の事實は低爲替と低コストに依るもので、實質賃銀の低廉なることは其の極めて大なる原因となつてゐるのである。低賃銀の原因は生活の封建性と失業者多きが故に労働者間の競争が激しきこと、農村の不況に依り農産品が極めて低廉なる價格に依り取引されてゐるからである。

實收賃銀は稍々増加してゐるのであるが、定額賃銀に於ては九年の方が明瞭に減少さへもしてゐるのである。實收賃銀も夏になつてからは減少してゐる實收賃銀指數は四月(九〇・七)六月(九〇・五)七月(八九・六)である。(「エコノミスト」に依る)

年	定額賃銀	實收賃銀
九年	八三・〇	九〇・七
八年	八五・五	八八・五

此の條件の下に於ける貿易の進展は、帝國主義的政策の下に在る諸外國のプロツク經濟政策に依り、高率關稅又は片貿易の調整を名とする日貨進出防止の嵐の中に於て行はれたるものであることに注目せねばならぬ。此の事は日本の貿易の根強さを思はせると共に、各國間の對立には多少の波の起伏は免れぬとしても總じて、激化するとも根本的には解決され様とも見えぬことを思はねばならぬ。故に我國の將來の貿易を思ふ時に夫れは極めて憂慮すべき、状態に在るものではないだらうか。滿洲の購買力低下、綿製品の先約の進行度の遲滯、明年に於ける人絹織物の反動來の見込、既得大市場益々縮小と云ふ様な事が新聞紙に報導される様になつた(讀賣、十一月三日朝刊参照)

(二) 事業活動の狀況を見るに大要左の如くである。鐵道貨物發送噸數は九年五月は八年五月に比して九四・四——八四・二へと一〇・二を増加し、電力消費量は八二・二——八八・七と六・五を減じ、石炭消費量は一一八・五——九七・三と二一・二を増し、

原油供高は一〇〇・九—一〇一・三と〇・四を減じ、綿絲製産高は一〇七・〇—一〇〇・四と六・六を増し、輸出絹検査高は一三三・五—一二六・〇と六・五を増し、羊毛輸入高は一四・六を減じ、洋紙販賣高は四・五を増し、セメント消費高は一〇一・八—一〇一・二と〇・六を増し、鋼材供給高は一四・二—一二一・五と七・三を減じ、總平均に於て一〇一・五—九六・三と五・二を減じてゐる。(以上はノーマル一〇〇とせる東洋經濟新報社調査)之を以つて見れば電力、原油、羊毛、鋼材と謂ふ如き重要な課目に於て相當著しい減少を見、他は増加せる如きは現在の經濟的發展の異常なる不均衡を表すと共に、總平均に於て五・二を増加してゐることは、其處に多少の經濟的昂揚が存在することを示すものであると謂ふことは出来るであらう。だが、夫も極めて微弱なものである。

(三) 物價の動きについて見るに、前半期に於ては先づ微騰氣味の強保合であつた。金輪再禁止直前を一〇〇として八年十月は一三九・九、九年一月は一三五・八で漸騰し、六月は一三四・二其後多少の騰落はあつたけれど、秋になつて再び値上りを見てゐる。九月の一四九・四は日本のみの現象である(日銀調査)

農産品と非農産品について見るに、九年に入つてからは農産品の指數がむしろ上位に在るのは、米穀統制法の効果が相當に著しいものであることを示めてゐる。而して、之等國內物價は全體としては、貿易品に比して値の上り方はむしろ低いのであ

つて、(六年十一月一〇〇として九年六月が國內品一一四・八、貿易品一七一・八を示す)之は實に、國內市場の涸渴即ち國內民衆の購買力が健全に上向せざることを示すものである。その状況は次の如くである。

(四) 先づ小賣物價指數に於ては、九年五月迄強保合で一四九を示めたのであるが、以後は漸次軟化した傾向であり、それでも財政インフレと軍需景氣の相變らずの増進との爲に稍々上位に在つた。従つて生計費指數について見ても昨年よりも稍々上位に在つた。然るに定額賃銀について見れば總計指數は昨年よりもむしろ下位に在るのである。従つて之だけを見れば其の購買力は寧ろ減少の傾向に在ることを充分に推測出来るのである。而して失業率を見るに今年に比して多少減少し、内務省社會局調べに依るに調査人口七、二三九千人の中失業者四三九千人であつて、其の割合六・〇六%である。尤も此の調査は相當限定されたものであつて、少し廣汎な意味の失業者は極めて數多いものである事は推知出来るのである。何となれば生産の制限率を見るに、重要品十四品中最近減少の傾向に在るものは其の制限率(括弧内)を示せば四品で、紡績(一八・八)、硫酸(二五)、洋紙(四二)、板紙(五五)、保合のもの五品、絹紡(三三)、ラミー(三〇)、石灰窒素(四〇)、和紙(三〇)、鋼鐵(四〇)、漸増のもの四品で人絹(九)、晒粉(五二)、過磷酸石灰(四〇)、洋灰(五七)の如くである。尙、此の外に重要産業で相當

高率の限産を爲しつゝあるものもあるしするので、又相當多數の勞働者を雇つて居つた工業で、多くの閉鎖工場を出してゐる様なもの、例へば、製絲業の如きものゝあることを考へると失業者の數は相變らず、可成りの多數に上つてゐるものと見て差支へないと思ふのである。而して農村の購買力が増したかどうか、之は極めて一部階級のもの、地主及商人にして端境期迄米を多量に持ち耐えたものは儲けたらうし、又多少の購買力も出たであらうが、一般農家は反對に益々貧困化したであらう事を考へねばならぬ。米を買ふには金は無く、拂下米さへ自由には手に入らず、剩さへ深刻な生絲恐慌に襲はれた農村は非常なる窮乏化である。今年十月末から十一月初めにかけて凡ゆる新聞が、農村に於ける現金の缺如、娘を都會に賣る悲惨さを三段抜で報導したのは決して例のジャナリズム的行爲のみで無いところが頷ぶられるのである。

尙、軍需品工業の爲めに生産を増加せんとする資本家は有利に、一般消費者は如何に不利であるか、その一斑を示めせば左の如くである。

類別物價指數(明三六一大三一〇〇)

	總指數	生産財	消費財
八年九月	一三四・五	一四〇・九	一二八・二
九年二月	一三〇・八	一二八・四	一三三・二
同 九月	一三八・四	一二五・四	一五一・五

前年トノ差 (十)三・九 (一)一四・五 (二)三三・四

生産材と消費材との地位は全く轉倒して仕舞つてゐる。

(五) 其他各種の指標を見るに、銀行會社の計畫資本に於ては九年一—六月(日銀調)四一五百万圓、八年一—六月七四五百万圓で今年是非常なる減少である。全國銀行預金は八年六月より九年六月迄に五三二百万圓を増加せるに拘らず貸出は同期に五七四百万圓と激減の傾向を見せてゐる。財政インフレに依つて資金は市場に横溢して、低金利化は一層進行した。政府及日銀は意識的に金利の急激なる低下を避けた。それは餘り急激に金利の低下する時には『金から物へ』の運動が勃然として起こされ、悪性のインフレを惹起する危険性があるからである。若し、之が猛烈な軍需品インフレの如きものとなり、將來の生産に直接役立たざる消費の爲めの生産が、盛行する時には此の種の危険は決して絶無では無く、反つて國民的經濟力の破壊を來す可きやを憂ふるものである。

恐慌状態からは一應底入れを爲したと謂ふことは出来るとしても、資本主義の青年期に於けるが如き健全なる動きを爲さず、何時でも逆轉し、又、その間の經濟的矛盾は直ちに帝國主義戰爭に至るべき危険を益々多分に包藏しつゝ進行するものなる事を知らねばならぬのである。有名なる資本家である郷誠之助さへも『資本主義→生産過剩→市場開拓→市場奪取→戰爭の危険と云ふ一つの不可分なる連鎖が出来上る。資本主義には生産過

剩と謂ふ缺陷があり、戦争誘起の危険と云ふ餘弊がある『經濟三月號、經濟國策の革新一六頁』と云つてゐる。
此の様な中に於て、我國に於ても一面に於てはフアツシヨ的強制的運動が行はれたけれ共、民衆生活の窮乏化に應じて、民衆の下層生活者擁護運動が行はれたのである。

(六) 農村の窮乏は極めて甚だしいので、農民生活は産業組合として特に注意しなくてはならないのである。繭の値下りは養蠶農家の収入を激減せしめた。米の値上りは米穀統制法の功績として相見するべきものがあつた。殊に、各種の天災の結果第二回收穫豫想高が五千萬石前後になりそうであるので十月末には期米三十萬圓上つた。乍併、五百六十萬戸の農家中二百七十萬戸は米作者にして米を購入する農家であるので、米の値上りが即ち農村の中農以下の農民に如何に影響するか大いに考慮を加へねばならない。

之に對して農村救済の聲は猛然と起つて遂に十一月末には臨時議會を開會する迄になつた。

米穀統制法も内地米の統制のみでは決して其の効果を擧ぐるを得ない。乍併外地米に對する策は種々考究されつゝも之を圓滿に解決することは仲々困難であつたが、十月初旬より米穀對策調査會に於て外地米に對しても考慮が廻らされ、相當程度統制されるであらうことが参考案として發表された(十一月八日東朝参照)。此の大綱は全農協の十月三日の理事會の決議に大體

一致するものゝ如くである。

特に東北救済に對しては政府としても所有米の貸付のみならず、救済米の配給についても考慮をなしつゝある事が報導された。産業組合に於ても、救済金を送るのみならず全購聯は肥料は特に廉價に配給し、中金に於ては出来るだけ低資を豊富に融通し、その販賣を出来るだけ有利にする様に決意したのである。

(七) 以上の結論として一言すれば、我國經濟の前途は決して樂觀すべきものでないと謂ふべきであらう。貿易の前途は、各國間の政治的對立の發展の狀況が少しでも順調に進むであらうとはとても考へられない。一つの景氣恢復の有力な原因たる軍需品工業が何日迄も無限に續くと考へられない。無限に續いたとしたら之は財政上如何なる結果を齎すであらうか。昭和九年度の豫算、二十一億四千二百萬圓中陸海軍兩省所管費のみにて九億三千六百萬圓で四割三分、之に他の省の所管になつてゐる間接なる軍事費を入れると非常なる額に上ることは謂ふ迄もない。而して、財政インフレも一般國民大衆の購買力を健實に發達せしめるに至つてゐない。缺狀價格差は増大し、増税の叫ばれる今日一層負擔加重となる農民生活の立直りは困難である。就業率は多少増加しても實收賃銀の下りつゝある勞働生活にも大きな問題が包藏されてゐる。

かくて我國の前途は頗る安心の出来ないものになつてゐる。景氣は恢復するとも謂えるし又、しないとも謂える。何れにし

てもそれは多くの不均衡をはぐみ、隨つて多くの危機を内包するものと考へねばならない。

三、産業組合運動の狀況はどうであつたか

(一) 産業組合の全般的進展狀況は如何
然らば此の情勢下に於て、一九三四年度の産業組合運動は、如何に開はれたであらうか。

産業組合運動は更めて謂ふ迄もなく、都市及農村に於ける中産者の自主的自衛的運動である。然るに、刻々其の生活權を危殆に陥入れられた多くの民衆は自己の發言權を求めつゝ自衛運動を爲さねばならなかつた。そして産業組合運動に入つた。以上の如く一部の産業活況とその反面の民衆生活の相變らすの或は又、天災に依る困窮の増大とは、國民大衆の經濟生活を異常に窮乏化せしめた。しかも米國を初め全世界の恢復は未だ微々たるもので、我國の恢復に好影響を及ぼすものでは無かつた。民衆經濟に直接根を置いてゐる産業組合運動が樂に進展し得るものと考へるのは、甘すぎると謂ふ非難を免れぬであらう。自力更生が民衆の自主運動に對する援助の別名であつて、援助無しは放任の自主であると解するならば之は非常なる誤りではないであらうか。國家の援助なくして、中小産者の經濟團體運動が決して圓滿順調に發展することはない。嘗ても無かつたし

又無いであらう。乍併、其の爲めに自主性を喪失するならば、自力更生の名に適はしからぬであらう。

然らば、産業組合擴充五ヶ年計畫の第二年度は如何に進行したであらうか。

第一年度が平均其の主要なるものが、計畫數の一〇%を増加すれば足りたに反して、本年度は、約三〇%を増加せねばならぬ。良く行つた方を擧げると信用を除く他の事業は概して良好なる成績を示めた。又、之に於ける地方、中央の聯合會はその統制力、即ち、利用率を著るしく増大した。だが、信用事業の中貸付及資金狀況について見れば一般金融界の狀況と相併行して、餘裕金の緩慢なるに引替へて、貸付事業は一向に振るはず、昨年も甚だ不成績であつたが、今年も著るしく不成績であつた。そして此の點に於ては前途全く望みは無い様にさへも見える。茲にも農業の不利な立場に在ることが、明瞭に看取される。今後我々は、此の點を鋭く問題の中心とせねばならないであらう。

資金は計畫數には遙かに達しなかつたけれ共一般には多少増加した、その中でも貯金は特に増加し、半期で八千二百萬圓を増し、十二億二千萬圓に達したが、その反面、預金が四千四百萬圓を増したことに、貸付金の増加せぬことを考慮すれば、此の方面に於ける我々の産業組合精神の發揮が一層要請されてゐることを知るのである。之等の結果の不充足さは、その根底

に於て組織運動の不充分さに現れてゐる。

先づ、重要なのは、未設置町村に對する組織であるが、昨年比して半期で一五五を減じ、本年六月末が一、五七八になつたと云へ、中央會計畫に比して五六六を餘してゐる。組合員數に於ては九萬六千人を増加し五百三十三萬人に達したが、中央會計畫に比して五十五萬七千人を餘してゐる。若し之等の組織上の計畫が順調に進んだならば、他の計畫項目は一層進歩したであらう。組織問題は、運動の根本である。いやが上にも重大なる關心を以つて、正しき解決の爲めに努力せねばならぬ。

反産運動は、相變らず、中小商工業者に依つて議會の開會中行はれ、殊に、肥料業者は五萬位が署名して産業組合の特典廢止の請願を爲したのであるが、成功しなかつた。其他全般的には餘り表面化せず、地方的に醫療組合其他につき多少、見られたに止まつた。乍併、之は一時下火になつたに過ぎず、彼等は今後、各種の形態を以つて、又は、主體を一層擴大して起り來たる可きことも有り得るから、産業組合は内部の結束を一段と固めねばならぬ。

(二) 米の問題について

然るに一方政治問題として各種の經濟政策及社會政策を遂行せねばならなかつた國家は、米の問題が農民救濟の一手段として提唱されたけれ共、先づ米穀統制法として之を現した。乍併此の法律も十一億八千萬圓の膨大なる資金を擁して千三百萬石

餘の米を抱えて米穀會計の危機を傳へたのであつたのであつたが、之も今年の南方の旱害、近畿の風水害、中部北部の冷害、北陸の水害と謂ふ稀に見る處の全國的大天災のため不作だつたので稍々米穀會計も愁眉を開いたのであつた。だが、一層進んだ米の對策——何か專賣の様なもの——をやや、又しても政策の急轉換をやらねばならぬ秋になつたので、その前提としてか、産業組合に依る米の全面的處理を爲すことになつた。尤も本輯の締切らるゝ迄には米穀調査會もまだその決定を見てゐないのであるが、産業組合に於て米に關する限り強制團體として、自主性を捨てざるを得ざるが如くに見えるのである。減少せる國民的購買力と増加せんとする米の供給の前に立つて、米の國策の擔當者たる産業組合は如何に振舞ふ可きか、出来るだけ茲に急速に、組織を延ばして強制でなく、納得づくで、全米穀の取扱を爲し得る様にせねばならぬ。

(三) 生絲と繭との問題について

生絲の運命は果して何日迄續くであらうか、人絹は再び生絲を産業革命するのではなからうか。そうした曉に若し現在のまゝで農村の生産關係が續くとしたならば、その不幸は如何程大きなものであらうか。生絲及繭の運命が絶望では無いとしても相當悲觀すべきものであるとするならば、吾人は之に對して如何なる對策を持たねばならぬであらうか。

今年の繭價は昨年の平均五圓二三十錢であつたに對して二圓

六一九十錢である。此の安値は言ふ迄もなく主として生絲安が最大の原因であり、之に加ふるに一千萬貫を越える巨量の端境持越繭の市場を壓迫してゐたことに依るものである。五百六十四萬戸の農家の三割六分が養蠶に従事し、その収入の減退は誠に恐るべきものがあつたのである。

此の根本對策は他の農作物に轉換するなり又は有効なる生産制限をなして、或る一定の需要に對する有効なる價格の釣上を爲し得なければならぬ。だが繭安である原因の中には製絲資本家が各種の勞策を以て値段を下げる事(例へば特約養蠶組合に對する買收策、生産費の過大なる見積り等々)にも亦存在するのである。此の事は沼津を初め其他の靜岡の繭市場の閉鎖問題として現れて來た。

政府は六十五議會に於て原蠶種國家管理法、輸出生絲取引法を制定し、乾繭共同保管助成金二六五萬圓、蠶繭類新規利用研究費二十萬圓等の豫算を成立せしめ、民間に於ては生絲出荷制限三割を定めたが實際には此の半分以下しか實現出來なかつた模様である。

政策は斯の如く貧弱であるが、農民として最も大切なことは現在の生産狀況の下に於ては出來た繭を自主的に中間的利潤を省いて有利に處理することである。茲に於て、産業組合は九月二十・二十一兩日の會議を以つて産業組合蠶繭處理對策を定め養蠶實行組合の活躍に依り、組合員の繭は勿論のこと進んで區

域内の繭は其の全部を産業組合に集め、乾繭又は生で平均販賣を爲すことに決定した。従來は産業組合は大體二十六%を取扱つてゐたのであるが、今後は組合製絲の普及してゐる地方は其の供繭が圓滿に行くであらうし、單位組合又は特殊聯合會の活躍に依り繭の取扱量は急激に増加するであらう。

以上の二つは今年に於て特に産業組合が採用した二大政策であつて、産業組合の近時の政治上の重要性を充分に證明してゐるものである。兎に角産業組合が其の政策を全面的に展開する事が要求されてゐるのである。唯一の大きな民衆組織であることがその最も大きな原因の一つとなつてゐる。

(四) 産業組合の本質が問題とされるのは何故か

次には、此の様な時期であるので産業組合の國際的歴史的價値を附與してゐる處の自主性と民主性を喪失し、或程度變質しても尙、外形的組織の擴大を求めんとするの聲が強くなり、全農協に於ては十月三日理事會を開催し「米穀自治的統制ニ關スル決議」を發表した。その要綱中次の二項を注意せねばならぬ
『二、米穀生産者(地主ヲ含ム)ノ販賣スル米穀ハ其ノ區域ニ屬スル販賣組合ニ其ノ販賣ヲ委託スルモノトス』
『九、政府ハ全國米穀販賣購買組合聯合會ニ對シ米穀統制上必要ナル命令ヲ爲シ得ルモノトス』と規定し、産業組合に對する強制へ自ら移行せんとするが如き氣配を示めした。之は先きに九月廿五日午前十一時より開催されたる米穀調査會に米穀局より提出された

る参考案の(五)米穀自治的統制案要綱の中に『米穀統制組合』なるものが規定されてゐる。之が極めて官僚主義的強制的なものである、従つて此の様な組合が出来れば産業組合は極度に阻害され、引いては、農村生活を終局に於て幸福にするものではないのである。何となれば産業組合が、資本主義の前述の状態の下に於て、些細なる規模で漸く営まれてゐる中小産者の経済を安固に導き得つゝあるのは、組合員になつたものが多かれ少なかれ自分のものであると思つてやつてゐるからである。

若し、然らずして産業組合が自主的なものでなく、即ち民衆のデモクラチックな相互的な管理下に無いものであるならば、名は組合でも特別な任務を持つた一つの自治體に過ぎないものである。此の種の事業の擔當者として自治體の能力は果して如何。見方に依りては如何に不充分極まるものであつたとして、産業組合こそ、現在の農業政策の多くのもの、擔當者たり得るのは、一つにかゝつて次の點に在るのだ。曰く民衆自身が自分のものであると思つてゐること。従つて、之に對する不平不満は自身も當然こゝに責任があるから、他に不平を持つて行かず自ら解決しようと努める。然るに一旦自治體的以上に外部から強制される様になると、その間の關係が全く逆になる。そして農業政策又は中小産者の社會政策の手足は、奪はれて仕舞ふことになりはしないであらうか。そうなれば一般庶民大衆の立場からするも、將又、政府の立場からするも、測る可からざる

る不利益では無いであらうか。

(五) 消費者組合と生産者組合との關係について

次に取り上げねばならないのは、生産者組合と消費者組合間の問題と之をどうしても産業組合運動が取り上げねばならぬ様になつた客觀的状態とである。

兩種組合の聯携問題は國際的には非常に以前から論議されてゐたに拘らず、日本に於ては從來餘り現實的には研究されなかつた。然るに、昨年末から今年に至つて、直接間接各方面に於て問題とされるに至つたのは甚だ興味ある問題である。(一)宇都宮の産業組合問題研究会に於ける中央會の研究發表者の論題(二)産青聯全國聯合の第二回全國大會の研究論題として、(三)本年二月の全農協の第一回總會に於ける宣言へのスローガンの第三項に「都市及農村ニ於ケル庶民大衆ノ提携連絡ノ促進」と謂ふ項を出して、進んで消費者組合の確立と提携とに努める可き決意を内外に宣明したのである。(四)十月の農倉協議會に於ける農倉側の消費組合設立の要求、(五)小麦の買控への集りに對する全販聯の對策と呼應せる全國消費組合協會の宣言等々。

上記の事は、日本に於ては農村産業組合の或る程度の完成と謂ふことから生じた。即ち販賣組合が米の様な重要な農産物を相當程度販賣統制を爲し得るとしても、その販賣先が商人であつてはその統制は決して完全なものではあり得ないのである。どうしても、安全確實な消費者の大規模の相互主義の組合を相

手としなくてはならない様になつて來たことから結果したものである。我國の様な遅れた資本主義國で封建的要素を多く残してゐる國に於ては、大資本主義でさへそうである如くに、産業組合の様な小産者の組織は相當程度國家の援助なくしては容易に延びられるものではない、その一部である消費組合にも相當程度國家の援助無くしては延びられるものではないであらう。然るに種々の事情から見て、消費組合の非常に急速なる大規模化するに云ふことは仲々困難であらうから經濟上の見地から見た兩種組合の連絡は當分微弱なものとして止らざるを得ない。兩者から一生懸命手を延し合つてゐるに拘らず、恰も牽牛織女の様だ。此の連絡は政治的意味から見て、産業組合のレーゾンデーだ。此の相互主義を擴充する爲めに極めて必要である。何となれば、都市の労働者消費組合こそ形式的には不完全であつても、その内容實質は消費組合の傳統を正統に繼承したものであるからである。その生粹を農村組合に傳へることは、今や、重要問題として取り上げられてゐると見る可きではなからうか？

(六) 組合内デモクラシーの問題(自主性と民主制)について

最後に、此の問題は、一步進められて、組合内デモクラシーの問題として取り上げられつゝあることを指摘せねばならぬ。今年程明瞭に自主制と民主制の組合内デモクラシーの問題が取り上げられた事は少くも最近の十年間に於ては無かつたことである。要之、論ずるには其だけの根據があつたのだ、前述

の強制化論の擡頭に對して、擁護論が必然的に擡頭したのである。

統制經濟と計畫經濟論の流行が産業組合組織を論ずる際に引合ひに出されたのは一昨年であつたが、此の統制の中に強制的と自治的の二種類あり、産業組合は飽く迄後者でなくてはならないとされて來た。又、組合同志のものでなくてはならないとされて來た(即ち相互主義)。だが今其れが放棄されねばならぬ時であらうか。之は正に民衆生活に於ける非常時である。極く最近に於てドイツのナチスは之を民衆に強いた。夫れは産業組合を擴大せんが爲めではなく、産業組合を壓迫してナチスの獨裁權能を徒らに強化せんが爲めであつた。最近の新聞雜誌の報導に依ると、ナチスは最初こそ無産階級の爲めの政黨の如くであつたが、後には本質的には獨占資本の御用黨たることが暴露された。

何にしても大問題である。

産業組合の各機能の全面的展開は、遂にその本質を如何に守る可きやの中心問題に迄、突き入らしめた。若し極端に言へば本質が變はれば、夫れは、産業組合では無くなるのだ。即ち現下の異常なる状態は、産業組合運動を存続せしむべきか、之を廢止して何か他のものを替ゆ可きかの歴史的時期が此の一年であつた。來る可き一年は一層此の發展として、各種の動と反動とが表面化することであらう。

第二章 産業組合史

第一節 概説

本年度産業組合の全面的活動を規制するために持たれた全国的諸會合は此處に収録せられたものゝみでも、その數三十を越ゆる。年々反復さるゝ恒例のもの、新に持たれたるもの、各様であるが、これ等の諸會合に於て討議決定せられたる諸事項は何れも産業組合運動の情勢を明確に反映してゐる。

本年度に於ける産業組合運動中の特徴的な事實としてわれわれは左の諸項を擧げることが出来る。

- 第一、産業組合擴充五ヶ年計畫がその第一年度を終り、第二年度に入つたこと。
- 第二、反産業組合運動が本年度初期に於て一應その頂點に達したこと。
- 第三、反産運動並に一般、特に農村の情勢の反映として産業組合運動の中で政治問題が喧しくなつたこと。
- 第四、米穀問題が一年間繼續的に紛糾して産業組合界に諸問題を提供したこと。

第五、蠶絲業恐慌の再深化が産業組合界に問題を提供したと。

第六、一般金融界に於けると同様、産業組合金融に未會有的餘裕金を生じ、これが問題化されたこと其他一般的に産業組合運動が急速に進捗したこと。

勿論問題を各種の角度から觀察することは必要であるが其は既に第一章に盡されたところである。

扱て本年度産業組合界出頭第一の問題は産業組合擴充五ヶ年計畫がその第一年度を終り第二年度に入つたことである。

五ヶ年計畫第一年度の成績如何は今後の此の運動に對する目安ともなるべく、又初年度の業績に對しては一般的に最初の經驗として期待されざるを得なかつた。而してその結果は第一章に於て示された如く、大體に於て成功的數字を收めた。このことは組合運動の進展に對して少なからぬ自信を與へたのであるが、然しそれは必ずしも第二年度計畫達成の可能を約束するも

のとは言ひ得ない。勿論社會の一般情勢は更に産業組合運動の進展に拍車を與へては居り、組合側の熱意も漸く熟した所であるが、第二年度計畫は數量的に云つて第一年度の三倍であり、過去一ヶ年の經驗はこの數量的達成の相當難事業たることを教へたのである。その故に本年前期に於ける諸會合に於ては常に第一年度の體驗を基礎として、第二年度の計畫を如何にして達成すべきかが討議の中心題目をなした。そしてこれが具體的方針を最初に決定したものは一月二十三日開催せられた第四十三回支會役員及主事協議會である。即ち此の協議會には中央會より「産業組合擴充五ヶ年計畫第一年度ノ成績及第二年度計畫遂行ニ關スル報告並協議」が問題として提出され熱心に討議された。本會議は此の年度内に於ける産業組合運動の指導方針の大綱を決定するものなるが故に、此の提出問題は重視されなければならぬ。その後更に於ける諸會合は何れも五ヶ年計畫遂行に關する問題を取り上げ、四月下旬鳥取市に於て開催せられた第三十回全國産業組合大會に於ても中央會提出問題として現はれた。

諸會合に於ける協議の結論は大體に於て其の軌を一にしてゐるが、此の問題に關する斷案の集大成ともいふべき全國大會の決議の内容を茲に抄録すれば次の通りである。

即第一には「庶民經濟確立の基礎條件たる左記事項の達成に主力を集中すること」として、五ヶ年計畫の基礎的條件たる組

合の新設、組合員の擴大、購販事業の強化、系統的活動の強化を更に繰り返し、此の原則の強調と共に、これを實現するため實際的な活動方針が規定されたのである。この新方針の決定こそ第二年度に於ける五ヶ年計畫運動の新局面であつて、その方向は、(イ)既定計畫の檢討修正と、(ロ)これに基いて原則達成のために採るべき實行方法の指摘に分れる。そして此の(ロ)の部面に於て既存の諸協同組織の産業組合化が全般的に主張せられたことは注目すべきであらう。詳細は別項に明かなるが故にこゝに畧する。

五ヶ年計畫と相並んで(又それと相關的に)本年度前半に於ける産業組合界の大問題は反産業組合運動の顯現であつた。反産運動が昭和八年に於て隆昌を示した經過及其社會經濟的基礎に就いては既に論究が充分なされたからこゝに略されて良い。只此處ではこの運動は所謂商權擁護聯盟の結成によつて著しく社會的に現はれ、昭和八年十一月廿四日帝國議會を對象として日比谷に開催せられた全日本商權擁護聯盟大會を以て、その頂點に達したことを述べれば足りる。此の東京に於ける大會の前には全國數十の都會に於て地方的な大會が持たれ、反産の氣勢が擧げられたのである。

此の運動の將來の發展性に就いては大體の見通しが可能であつたから、之に對する産業組合側の態度は比較的冷靜、且つ批判的であつた。然し、これは決して黙視さるべきものではなく

萬一に備へる基礎工作は當然必要であつた。諸會合に於て常に又反産運動に對する考慮が拂はれたことは當然であらう。即ち第一回産青聯全國大會に於ても、全國消費組合協議會に於ても其の後に於ける凡ゆる一般的會合に於て反産運動に對する對策が討議された。そして一月廿三、四日に開催せられたる支會役員及主事協議會は遂に反産運動に對する産業組合側の具體的方針を決定するに至つた。これによつて示された産業組合側の態度は終局に於ては産業組合運動の擴充、これに對する民衆の理解の深化によつて、運動自身を強化することに第一の重點が置かれた。

然し反産業組合運動が商權擁護聯盟運動を中心として政治的性質を帯び、政治的手段によつて産業組合助長政策を轉回せしめんとする努力をなす限り、産業組合側も政治的にこれに對抗することを餘儀なくされる。われ／＼は反産業組合運動が急速に産業組合運動に於ける政治問題の關係を表面化したことをこゝに述べて置かなければならない。即ち先づ前記の支會役員及主事協議會に於ける反産運動對策の中には此の事實を裏書きする多くの項目が含まれてゐる。例へば「道府縣會、市町村會に於ける産業組合に對する政治動向に注目し、積極的に對策を講ずること」「兩院議員、道府縣會議員等に對し産業組合の理解を深からしむる様常時努力すると共に産業組合に理解なきものは之を支持せざること」「兩院議員、道府縣會議員、市町村會

議員其の他諸團體の役員の選出に當りては産業組合に理解を有するものを選出する様機運の醸成に努むること」等が、それである。

以上五ヶ年計畫遂行の熱意と、反産運動へ對する反撥とは農村の相次ぐ窮迫と並んで從來の恒例的諸會合の外に、劃期的な重視さるべき、諸會合を持たしめた。先づ新らしき産業組合運動の前衛部隊として産業組合青年聯盟が八年十月十五、六兩日第一回の全國大會を開催するに至つた。これは舊き産業組合の動脈硬化を緩和し、新たな社會的要求に應じて産業組合の、理想的、急速な發達に寄與すべく、従つてこの會議に於ては熱心に産業組合運動の政治的、社會的關係が討論された。これと共に一月廿五、六兩日第一回全國産業組合長會議が開催せられた。此の會議の題目は五ヶ年計畫遂行の件、反産運動對策の件の二つであつた。これによつて、如何に眞摯に此の二大問題が産業組合界に於て考慮されたか、理解されると共に、從來の氣勢を擧げるための「大會」と共に實質的な組合長の協議がなされたことに就いて、組合運動進展の現段階が明かとなる筈である。

全國産業組合長會議と相並んで注目さるべきものは、全國農村産業組合協會の結成とその第一回總會の開催である。此の會合は全國産業組合長會議に引つゞき一月廿六日開催せられたもので、協會設立の趣意書は「農村産業組合運動は農業者に依つて

農村經濟の自主的統制を目標とするのであつて、同志諸君の熱心なる努力によりて最近に至り相當進展を見たのであるが、現在の社會情勢は更に一層力強き運動を必要とするのである、我々は茲に全國農村産業組合協會を組織して農村産業組合運動を擴大しこれを強化するために全力を傾注することゝしたいのである。」と稱してゐる。そして第一回總會に於てなされた宣言決議は實に反産運動に對する對策であつた。全國産業組合長會議は五ヶ年計畫に織り込まれた事業の一つであるが、此の時機に於てこの會合が持たれたことは意味深く、更に農村産業組合協會の如き一種の拘束なき、農村産業組合の團結がなされたといふことは、産業組合運動に於ける劃期的の事實である。

農村産業組合に一種の政治的活動を要求した所の直接重大原因は前記の如く反産運動並に五ヶ年計畫實現の熱意であるが、それと共に農村問題が益々深刻性を加へ、之が對策の擔當者として産業組合の地位が漸く重要性を加へ來つたことにもよる。されば、從來の産業組合に於ける諸會議と異り、全國産業組合長會議に於ても、全農協會議に於ても農村問題一般に就いて政府に對する要望がなされた。

次に産業組合運動に直接重大な關係を與へた問題は米穀問題であつた。昭和八年度は米は未曾有の豐作であり、放任さるゝならば米價の極度に下落するであらうことは一般常識であつた。米穀統制法の實施とこの客觀的情勢を背景として、昭和八年十

一月及び、昭和九年十月に開催せられたる農業倉庫協議會に於ては米穀統制下に於ける販賣組合並に農業倉庫の活動方針が重要題目となつた。殊に米穀法實施一ヶ年の經驗の後に持たれた九年十月の農倉協議會に於ては極めて明確にその點が反映せられた。

即ち昭和八年度産米の出來秋に於ては、打ちつゞく農業恐慌のために窮迫のどん底にあつた農民は一刻も早く換金の必要に迫られて居たこと、他方豐作による値下りに對して米穀統制法が果して完全に米價維持の作用をなし得るや否やに就いて不安を残した——これは過去に於ける米穀政策に對する不信の産物である——ために、出來秋に於て農民の政府に對する賣渡米は殺到し、買上手續の不完全な關係から、統制法の活躍にも拘はらず、出來秋に於て農民の多數は公定最低價格以下を以て手離さなければならぬ事態に立至つた。然るに米穀統制法並にその補強工作としての穀貯藏政策によつて、浮動米の殆んど全部が籠詰されたために、有ガスレ問題、飯米飢饉の問題を惹起し米穀統制法の持つ幾多の矛盾を曝露した。殊に本年は全國各地に風水害、旱害、冷害等があつて、近來稀れな凶作が豫想されたために、米價は一層騰貴して、時に最高價格を突破し、最高値による拂下げをすら實現した。於是昭和九年十月に持たれた全國農業倉庫協議會に於ては此の體験を基礎として、産業組合の米穀對策が取り上げられた。そして産業組合自體としては所

謂「調節米」制度を採り、出来秋に於ける浮動米を産業組合、農業倉庫の手に於て一掃し、一般に米價の急落を防ぐと共に、此の機会に投資りを餘儀なくさるゝ貧農の地位を擁護せんとした。これは米穀統制法と相呼應するものとは謂へ、一つの重大な決議であると稱して差支へない。

猶米穀問題に關しては政府に於ても統制法其物の改正並にその補完政策の必要を認め、米穀對策調査會を組織し、對策研究中なるがため、これに對して希望が述べられたことは勿論であるが、調査會の一部に於て、米穀統制のために産業組合以外の新たな團體によつて米穀販賣統制をなさしむべしとの意見があり、米穀對策調査會に提出せられたる参考諸案の中にもこれを認めたるを以て、産業組合側に於ては米穀の自治的統制を産業組合の手によりてなさしむべきであるとの意見が強く、全國農業倉庫協議會に於ても特にその點に就いての決議がなされ、全農協理事會に於ても明瞭にその見解を發表した。

次に蠶絲業問題。昭和八年春季に於て若干の好調を示した蠶絲業界は、前年度末から本年度初期にかけて恐慌の再深化を來たし、春蠶出廻期に於ては絲價五百圓割れ、繭價二十掛見當を示し、蠶絲業界を擧げて騒然たる事態を示した。取りわけ、静岡縣沼津に於ける初繭市場に於て、經營上の問題から、取引休止問題が突發したため、出鼻に於て蠶絲界の神経を痛く刺激し、喧噪を極めた。殊に沼津市場は産業組合組織による静岡縣

繭絲販賣組合の經營にかゝり、且つ縣信聯と重大な金融關係を持つてゐたために、これは産業組合界に於ても亦問題とならざるを得なかつた。

蠶絲業特に養蠶農家の窮迫と、此の繭市場問題の動向とは、産業組合に對して、更めて蠶繭處理問題に進出すべき必要を痛感せしめた。勿論産業組合に於ける蠶絲對策の理想は組合製絲に存するが、現實の問題として、産業組合組織によりて經營されつゝある繭市場、共同乾繭倉庫の問題、一般農家の繭販賣に對して産業組合が更に一步を進むべき必要があり、そのことは又組合製絲發展の契機ともなり得る。於是九年、九月廿一日蠶絲業對策協議會が開催され、蠶繭の處理全般に就いて、産業組合としての進路を確定した。

以上の外諸會合は産業組合内部及び一般の情勢を種々な方面に於て反映してゐる。例へばインフレーション政策の結果としての一般金融事情は明かに産業組合界にも現はれ、産業組合全系統機關を通じて所謂「餘裕金」の問題を生じ、各種の會合に於てこれが運用上の諸問題が議題に供せられた。又産業組合に於ける各種事業の進展に應じ、これが全國的な統制を計るべき諸問題が協議に上つた。木炭雞卵等に就いて、一方全國的な協議會が開催されると共に、他方全販聯に於てこれが取扱を開始するべき總會の決議が行はれたことなど。又柑橘の販賣に就いては遂に大日本柑橘販賣組合聯合會の結成を見、本年に於ては

差し當り北米合衆國並加奈陀に對する輸出事業を開始するの運びとなつた。

更に消費組合の部面に於ては恐慌の進展と共に益々窮迫する勤勞大衆の生活を掩護する任務が重大化しつゝあるに拘はらず消費組合自體は、大衆の生活の困難と共に一層その經營の困難を増し來つたがために、その全系列の再組織が一般に問題とせられた。第三回全國消費組合協議會に於て聯合運動の問題が提出されたことなどその一つである。

猶産業組合運動の進展、各機關の事業量の増加に従つて、産業組合全系統の組織の問題が日程に上つたことも注目しなければならぬ。既に中央に於ては各全國機關によつて中央聯絡委員會が結成され、これに附隨して事務上の聯絡機關も存するが、

第二節 諸 會 合

一、第一回産業組合青年聯盟全國大會

第一回産業組合青年聯盟全國大會は十月十五、十六の兩日東京市赤坂溜池三會堂に於て開催せられた。出席者三百六十名に達し左記問題を協議した。

甲、産業組合青年聯盟全國聯合提出問題
産業組合青年聯盟の任務と其の使命は次の如く決議せられた

第四十四回支會役員及主事協議會に於ては「産業組合指導系統機關の充實を圖り、且之と事業系統機關との聯絡を密接ならしむる方策」が協議せられた。

最後に産業組合運動の急激なる發達、その社會的重要性の加重は一面一般に産業組合に對する社會的興味を喚起し、産業組合研究熱をあふつたが、此の傾向は遂に九年六月廿一日宇都宮に於ける産業組合問題研究にまで發展し、全國に於ける産業組合研究家の會合が行はれたこと、及び四月廿四日全國産業組合大會の開催を機として始めて植民地を網羅した「全日本産業組合協議會」が開催されたことを特記して置く。日本の産業組合運動も遂にこゝまで發展したかといふ感を改めて深くするのである。

産業聯の任務と其使命に關する決議

資本主義は人間を完全に私權の主體たらしめて一切の經濟的制約から解放することによつて社會全體の利益を索めんとする制度であつた。それは其の發生の初期に於ては、社會の發展と人類の福祉に對し、幾多の顯著なる功績を齎した。併し資本主義社會の合言葉たる自由と平等は既にそれ自身全く對立的な要素を内容とする二つの命題である。それは實質的に矛盾せる事

實を形式的制度を以て維持せんとする資本主義の基本的構みを内在してゐる。資本主義社會に於ける個人主義的自由競争は平等を否定して、やがて獨占の過程に於ては資本の大部分は少數資本家の掌中に歸し、その利潤追求の目的の爲めに夥しき民衆が窮乏と貧苦に悩まねばならなかつた。殊に資本主義が高度に發展するに従つてそれが農業を壓迫し、工業品價格と農産物價格の差、即ち缺狀價格差の増大は否定することの出來ぬ事實であると云はねばならぬ。

こゝに於て都市消費者、農業者が自らを結成して資本主義の壓迫より防衛し、その桎梏より解放せんとする運動が必然的に發生するに至つた。産業組合は實にこの目的の爲に生じた民衆の自主的運動である。殊に我國の農業は二町歩以下を耕作する小農が農家總戸數の九割強を占めてゐる細小農業經營であつて、この特異性が我が國の産業組合をして農村を中心とせしむるに至つたのである。従つて農村も亦産業組合に依存するに非ずんば自立なし得ざるの現狀に立至つてゐるのである。これこそ我國の産業組合の特徴として明確に認識せねばならぬ重要事である。この故に産業組合運動は資本主義の弊害の消極的は正の態度から、更に一步を進めて新經濟建設の使命を自覺し經濟的に政治的に精神的に獨立したる鞏固なる農村を組織して新興日本の建設に寄與するの地位につかねばならぬ。

産業組合運動が眞に社會運動としての價値を有してゐるのは

其の中に資本主義經濟に對立する理想を有ち、客觀化した原理が或は組織の上に或は經營の指針として具體化してゐるからに他ならぬ。

産業組合青年聯盟は産業組合をしてこの理想に到達せしむることを使命とせねばならぬ、併し資本主義社會に於てそれと對立せる理想をもつことは、それが如何なるものであつても一應の政治的、經濟的壓迫を蒙らざるを得ない。青年聯盟は組合運動の先頭部隊としてあらゆる障害を合理的に解決し、除去せねばならぬ。内部的には自主的運動の一面の缺陷として無統制に陥り、組織の硬化を招き易きことであるが青年聯盟は自身の組織を以つて組合をして嚴然たる統制を保持し、常に自由にして中小産者大衆を不斷に吸収する用意あらしめねばならぬ。

今や産業組合青年聯盟に重要な任務が課せられてゐる、産業組合が叙上の政治的經濟的及び内部組織に付、今程困難な時期に遭遇したことはなかつた。反産業組合運動に付いては事、政治上、國家政策上の問題に關する故青年聯盟は特に重要な態度を持し濫に血氣にはやり却つて反産運動に口實を與へるが如きことあつてはならぬ。青年聯盟としては一應相手側を度外視し産業組合主義の普及徹底に全力を致し職員、組合員の行動をして過なからしむるやう、力を盡すべきであらう。理論は實踐的經驗の集積である。實踐なき理論は一片の空想に過ぎず、青年聯盟は實踐可能なる理論の確立に努めねばならぬ。實踐は理論

の尺度たるべきものである。故に理論は必ず實踐的にその證明を得ねばならぬ。實踐は直接に社會に利害を生ぜしめる故に特に慎重に考慮せねばならぬ。青年聯盟が特に現在に於て重要な意義を持つ所以のものは、現存の産業組合運動に青年のもつ特殊性、即ち純眞性と創意性を與へともすれば行路難を仰ち勝な組合運動に不斷のエネルギーを與へ、運動を精力的に斷行せんとするにある。併し青年と云へども強固な組織なくしては、この美點を發揮することは出來ない、又青年と云へども多くの缺點を持つものである。缺點とは行動が思慮を伴はず熱情に委せて慎重を缺くことである。缺點を生かし缺點を除くは實に組織の力である。青年なるが故にこの美點と缺點を持つのであるがそれが一體の組織體として動き團體が常に自己の行動を批判することを忘れなければ個々の持つ缺點の克服は極めて容易であらう。その故に青年聯盟は統制と秩序の強化に意を用ひねばならぬ。こゝに於てか青年聯盟に於ける年齢を制限するの可否が問題となつてくる。青年聯盟はそれが青年の組織である故に原則として年齢は制限すべきであるし、今後青年聯盟の活動がその独自の活動領域を以て、自主化の傾向が強くなるに従つて當然年齢制限は内部的要求となつて來るであらう。併し現在青年聯盟が發生してから年若く、まだ全國的に未結成の地方が少くない。既に結成されてゐる地方に於ても組合経験者の指導を俟つべきもの少しとしない。その故に機械的に年齢を劃一にす

ることは却つて運動の進展を阻害する所以でもある。暫く地方の特殊事情を考慮し自由な發展を促すべきである。本大會は産業組合青年聯盟の一般の方針と當面の諸問題を以て上の如く決議する。

第一回産業組合青年聯盟全國大會

乙、産業組合青年聯盟提出問題

一、産業組合擴充五ヶ年計畫達成上ニ於ケル青年聯盟ノ任務ト其ノ使命

理由 産業組合擴充五ヶ年計畫樹立達成ノ上ニ於ケル其ノ前衛部隊ナル青年聯盟ノ爲スベキ事項ニ付研究討論ノ上決議ヲ要ス

群馬縣 南橋村南橋産業組合青年聯盟

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

理由 農村經濟更生計畫遂行上盟友ノ探ルベキ態度方策如何

農村ノ興亡ヲ左右スルモノトス而シテ之ガ實行ヲ容易ナラシメテ其ノ效果ヲ充分ゲシムルニハ現下農村疲弊ノ由來セル素因ガ實ニ内外經濟界ノ異常ナル不況ニ職由スルノミナラズ寧ろ農村自體ノ組織統制上ノ缺陷ニ因ルモノナルコトヲ明ラカニシ農民ノ自醒自奮ト相俟ツテ特ニ之ニ參畫スベキ各種産業團體ガ其ノ本質ニ應ズル分野ニ於テ充分其ノ機能ヲ發揮シ相互ニ連絡協調ヲ圖リ苟モ其ノ間分野ヲ誤リ連絡ヲ缺キ之ガ爲ニ農民ヲシテ徒ラニ其ノ據スガ如キコトノナキ様善處ノ要アルモノト認ム

山形縣産業組合青年聯盟
決議 各道府産青聯ノ事例ヲ蒐集シ「ニュース」ニ掲載發表スルコト

三、地方産業組合青年聯盟ノ組織擴大強化ニ關スル件
長野縣産業組合青年聯盟
決議 各道府産青聯ノ意見ヲ徵シ、之ヲ基礎トシテ全國聯合ニ於テ原案作成ノ上次回大會ニ揭示スルコト

四、産業組合青年聯盟ノ效果ヲ達成セシムル方策如何
理由 熱ト意氣ニ燃ユル青年ニ對シテ如何ナル方策ヲ講ズ可キカ全國聯合及各府縣聯盟ヨリ具體的意見承リ度シ

群馬縣 富士見村富士見産業組合青年聯盟
決議 提案者ノ説明中希望條項トシテ經費ノ問題ガアツタガ之ハ現在ノトコロ實現至難デアル三ノ問題トモ關聯シ全國聯合ニ於テ案ヲ練ルコト

五、産業組合ノ活動ヲ促進セシムル爲メ友ノ採ルベキ態度方策如何
理由 農村經濟ノ救済更生上農村産業經濟ノ中樞機關トシテ活動スベキ産業組合ハ衆庶ノ要望ニ對應スベク烈火ノ如キ決意ヲ以テ一齊ニ昭和八年ヲ第一年度トシテ産業組合運動ノ劃期的進展ノ基礎ヲ確立スル擴充五ヶ年計畫ノ遂行ニ全力ヲ盡シテ邁進シツツアル現狀ニ鑑ミ之ガ達成上積極的ニ協力援助ノ要アルモノト認ム

山形縣産業組合青年聯盟
決議 次ノ如ク修正可決
農山漁村經濟更生上農山漁村産業經濟ノ中樞機關トシテ活動スベキ産業組合ハ衆庶ノ要望ニ對應スベク烈火ノ如キ決意ヲ以テ一

八、産青聯會員年齢制限ノ可否ニツイテ
理由 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノタラシメル意味ニ於テ我が中央機關青産聯ハ正會員タルベキモノノ年齢ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齢制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頻リニ取上セラレツツアリ。我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ賛スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

愛媛縣 中筋村産業組合青年聯盟
東京府 丸ノ内産業組合青年聯盟
決議 一括左ノ如ク可決
産業組合青年聯盟ハソノ組織ヲ擴大強化シ産業組合擴充五ヶ年計畫ノ完成ヲ積極的ニ之ヲ協力援助シテ産業組合運動ノ目的ヲ達シ反産業組合運動ヲ解消ス

七、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

六、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

五、産業組合青年聯盟ハソノ組織ヲ擴大強化シ産業組合擴充五ヶ年計畫ノ完成ヲ積極的ニ之ヲ協力援助シテ産業組合運動ノ目的ヲ達シ反産業組合運動ヲ解消ス

四、現今我國産業組合制度ノ短所ト其ノ對策
理由 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノタラシメル意味ニ於テ我が中央機關青産聯ハ正會員タルベキモノノ年齢ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齢制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頻リニ取上セラレツツアリ。我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ賛スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

三、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

二、産業組合青年聯盟ト地方青年團トノ聯絡提携方策如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一、産業組合ノ政治的的活動ヲ爲スノ可否若シ可ナリトスレバソノ活動ノ方法如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一〇、道府縣單位ノ産業組合青年聯盟ノ組織ハ支部制聯合制何レヲ採ルベキヤ
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

九、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

八、産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

七、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

六、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

五、産業組合青年聯盟ハソノ組織ヲ擴大強化シ産業組合擴充五ヶ年計畫ノ完成ヲ積極的ニ之ヲ協力援助シテ産業組合運動ノ目的ヲ達シ反産業組合運動ヲ解消ス

四、現今我國産業組合制度ノ短所ト其ノ對策
理由 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノタラシメル意味ニ於テ我が中央機關青産聯ハ正會員タルベキモノノ年齢ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齢制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頻リニ取上セラレツツアリ。我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ賛スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

三、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

二、産業組合青年聯盟ト地方青年團トノ聯絡提携方策如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一、産業組合ノ政治的的活動ヲ爲スノ可否若シ可ナリトスレバソノ活動ノ方法如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一〇、道府縣單位ノ産業組合青年聯盟ノ組織ハ支部制聯合制何レヲ採ルベキヤ
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

九、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

八、産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

齊ニ昭和八年ヲ第一年度トシテ産業組合運動ノ劃期的進展ノ基礎ヲ確立スル擴充五ヶ年計畫ノ遂行ニ全力ヲ盡クシテ邁進シツ、アル現狀ニ鑑ミ産業組合青年聯盟ハ之ガ達成上積極的ニ協力援助ノ要アルモノト認ム

六、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

七、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

八、産青聯會員年齢制限ノ可否ニツイテ
理由 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノタラシメル意味ニ於テ我が中央機關青産聯ハ正會員タルベキモノノ年齢ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齢制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頻リニ取上セラレツツアリ。我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ賛スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

五、産業組合青年聯盟ハソノ組織ヲ擴大強化シ産業組合擴充五ヶ年計畫ノ完成ヲ積極的ニ之ヲ協力援助シテ産業組合運動ノ目的ヲ達シ反産業組合運動ヲ解消ス

四、現今我國産業組合制度ノ短所ト其ノ對策
理由 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノタラシメル意味ニ於テ我が中央機關青産聯ハ正會員タルベキモノノ年齢ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齢制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頻リニ取上セラレツツアリ。我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ賛スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

三、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

二、産業組合青年聯盟ト地方青年團トノ聯絡提携方策如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一、産業組合ノ政治的的活動ヲ爲スノ可否若シ可ナリトスレバソノ活動ノ方法如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一〇、道府縣單位ノ産業組合青年聯盟ノ組織ハ支部制聯合制何レヲ採ルベキヤ
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

九、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

八、産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

七、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

六、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

五、産業組合青年聯盟ハソノ組織ヲ擴大強化シ産業組合擴充五ヶ年計畫ノ完成ヲ積極的ニ之ヲ協力援助シテ産業組合運動ノ目的ヲ達シ反産業組合運動ヲ解消ス

四、現今我國産業組合制度ノ短所ト其ノ對策
理由 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノタラシメル意味ニ於テ我が中央機關青産聯ハ正會員タルベキモノノ年齢ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齢制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頻リニ取上セラレツツアリ。我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ賛スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

三、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

二、産業組合青年聯盟ト地方青年團トノ聯絡提携方策如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一、産業組合ノ政治的的活動ヲ爲スノ可否若シ可ナリトスレバソノ活動ノ方法如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一〇、道府縣單位ノ産業組合青年聯盟ノ組織ハ支部制聯合制何レヲ採ルベキヤ
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

九、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

八、産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

七、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

六、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度
理由 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

五、産業組合青年聯盟ハソノ組織ヲ擴大強化シ産業組合擴充五ヶ年計畫ノ完成ヲ積極的ニ之ヲ協力援助シテ産業組合運動ノ目的ヲ達シ反産業組合運動ヲ解消ス

四、現今我國産業組合制度ノ短所ト其ノ對策
理由 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノタラシメル意味ニ於テ我が中央機關青産聯ハ正會員タルベキモノノ年齢ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齢制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頻リニ取上セラレツツアリ。我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ賛スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

三、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

二、産業組合青年聯盟ト地方青年團トノ聯絡提携方策如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一、産業組合ノ政治的的活動ヲ爲スノ可否若シ可ナリトスレバソノ活動ノ方法如何
理由 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

二、現在我國産業組合運動ニ於テハ博物館的機關ガ缺除シテキル。資料ノ蒐集、コレ等ノ組織的ナ分類、體系ツケ、斯クシテ副次的ニ大衆宣傳ノ大キナカトナリ得ルト信ズル

中央機關産業組合青年聯盟

一七、産業組合研究所設置ノ件

理由 日本資本主義體内ニ編成サレル我國産業組合運動ヲシテ將來一國經濟ノ組織體トシテ結成スル爲ニハ當面緊急ノ任務トシテ研究所ヲ中央ニ設置シ經濟界一般ノ正確ナル動向調査ニ依ル運動指針ノ研究ト理論體系確立ガ必要ナルニ依ル

岩手縣産業組合青年聯盟

一八、産業組合振興刷新時代ニ依ル青年教育振興會設置ノ件

理由 産業組合運動ハ今ヤ朝野ヲ擧ゲテ之ガ徹底ニ努メツツアリ全國的ノ聯合ノ系統機關モ揃ヒ實行ノ期ニ差迫レルニ不拘之ガ振興セザルハ何故ゾ、之レ組合員ノ無自覺ヲ物語ルモノナリト云フベク我等盟友ハ意ヲ深ク此處ニ留ムベキナリ、素ヨリ指導機關タル方面ニハ之ニ對スル施設アリト雖モ所謂天降式ニシテ到底吾人ハ満足スルコトヲ得ズ、盟友ノ同意ニ依ル振興會設置ヲ要望スル次第ナリ

愛媛縣 庄内村産業組合青年聯盟

一九、産業組合教育徹底ノ爲小學校及實業學校教科書ニ産業組合思想挿入方其筋ニ要望ノ件

必要トスルノ時我等産青聯ハ滿洲國青年聯盟トノ有機的連絡協調ヲ提唱シ以テ世界經濟ニ於ケル強力ナル一プロック結成ノ徹底ヲ期セントスルニ依ル

岩手縣産業組合青年聯盟

二五、滿洲派遣軍慰問及滿洲産業視察ニ關スル件

理由 皇國日本ノ先陣起ツテ一線ニ在ル將士ヲ慰問シ一面將來皇國發展ヲ劃スベキ滿洲ノ視察ヲ行フニアリ

岡山縣産業組合青年聯盟

二六、産業組合カレンダーヲ作製シ實費ヲ以テ配布セラルル様全國聯合ニ要望ノ件

東京府 多摩産業組合青年聯盟

二七、産青講習會講義要録、讀本、パンフレット、リーフレット配布ノ件

香川縣産業組合青年聯盟

二八、産青聯ノ自主化ヲハカル方策如何

理由 産青聯ノ自主化ヲ圖ルコトハ其ノ發生理由並ニ目的ヨリシテ最モ根本的ナ問題デアル之ガ實現ノ方策如何、又當面トノ程度迄其ノ自主化ガ可能ナリヤ各地方ノ狀勢ヲ承リ度シ、我々ハ自主化ヲ圖ルタメニハ會員年齢ノ制限機關ノ自主化、經費ノ自主化ヲ絶對ニ必要ト思料スル

中央機關産業組合青年聯盟

理由 産業組合教化徹底ハ小學校及實業學校教育方針ニ重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ其ノ具體化ノ一方針トシテ標記ノ件ノ實現ヲ要望スルモノデアル

岩手縣産業組合青年聯盟

二〇、産業組合青年聯盟ノ重要性ヲ組合役員ニ一層徹底セシムル方策如何

東京府 多摩産業組合青年聯盟

二一、府縣聯盟幹部協議會開催方ノ件

香川縣産業組合青年聯盟

二二、一道六縣産青聯々合會議開催提唱ノ件

理由 全國的聯合ノ完成ハ地方聯合ノ強化ニ依ツテ促進サルヲ以テ地理的關係ニ置カルル各縣聯盟ノ會議ヲ開催シ未設置縣聯盟ノ設置ヲ促シ更ニ共有サレル地方的特殊問題ノ共同研究ト實行ニ資セントス

岩手縣産業組合青年聯盟

二三、東京府ノ特殊の狀勢ニ鑑ミ多摩産業組合青年聯盟ヲ道府縣聯盟ト同一資格ニ取扱ハレタシ

東京府 多摩産業組合青年聯盟

二四、滿洲國産青聯ト日本産青聯ト聯絡協調ノ件

理由 今ヤ世界經濟ノ解體ニ依ルプロック經濟確立ヘノ武裝的世界資本主義ノ再編成ハ必然ニ日滿プロックノ一層緊密ナル連絡強化

二九、産業組合ト農會ノ聯絡提携ニ關スル件

鳥取縣産業組合青年聯盟

三〇、全國的ニ統一セル産青聯團旗制定ノ件

佐賀縣産業組合青年聯盟

三一、漁村經濟更生上水産倉庫業法制定促進ニ關スル件

岩手縣産業組合青年聯盟

以上の如ク三十一問題に達したが、時間の關係上十五問題以下は打切りとなつたが、さすがは青年聯盟大會らしく、第一日は第一問題に對して七時間を費した程であり、熱心とネバリ強さを以て終始した。

二、全國信用組合聯合會協會臨時總會

十月二十四日、東京、丸ノ内帝國農會ビル會議室に於て開催せられた。

全信聯協會提出問題としては

- 一、中央金庫業務代理契約書ニ關スル件
- 出席者提出問題は
- 一、信聯ヨリノ直接預ケ金ニ對スル利率引上方ノ件
- 二、保證手數料増額ノ件
- 三、債務保證手數料ニ關スル件
- 四、特融資金貸付條件緩和ニ關スル件

五、産業組合中央金庫ニ對シ同支所又ハ出張所ヲ九州ニ至急設置方
望ノ件
等であつた。

三、第三回全國消費組合協議會

第三回全國消費組合協議會は昭和八年十一月、八、九の兩日
神戸市産業獎勵館に於て開催せられた。出席者四十餘名にて、
中央會よりは志立副會頭、矢作理事、千石主事、濱田主事等、
出席した。

濱田主事より前回決議事項經過報告の後、我國の消費組合運
動状態に關する報告がなされた。即昭和七年末に於ては前年に
比較して組合數に於て二七の増加にて二〇〇組合、事業高につ
いても賣却高に於て前年に比して、一二三萬圓の増加にて千八
百四十一萬圓に達して居る。之等は世界經濟恐慌中にあつて、
我國消費組合運動者の必死の努力を示して居るものであるが、
尙改善すべき諸點として小組合の分立、經理の改善、及び自己
資金の充實等が擧げられた。

- 報告後直ちに協議に入り、
- 一、現時ノ經濟状態ニ對シ消費組合經營上採リタル方策ニ關スル報告
- 二、現時ノ状態ニ鑑ミ左記事項ニ對シ消費組合ノ採ルべき方策
- 1、反産業組合運動對策ノ件
- 2、中央卸賣市場ノ單複制度ノ件

3、消費組合ノ聯合運動ノ件
一に對しては各出席者より夫々報告がなされ、二の1の問題
に對しては次の如き中央會案が可決せられた。

『消費組合ニ對スル中小商業者ノ反對運動ハ今後一層激化スルノ恐レ
ナシトセズ此ノ時ニ際シテ組合ハ飽迄モ組合精神ニ準據シ公正ナル態
度ヲ持シテ邁進シ益々其ノ經營ヲ刷新シ組合員ノ結束ヲ堅クシテ組合
ノ進展ヲ期スルト共ニ農村産業組合トノ聯絡ヲ密接ニシ進ンデ消費組
合ノ聯合運動ヲ促進スルコトヲ要ス』

出席者提出問題

- 一、産業組合法第二條第一項へ第三號追加ノ件
産業組合法第二條第一項改正ノ結果有限責任ノ組合トシテ存在シ得
ルハ市街地信用組合(同項第一號)及市街地購買組合(同項第二號)
ノミニナリシヲ以テ市街地信用購買組合モ有限責任タリ得ル様同項第
三號ヲ追加セラレンコトヲ建議スルノ件
- 二、現行産業組合法中左記事項改正方促進ノ件
- 1、經濟用品ヲ分離シ消費組合ト改稱スルノ件
- 鹿兒島 信用購買組合共助會

2、購買組合ニ豫約加入ヲ認ムルノ件

東京府下市街地購買組合

決議 可 決

三、消費組合ニ准組合員制ヲ設クルノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

四、産業組合法ニ依ル許可手續簡易化ノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 可 決

五、拂下米ニ關スル件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

六、各府縣産業組合聯合會ヲシテ凡テ全販聯ニ加入要望ノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

七、砂糖其他生活必需品ニカカル消費稅關減免ニ關スル件

静岡 下田消費購買組合

決議 可 決

八、消費組合ノ資金擴充ニ關スル件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

東京 購買組合共働社 購買組合向島共働社

購買組合南郊共働社 城西消費購買組合

城西消費購買組合

次の如き中央會案が可決せられた。

『本問題ハ消費組合ノ信用状態ヲ増大スルコトニ努ムルト共ニ中央金
庫及信用組合聯合會ニ於テモ出來得ル限り資金供給ノ便益ヲ圖ルコト
トナシ中央會及支會ニ於テハ之ニ付テ組合ト中金信聯側ニ對シテ適當
ナル取扱ヲナスコト』

九、消費組合ノ固定設備ニ對シ政府及中央金庫ヨリ特ニ長期低利資金
供給方要望ノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

一〇、中央金庫ノ役員中少クトモ半数以上ハ總代會ニ於テ所屬組合及
聯合會ノ役員中ヨリ選出スル様法律改正方促進ノ件

東京府下市街地購買組合

決議 可 決

一一、消費組合ノ教育宣傳ニ關スル件

静岡 下田消費購買組合

一、産業組合圖書館ヲ設置シ(差當リ東京大阪等)コレニ資料商品
見本ト産業組合クラブヲ併設スルノ件

二、講習會特ニ簿記珠算商品學ノ講座ヲ以テ其他教育宣傳組合視察
等ノタメニ補助金ヲ交付スルノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

以上を以テ第三回全國消費組合協議會を終了し午後二時二十
五分散會した。

四、全國消費組合協會第三回研究会

十一月八日兵庫縣住吉村灘購買組合に於て三十餘名出席の下に開催せられた。

研究事項として

- 1、現金制度ニツイテ
- 2、職員ノ待遇及訓練ニツイテ
- 3、組合員ノ訓練ニツイテ
- 4、仕入ニツイテ
- 仕入一般、共同仕入、生物仕入、特ニ成功セル仕入
- 5、精米所ニツイテ
- 6、賣上未收代金ト整理方法及時致ニツイテ
- 7、配給方法ニツイテ
- 以上 京濱幹事會提出
- 8、市街地ニ於ケル經濟用品ノミヲ取扱フ購買組合ノ機能ヲ一層發揮セシムル爲メ之ヲ消費組合ト改稱シ現行ノ規制及統制上ニ變改ヲ加フル件
- 9、各地ノ特産品ニツキ各種ノ資料ヲ調査シテ之ヲ互報シ希望ニヨリテ仕入方斡旋ノ件
- 10、本協會中樞部ニ於テ各季節毎ニ主要ナル需用品ノ趨勢ヲ調査シ其ノ價格ノ見込等ヲ通報スル件
- 11、産業組合歌ノ初項ヲ次ノ意味ニ改正セラルル様詮議セラレ度シ
- 一、深山の奥の柚ひとつも

「市に往來の諸人も」

以上 關西支部提出

等が審議せられて午後五時閉會した。

五、第五回全國農業倉庫協議會

第五回全國農業倉庫協議會は十一月十五、十六の兩日東京市赤坂溜池三會堂に於て二百餘名の關係者出席の下に開催せられた。

中央會提出問題は

現時ノ社會狀勢ニ鑑ミ農業倉庫ノ採ルべき方策

であつて次の如き決議を行つた。

決議

米穀問題ノ解決ハ我國國民生活上最重要ナル問題ニシテ且農村經濟更生ノ實行上缺クベカラザルコトニ屬ス。米穀統制法ハ十一月一日ヨリ其ノ實現ヲ見、茲ニ米穀政策ニ對スル農業者多年ノ要望ヲ相當實施シ得タルハ喜ブべきコトナルモ現下ノ狀勢ニ鑑ミレバ米價ハ最低價格ニ釘着セラレントスルノ趨勢ニアルヲ以テ政府ノ施設ノミニ期待スルハ萬全ノ策ナリト謂フヲ得ズ。此際産業組合擴充五ヶ年計畫ノ徹底的遂行ニ依リ全國農業者ノ自奮自勵ヲ促シ特ニ米穀ノ自主的販賣統制ニ就テハ其ノ確立強化ヲ急速ニ實現スルノ要ヲ痛感スルヤ切ナルモノアリ

依テ全國農業倉庫業者ハ協力一致左記事項ノ遂行ヲ以テ米穀問題ノ解決ニ邁進センコトヲ期ス

記

- 一、其ノ人件費、事業費、設備費等ニ對シ多額ノ助成金ヲ交付セラレタキコト
- 二、農業倉庫建設助成金ヲ増額シテ農業倉庫ノ普及ヲ圖ルト共ニ貯藏及販賣資金ヲ一層低利、潤澤ニ供給セラレタキコト
- 三、朝鮮、臺灣米ノ移入及生産ニ對シ、根本的の方策ヲ講ゼラレタキコト
- 四、最低價格ヲ公定スルニ當リ、生産費ハ全國農業者ノ大多數ヲ代表スル普通技能ノ農業者ノ生産費ヲ採用スルト共ニ、其ノ算定ニ當リ勞賃、資本利子、運賃等ニ付キ一層合理的ナル方法ニ據ラレタキコト
- 五、米穀検査ノ統一ヲ圖ル爲メ速ニ國營検査ヲ實施セラレタキコト
- 六、國費ヲ以テ、中央及地方ニ農業倉庫ノ指導監督施設ヲ充實セラレタキコト
- 七、農業倉庫ガ貯藏ヲ爲ス場合ニ於テハ特別ノ便宜ヲ計ラレタキコト
- 八、陸海軍、鐵道其ノ他官廳關係ノ購入米ハ全販聯ヨリ一手納入ヲナサシメラレタキコト
- 九、内地ノ米穀取引所ニ於ケル朝鮮、臺灣米建ノ採用ヲ絕對ニ禁止セラレタキコト

出席者提出問題

- 一、米穀統制法ノ實施ニ伴ヒ農業倉庫經營上特ニ施設スべき事項
- 二、政府ニ於テ米穀ノ買上又ハ賣渡ヲ爲ス場合ハ各道府縣ニ於テ受渡

シセラルル様要望ノ件

決議 可 決

- 三、穀物検査國營促進ノ件
- 四、米小麦ノ共同計算ニ依ル平均賣制ヲ採ルコト
- 五、米穀ノ平均販賣ニ關シ適切ナル方法ヲ承り度シ
- 六、全國米穀販賣購買組合聯合會ノ事業促進ノ爲メ相當助成方其ノ筋ニ要望ノ件
- 七、非常時農村匡救ノ爲徹底的ニ農産物ノ貯藏並ニ販賣統制施設ヲ急シ方要望ノ件
- 八、吾人ハ米穀統制法ノ實施ニ伴ヒ今後米價ヲ公定最低價格以上相當程度ニ維持スルコトニ努メザルベカラズ之ガ實行方法如何
- 九、農業倉庫建設補助金増額ヲ政府ニ請願ノ件
- 一〇、農業倉庫保管物品ノ範圍ヲ擴張セララルル様法ノ改正方要望ノ件
- 決議 次ノ如ク修正可決
- 農業倉庫法第一條第一項ノ保管物品ノ範圍ヲ擴張セララルル様法ノ改正要望ノ件
- 決議 一、三、四、六、七、八、九、中央會提出
- 問題ハ包括シテ一括可決
- 尙閉會後總理及大藏、農林、陸軍、海軍、鐵道の各省に陳情した。

六、第四十三回支會役員及主事協議會

一月二十三、四の兩日東京市丸の内中金ビル五階講堂に於て

開催せられた。五ヶ年計畫も第一年度を終り、その成績は各方面より多大の期待を懸けられてゐた。

中央會提出問題としては

一、産業組合擴充五ヶ年計畫第一年度ノ成績及第二年度計畫遂行ニ關スル報告並協議

で、各支會より報告あり、大體に於て第一年度は豫期の成績を擧げる事を得た。

尙第二年度計畫に付て左の如き實行方針が決議せられた。

産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度計畫實行方針

産業組合擴充五ヶ年計畫ハ社會ノ多大ナル注目ト期待トノ下ニ五百萬組合員ノ異常ナル緊張力裡ニ第一年度ヲ終リタリ

第一年度ニ於ケル我國ノ社會狀勢ヲ顧レバ、國際關係ハ益々複雑多岐ヲ極メ國內的ニモ亦未曾有ノ困難ナル諸問題ヲ惹起シタリ。政府ノ諸政策ニ依リ一部産業ノ活況並貿易ノ増進ヲ來シ又時局巨救事業ニ依リ農村經濟ノ緩和ヲ齎ラシタルガ如キ觀ヲ呈シタリト雖、庶民大衆ノ窮迫セル産業經濟ヲ好轉セシムルニ至ラズ、産業組合ハ此ノ大衆生活ノ困難ト關ヒ又無理解ナル反産業組合運動ヲ排除シツツ第一年度計畫ノ達成ニ努力シ諸種ノ事項ニ付テ相當ノ成績ヲ收メ特ニ未設置町村ノ組合設立、四種事業ノ兼營化、組織ノ變更、肥料米穀ノ取扱、系統機關ノ利用等ニ於テ成功ノ数字ヲ示スベキ豫想ヲ得タルハ頗ル喜バシキコトナリトス

茲ニ第二年度ヲ迎フルニ當リ特ニ考慮スベキハ中央會計畫ニ依リ第一年度計畫數字ノ主要ナルモノハ五ヶ年後達成目標ノ一割ニ過ギズ、第二年度ニ於テ三割、第三年度ニ於テハ四割ヲ實行スルモノナルヲ以テ第二、

第三年度ニ於ケル強力ナル活動ナクシテハ、全計畫ノ達成ヲ期待スルヲ得ザルコトナリ。依テ第二年度ニ於テハ五百萬組合員並産業組合全系統ノ強固ナル結束ト熾烈ナル熱意トヲ以テ之ガ實行ニ當ルコトヲ要ス第二年度計畫ノ遂行ニ付テハ特ニ左記方針ノ實行ヲ期ス

一、庶民經濟確立ノ基礎的條件タル左記事項ノ達成ニ特ニ主力ヲ集中シテ之ガ達成ニ努ムルコト

1、未設置町村ニ於ケル産業組合ノ設立

2、組合員特ニ農業者タル組合員ノ増大

3、購買販賣事業ノ積極的開始並活動促進

4、肥料、米、小麦、生絲ノ統制

5、全國的並地方的聯合機關ノ絶對的利用

二、計畫ノ周到完備ヲ期スルヲ左記事項ヲ實行スルコト

1、經濟狀勢ノ進展ニ應ジ第二年度計畫ニ對シ適當ナル變更ヲ行フコト

2、支會、部會ハ組合計畫ノ檢討ヲ爲シ必要ナルモノニ對シテハ計畫ノ修正ヲ爲サシムルコト

3、未だ計畫ヲ樹立セザル組合ニ對シテハ支會、部會ニ於テ本年三月末日迄ニ之ガ樹立ヲ爲サシムルコト

三、計畫達成促進ニ關シテハ地方事情ニ應ジ適切ナル方法ヲ講ズベキモ特ニ左記事項ニ付テハ留意ヲ爲スコト

1、支會、部會及組合ハ各自ソノ區域ヲ以テ協議會ヲ開キ、第一年度成績ヲ批判シ第二年度ノ方針ヲ決定スルコト

2、計畫實行指導機關タル支會、部會ノ充實ヲナスト共ニ特ニ部會ニ專任職員ナキ場合ハ急速ニ之ガ設置ヲナスコト

ノ困難ヲ極メ之ガ解決ノ爲ニハ朝野ヲ擧ゲテ憂慮努力スル所ニシテ舉國一致困難ニ當ルベキモノナリト信ズ、依テ庶民大衆ハ將來共ニ産業組合組織ヲ通ジ益々生活ノ安定向上ヲ圖リ以テ國家ノ中堅トラント欲スルモノニシテ斯ル正當ナル自主的經濟運動ニ對スル凡ニ妨害ハ之ヲ徹底的ニ排除センコトヲ期シ左記事項ノ實行ニ努ムルモノトス

一、反産業組合運動對策ノ根本目標ヲ左記ニ置キ其ノ貫徹ヲ期スルコト

1、産業組合擴充五ヶ年計畫ノ徹底的遂行

2、都市及農村ニ於ケル庶民大衆ノ提携連絡ノ促進

3、産業組合ニ對スル國家ノ保護助長政策ノ擴充

4、産業組合課税ノ反對

二、支會ハ支會及聯合會ノ役員(必要アレバ組合役員)中ヨリ選任シタル委員ヲ以テ反産業組合運動對策委員會ヲ組織シ之ト共ニ左記事項ヲ實行スルコト

1、常ニ反産業組合運動ヲ調査シ、其ノ動向ニ注意シ之ニ對スル一般方策ヲ樹立スルト共ニ臨機ノ處置ヲ講ズルコト

2、上記ノ對策ハ即時組合當事者ニ周知セシメ、機宜ヲ失セザル措置ヲ採ラシムルコト

3、道府縣會、市町村會ニ於ケル産業組合ニ對スル政治的動向ニ注目シ、積極的對策ヲ講ズルコト

4、兩院議員、道府縣會議員等ニ對シ産業組合ノ理解ヲ深カラシムル様當時努力スルト共ニ産業組合ニ理解ナキ者ハ之ヲ支持セザルコト

5、都市産業組合ノ役員並組合員大衆ヲシテ産業組合精神ニ基キ、反産業組合運動ノ排除ニ努力セシムルコト

6、反産業組合運動對策ノ爲メノ左ノ運動方法ヲ時機ヲ失セズ最モ效

3、全國的並地方的事業聯合機關ハ支會、部會ノ活動促進ニ關シ計畫的ニ相當ノ財政的援助ヲナスコト

4、組合ニ於テハ五ヶ年計畫ノ意義ト之ガ達成ノ必要ヲ組合員ニ徹底セシムル方法ヲ講ズルコト

5、支會ニ於テハ適當ナル組合ヲ選定シ五ヶ年計畫特別指定組合ヲ設置シ其ノ地方ノ標準ヲラシムルコト

四、計畫進度報告ノ敏速且ツ完全ヲ期スルコトハ、次年度方針確定ト計畫達成ノタメノ必須的條件ナルヲ以テ各組合並聯合機關ハ之ニ對シテ可能ナル限りノ努力ヲ爲スコト

二、反産業組合運動對策ニ關スル件

反産業組合運動對策ニ關スル決議

最近一部ノ中小商工業者ハ反産業組合運動ヲ起シ産業組合ノ進出ヲ以テ中小商工業者ヲ脅威壓迫ヲ爲スモノトシ産業組合ノ異常ナル進出ヲ政府ノ適當ナル保護助長ノ特典ニ依リ結果ナリト稱シテ之ガ撤廢ヲ要求ス

然レ共中小商工業者窮迫ノ原因ヲ産業組合ニ轉嫁セントスルガ如キハ現代社會ノ經濟組織ト其ノ動向ニ對スル認識ヲ缺クモノニシテ彼等ヲ壓迫スル大ナル原因ハ寧ロ他ニ存スベク之等ニ向ツテ一層視野ヲ擴大センコトヲ吾人ハ警告スルモノナリ

我國ノ庶民大衆ハ累年ノ深刻ナル經濟不況下ニ置カレ生活ノ窮迫其ノ極ニ達スル現狀ニ於テ自ラノ生活擁護ノ爲産業組合の統制ヲ實スルコトニ邁進スルニ至レルモノニシテ此ノ窮迫セル大衆ニ對シ政府カ何等カノ形式ニ依リ社會政策的意義ニ於ケル助長政策ヲ講ズルノ必要ナルコトハ論ヲ俟タズ

今ヤ我國ハ複雑多岐ナル國際關係ノ渦中ニ在リ、國內問題モ亦未曾有

果的ニ行フコト

イ、大會、協議會ノ開催

ロ、建議、陳情

ハ、各種印刷物ノ配布

ニ、一般新聞雜誌ニ依ル宣傳

三、組合ハソノ区域内ニ於ケル反産業組合運動ノ動向ニ絶ヘズ留意シ之

ニ對スル一般方策ヲ考究スルノ外左記事項ヲ實行スルコト

1、組合員並一般大衆ニ對シ組合精神ヲ充分理解セシメ、且組合員ヲ

シテ固キ團結ヲ爲サシムル様適切ナル方法ヲ講ズルコト

2、組合ノ經濟ハ飽迄公正ヲ旨トシ、内容ノ整備充實ニ努ムルト共ニ

此ノ際一層系統機關ノ利用ニ邁進スルコト

3、兩院議員、道府縣會議員、市町村會議員其ノ他諸團體ノ役員ノ選

出ニ當リテハ産業組合ニ理解ヲ有スル者ヲ選出スル様機運ノ醸成ニ

努ムルコト

4、産業組合ニ反對スル者ニ對シテモ之ヲ啓發スルコトニ努ムルコト

四、全國的及地方的各種系統機關並組合ハ産業組合青年聯盟並婦人會ト

充分連絡提携シ、反産業組合運動排除ノ爲ニ積極的行動ヲ採ラシムル

コト

五、産業組合中央會ハ常ニ反産業組合運動ノ全國的動靜ニ對シテ注目ヲ

爲シ全國的ノ聯合機關並諸協會ト連絡提携シテ反産業組合運動ニ對シ

時機ヲ失ハザル様對策ヲ講ズルコト

第二日は中央會提出打合せ事項を協議した。

支會提出問題としては

一、各支會ノ普及事業設置主事ニ對スル俸給旅費ハ全額ヲ中央會給與ニ

改ムルノ件

決 議 中央會ニテ研究

二、産業組合普及主事設置ニ對スル助成金ハ昭和十年度以後モ引續キ交

附セラルル様其ノ筋ニ要望ノ件

決 議 中央會ニテ研究

三、支會ニ於テ組合ノ實地指導ヲ行フ職員ヲ設置シタル場合其ノ俸給旅

費ニ對シ國庫ヨリ助成金ヲ交付セラルル様要望ノ件

追加問題一、産業組合擴充五ヶ年計畫實行促進ノタメ中央機關ノ寄附金

ヲ爾後數年繼續且増額方ヲ要望スルノ件

四、時局ト産業組合擴充事業ノ重大性ニ鑑ミ中央關係諸機關ヨリ地方支

會ニ對シテ一層多額ノ寄附金ヲ交付セラルル様要望ノ件

五、産業組合擴充五ヶ年計畫實行ニ關スル全國中央機關寄附金増額方要

望ノ件

六、産業組合現況報告ト産業組合擴充五ヶ年計畫概況調査報告トノ統一

ヲ要望ノ件

七、農村經濟更生計畫樹立後ノ農村金融指導方針ニ關スル件

八、米穀統制法ニ依ル米穀買上ゲハ生産者團體タル農會、産業組合ヲ優

先的ニ取扱者タラシメンコトヲ要望スルノ件

以上一括して次の如き案を可決した

米穀統制法目的達成ノ爲全國米穀販賣購買組合聯合會助成方要望ノ件

米穀統制法ニヨル最低公定價格ヲ維持シ其ノ運用ヲ全カラシメンニハ

強力ナル自治的統制ノ制度ヲ併用スルノ必要アリ租貯藏ノ計畫ハモトヨ

リ可ナリトスルモ之ヲ以テ足レリトスル能ハザルノ状態ニアリテ依テ政

府ハ宜シク全國米穀販賣購買組合聯合會ノ機能擴充ノタメ必要ナル助成

ヲナシ米穀統制法ノ目的達成ニ努メラレンコトヲ望ム

九、米穀年度末日マデ貯藏シタル租ノ處理ニ關シ政府ハ速カニ其ノ方針

ヲ決定セラレンコトヲ要望スルノ件

一〇、等外米ノ米價維持ニ關スル件

一一、共同計算ノ方法ニ依ル米穀平均賣價ノ全國的ニ實行スルノ件

一二、適當ナル方法ニ依リ産業組合中央會ニ於テ産業組合會館ヲ建設ノ

件

一三、中央會出版部ヲ確立シテ中央系統機關出版物ヲ可成統一シ其刊行

物ハ努メテ書店ヲ通ジ廣ク普及ノ途ヲ講ズルノ件

一四、第二回産業組合講座發行ノ件

一五、家ノ光普及維持交付金ノ増額附方ヲ中央會ニ要望ノ件

一六、各支會豫算事業計畫及會員負擔金賦課方法ヲ中央會ニ於テ印刷配

布ヲ要望ノ件

一七、會期中適當ナル時期ニ於テ内政會議ニ於テ決定セル農村對策及其

ノ後ノ經過概要ヲ農林當局ヨリ説明セラルル様中央會ニ於テ取り計ラ

ハレンコトヲ要望ノ件

一八、農業倉庫法ヲ解體シ其ノ一切ノ業務ヲ産業組合法中ニ包括統一ス

ルノ可否

追加問題二、保證責任組合原簿記載事項ヲ簡約スル様法規改正方其筋ニ

建議ノ件

七、第一回全國産業組合長會議

第一回全國産業組合長會議は一月二十五、六の兩日東京市丸

の内蠶絲會館大講堂に於て開催、社會の問題ともなり、今議會

にも問題とならんとする反産運動と、産業組合擴充計畫第二年

度事業遂行に關する事につき協議した。

一、反産業組合運動對策ノ件

は前日の支會役員及主事協議會で決定を見た「反産業組合運

動對策ニ關スル決議」が可決された。

二、産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度計畫遂行ニ關スル件

も満場一致可決せられた。尙緊急動機として左の決議案が提出

せられ可決せられ政府陳情員が選出せられた。

決 議

農村現下ノ實狀ニ鑑ミ左記事項ノ達成ハ最モ急務ナリト認ム政府ハ急

速ニ之ヲ實現セラレンコトヲ望ム

一、農民精神ノ作興

二、農村協同組織ノ徹底

三、農家ノ負擔輕減

四、重要肥料ノ統制

五、蠶絲對策

昭和九年一月二十五日

第一回全國産業組合長會議出席者一同

八、全國農村産業組合協會第一回總會

一月二十六日蠶絲會館講堂に於て開催せられた。千石主事よ

り、一、設立に關する報告あり、次の如き設立趣意書が朗讀せら

れた。

全國農村產業組合設立の趣意

國家の非常時に際して農村經濟更生の必要は益々痛感せらるゝところであつて、之が爲めには農業者自らが農村の經濟を支配することが最急の要事なのである。農村產業組合運動は農業者に依つて農村經濟の自主的統制を目標としてゐるのであつて、同志諸君の熱誠なる努力によりて最近に至り相當進展を見たのであるが、現在の社會狀態は更に一層力強き運動を必要とするのである。我々は茲に全國農村產業組合協會を組織して農村產業組合運動を擴大し之を強化するが爲めに全力を傾注することゝしたのである。

昭和八年十月

次に「會則承認ノ件」は次の如き協會々則が可決せられた。

全國農村產業組合協會々則

- 第一條 本會ハ全國農村產業組合協會ト稱シ全國ニ於ケル農村產業組合、同聯合會及農村產業組合關係者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ農村產業組合運動ノ進展ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ事務所ハ產業組合中央會内ニ置ク
- 第四條 本會ニ理事若干名ヲ置ク
理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ハ二ケ年トス
理事ハ常務理事一名ヲ互選ス
常務理事ハ會務ヲ掌理シ本會ヲ代表ス
- 第五條 本會ニ主事及書記ヲ置ク
主事及書記ハ理事之ヲ囑託ス

主事及書記ハ會務ニ従事ス

第六條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク

但シ必要アルトキハ臨時開會スルコトアルベシ

第七條 本會ノ費用ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

一、理事選舉は五十名の理事が選出された。

一、宣言決議は次のものを満場一致可決した。

宣 言

輒近、正當なる我が産業組合運動を誤認し反産業組合運動の舉措に出づるものあり。日本商工會議所指導の下に反産業組合運動の全國的組織漸く具體化し、昨秋全日本商權擁護聯盟の組織、大會の開催、宣言決議の發表等行はる。吾人は敢て之を意に介せず、専ら組合自體の擴充に善處し來りたりと雖、之を放置せむか、世論を惑はし社會を毒するに至らむことを憂へ、茲に吾人の立場を宣明せむとす。

反産業組合運動の主張を觀るに、彼等は産業組合の進出を以て中小商工業者を脅威壓迫なすものとし、産業組合の異常なる進出は政府の過當なる保護助長の特典に依る結果なりと稱して、之が撤廢を要求す。吾人は中小商工業者の窮狀を敢て察知せざるに非ず、寧ろ之に對して滿腔の同情を抱くものなり。

中小商工業者窮迫の原因を一旦産業組合に轉嫁せんとするが如きは、現代社會の經濟組織と其の動向に對する認識を缺くもの甚しきものと謂はざるべからず、彼等を壓迫する大なる原因はむしろ他に存すべく、之等に向つて一層視野を擴大せむことを吾人は警告すると同時に、其の窮狀を緩和し得るものは産業組合、商業組合等の經濟的協同組織の考究利用

にあることを警告するものなり。

抑々我國の産業組合は都市と農村とを問はず、庶民大衆の産業並經濟の發達を圖る爲に組織さるゝものにして、都市に於ける其の發達の未だ十分ならざるは、頗る遺憾とする處なるも、我等農業者は夙に産業組合組織に依ることの最も合理的なることを自覺し、農村產業組合の擴充の爲に努力し來り。殊に農業者は累年の深刻なる不況下に置かれ、其の生活極度に窮迫するの現狀に於て自らの生活擁護の唯一にして、且最終の根據として、農村經濟の産業組合的統制を實現することに邁進するに至れるものなり。由來農村は國民經濟の基調をなし、強兵の源泉として國家隆昌の基礎を築くべき重大なる任務を有す。國家が農村に對して保護助長の政策を講ずるは當然のことにして、農村產業組合に對する保護助長は、之に起因する措置なりと謂ふべし。加ふるに農村窮迫の現狀に在りては更に之を強化せしむるの必要ありとす。

今や我國は複雑多岐なる國際關係の渦中に在り、國內問題も亦未曾有の困難を極め、之が解決の爲には、朝野を擧げて憂慮努力する所にして舉國一致困難に當るべきものなりと信ず、而して農業者に在りては、將來共に産業組合組織に依りて其の經濟を更生し、生活の安定向上を圖り以て國家の中堅たらむことを望むものにして、かゝる正當なる自主的經濟運動に對する凡ゆる妨害は之を徹底的に排除せむことを期す。

決 議

農村經濟更生を圖り國家隆昌の基礎を確立するため、吾人は左記事項の遂行を期す。

一、産業組合擴充五ヶ年計畫の徹底的遂行

- 二、農業者の自主的經濟組織たる農村產業組合の強化
- 三、都市及農村に於ける庶民大衆の提携連絡の促進
- 四、農村經濟更生の爲の産業組合保護助長政策の擴充
- 五、産業組合課税の反對

昭和九年一月二十六日

全國農村產業組合協會

一、事業に關する協議 はこの際反産對策として之に關する實行方法は理事一任となり午後五時閉會した。

九、柑橘販賣組合協議會

四月十三、十四日の二日間、中央金庫講堂に於て、千葉、神奈川、静岡、和歌山、廣島、徳島、愛媛、高知の關係諸縣代表者出席の下に開催せられた次の事項を協議し

- 一、各府縣ニ於ケル柑橘販賣組合ノ現況及一般柑橘販賣ノ狀況
- 二、全國的柑橘販賣組合ノ現況報告
- 三、北米柑橘輸出組合ノ現況報告
- 四、大日本柑橘生産組合聯合會ノ現況報告

「産業組合に依る柑橘事業擴充に關する件」に就て意見が述べられ、全國聯合會が必要であり、之を強化する事の急務であることが論議せられた。

一〇、第二十五回産業組合中央會通常總會

四月二十三日午後一時二十分より、鳥取市本町遷嬌小學校に

於て開催せられ左の議案を協議した。

議案

- (一) 昭和八年度末財産目録、貸借対照表、昭和八年度事業報告書及剰餘金處分案ニ關シ承認ヲ求ムルノ件
- (二) 昭和九年度ニ於ケル借入金額最高限度ノ件
- (三) 理事補缺選舉ノ件
- (四) 監事改選ノ件
- (五) 代議員改選ノ件

一一、第四十四回支會役員及主事協議會

四月二十三日鳥取市に於て開催せられた。

中央會提出問題は

産業組合指導系統機關ノ充實ヲ圖リ且之ト事業系統機關トノ連絡ヲ密接ナラシムル方策ニ關スル報告並協議

本問題に對しては指導、教育、調査は指導機關でやる様にし地方の産業組合の進展は支會中心で進めなければならぬ事が強調せられた。

出席者提出問題としては

- 一、全國産業組合常務役員共濟會組織ニ關スル件
- 決議 保留
- 二、駐在職員ノ一部ヲ國庫又ハ産業組合中央會ヨリ助成スルノ件
- 決議 可決
- 三、「家の光」普及維持交付金ノ件

四、普及主事俸給費ノ總額貳千圓未滿ノ場合其ノ全額補助セラルル様要望ノ件

五、組合製絲ノ假渡金ニ關スル適切ナル救済策ヲ速ニ講ゼラルル様其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決

引續き打合せ事項を協議して閉會す。

一二、全日本産業組合懇談會

本懇談會は本年初めて計畫されたものであつて四月二十四日午後五時半より鳥取市東町扇邸に於て開催せられた。出席者は農林、大藏、産業組合中央機關、朝鮮、臺灣、關東州、樺太の各産業組合關係者九名が出席した。本會議に附議せられた事項は、

- 一、各植民地産業組合ノ狀勢報告
- 二、全日本産業組合ノ聯絡促進ニ關スル件

であつた。

一三、全國道府縣區域信用組合聯合會協議會

本協議會は四月二十四日鳥取市遷崎小學校に於て開催せられた。

中央會提出問題は

- 一、低金利時代ニ則シ信用組合聯合會ニ於テ組合金融上特ニ留意スベキ事項

對案

一般金融界ノ現状ハ緩慢ヲ持續シ益々低金利ニ推移セントスルノ傾向ニアリ、組合金融界モ亦同様ノ趨勢ヲ辿リツツアルニ際シ、組合金融上努メテ機宜ヲ得タル措置ヲ講ジ以テ組合員タル農業者並中小工業者ノ經濟更生ヲ企圖シ、組合經營ヲ強化シ、産業組合擴充五ヶ年計畫ノ遂行ヲ促進セシムルコトハ喫緊事ニ屬ス、依ツテ信用組合聯合會ハ金融指導上左ノ事項ノ達成ヲ期ス

- 一、組合界ノ資金原價ノ低下ヲ圖ルコト、之ガ爲信用組合聯合會ハ地方的金融機關トシテ能動的ニ組合ノ貯金利率ノ低下ニ努ムルト共ニ貸出利率ノ低下ヲ圖ルコト
 - 二、組合ヲシテ組合員ノ負債整理ノ方途ヲ講ズルト共ニソノ生産資金ハ積極的ニ之ガ融通ニ努メ特ニ農業動産信用法ノ活用其他ノ方途ニ依リ生産設備ノ改善資金、副業資金等ノ開拓ヲ圖ルコト
 - 三、信用組合ヲシテ資金計畫ヲ確立セシメソノ安定ヲ期スル爲特別融通資金ヲ活用シテ固定資金ノ流動化ヲ圖ラシムルコト
 - 四、事業組合ノ資金ノ圓滑ヲ圖リ農産物販賣統制肥料其ノ他重要必需品購買統制並利用事業ノ進出ニ支障ナカラシムルコト
 - 五、金融緩慢ニヨル餘裕金ノ増大ニ從ヒ資金運用ノ放漫ニ流レザル様留意シ之ガ運用ニ關シテハ系統機關利用ノ促進ヲ怠ラザルコト
- であり、千石理事より本問題對案は中央連絡委員會に於て中金の原案に修正を加へて作成した試案である旨が述べられ、審議の上可決せられた。

一四、全國道府縣區域販賣購買組合聯合會協議會

聯合會協議會

本協議會は四月二十四日午後一時十分より開催せられた。

中央會提出問題たる

- 一、産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度ニ當リ購買事業擴充ニ關シ施設スベキ事項

對案

經濟不況ノ深刻化セルニ當リ全購聯及道府縣購聯ノ擴充五ヶ年計畫ヲ遂行スルコトハ中小産者ノ産業並經濟ノ安定向上ヲ圖ルタメ益々緊切ナルヲ以テ産業組合指導機關ト協力シテ左記事項ノ實行ヲ期スルモノトス

- 一、購買統制ノ促進ハ既設組合ノ活動ノ充實ノミナラズ新利用者ノ増加ニ俟ツ所大ナルモノアルヲ以テ特ニ之ニ留意シ左ノ事項ノ實行ヲ期スルコト
- 1、産業組合未設置町村ニ對シテ購買事業兼營産業組合ノ設立ヲ勸奨シ且ツ其ノ活動ヲ促進スルコト
- 2、既設産業組合中購買事業未開始組合ニ對シテハ速カニ之ガ經營ヲ開始セシムルコト
- 3、單位組合ヲシテ速カニ区域内全戸ノ加入ヲ勸誘セシムルト共ニ農事實行組合又ハ養蠶實行組合ノ設立加入ヲ勸奨セシムルコト
- 二、單位組合ヲシテ部落委員若ハ購買委員ヲ設置セシメ其ノ活動ニ依リ組合ノ經營ニ對シ常ニ組合員ノ意志ヲ反映シテ組合事業ノ徹底ヲ計ルコト

三、協議會座談會等ヲ開催シテ事業計畫及其ノ遂行上ニ關スル具體的方策ヲ研究樹立スルコト

四、産業組合ノ各種事業系統機關トノ連絡ヲ緊密ニスルハ勿論特ニ指導系統機關トノ協力ニ留意スルト共ニ之ニ對シテハ其ノ活動促進ノタメ計畫的ニ相當財政的援助ヲ與フルコト

五、各種團體トノ協調連絡ヲ計リ特ニ系統農會トハ常時連絡ヲナスノ方法ヲ講ジ組合事業ノ圓滑ナル發展ニ努ムルコト

六、購買統制促進ニ備フル爲メ適當ナル方法ニ依リテ全購聯ニ資金ヲ供給セラルル様政府ニ對シ要望スルコト

以上の如き對案を異議なく可決した。

二、米及小麥ノ市價維持ニ關シ産業組合系統機關ニ於テ此際特ニ實行スベキ事項

對案

現下ノ情勢ニ鑑ミレバ米穀ノ價格ハ米穀統制法ニ依ル下値保障アルニ拘ラズ思ハシカラザル傾向ニアリ。小麥モ亦市價ノ推移ハ生産者ニ取リ不利ナル状態ニアリ此際全國生産者ノ自主的販賣統制ノ強化ヲ圖リ市價ノ維持ニ努ムルノ要切ナルモノアリ

依テ産業組合系統ニ於ケル關係各機關ハ特ニ此ノ際協力シテ左記事項ノ實行ヲ期スルモノトス

一、全生産者ヲ販賣組合員タラシメル爲メ速カニ販賣組合未設置町村ノ組合設立、販賣事業ノ開始、未加入者加入ノ方法ヲ積極的ニ講ズルコト(修正—講ズルト共ニ部落委員又ハ購買委員ヲシテ販賣委員タラシムルコト)

二、米及小麥ノ貯藏及販賣ヲ有利ナラシムル爲メ農業倉庫網ノ完成ヲ期スルコト

三、系統的活動ヲ容易ナラシメ市價調節ノ機能ヲ發揮セシムル爲メ無條件委託平均賣共同計算ノ制度ヲ採用スルコト

四、米及小麥ノ資金化並其ノ集荷ノ徹底ヲ期スル爲メ農業倉庫證券擔保ノ貸付ニ付テハ特ニ之ヲ低利潤澤ニスルト共ニ販賣代金假渡制度ノ簡易化ヲ圖ルコト

五、系統農會トノ連絡協調ヲ密ニシ以テ販賣事業ノ目的達成ヲ促進スルコト

六、産業組合系統ニ依ル米及小麥ノ販賣統制強化ノ爲左記事項ヲ政府ニ要望スルコト

(イ) 全國的農產物販賣ノ中樞機關タル全販聯ノ機能ヲ擴充スル爲メ必要ナル助成金ヲ交付セラレタキコト

(ロ) 販賣組合系統ニ於ケル米及小麥ノ販賣資金ニ對シテ低利資金ノ融通ヲ潤澤ニセラレタキコト

(ハ) 外地米移入統制及内麥保護ニ對シ徹底の方策ヲ講ゼラレタキコト

多少修正の後對案を可決。

出席者提出問題は

追加問題 一、外國麥輸入關稅引上政府(要望)ノ件

追加問題 二、外國小麥輸入關稅引上政府(要望)ノ件

決議 可決

方針ヲ決定スルノ必要ヲ認ム依テ之ガ決定ニ付テ協議セントス

右本會提出問題は滿場一致左の如く決議せられた。

決議

産業組合擴充五ヶ年計畫ハ社會ノ環視ト多大ナル期待ト下ニ五百萬組合員ノ異常ナル緊張ト協力トヲ以テ茲ニ第一年度ヲ終リタリ

第一年度計畫ハ相當ナル成績ヲ擧ゲ、殊ニ未設置町村ニ於ケル組合設立、組織ノ強化、四種事業ノ兼營、肥料配給及穀物販賣ノ統制、系統機關ノ利用等ニ付テハ豫期以上ノ成功の數字ヲ得タルコトハ欣快ニタヘザル所ナリ

茲ニ第二年度計畫實行ノ劈頭ニ於テ吾等ノ特ニ注意スベキコトハ、全國的第一年度計畫ニ於ケル數字ノ主要ナルモノハ、全五ヶ年計畫ノ目標ノ僅ニ一割ニ過ギザルニ、第二年度實行目標ハ三割、第三年度實行目標ハ四割ノ高キニ在ルヲ以テ第二年度及第三年度ニ於テ確實ニ其ノ地歩ヲ獲得スルニ非ラザレバ到底全計畫ノ達成ヲ期待シ得ザルコト是ナリ、故ニ此ノ第二年度ニ於テハ共存同榮ノ大旗ヲ擧シテ五百萬組合員ノ熱烈ナル團結ト産業組合系統ノ鞏固ナル連絡ニ依リ本計畫ノ實現ニ當ラザルヲ得ズ、仍テ第二年度計畫ニ付テハ特ニ左記方針ヲ樹テ其ノ實行ニ邁進セムコトヲ期ス

- 一、庶民經濟確立ノ基礎的條件タル左記事項ノ達成ニ主力ヲ集中スルコト
- 1、未設置町村ニ於ケル産業組合ノ設立
- 2、組合員特ニ農業者タル組合員ノ増加
- 3、購買販賣事業ノ積極的開始並活動促進

本大會は四月二十五、六の兩日鳥取市公設運動場に於て、六千人の産業組合關係者を集め、五ヶ年計畫第二年度の大會として華々しく開催せられた。

中央會提出問題

一、産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度計畫實行方針決定ノ件

理由 産業組合擴充五ヶ年計畫ノ第一年度ハ五百萬組合員ノ非常ナル努力ニ依リ主要ナル項目ニ就テ成功の數字ヲ收メ今ヤ第二年度計畫ノ達成ニ努メツツアリ、而シテ産業組合ニ包容スル中小生産者ノ産業並經濟ノ困難ハ政府ノ諸政策ニ依リ稍々緩和サレタル如キモ決シテ好轉セルモノト言フヲ得ズ、從ツテ組合ノ經營亦容易ナラザルモノアリ、此ノ時ニ當リテ第一年度計畫ニ數倍スル第二年度計畫ノ遂行ヲナサントスルニハ全國組合員ノ強固ナル結束ト熾烈ナル熱意ヲ以テ之ガ實行ニ當ルコトヲ要シ、之ガ爲ニハ第二年度計畫實行ニ對シテ特別ナル實行

決議 可決

一、飼料ノ鐵道運賃ヲ二十級ニ引下方要望ノ件

決議 可決

二、全國道府縣販賣聯合會設立ノ件

決議 撤回

追加問題 四、販賣組合及販賣組合聯合會ニ於ケル木炭ノ販賣統制並ニ倉庫ノ建設、原木資金ハ貸付ニ關シ相當ノ助成方政府ニ要望ノ件

決議 可決

一五、第三十回全國産業組合大會

- 4、肥料ノ購買、米、小麥、生絲販賣ノ統制
- 5、全國的並地方的系統機關ノ絕對利用
- 二、計畫ノ周到ヲ期スルタメ左記事項ヲ實行スルコト
 - 1、經濟狀勢ノ進展ニ應ジ第二年度計畫ニ對シ適當ナル變更ヲ行フコト
 - 2、支會、部會ハ組合計畫ノ檢討ヲ爲シ必要アルモノニ對シテハ計畫ノ修正ヲ爲サシムルコト
 - 三、計畫達成促進ニ關シテハ地方事情ニ應ジ適切ナル方法ヲ講ズベキモ特ニ左記事項ヲ實行スルコト
 - 1、未設置町村ニ於ケル産業組合ノ設立ニ對シテハ産業組合ノ全系統機關ハ協力シテ計畫ノ達成ニ努ムルコト
 - 2、出荷團體其ノ他協同團體ノ産業組合化ニ努ムルコト
 - 3、組合員ノ加入ヲ阻止スルガ如キ凡ユル條件ノ打破ニ努メ極力組合員ノ増加ニ努ムルコト
 - 4、部落組合、農事實行組合、養蠶實行組合ト密接ナル聯絡ヲ計リ組合事業ノ擴大ニ資スルコト
 - 5、單位組合ハ部落委員ヲ設置シテ其ノ活動ニ依リ常ニ組合經營ニ對シ組合員ノ意思ヲ反映シテ組合事業ノ徹底ヲ計ルコト
 - 6、單位組合ニ於テハ五ヶ年計畫ノ意義ト之ガ達成ノ必要ヲ組合員ニ徹底セシムルコト
 - 7、不振組合ニ對シテ道府縣聯合會及支會ハ協力シテ具體策ヲ樹テ之ガ整理刷新ニ努ムルコト
 - 8、産業組合金融系統機關ハ購買、販賣事業ノ擴充計畫ニ應ズル様積極的ニ之ガ援助ヲナスコト

- 9、産業組合指導系統機關ト事業系統機關トノ連絡ヲ一層密接ナラシメ事業系統機關ハ指導系統機關ノ活動促進ニ關シ必要ナル經費ヲ支出スルコト
 - 10、計畫實行ノ指導機關タル支會部會ノ充實ヲナスト共ニ部會ニ專任職員ナキ場合ハ速ニ之ガ設置ヲナスコト
 - 11、支會ニ於テハ適當ナル組合ヲ選定シ五ヶ年計畫特別指定組合ヲ設置シ其地方ノ組合ノ標準ヲ示シムルコト
 - 12、各種團體トノ連絡協調ヲ計リ特ニ系統農會トハ常時連絡ヲナスノ方法ヲ講ジ計畫ノ圓滿ナル進行ニ資スルコト
 - 四、計畫進展報告ノ敏速且ツ完全ヲ期スルコトハ次年度方針確定ト計畫達成ノタメノ必須的條件ナルヲ以テ各組合並系統機關ハ之ニ對シテ可能ナル限りノ努力ヲナスコト
- 出席者提出問題**
- 緊急問題二の外四十七問題に達し夫々次の如く決議せられた。

- 一、産業組合ノ助長ニ關シ政府ニ要望スルノ件

理由 現時ノ社會狀勢ニ鑑ミ産業組合事業ノ普及發達ヲ圖ルハ中小産業者ノ經濟ヲ更生スルガ爲メ極メテ緊切ノコトニ屬ス依テ産業組合ノ助長ヲ從來ヨリ一層徹底的ニ實行セラレントコトヲ政府ニ對シ要望セントス

提出者 北海道支會 長野支會 静岡支會 福岡支會
- 一、經濟行爲ヲ行フ團體ニ關スル法制ヲ整理統一セラルル様ニ筋ヲ

要望ノ件

理由 近年各種ノ組合ヲ組織シ經濟行爲ヲ營マシムル法令ノ制定頻リナルモ凡ソ是等團體ノ組織ハ相互協同シテ自治運管ヲナスベキ經濟機構ノ確立ニ依リテ組織員タル國民大衆ノ生活ヲ擁護スル爲メニ行ハルベキモノニシテ其ノ意圖ヲ達成センガ爲ニハ些々タル職業的又ハ官僚的意志ノ相異ト實行力ノ分散ヲ排シテ綜合的ニ大衆生活ノ全面的協同化ヲ圖リ縱横ノ連結ヲ強化セザルベカラズ

然ルニ近年各種組合ノ法令過多トナリ結果叙上ノ大目的ヲ忘失シテ末梢的事情ヲ過重視シ同一ノ個人ヲシテ數個ノ相似タル團體ニ加入スルニ非ズンバ協同經濟ノ福祉ヲ享受スルコト能ハザラシメ又ハ窮極ノ大使命ヲ忘却シテ團體相互ヲ反目競合セシムル場合尠カラズ漁村ニ於ケル産業組合ト漁業協同組合ノ關係ノ如キハ其ノ好事例ナリ

國民大衆就中原始生産者及消費者ノ生活ヲ維持發展セシメンガ爲メニハ相互共同シテ自治運管ヲ行フ機能ヲ有スル一連ノ系統團體ヲシテ組織員ノ生活全面ヲ擔任セシムルコトニ改メ一本ノ法制ヲ以テ之ヲ律スルコト必要ナルヲ以テ産業組合ニ斯カル機能ヲ附與スル如ク法令ヲ改正スルト共ニ之ニ類スル團體ヲ創設スルガ如キ各種ノ法令ヲ廢止セラルル様其ノ筋ニ要望セムトス

提出者 北海道支會

決議 保留

二、産業各種團體ノ法令ヲ合一シ現行産業組合法ヲ根幹トシテ協同組合法ト爲シ現在ノ不統制ナル組織制度ヲ統制スルノ件

理由 現行産業團體ハ各種ノ法令ニ依リ數多ノ團體存在シ其ノ間ニ於ケル複雑ナル交渉ト無益ノ費用トヲ要スル場合多ク爲ニ産業經濟ノ向上發達ヲ期スル上ニ於テ地方民ノ迷惑尠カラザルモノアリ仍テ上文ノ如ク統制シ産業經濟ノ圓滑ナル發達ヲ希望スル所以ナリ

提出者 長野支會

決議 保留

三、漁業者ノ實行組合ノ組織ヲ認メ之ヲシテ産組業合ニ加入シ得ル様法規ノ改正ヲ要望ノ件

理由 昭和七年九月法律ノ改正ニ依リテ農事實行組合及養蠶實行組合ノ産業組合加入ヲ認メラレタリ之ト同一ノ理由ニ依リ寧ロヨリ以上其ノ必要切ナルモノアリト思惟セラルルニ依ル

提出者 岡山支會

決議 保留

四、産業組合中央金庫ノ役員ノ少クモ半數以上ハ所屬組合及聯合會ノ役員中ヨリ選任セラルル様其ノ筋ニ要望ノ件

理由 本件ハ既ニ組合界ノ輿論ニシテ從來大會協議會等ニ於テ常ニ滿場一致ヲ以テ可決セラレタル所ナリ幸ヒ這回ノ役員改選期ニ於テ多量要望ノ一部ヲ認メラレ斯界關係者ヨリ任命ヲ見タリト雖モ未ダ法制化スルニ至ラザルヲ以テ此ノ際速カニ法律ヲ改正セラルル様其ノ筋ニ要望セントスルニアリ

提出者 東京府信用組合協會

決議 保留

五、産業組合中央金庫ノ役員中其ノ半數以上ハ同金庫ノ總代會ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ノ役員中ヨリ選出スル様法律改正方ヲ其ノ筋ニ要望ノ件

理由 現在産業組合中央金庫ノ役員ハ全部政府ノ任命ニヨルモ産業組合ノ聯合機關タル本質ニ合致セシメ又組合金融ヲ更ニ圓滑ナラシムル爲其ノ役員ノ半數以上ヲ總代會ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ノ役員中ヨリ選出スル様法律改正方ヲ其ノ筋ヘ要望セントス

提出者 近畿、中國、四國、産業組合協議會

六、産業組合中央金庫ノ役員ノ半數以上ハ所屬産業組合ヨリ選出スル様法ノ改正ヲ要望ノ件

理由 産業組合中央金庫法ニ依レバ同金庫ノ役員ハ主務大臣之ヲ命ズトアリ然ルニ其ノ出資ハ政府側ト各産業組合側ト各半額ツツ出資シ居ル關係ヨリ見ルモ其ノ半數以上ハ産業組合側ヨリ選出スルヲ穩當ナリト思惟シ法ノ改正ヲ要望スル所以ナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 四、五、六、一括可決

七、産業組合中央金庫特別融通資金貸出利率引下ゲテ其ノ筋ヘ建議ノ件

理由 一昨年十月郵便貯金引下ゲニ伴ヒ政府供給各種資金ハ順次貸出利率ノ低下ヲ見ツツアルヲ以テ本資金ニ對シテモ相當利率ヲ引下ゲラル様其ノ筋ヘ建議セントスルニ因ル

八、政府特別融通資金利率引下テ其ノ筋ヘ要望ノ件

理由 近來金融界ノ狀態ニ依リ一般低金利普及シ政府貸付金諸資金ニ付テモ利率ノ引下アリ産業組合中央金庫特別融通資金ノ年五分九厘ハ現今ニ於テハ割高トナレルヲ以テ一層産業組合ノ更生ヲ容易ナラシムルタメ此ノ際既往及今後ノ貸付ニハ少クトモ普通地方資金利率迄ニ引下ゲラレントヲ要望ス

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 可決

一二、産業組合及同聯合會ノ餘裕金ニ對シ信託預金ヲ爲シ得ル様其ノ筋ヘ要望ノ件

理由 産業組合信託預金ニ對シテハ其ノ筋ノ通牒ニ依リ其ノ範圍極メテ縮少セラレツツアリ信託事業ノ初期時代ニ於テハ或ハ其ノ必要アランモ現在同事業ハ政府ノ嚴重ナル監督ノ下ニ支配セララルニ至リタルヲ以テ茲ニ其ノ撤廢ヲ要望スル所以ナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 否決

一三、信用組合聯合會ニ於テ信用組合ト同様團體貯金ヲ取扱ヒ得ル様法律改正方ヲ其筋ニ要望ノ件

理由 府縣又ハ府縣區域ノ各種團體ノ財産管理ノ安全ヲ期シ一面聯合會ハ之等資金ヲ有利ニ運用シ組合事業ノ進展ヲ圖ルベク信用組合聯合會ニ信用組合ト同様團體貯金ヲ取扱ヒ得ル様法律改正ヲ要望スル所以ナリ

提出者 佐賀支會

決議 可決

一四、恩給貸付機關トシテ信用組合ヲ指定セラル様其ノ筋ニ要望ノ件

理由 政府ニ於テハ近ク受恩給者ニ對スル貸付機關ヲ特設シ資金融通ノ圓滑ヲ計ルト同時ニ從來惡徳金融業者ニ依リ虐ゲラレタル受恩給者ヲ救済スル特別法制定ノ議アリト聞ク然レドモ從來受恩給者ニ對スル資金供給ノ圓滑ヲ缺クハ現行恩給法ニ於テ恩給ノ資金化ヲ禁ゼラレタル間隙ニ乘ジ惡徳金融業者ノ種々ナル奸策ヲ敢テスル所ニ起

提出者 愛媛支會

九、産業組合中央金庫特別融通資金貸付利率ハ預金部普通事業資金ト同率マデ低下スル様其ノ筋ヘ要望ノ件

理由 特別融通資金ハ主トシテ産業組合ノ固定債權ヲ資金化スル爲ニ融通セララル所ナルモ其ノ利率高キニ過ギ組合及組合員困窮ノ緩和上遺憾甚ダ尠シトセズ依テ預金部普通事業資金利率ト同率ニ低下ヲ要望セントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

一〇、特別融通資金ノ金利引下方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 本資金ノ利率ハ現下ノ金利趨勢ニ鑑ミ高率ニ失スルヲ以テ速カニ利率引下方其ノ筋ニ要望セントスルニアリ

提出者 東京府信用組合協會

決議 七、八、九、一〇、一括可決

一一、木炭販賣統制ヲ期スル爲メ預金部特別資金供給方其ノ筋ヘ要望ノ件

理由 木炭業者ノ經濟狀態ハ未ダ幼稚ノ域ヲ脱セズ其ノ販賣ノ如キハ殆ンド個人賣ニシテ而モ之ガ取引ノ狀態ハ豫メ地方商人ヨリ原料購入資金ノ前借ヲ爲シ産業及日用必需品ノ供給ヲ受ケ生産品ヲ以テ代納スルガ如キ商店信用ニ依レルヲ以テ常ニ利益ノ大部ヲ他ニ搾取セラレツツアリ、之ガ爲ニハ産業組合ニ依リ生産物販賣ノ合理化ヲ圖リ併セテ必要資金並物資ノ供給ヲ圓滑ニシ地方商人トノ不合理ナル關係ヲ離脱セシメ以テ自主的經濟ノ確立ヲ期スルハ最モ緊急ヲ要スルモノナレバ之レガ目的達成ニ付特別低利ナル資金ノ供給ヲ必要トス

決議 保留

一五、經濟用品ノミヲ取扱フ市街地購買組合ニシテ信用事業ヲ兼營スルモノハ有限責任タリ得ル様法律ヲ改正セラレタキコト

理由 昭和七年九月産業組合法改正ニ依リテ市街地ニ於テ信用事業購買事業ヲ兼營スル組合ハ保證責任タルコトヲ要スルコトナリタルモノハ都市ノ經濟事情ヨリ見テ之ヲ保證責任トスルコトハ極メテ困難ナルト共ニ有限責任ニテモ其ノ事業ヲ完全ニ經營爲シ得ルコトハ同法ニ依リ有限責任タリ得ル様規定セラレタル市街地信用組合並市街地購買組合ノ事情ト略同様ナルモノト思考ス若シ法律ノ命ズル儘ニ此ノ種ノ既設組合ガ保證責任タルコトヲ強制セララルトキハ從來ノ組合員ノ脱退ヲ招來スルノ恐アリテ此ノ種組合ノ發達上頗ル憂慮ニ堪ヘザルモノアルヲ以テ經濟用品ノミヲ取扱フ市街地購買組合ニシテ信用事業ヲ兼營スルモノハ有限責任タリ得ル様法律改正方ヲ要望セントス

提出者 東京府信用組合協會

決議 保留

一六、産業組合法第二號第二項改正ノ結果有限責任ノ組合トシテ存在シ得ルハ市街地信用組合(同項第一號)及市街地購買組合(同項第二

提出者 家庭購買組合 購買組合共同會 購買組合共働社 大東京消費購買組合

號)ノミナリシヲ以テ市街地信用購買組合モ有責任タリ得ル様同
項第二號ヲ追加セラレンコトヲ建議スル件

理由 市街地信用組合ハ市街地全部ニ亙リ組合員ノ移動頻繁ニシテ農
村組合ト其ノ趣ヲ異ニセルニ依リ又購買組合消費組合ハ市街地ニ存
在シ組合員ノ移動多ク單純ニ生活用品タル物資ノ配給ヲ爲スヲ其事
業トシテ農村ノ四種兼營ノ組合トハ全ク其ノ趣キヲ異ニスルヲ以テ
改正ノ主ナル理由トナリ居レリ然ルニ市街地ニ於ケル信用購買兼營
組合モ其ノ事情ハ全ク同一ナルヲ以テ本案ヲ提出スル所以ナリ

提出者 鹿兒島信用購買組合共助會

一七、産業組合法第二條第一項但書ノ規定ニ依リ有責任タルコトヲ得
ル産業組合トシテ左記組合ヲ追加セシメラレタキコト

一、定款ノ定ムル所ニ依リ經濟ニ必要ナル物ノミヲ取扱フ購買組合
ニシテ信用事業ヲ兼營スルモノ

理由 産業組合法第二條第一項但書ニ依リ有責任タルコトヲ得ル産
業組合ハ市街地及指定市街地ニ於ケル信用組合及經濟用品ノミノ取
扱ヲナス購買組合及之ガ經濟設備ノ利用事業ヲ兼營スル組合ニ限定セ
ラレ居ルモ之等ノ組合ト全ク事情ヲ一ニスル經濟用品ノミノ取扱ヲ
ナス購買組合ニシテ信用事業ヲ兼營スルモノニ對シテモ例外トシテ
有責任タリ得ル様法ヲ改正セラレンコトヲ要望スルモノナリ

提出者 神奈川縣 工信購買信用組合

決議 一五、一六、一七、一括可決

一八、市街地購買組合ニ豫約加入制度ヲ認メラルル様法律改正方要望ノ
件

理由 市街地購買組合ノ未ダ振ハザル今日之ヲ發展セシムルコトハ全
件

産業組合制度ニトリテ喫緊ノ要事ナリソノ發展方策トシテ市街地購
買組合ニ一定ノ期間(六ヶ月位)ヲ限リ豫約加入制ヲ認メラルル様法
律改正方ヲ要望スルモノナリ

提出者 家庭購買組合 購買組合共同會

購買組合共働社 大東京消費購買組合

決議 可決

一九、區域内ニ事務所ヲ有スル公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若
ハ團體ニ購買品ヲ賣却シ得ル様法ノ改正方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 産業組合ノ發展ニ伴ヒ町村住民ノ大多數ハ組合員ニ包攝セラレ
購買品ノ統制ニ依リ利益ヲ享受シツツアルガ組合區域内ニ事務所ヲ
有スル公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ニ於テモ購買
品ノ購入ヲ希望シ居リ又之等團體法人ヲ構成員ハ一面産業組合員ニ
シテ全ク利害ヲ同ジクシ不離ノ關係ニアルモノナレバ利益享有ノ範
圍ヲ擴張セラルル様法ノ改正ヲ要望セントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 可決

二〇、葉煙草肥料配給統制ニ關シ其ノ筋ニ要望ノ件

理由 葉煙草ノ耕作ハ山間部農家經濟ニ重大ナル地位ニアリ而シテ其
ノ生産費ノ大部分ヲ占ムルモノハ肥料ナルヲ以テ從來煙草耕作地帶
ニ於ケル産業組合ハ耕作者ノ經濟ヲ助長スル爲メ煙草肥料ノ取扱ヲナ
シ來レリ

然ルニ最近專賣局ノ方針トシテ肥料ノ取扱ヲ煙草耕作組合ニ行ハシ
ムルニ至リ爲ニ關係組合及耕作者ハ多大ノ不利不便ヲ蒙ルニ至レリ

望ヲ充當セシムル様政府當局ニ要望セムトスルニアリ

提出者 愛 知 支 會

二四、農業倉庫建設改築移築其ノ他一般業務執行ニ對シ政府ハ一層積極
的助成ヲナス様當局ニ要望スルノ件

理由 米價問題ノ重要性ハ今更言ヲ要セズ是ガ解決ニ關シ農業倉庫
ガ重要ナル役割ヲ持ツハ周知ノ事實ナリ然ルニ近時はガ助成動モス
レバ消極的ダラントス

提出者 山口縣支會 廣島縣支會

岡山支會 鳥根支會

鳥取支會

決議 二二、二三、二四、一括可決

二五、米麥ノ平均賣價ヲ本年度ヨリ全國一齊ニ斷行スルノ件

理由 平均賣價ガ農業者ノ米麥販賣方法ノ最モ理想的ナルハ言ヲ俟タス
幸ニ系統機關モ殆ト完成シ加フルニ米穀統制法ノ實施ヲ見ルアリ多
年待望ノ統制アル平均賣斷行ノ期到ル全國ノ各産業組合ハ一層自己
並系統機關ノ強化ヲ強行シ相提携シ政府ノ米穀對策ニ順應シ米麥ノ
平均賣斷行ニ邁進スベキノ秋ナリト信ズ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會

岡山支會 鳥根支會 鳥取支會

決議 修正可決

二六、米穀検査ヲ國營ニ移サル様主務省ニ要望ノ件

理由 客年十一月施行セラレタル米穀統制法ハ國民ノ生活必需品タル

故ニ此ノ障害ヲ除キ組合ニ依リ肥料配給統制ヲ實現センガ爲其ノ筋
ニ要望セントス

提出者 近畿、中國、四國、産業組合協議會

決議 修正可決

二一、農村窮乏ノ折柄疏安等主要ナル肥料ニ付テハ國家ノ管理下ニ置ク
カ其ノ他適當ナル方法ヲ以テ速ニ合理的價格ニ引下グル様其ノ筋ニ
陳情ノ件

理由 農村窮乏ノ打開策ハ自ラ一ニシテ足ラズト雖主要肥料ノ價格ヲ
合理的ナラシムルコトハ其ノ最タルモノト信ズルヲ以テ本件陳情ヲ
爲サントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 修正可決

二二、農業倉庫建設補助金ヲ昭和九年度以降ニ於テモ引續キ交付セラ
ル様其ノ筋ニ要望ノ件

理由 産業組合ノ販賣事業ヲ旺盛ナラシメ米價ノ正當ナル價格ヲ維持
スル爲ニハ農業倉庫ノ必要缺クベカラザルハ多言ヲ要セザル處ナリ
然ルニ巷間傳フル處ニ依レバ政府ニ於テハ昭和九年度以後ハ補助金
ノ交付ヲ中止セラルルヤノ説アルモ右ハ農村ノ現狀ニ鑑ミ同年度以
後ニ於テモ引續キ交付セララルル様其ノ筋ニ要望セントスルニアリ

提出者 三 重 支 會

二三、農業倉庫ノ建設補助金増額要望ノ件

理由 農村主産物タル米穀ノ販賣統制上農業倉庫ノ普及ヲ計ルハ最モ
緊急ヲ要スル時ニ當リ僅カニ建設希望ノ一部ヲ認容セララルルニ過ギ
ザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ仍テ此ノ際之ガ補助金ヲ増加シ建設希

米穀ノ價格ガ生産費ヲ無視シテ人為的ニ暴騰暴落スルヲ制限シテ米生産者及消費者ノ生活ヲ安定セシメントスル趣旨ニ依ル然ルニ各地産米ノ銘柄ニ對シテ格差ヲ付スルニ當リテハ各地方ノ公共團體ニ於テ個別的ニ検査シテ全國的ニ統一スル所ナシ斯ノ如キハ米穀ノ價格決定ニ就テ公正ヲ缺クノミナラズ前述ノ法規ノ運用ニモ支障ヲ來スモノト信ズ故ニ此際國家的ノ米穀検査法ヲ制定シテ米穀ノ検査ヲ國營ニ移サレムコトヲ要望スル次第ナリ

提出者 北陸四縣產業組合協議會

決議 可決

二七、政府ニ於テ米穀ノ買入ヲ施行セラルル場合ハ生産者並產業組合ノ申込ニ對シ優先權ヲ附與セラルル様要望スルコト

理由 現下實施ノ米穀統制法ノ強化ヲ圖ル爲メニハ仲間商人トノ平等扱ヒハ至大ノ影響ヲ齎ラスベキヲ以テ生産團體ニ優先利用ノ方法樹立方要望ス

提出者 富山縣支會

二八、米穀統制法ニ基ク米穀買入ニ關シテハ米穀生産者並ニ其ノ團體ヲ優先取扱方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 政府ノ米穀買入ニ關シ最低價格ヲ保證セル趣旨ニ鑑ミ農業者ノ團體ヲ優先取扱ヒセラルル様要望セムトスルニアリ

提出者 愛知支會

二九、季節買上米ニ對スル優先權附與方政府ニ要望ノ件

理由 季節買上米ニ對シテハ全販聯ニ優先權ヲ附與セラレ度シ之即チ直接生産者ヲ利スルノミナラズ亦一面販賣統制ノ目的ヲ達成スル唯一ノ方法ト認ムルニ依リ其ノ筋ニ要望セントス

提出者 愛知支會

決議 可決

三〇、政府買上米ニ付キテハ生産者及其ノ團體申込ニ對シ優先權ヲ附與セラルル様政府ニ要望ノ件

理由 米穀統制法ハ生産者ト消費者ノ爲メ其ノ價格ノ安定ヲ計ルガ主タル目的ナリト信ゼラルレガ爲メハ公道價格ニ依ル買入ハ生産者以外ヨリ行ハザル事ト爲セバ政府當局モ迷惑ノ賣渡申込ノ爲メ困惑セラルル事尠ク統制法運用上其ノ眞ノ目的ヲ達シ得ルモノト察ス仍テ公道價格ノ買入ハ生産者ノ團體ヨリノ爲メスカ少クモ之レニ優先權ヲ與ヘラルル様要望スルモノナリ

提出者 香川縣支會

三一、暑中間ノ米穀輸送用貨車ニ對シ一層通風裝置ノ徹底方其ノ筋ニ請願ノ件

理由 夏季間ニ於ケル米穀ノ鐵道輸送ニ際シテ貨車内ノ溫度ノ急激ナル變化ノ爲メ米質ヲ損傷スルコト尠シトセズ斯クテハ生産者ノ不斷ノ努力モ水泡ニ歸スルト共ニ取引上不測ノ損失ヲ被ルコトアリ故ニ鐵道省ニテ此ノ缺陷ヲ除去スル爲メ貨車ニ特別設備セラルル様請願セントスルモノナリ

提出者 愛媛縣購買販賣組合聯合會

三二、農業者倉庫相互災害保險制度ノ實施促進方中央會ニ建議ノ件

理由 從來屢々全國產業組合大會等ニ於テ協議要望セラレタルモ未ダ實現ヲ見ルニ至ラズ斯業ノ爲メ遺憾トスル所ナルヲ以テ速カニ之ガ實施セラルル様更ニ中央會ニ建議セントス

提出者 北陸四縣產業組合協議會

三七、總會ニ於ケル代理議決權ヲ組合員ノ成年以上ノ家族ニモ委任シ得ル様法律ノ改正ヲ要望スルノ件

理由 家族制度ヲ以テ社會生活ノ基礎トナス我ガ國ニ於テ組合員ノ家族ガ其ノ議決權ヲ代行ヲナシ得ズ却テ他人ニ之ヲ許スハ甚シキ矛盾ト言フ可キナリ從テ組合ノ實際ハ家族ノ議決權代行ヲ認ムルニアラザレバ種々ナル點ニ於テ矛盾現レ組合ノ眞ノ運用行ヒガタキモノ多クアリ故ニ本件ヲ提出セリ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會

三八、保證責任組合ノ組合原簿記載事項ノ取扱ヲ簡略ナラシムル様法律改正方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 保證責任組合ノ組合原簿ノ取扱ハ複雑煩瑣ニシテ非常ナル手數ヲ要シ組合ハ勿論地方廳及登記所ニ於テモ極メテ難澁ノ狀況ナルヲ以テ現行有限責任組合ニ規定セラレアル程度ノ手續ヲ爲セバ足ル様法ノ改正方其ノ筋ニ要望セントスルニアリ

提出者 三重支會

決議 可決

三三、三四、三五、一括可決(但し三五の火葬場を除く)

理由 全國的聯合會ニ對シ政府ハ夫々相當額ノ出資ヲナス様當局ニ要望スルノ件

提出者 三 重 支 會

決議 可決
三三、大正十五年五月十五日勅令第一三一號ヲ以テ指定セラレタル利用設備ヲ追加セラルル様政府當局ニ要望スルノ件

提出者 北陸四縣產業組合協議會

理由 醫療組合ノ設備ハ中小産者ヲシテ等シク文化的施設ノ惠澤ニ浴セシムル社會的最善ノ施設ナリ仍テ之ガ組合員外利用ヲ認メシムルハ法制上當然ナリ速カニ該設備ヲ追加セシムル様其ノ筋ニ要望實現ヲ期セムトス

提出者 愛知支會

三四、醫療事業ヲシテ組合員外ノ利用ヲナシ得ル法規ノ改正方要望ノ件

理由 醫療事業ハ元來社會公益的性質ヲ有スルモノナルヲ以テ產業組合ニ於テ之ヲ經營スル場合支障ナキ範圍ニ限リ組合員外ノ利用ヲ認メ何等不都合ナキモノト思惟スルニ依ル

提出者 岡山支會

三五、產業組合ノ火葬場醫療設備ニ付員外利用制度ヲ認ムル様當局ニ要望スルノ件

理由 人道上是レガ利用ヲ組合員外ニモ認ム可キモノナリ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會

岡山支會 鳥取支會

決議 三三、三四、三五、一括可決(但し三五の火葬場を除く)

理由 全國的聯合會ニ對シ政府ハ夫々相當額ノ出資ヲナス様當局ニ要望スルノ件

提出者 三 重 支 會

三九、産業組合ガ其ノ債權ニツキ強制執行ノ手續ヲ爲ス場合ニ供託金免除方其ノ筋ニ要望ノ件
理由 産業組合ガ債權ノ執行ヲナスニ當リ其ノ手續ヲ簡易ナラシムルト共ニ私人ト異リ相當資産ヲ有シ信用ヲ基調トスル法人ナレバ供託金ノ煩ノ特免ヲ受ケシメントスルニ在リ
提出者 富山縣支會

理由 保留
四〇、産業組合又ハ同聯合會ガ不動産ヲ取得シタル場合ノ登記税及組合員若ハ所屬組合ガ組合若ハ聯合會ニ對シ擔保トシテ提供スル不動産登記税ノ免除方其ノ筋ニ要望ノ件
理由 産業組合又ハ同聯合會ニ對シテハ現ニ登録税ノ一部ヲ免除セラレツツアルガ組合又ハ聯合會ガ不動産ヲ取得シタル場合ノ登記税及組合員若ハ所屬組合ガ組合若ハ聯合會ニ對シ擔保トシテ提供スル不動産登記税ノ如キヲ一般營利主義ノモノト同様ニ徵稅セラルルハ組合事業ノ性質上妥當ナラズト思惟スルヲ以テ適當免稅方其ノ筋ニ要望セントスルモノナリ
提出者 北陸四縣産業組合協議會

理由 保留
四一、産業組合ニ國定教科書ヲ取扱セシムル様其ノ筋ニ要望ノ件
理由 地方産業組合ノ擴充ニ伴ヒ町村住民ノ大多數ハ組合員トナリ其ノ子弟ノ使用スル學用品ヲ購買事業トシテ取扱フ向多キヲ以テ更ニ國定教科書ノ取扱ヒヲ爲スコトヲ得バ組合員ノ便益一層大ナリト認メラルルニ依リ之ヲ其筋ニ要望セントスルモノナリ
提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 四〇ハ保留、四一ハ可決

四二、帝國大學農學部ニ産業組合講座ヲ設置方建議ノ件
理由 農村經濟ニ占ムル産業組合ノ地位ハ年ト共ニ増大スル時ニ當リ帝國大學農學部ニ於テ未ダ産業組合講座ノ設置ナキハ頗ル遺憾トスル處ナルヲ以テ速カニ之ガ設置方ヲ其ノ筋ニ建議セントス
提出者 鳥取支會

理由 保留
四三、各帝國大學ニ産業組合講座ヲ設置セラルル様其ノ筋ニ要望ノ件
理由 産業組合ノ重要性益々大ナルトキニ當リ一層其ノ普及發達ヲ計リ國民經濟ノ發展ニ資スルタメ各帝國大學ニ産業組合講座ヲ設ケラルル様要望セムトス
提出者 北海道支會

決議 四二、四三、一括可決
四四、産業組合大會及協議會決議事項ノ實現方促進ノ件
理由 從來各地ノ産業組合協議會並ニ地方的全國的大會等ニ於テ決議セラレタル事項ヲ再審議シ必要ナル事項ノ實現ヲ期スル爲メ常設委員會ノ設置方ヲ中央會ニ要望セントスルモノナリ
提出者 北海道東北六縣産業組合協議會

決議 可決
四五、全國産業組合常務役員共濟會設置ノ件
理由 産業組合常務役員ハ多數組合員ノ經濟生活ヲ統制スル重大ナル責務ヲ帶ビテ夙夜繁瀝ナル事務ヲ執掌スルモノナリ然ルニ經濟界ノ推移ト産業組合運動ノ前途ヲ思フ時益々熱誠練達ノ士ヲ迎ヘソノ全幅ノ活躍ニ俟タザルベカラズ而シテ優秀ナル人材ヲシテ安ンジテ永クソノ職ニ留マラシムルニハ待遇方法ヲ積極ニ改善スルノ要アリ依ツテ全國産業組合關係者ノ共濟會ヲ組織シテ退職給與規程ヲ制

理由 醫療利用組合勤務ノ醫師ヲ健康保險醫ニ指定セラルルコトハ年來ノ希望ナルモ種々ノ事情ニヨリ阻止サレツツアリ殊ニ來年度ヨリハ政府ニ於テ農民健康保險ヲ實施セラルル計畫アルコトヲ仄聞スル時ニ當リ一層緊切ナルコトヲ信ズルヲ以テ速カニ之ガ實現ヲ見ル様建議セントス
提出者 東京支會

決議 中央會ニ研究委任
四六、産業組合中央會山口縣支會長外百五十三名ノ崇敬者總代ヨリ内務大臣ヘ申請セル故正二位勳一等子爵品川彌二郎卿ヲ祭神トスル神社創設ニ關スル許可促進ノ件
理由 昭和七年四月近畿中國四國産業組合協議會ヲ山口縣萩市ニ開催セルニ際シ山口縣支會ハ故子爵品川彌二郎先生ヲ祭神トスル神社創設ヲ發起スルコトヲ發表セルニ對シ協議會ハ之ニ賛意ヲ表シタリ爾來山口縣トシテハ成規ノ手續ヲ履ンデ之ガ創設許可ヲ内務大臣ニ提出シ現在ニ至ルマデ當局ニ對シ種々諒解ヲ求メ許可ヲ得ント盡力中ナルモ未ダ許可ノ指令ニ接セザルヲ以テ本大會ニ於テモ該計畫ニ對スル賛成ヲ得テ許可促進ノ方法ヲ求メントスルニ在リ
提出者 近畿中國各府縣支會

理由 保留
四七、産業組合旗幟時掲揚ノ件
理由 皇太子殿下御降誕ヲ記念シ同時ニ組合意識ヲ一層宣揚センガ爲全國産業組合旗ヲ其ノ事務所倉庫等ニ掲揚スルコト
提出者 山口縣支會 廣島縣支會 岡山支會 鳥根支會 鳥取支會

決議 四六ハ可決、四七ハ保留
緊急問題ノ二
醫療利用組合勤務ノ醫師ニ速カニ健康保險醫指定ヲ行ハル様政府ニ建議ノ件

決議 修正可決
第二十三次特別表彰組合
 尙本會に於ける表彰組合は次の通りである。
第二十六次普通表彰組合
 香川縣・保證責任 陶信用購買販賣利用組合(綾歌郡陶村)
 秋田縣・保證責任 西目村信用販賣購買利用組合(由利郡西目村)
 東京府・保證責任 神着信用販賣購買利用組合(三宅島神着村)
 鳥取縣・保證責任 小鷲河村信用購買販賣利用組合(氣高郡小鷲河村)
 鳥根縣・無限責任 馬木信用購買販賣利用組合(仁多郡馬木村)
 德島縣・保證責任 南井上信用購買販賣利用組合(名東郡南井上村)
 香川縣・有限責任 古高松村信用購買販賣利用組合(木田郡古高松村)
 高知縣・有限責任 弘岡信用販賣購買利用組合(吾川郡弘岡上ノ村)
 佐賀縣・有限責任 三日月村信用販賣購買利用組合(小城郡三日月村)

例年の如き全國産業組合生產品即賣會は、資料展覽會と並んで四月二十三日より五日間鳥取市縣會議事室に於て開催されたが、鳥取支會の熱心なる勧誘により出品頗る多く、盛會を極めた。

一六、全販聯臨時總會

日時 昭和九年四月廿六日午後四時より
場所 鳥取市鳥取城址全國産業組合大會場
出席者所屬聯合會卅一、所屬組合一、の中委任状に依るもの十
二あり。

法定員数以上に達し此處に臨時總會成立す。

全販聯より有働會長、北川、藤田兩專務理事、水野主事他三
主事出席し有働會長議長席に付き開會を宣し次の諸議案を提出
したが之に對し聯合會より種々質問及び希望あり會長より夫々
説明の後滿場一致原案を可決午後五時半閉會す。

- 一、定款第三十七條第二號ノ販賣品決定ノ件
木炭、鶏卵
- 二、定款第四十五條ノ但書ノ物品ニ對スル販賣歩合金決定ノ件
木炭 十五疋俵(四貫俵)一俵ニ付二錢以内
但シ十四疋俵四貫俵以外ノモノニ付テハ一俵ニ付四錢以内
ニ於テ理事ノ定ムル所ニ依ル。
- 三、聯合農業倉庫業務規程變更ノ件
保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會
聯合農業倉庫業務規程改正ノ件
- 第二條第一項第一號中「穀物」ノ次ニ「木炭」ヲ加フ
第二條第一項第二號中「穀物」ノ次ニ「木炭」ヲ加フ

第三條第二項中「菜豆」ノ次ニ「木炭」ヲ加ヘ「菜種」ノ次ニ「鶏卵」
ヲ加フ

第四條第二項中「菜豆」ノ次ニ「木炭」ヲ加ヘ「菜種」ノ次ニ「鶏卵」
ヲ加フ

第十九條ニ次ノ但書ヲ加フ
但シ鶏卵ニ付テハ此ノ限リニ非ズ

第三十九條第二號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第三號ヲ第五號トス
三、木炭十五疋俵(四貫俵一俵ニ付)

- イ、混合保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 一錢五厘以内
門司倉庫 二錢三厘以内
- 特定保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 二錢以内
門司倉庫 二錢以内
- ロ、販賣手数料 八錢以内
- ハ、入出庫料 八錢以内
- 十五疋俵(四貫俵)以外ノモノニ付テハ理事之ヲ定ム
- 四、鶏卵(一箱ニ付)
- イ、混合保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 三錢以内
門司倉庫 四錢以内
- 特定保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 四錢以内
門司倉庫 五錢以内
- ロ、販賣手数料 五錢以内
- ハ、入出庫料 八錢以内

一七、産業組合青年聯盟全國聯合總會

全國聯合第一回總會は四月二十六日午後五時半より鳥取市縣
立圖書館に於て開催せられた。

第八條 本會ニ幹事若干名ノ常任幹事ヲ互選シ會務ヲ處理ス

五、顧問推薦ノ件

決議 賀川豊彦氏ヲ新タニ顧問ニ推薦セリ

正午閉會

一九、全國消費組合協會第四回總會

日時 昭和九年四月二十七日午後二時

場所 鳥取市本町圖書館

濱田幹事(中央會)開會の挨拶を述べ議長席につき直ちに議
事に入る

第一號議案 昭和八年度決算並事業報告書承認ノ件

金井書記(中央會)ヨリ事業報告ニツキ詳細ナル説明アリ

決議 可決

第二號議案 規約改正ノ件

本部住所移轉ニヨリ規約第三條ヲ左ノ如ク變更「本會ハ本部ヲ東京市
麹町區有樂町一丁目九番地貳號産業組合中央會ニ——」トス

決議 異議ナク可決

第三號議案 幹事改選ノ件

任期満了ニ付規約第七條ニ依リ幹事五名以内ヲ選舉ス

- 決議 議長指名トナリ左ノ十五名選出サル
- 東京 購買組合共同會 沼口正男
- 同 家庭購買組合 藤田逸男
- 同 關東消費組合聯盟 戸澤仁三郎

- 一、昭和八年度決算ニ關スル件
 - 二、昭和九年度豫算ニ關スル件
 - 三、専任職員設置ノ件
 - 四、本年度大會開催ニ關スル件
 - 緊急動議 規約變更ニ關スル件
 - 五、委員長並委員選任ノ件
- が協議せられ、新委員長として、福井縣産青聯理事長森廣之
氏が選出せられた。

一八、全國醫療利用組合協會第一回總會

全醫協第一回總會は大會に引繼ぎ四月二十七日午前九時鳥取
市圖書館に於て開催された。

濱田委員先づ議長席に着き左の問題を提案夫々協議決定する
所があつた。

一、昭和八年度事業報告書並決算承認ノ件

決議 原案通り之ヲ承認セリ

二、昭和九年度事業方針並豫算決定ノ件

決議 原案通り可決

三、幹事選任ノ件

決議 幹事、青森縣岡本正志外十二名、内常任幹事トシテ木立義道
外二名ヲ選任セリ

四、規約變更ノ件

決議 規約第八條ヲ左ノ如ク變更セリ

消費組合聯合會	田端 豐志
同 大東京消費購買組合	廣田 金一
同 産業組合中央會	濱田 道之助
同 工信購信組合	原 一 郎
石川 信購組合協同會	東 出 作 松
京都 京都購買組合	矢上 英太郎
大阪 浪速購買組合	北 田 輝
兵庫 神戸消費組合	福 井 捨 一
同 灘購買組合	那 須 善 治
鳥取 鳥取購利組合	淺 沼 喜 雄
福岡 三池共愛購買組合	日 野 威
鹿兒島 信購組合共助會	大 井 藤 助

第四號議案 本年度事業方針ノ件
決議 可決

追加問題、志立氏より次の提案あり
本年はロッチデール開拓者組合創業滿九十年に當るので、之を記念する催しを行ひたい、餘り經費のかゝらぬもので、有益な方法はないか考へて欲しいとの提案である、その實行方法については東京横濱幹事會に於て原案を作成し全幹事會に提出することに決定した。

一、消費經濟ヲ目的トスル各學生ノ申合團體ヲ消費組合ヘ加入セシメ得ル様法ノ改正ヲ其ノ筋ヘ建議ノコト

理由 學費節約ノ爲學生間ニ於テ組織スル學生塾ヲ組合ヘ加入セシムルコトハ何等ノ弊害ナクシテ、學費經濟上大イニ貢獻シ得ルモノナルニ依リ之ガ加入ノ途ヲ開クノ必要ヲ認ムルモノトス

決議 可決
二、産業組合法第二條第一項改正ノ結果有限責任ノ組合トシテ存在シ得ルハ市街地信用組合(同項第一號)及市街地購買組合(同項第二號)ノミナリシヲ以テ市街地信用購買組合モ有限責任タリウル様同項ニ第三號ヲ追加セラレンコトヲ建議スル件
決議 可決

以上を以て提出問題の審議を全部終り、懇談的に各種の問題につき論じ、特に志立氏より現在の消費組合に對しより多數の労働者が入つて來なくては、消費組合として無意味である。それは都市のみならず、農村に於ても同様で、大工場、會社等は自分の消費組合を作つて居る様であるが、之を全消協に入れることが大切であるとの意見を述べられた。

二〇、第七回全國産業組合製絲協議會

期日 昭和九年五月十五日、十六日
場所 東京市赤坂區溜池、三會堂
主催 産業組合中央會
協議問題と對策は次の如くであつた。
甲、中央會提出問題

- 一、現時ノ蠶絲界ノ狀勢ニ鑑ミ産業組合製絲ノ採ルベキ方策
- 乙、出席者提出問題
- 一、假渡金ニ關スル件
- 二、乾繭保管ニ關スル件
- 三、原蠶種國家管理促進ニ關スル件
- 四、生絲販賣統制ニ關スル件
- 五、絹織物消費稅撤廢ニ關スル件
- 六、絹織物混織歩合表示ニ關スル件
- 七、輸出生絲出荷制限撤廢ノ件
- 八、組合製絲ニシテ年度内ニ加工シ能ハザル乾繭及乾繭倉庫ノ保管補償ニ限リ組合製絲ニ於テ依託製絲ヲ爲シ得ル様其ノ筋ニ要望ノ件
- 九、生絲國內消費増加ノ目的ヲ以テ絹織物稅ノ撤廢ヲ政府ニ要望ノ件
- 一〇、生絲ノ出荷三割制限中ト雖組合製絲ハ供繭ヲ拒ムコトヲ得ズ之ヲ乾繭保管スルノ義務アルヲ以テ乾繭共同保管獎勵金ヲ三割迄増額セラレンコトヲ政府ニ要望ノ件

一括委託となり七は撤回され左の決議を得た。

決議
一、産業組合製絲自體ノ採ル可キ方策
現下蠶絲業ノ非常時ニ際シ益々組織ノ強化ヲ圖ルハ勿論組合運營ニ對シテハ一層産業組合主義ニヨル常道ヲ確守シ尙次ノ事項ニ就テハ最善ノ途ヲ講ズルコト
(イ) 組合員ニ對スル原料政策ヲ遂行シ自勞自桑主義ニ依ラシメ且供繭制度ノ確立ヲ圖ルコト

- (ロ) 組合ノ整理廢合及事業ノ合同ヲ促進シ時代ニ適應セル經營ヲ行フコト
- (ハ) 供繭ニ對スル假渡金ノ協定並ニ其他相互ノ聯絡ヲ益々密接ナラシメルコト
- (ニ) 配分平衡積立金ノ造成ニ努ムルコト
- (イ) 政府ニ對スル要望
蠶絲業ノ更生策トシテ生産及販賣ノ統制ニヨル價格ノ安定ト需給均衡及優良品廉價生産ニ努ムルコト極メテ緊要ナリ仍テ之ガ實現ニ付キ最善ノ途ヲ講ゼラレタキコト
- (ロ) 産業組合製絲ハ養蠶農業者ヲ基礎トシテ蠶絲業各部門ヲ自己ノ組織内ニ包容スルヲ以テ何等内的矛盾ヲ有セズ故ニ蠶絲業ノ統制並ニ養蠶業ノ更生ニ關シ極メテ重要ナル立場ニアルコトヲ確認シテ之ガ獎勵助成政策ヲ採ラレタキコト
- (ハ) 生絲ノ需要喚起ハ極メテ緊要ナルヲ以テ
生絲需要増進事業ノ補助
絹織物消費稅ノ撤廢
絹織品ノ混織歩合ノ表示
等ヲ實現セラレタキコト
- (ニ) 養蠶應急資金ヲ増額シ迅速ニ融通セラレタキコト
- (ホ) 乾繭保管ノ助成金交付ニ當リテハ組合製絲ノ立場ヲ考慮シ其ノ進展ニ支障ヲ來サザル様實施セラレタキコト
- (ハ) 産業組合製絲ニシテ年度内ニ加工シ能ハザル乾繭及産業組合ニ依ル乾繭倉庫ノ保管補償ニ限リ産業組合製絲ニ於テ依託製絲ヲナシ得ル途ヲ開カレタキコト

(ト) 原穀種國家管理法ハ漸ク法律トナリ本年度ヨリ實施ヲ見タルモ其ノ所期ノ目的到達ニハ拾年ノ歲月ヲ要スル豫定ナルヲ以テ之ガ年限ヲ短縮シ速カニ其ノ目的ヲ達成セラレタキコト
 更に議長右決議中政府に對する要望事項に就ては實行委員を擧げて直に實行に移したら如何。議長指名にて審議委員に新井高四郎、河野正一兩氏を加へて十七名とする事に決定、次で月田議長の閉會の辭あり本會を閉ぢた。

二、第一回全國鶏卵販賣組合協議會

- 一、期日 昭和九年五月十七日、十八日の兩日
- 二、會場 東京市赤坂區溜池三會堂
- 三、主催 産業組合中央會

協議問題とその對策次の如し

中央會提出問題

産業組合系統ニ依ル鶏卵販賣統制ニ關スル報告並協議決議

決議

- 一、養鶏ノ盛ナル地方ニシテ産業組合未設置町村ハ此ノ際速ニ組合ヲ設立シ事業ノ開始ヲナスコト
- 二、養鶏ノ盛ナル地方ノ組合ニシテ鶏卵販賣ヲ爲サザルモノハ速ニ之レガ開始ヲナシ、其ノ事業分量少ナキ場合ハ原因ヲ調査シテ極力事業分量ノ増加ヲ圖ルコト
- 三、鶏卵ヲ取扱フ産業組合ハ養鶏飼料、荷送材料、養鶏ニ關スル諸材料等ノ取扱ヲモ併セ行フコト

- 四、各道府縣販賣組合可能ナル限り産業組合ニテ區域内ノ鶏卵販賣、飼料荷送材料養鶏ニ關スル諸材料等ノ配給ヲ統制スルガタメ積極的方法ヲ講ズルコト
- 五、全販聯ハ鶏卵聯合販賣所ノ業務ヲ速ニ繼承シテ全國的統制ニ努ムルノ外、滿洲其ノ他海外ニ新販路ノ開拓ヲナスコト
- 六、全購聯ハ飼料配給ノ増大ヲ圖リ又荷送り其ノ他養鶏ニ關スル諸材料ノ取扱ヲ開始スルコト
- 七、産業組合中央金庫、各道府縣信聯等ノ系統金融機關ニ於テハ鶏卵販賣其ノ他養鶏ニ關スル金融ノ便ヲ圖リ特ニ中央金庫ハ低利且ツ敏速ニ資金ノ融通ヲナスコト
- 八、産業組合中央會及道府縣支會ハ協議會ヲ開催シテ雞卵販賣組合ノ相互連絡ヲ圖リ又講習會ノ開催、パンフレット、リーフレット、ボスター等ノ作成ヲナシ鶏卵販賣組合ノ進展ニ資スルコト
- 九、産業組合ハ農會、養鶏組合等ト聯絡協調シテ生産ノ改善ヲ圖リ其ノ販賣ハ可能ナル限り産業組合系統ノ取扱トナス様努ムルコト
- 十、問屋其ノ他ノ業者ニ對シテハ出來得ル限り産業組合系統ト圓滑ナル取引ヲナス様其ノ理解ニ努ムルコト
- 十一、中央卸賣市場ニ對シテハ事情ヲ考慮シテ對策ヲ講ズルコト
- 十二、産業組合系統ニヨル鶏卵販賣統制ヲ期スルタメ左記事項ノ要望ヲナスコト
 - 1、鶏卵ノ販賣、飼料、荷送材料、其ノ他養鶏ニ關スル諸材料ノ購入ハ産業組合系統ニ依ルベキ方針ヲ確立セラレタキコト
 - 2、官營検査ヲ實施セラレタキコト

二三、小麥、大麥、菜種、豆類取引協議會

全販聯東京事務所管下ノ小麥、大麥、菜種、豆類取引協議會ハ全販聯主催の下に去る六月二日午前九時より午後六時迄約九時間に亘り、赤坂溜池三會堂に於て開かれた。尙午後三時頃より小麥、菜種の大取引先たる製粉、製油會社の代表者數名も加り、取引上の諸點に付き種々打合や意見の交換を行ひ、盛會裡に散會した。

當日の協議事項は三問題あり、次の如く決定せられた。特に九の『小麥ノ價格維持ニ關スル件』に付きては、小委員會を設け、慎重對策を樹立した。

(甲) 小麥ノ取引ニ關スル件

- 一、各道府縣ニ於ケル小麥販賣統制事情ニ關スル件
- 二、本會臨時駐在員設置ニ關スル件
- 三、金融ニ關スル件
 - (イ) 貯藏資金ノ運用
 - (ロ) 假渡金ノ融通——本會定款第四十三條ニ依リ假渡ヲ行フ、金利ハ日歩一錢三厘五毛トス
- 四、小麥販賣上留意スベキ事項ニ關スル件
 - (イ) 各所屬聯合會ニ對スル小麥出荷割當數ハ責任出荷タルト自由出荷タルトノ間ハズ出荷スル様努力セラレタキコト
 - (ロ) 販賣スベキ小麥ノ一回ノ出荷量ハ可成百噸以上ヲ目標トシテ取纏メラレタキコト、但シ平均賣ニヨル出荷ヲ除ク

日時 昭和九年五月二十四日
 場所 産業組合中央金庫講堂

審議事項は左の如くであつた。

- 一、中央金庫保證手数料増額要望ノ件 (鳥根縣信聯提出)
- 二、信聯餘裕金ヲ信託預金トシテ運用出來得ル様其ノ筋ニ要望ノ件 (和歌山縣信聯提出)
- 三、産業組合中央金庫ニ於テ特ニ短期資金ニ限リ一定ノ條件ノモトニ相當低利(コール資金ニ倣ヒ)ヲ以テ貸出方要望ノ件 (福岡縣信聯提出)
- 四、中央金庫代理貸付開始ノ件
- 五、中央金庫債務保證手数料増額ノ件
- 六、中央金庫並ニ信用組合聯合會餘裕金運用方法 (東京府信聯提出)
- 七、購買販賣事業投資方法 以上

(ハ) 等級別ノ販賣ニ就テハ製粉會社トノ取引上有利ナルニ付キ御留意ノコト

五、無條件委託及平均賣並ニ共同計算勵行ニ關スル件
別紙要項ニ依リ實行セラレタキコト(省略)

六、見本小麥ニ關スル件

穀物検査所ト連絡ヲ取り取引用見本小麥ヲ各等級別ニ二升宛速ニ送附セラレタキコト

七、小麥ノ取引格差ニ關スル件

本年度ヨリ關東小麥ノ取引格差ハ斤量制ニ改マリ格差ハ左記ノ通り決定ス、東北小麥モ之ニ準ズルコト、ナレリ

等級 一等、二等、三等、四等、等外
格差 三斤上、二斤上、標準、三斤下、六斤以上下
但シ北海道ヲ除ク

八、小麥ノ等級区分並ニ標準品ニ關スル件

小麥ノ等級区分ヲ一、二、三、四、等外ノ五階級ニ統一シ各府縣共其ノ標準ヲ一定シ度シ

九、小麥ノ價格維持ニ關スル件

十、農會其他各種團體トノ連絡協調ニ關スル件

(乙) 菜種ノ取引ニ關スル件

一、各道府縣ニ於ケル菜種ノ販賣統制計畫ニ關スル件

二、菜種取引上改善ヲ要スル事項ニ關スル件

三、菜種販賣方法ニ關スル件

別紙菜種販賣要項参照(省略)

四、菜種ノ取引格差ニ關スル件

等級 一等 二等 三等 四等 (備考)

格差 二五錢上、一五錢上、標準、二〇錢以上下 (黒種)

五、菜種見本送附ニ關スル件
速ニ産地別各等毎ニ見本一升宛ヲ本會ヘ送附セラレタキコト

六、販賣日ニ關スル件

販賣日ヲ決定シ來ル六月十五日迄ニ本會ヘ報告セラレタキコト

(丙) 其他ノ取引ニ關スル件

一、大麥取引ニ關スル件

小麥ニ準ジ取扱ヲ行フ、本年産各等級見本ヲ一升宛送附ノコト

二、豆類ノ取引ニ關スル件

二四、第十一回産業組合協議會

日時 昭和九年六月十九、二十日

場所 宇都宮市商工獎勵館

第一日 (六月十九日)

午前九時三十分開會、中央會濱田主事開會の挨拶を述べ、次いで宮城主事より中央會提出問題に關する提案説明なし議長指名により研究發表に入る。

一、産業組合運動ト政治トノ關係ニ關スル研究

第二日 (六月二十日)

午前九時開會、議長千石理事開會を宣し昨日よりの協議續行午後より出席者の研究發表及討議に入る。

〇白井(京都)「産組ノ原理ト産組資金運用ニ就テ」

〇淺川文哉(栃木)「産組運動ノ統制ヲ期スル手段ニ就テ」

〇三島豊四郎(中金)「産業組合ノ原理」

〇淺田眞二(神奈川)「産青聯ト政治」

〇前田一(長野)「産組ノ經營方針ニ就テ」

〇青木一巳(中央會)「優良産組ニ於ケルニ型體ニ就テ」

〇瓜生仁(北海道)「部落共同體ト産業組合トノ結合」

〇安田俊三(京都)「組合役職員教育ニ就テ」

〇村岡正樹(中金)「組合金融ニ於ケル段階性ノ檢討」

〇吉村直(全購聯)「購買組合活動現況ニ徴シ新細胞組織ノ確立ヲ期ス」

〇全購聯(原瀬高次郎)「貸借對照表ノ分析的見方一殊ニ購買事業ニ就テ」

二五、産業組合問題研究會

一、場所 宇都宮高等農林學校

二、日時 六月二十一日(木) 二十二日(金)

三、各大學、専門學校教授及各道府縣産業組合主任官、支會主事約八十名の參會あり左記の如き研究發表と討議があつた。

第一日 研究發表

1、産業組合とデモクラシーに就て

東大

近藤康男

2、産業組合の本質と農家協同組合の機能に就て

京大

棚橋初太郎

3、産業組合の任務 九大 澤村 康

4、シユルツエ・デーリツチとライフ・イゼンの論争 北大 渡邊 侃

5、デンマークの産業組合に就て 鳥取高農 山掛 忠孝

6、消費者の組合と農業生産組合との關係に就て 中央會 金井 滿

7、協働組合主義に就て 専大 篠田 七郎

8、産業組合諸問題 農林省 田中 長茂

9、資本主義經濟組織の發展と農村産業組合制度の動向 鹿兒島高農 吉田 安喜雄

10、時局蠶絲業對策と産業組合 上田高農 早川 直瀨

第二日

第一部 農村の再組織化と産業組合

報告者

杉野 忠夫

第二部 流通過程と産業組合

報告者

本位田 祥男

第三部 農業生産過程と産業組合

報告者

東畑 精一

二六、鶏卵並に木炭販賣協議會

八月二十九日赤坂溜池三會堂で開催

鶏卵販賣協議會

- 午前十時開會、有働會長開會之辭を述べ直ちに協議に入る。
- 一、道府縣販賣ニ於ケル鶏卵販賣状況ニ關スル件
 - 二、道府縣販賣ニ關スル件
 - 三、全販聯提出の要項により協議し、原案の通り決定
 - 四、荷造規格ニ關スル件
 - 五、取扱鶏卵ノ聲價向上ニ關スル件 全販聯案の通り決定

木炭販賣協議會

- 午後一時半開會、農林省より井上林政課長、周東金融課長の挨拶あり、直ちに協議に移る。
- 一、道府縣販賣ニ於ケル木炭販賣状況ニ關スル件
 - 二、全販聯木炭販賣事業進展方策ニ關スル件
 - 三、全販聯木炭取扱累年豫定数量及昭和十一年度所屬聯合會ノ全販聯ニ對スル木炭出荷豫定数量ニ關スル件
 - 四、木炭ノ出荷並ニ販賣ニ關スル件
 - 五、木炭ノ販賣資金ニ關スル件

二七、全國道府縣購買組合聯合會協議會

- 日時 昭和九年八月三十、三十一日
場所 帝國農會ビル
主催 全國購買組合聯合會
- 一、全購聯肥料事業概況報告
 - 二、協 議
 - 一、昭和九年度肥料配給計畫ニ關スル件
 - (イ) 道府縣別配給計畫
 - (ロ) 品目別配給計畫
 - 二、昭和九年度重要肥料取扱方針ニ關スル件
 - 三、宣傳情報事業ニ關スル件
 - 四、肥料統制事業遂行上遭遇シタル各種ノ障礙並其ノ對策ニ關スル件

二八、肥料購買組合事業促進に關する打合せ

- 日時 昭和九年九月一日午前九時
場所 産業組合中央金庫講堂
- 表記打合會は、今回の肥料取扱促進の運動の開始の趣旨、方法を遺憾なく關係二十府縣の當事者に諒解せしむるために開催したのである。
- 一、目的 肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ普及發達ニ關スル事業計畫
 - 二、事業 前项目的達成ノ爲左ノ事業ヲ別記地方ニ於テ行フコト

(一) 肥料配給改善審議會

府縣毎ニ縣廳係官、産業組合中央會府縣支會及同郡部會、府縣農會郡市農會及産業組合聯合會等ノ役員ヲ求メ肥料配給改善ニ關シ各團體ノ本質ニ鑑ミ各其ノ分野ニ應ジ本施設實行ニ關シ一致協力スルノ具體的方策ヲ協議セシムルモノトス

(二) 肥料購買事業促進協議會(一縣二ヶ所或ハ三ヶ所)

郡又ハ二、三郡毎ニ其ノ地域内所在ノ肥料ノ取扱ヲ爲ス購買組合ノ役員ヲ召集シ協議會ヲ開キ府縣購買組合聯合會ノ肥料配給計畫ニ基キ各個組合ノ肥料購買事業ノ促進ニ付協議ヲ爲シ組合及組合ニ於ケル肥料取扱高ノ増加ヲ期スルモノトス

(三) 肥料購買事業開始協議會(四—七ヶ所)

農村購買組合ニシテ未ダ肥料ノ取扱ヲ爲サザルモノニ對シ之ガ事業ノ開始、農村産業組合ニシテ未ダ購買事業ヲ兼營セザルモノニ對シ購買事業ヲ兼營セシメ肥料ノ取扱ヲ爲サシムル爲郡又ハ二、三郡毎ニ其ノ地域内所在産業組合ノ役員、當該町村吏員又ハ町村又ハ農會技術員等ヲ召集シ肥料購買事業開始ニ付協議シ、肥料購買計畫ヲ樹立セシムルモノトス

(四) 肥料購買ニ關シ系統機關利用促進協議會(一ヶ所)

府縣毎ニ肥料購買ニ關シ系統機關利用促進協議會ヲ開キ購買組合、同聯合會ノ役員ヲ召集シ肥料購買ニ關シ聯合會ト組合トノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルコトニ付協議スルモノトス

(五) 肥料購買事業不振地方講演會(一縣二〇—二五ヶ所)

肥料購買事業不振組合ノ所在町村毎ニ又ハ最寄二、三町村毎ニ講演會ヲ開催シ、組合役員、町村吏員、農會役員及組合員タル中堅

青年ヲ召集シ組合ノ經營等ニ關シ講習ヲ爲シ事業ノ進展ヲ圖ルモノトス

(六) 肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ普及發達ヲ圖ルガ爲印刷物ノ配布及活動寫眞ノ映寫

肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ普及發達ヲ圖ルガ爲有効適切ナル印刷物ヲ配布スルノ外肥料配給改善ニ關スル活動寫眞ヲ映寫シ肥料配給改善ノ趣旨ノ普及、肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ事業ノ進展ニ資セントス

二九、第二回全國漁村産業組合協議會

- 日時 昭和九年九月十八、十九日
場所 東京市赤坂溜池三會堂
- 協議問題と對策次の如し
- 甲、中央會提出問題
- 一、前回決議事項ノ實行ニ關スル報告
 - 二、漁村産業組合ノ發展策
- 左記事項ニ分チ協議スルモノトス
- 1、漁村ニ於ケル産業組合ノ發展ヲ阻害スル理由
 - 2、漁業協同組合、漁業組合トノ關係
 - 3、單位組合ノ行フべき事項
 - 4、支會ノ行フべき事項
 - 5、全國中央機關ノ行フべき事項
- 決議 第二回漁村産業組合協議會提出問題ニ對スル對策

- 第一 漁村産業組合ノ行フベキ事項
- 一、漁村産業組合ハ區域内漁業者ヲ全部加入セシメ組合事業ノ利用徹底ヲ期スルコト
 - 二、漁村産業組合ハ極力漁業組合ノ加入ニ努ムルコト
 - 三、漁村産業組合ハ四種事業ノ兼營ヲ爲シ組合員ノ産業並經濟ノ統制ヲナスコト
 - 四、漁村産業組合ハ漁業組合ト聯絡ヲ圖ルト共ニ部落委員ヲ設置シテノ活動ニ依リ常ニ組合經營ニ組合員ノ意志ヲ反映セシメテ左記事項ノ徹底ヲ期スルコト
 - 1、特ニ貯蓄心ノ涵養ニ努メ貯金ノ獎勵ヲナシ備荒救済ニ資スルコト
 - 2、漁業設備ノ改善刷新及負債整理ニ必要ナル長期低利ノ資金ノ融通ニ努ムルコト
 - 3、資金ノ融通ニ付テハ農業動産信用法ヲ活用スルコト
 - 4、漁船、漁具、倉庫等ノ利用設備ニ力ヲ注グコト
 - 5、漁具、重油、輕油等ノ産業用品ノミナラズ主要ナル生活必需品ハ必ズ之ガ取扱ヲ爲スコト
 - 6、魚獲物ノ販賣ヲ統制シ更ニ進ンデハ加工販賣ヲナス様努ムルコト
 - 7、漁村産業組合ハ道府縣支會及部會並各種團體ト連絡提携シ講演會、懇談會、活動寫眞會等ノ開催、印刷物ノ配布等ニヨリ漁業者ニ對シ産業組合精神ノ普及徹底ニ努ムルコト
- 第二 道府縣支會及聯合會ノ行フベキ事項
- 一、道府縣支會及聯合會ハ水産關係各種團體ト密接ナル聯絡ヲ圖リ漁

- 村産業組合ノ進展ニ努ムルコト
- 一、道府縣支會及聯合會ハ未設置町村及不振組合ニ對シ協力シテ其ノ對策ヲ樹テ之ガ設立並整理刷新ニ努ムルコト
 - 二、道府縣支會ニ於テハ適當ナル組合ヲ選定シ五ヶ年計畫特別指導組合ヲ設置シ漁村産業組合ノ標準ヲ示シムルコト
 - 三、道府縣支會ノ本協議會ノ決議ノ趣旨ヲ徹底セシムルタメ漁村産業組合協議會ヲ開催スルノ外講習會ノ開催印刷物ノ配布等ニ依リ漁村産業組合教育ニ資スルコト
- 第三 中央機關ノ行フベキ事項
- 一、産業組合中央會ハ産業組合中央機關並水産關係各種中央機關ト十分ナル連絡協調ヲナシ漁村産業組合ノ普及發達ニ努ムルコト
 - 二、産業組合中央會ハ漁村産業組合ニ對シ各種ノ低利ナル資金ヲ敏速ニ融通スルコト
 - 三、全國購買組合聯合會ハ漁具、重油、輕油等ノ漁業用品ノ取扱ヲ一層擴張スルト共ニ生活必需品ノ配給ニ付キ努力スルコト
 - 四、全國購買組合聯合會ハ其ノ取扱ヲ海産物ヲ漁村産業組合ヨリ購入スル様努ムルコト
 - 五、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ海産物ノ取扱ヲ開始スルコト
- 第四 政府ヘノ要望事項
- 一、漁村ニ於ケル經濟的施設ハ原則トシテ産業組合ヲ中心タラシムル様監督指導獎勵ノ方針ヲ確立セラレ農林省ハ之ヲ地方廳ニ通知セラレタキコト
 - 二、漁村産業組合ノ爲ニ低利資金ヲ潤澤ニ供給セラレタキコト
 - 三、漁村産業組合ノ施設スル漁船、海産物ノ加工及貯蓄設備、重油槽

左の如く蠶絲業對策を決定せり

現時養蠶農業者ノ窮迫ハ洵ニ名狀スベカラザルモノナリ。仍テ産業組合中央會ハ養蠶農業者ヲ基礎トスル蠶絲業機構ヲ確立シ蠶絲業ノ局面打開ヲ期スルガ爲メ、産業組合ニ依ル養蠶農業者ノ産繭處理ニ關スル對策ヲ定メテ之ガ實行ヲ期シ、以テ政府ノ積極的ニ施行セントスル蠶絲業對策ト呼應セントス

養蠶農業者ノ生繭及乾繭販賣、委託製絲、組合製絲等ノ産繭處理方法ニ關シ産業組合ニ據ラザリシモノハ之ヲ産業組合事業ニ積極的ニ取り入レ且ツ之ガ運営ト進展ニ對シテ適正ナル指導ト計畫トヲ與ヘ、一貫シタル統制ノ下ニ相互ニ生ズル矛盾ヲ解消シ、一面ニ於テ特約繭取引ノ是正繭市場ノ轉換、共同乾繭倉庫運管ノ改善、組合製絲ノ堅實ナル發達ヲ期シ、他面ニ於テハ繭絲ノ價格維持及數量ノ調節ニ對シ自主的統制ヲナシ得ルノ途ヲ講ゼントス。

- 對策要項左ノ如シ
- 一、養蠶實行組合ヲ町村産業組合ヘ加入セシメ町村産業組合ヲ基礎トシテ各種ノ産繭處理ヲ營ム聯合會若ハ繭絲販賣組合ノ普及ヲ圖リ、府縣購買販賣組合聯合會ニ於テ之ガ統制ヲ期スルモノトス
 - 二、府縣購買販賣組合聯合會ニ産業組合産繭處理委員會ヲ置キ統制上必要ナル事項ヲ審議決定スルモノトス
 - 三、産業組合中央會ハ關係官廳及團體ト協議ノ上實施要綱ヲ定メ且ツ必要ト認ムル協議會ヲ開催シテ急速ニ之ガ實現ニ努力スルモノトス

産業組合産繭處理實施要綱

産繭處理ノ大眼目ハ養蠶農家ノ自主的組織タル産業組合製絲ノ擴大強

- 無線電信其ノ他ノ共同施設ニ對スル補助金ヲ一層多額ニ交付セラレタキコト
- 四、中央卸賣市場ノ卸賣人ニ販賣組合聯合會ヲ指定シ又ハ産業組合ノ共同販賣所ヲ設置セラレタキコト
 - 五、産業組合ノ取扱フ重油ハ免稅手續ヲ省略セラレタキコト
 - 六、農業動産信用法ニ依リ抵當權設定スベキ指定動産中ニ漁網其ノ他漁具ヲ加ヘラレタキコト
- 乙、出席者提出問題
- 一、漁村ノ經濟更生ヲ圖ル爲メ漁業用重油ノ免稅手續ヲ左ノ如ク改正セラレンコトヲ其ノ筋ヘ建議ノ件
 - 1、漁業用重油ノ購入ハ必ズ漁村産業組合又ハ漁業組合ノ手ヲ經ルコト
 - 2、實際ノ消費高ヲ調査シ之ニ對シ毎年二回免稅金ヲ交付スルコト
 - 三、漁船用重油買受ノ免稅手續ヲ簡易ニセラルル様其ノ筋ニ要望ノ件
 - 三、産業組合ガ重油タンクヲ設置スル場合ニハ補助金ヲ交付セララル様其ノ筋ニ要望ノ件
- 決議 右出席者提出問題ハ決議第四款第四、第五號ニ包括スルコトニ決定ス

三〇、蠶絲業對策協議會

月日 昭和九年九月二十日、二十一日
 會場 東京市赤坂三會堂
 主催 産業組合中央會

化ニ依リ之ガ統制ヲ期スルニ在リ。然リト雖モ現下蠶絲業界ノ狀勢ニ於テハ先ヅ各種ノ處理方法ヲ取リ入レ之ニ統制ヲ與ヘ一貫シタル方針ノ下ニ産繭處理ヲ行ヒツ、養蠶農家ヲ基礎トスル蠶絲業機構ヲ確立シ以テ終局ノ目的タル自主的組織ノ完成ヲ圖ルコト緊要ナリトス

依テ産業組合中央會ハ蠶ニ發表セル蠶絲對策ニ基キ左ノ産繭處理實施要綱ヲ決定シ之ガ實現ヲ期ス

第一 指導統制ノ方法

- 指導統制ノ爲左ノ機關ヲ設ク
- 一、産業組合産繭處理統制中央委員會
 - 産業組合産繭處理統制中央委員會ハ全國ノ産業組合ニ依ル産繭處理ノ指導及聯絡統制ニ關スル審議ヲナスモノトス
 - 産業組合産繭處理統制中央委員會ハ産業組合中央會ニ設置シ産業組合中央會、全國産業組合製絲組合聯合會、大日本生絲販賣組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成ス
 - 産業組合産繭處理統制中央委員會ハ關係官廳及團體（帝國農會、全國蠶蠶組合聯合會、全國製絲業組合聯合會其ノ他）ト協議スルモノトス
 - 二、府縣産業組合産繭處理統制委員會
 - 産業組合中央會府縣支會ハ府縣ノ産業組合ニ依ル産繭處理ノ指導及聯絡統制ニ關スル審議ヲ行フ爲府縣産業組合産繭處理統制委員會ヲ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ニ置ク
 - 府縣産業組合産繭處理統制委員會ハ産業組合中央會府縣支會府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會、府縣信用組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成ス

合會、府縣産業組合製絲組合、其ノ他府縣下産業組合組織ノ産繭處理機關、繭市場、共同乾繭倉庫等ノ代表）ヲ以テ之ヲ構成ス。

府縣産業組合産繭處理統制委員會ハ關係官廳及團體（府縣農會、府縣蠶蠶組合聯合會、府縣製絲業組合其ノ他）ト協議スルモノトス

第二 事業 方法

- 一、事業機關ノ構成
- (一) 養蠶實行組合ヲ町村産業組合ニ加入セシメ町村産業組合ヲ以テ郡又ハ數ヶ町村區域ノ蠶絲販賣組合聯合會（繭又ハ生絲販賣組合聯合會）ヲ組織ス。但シ右體型ノ如キ聯合會ヲ組織シ得ザル場合ニ在リテハ養蠶實行組合並ニ養蠶農家ヲ組合員トスル郡又ハ數ヶ町村區域ノ蠶絲販賣組合ヲ組織スルモノトス
 - (二) 蠶絲販賣組合聯合會若ハ蠶絲販賣組合ハ府縣購買販賣利用組合聯合會ニ加入シ若ハ必要ニ應ジ府縣蠶絲販賣組合聯合會ヲ組織スルモノトス
 - (三) 府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ハ前二項ノ體型ノ外既設製絲並其ノ他産業組合組織ノ産繭處理機關（繭市場、共同乾繭倉庫、農業倉庫等）ヲ全部包括加入セシム
- 二、實施 要 項
- (一) 町村産業組合ハ左記方法ニ依リ區域内ノ産繭處理ヲ行フモノトス
 - 1、町村産業組合ハ區域内養蠶農家ノ全部加入ヲ目標トスルト共ニ極力養蠶實行組合ヲ加入セシメ之ヲ供繭ノ單位機關トスルコト
 - 2、養蠶實行組合ノ組織全カラザル地方ニ在リテハ速ニ之ヲ設置

セシムルコト

- 3、法人加入ノ規定ナキ産業組合ハ速ニ定款變更ノ手續ヲ爲スコト
 - 4、町村産業組合ハ生繭ノ取扱ヲ爲スヲ原則トシ、蠶絲販賣組合聯合會ニ對スル供繭ト之ニ伴フ假渡金、賣渡金ノ配分並所屬養蠶實行組合ニ對スル金融及肥料ノ配給其ノ他必要ナル事業ヲ行フコト
 - 5、養蠶實行組合ガ産業組合ニ加入困難ナル場合ニ在リテハ養蠶農家ヨリ直接集繭ヲナスコト
 - 6、郡又ハ數ヶ町村區域ヲ以テ蠶絲販賣組合聯合會ヲ組織スルト能ハザル地方ノ町村産業組合ハ直接府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ニ供繭スルコト
- (二) 町村産業組合ヲ以テ構成スル蠶絲販賣組合聯合會ハ左記方法ニ依リ産繭處理ヲ行フモノトス。
- 1、蠶絲販賣組合聯合會ハ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ノ指導統制ニ服シ町村産業組合ノ供繭ヲ乾繭、貯藏、販賣スルコト
 - 2、蠶絲販賣組合聯合會ハ更ニ進ンデ製絲經營ヲ爲シ大日本生絲販賣組合聯合會ノ統制ニ服スルコト
 - 3、蠶絲販賣組合聯合會ハ事業ニ必要ナル設備（乾繭場、貯繭場、製絲工場、其ノ他附屬設備）ヲ設クルヲ原則トスルモ暫定的ニ借受ケテ爲スモ之ヲ妨ゲザルモノトス。
- (三) 郡又ハ數ヶ町村ヲ區域トスル蠶絲販賣組合ノ事業ハ蠶絲販賣組合聯合會ノ事業ニ準ズルモノトス

(四) 府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ハ

- 左記ニ依リ事業ヲ行フモノトス。
- 1、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ハ産業組合産繭處理事業ヲ總括シ府縣ニ於ケル各種産繭處理事業間ノ協調聯絡ヲ全フシ計畫進展ヲ期スルコト
 - 2、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ハ事業統制上必要アル場合ハ蠶絲販賣組合聯合會、蠶絲販賣組合ノ事業ノ一部又ハ全部ヲ行フコト
 - 3、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ハ區域内ノ組合製絲及同聯合會全部ヲ加入所屬セシメ必要ニ應ジ之ニ對シ委託製絲ヲ行フコト（要法律改正）
 - 4、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ハ繭市場、共同乾繭倉庫ヲ加入セシメタル組合ハ其ノ取扱繭ノ一部ヲ製絲販賣スルノ途ヲ講ズルコト
 - 5、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ハ産繭處理計畫ヲ實行シ其ノ事業統制ヲ期スルタメ必要ニ應ジ蠶及生絲ノ販賣並加工ヲ營ミ得ル様ニ速ニ定款ノ變更ヲ爲スト共ニ大日本生絲販賣組合聯合會ニ加入ノ手續ヲ經ルコト
- (五) 産業組合經營ノ繭市場、共同乾繭倉庫ハ左記方法ニ依リ其ノ轉換策ヲ講ズルモノトス。
- 1、繭市場、共同乾繭倉庫ハ極力其ノ内容ノ整備刷新ヲ圖リ速ニ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣蠶絲販賣組合聯合會ニ加入スルコト
 - 2、繭市場、共同乾繭倉庫ハ取扱繭ヲ漸次府縣購買販賣利用組合

聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ販賣委託ヲ爲スカ又ハ其ノ管ム製絲ニ供繭スルコト

3、繭市場、共同乾繭倉庫ニ在リテハ成ルベク自ら製絲ノ途ヲ講ジ大日本生絲販賣組合聯合會ニ加入スルコト

4、繭市場、共同乾繭倉庫ハ成ルベク急速ニ町村産業組合ヲ以テ構成スル繭絲販賣組合聯合會ニ組織ヲ變更シ若ハ養蠶實行組合ヲ極力加入セシメタル繭絲販賣組合トスルコト

(六) 既設産業組合製絲ハ速ニ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ加入スルト共ニ郡又ハ數ヶ町村ヲ區域トスルモノニ在リテハ成ルベク町村産業組合ヲ以テ構成スル聯合會ニ組織ヲ變更シ若シ其ノ困難ナル場合ハ養蠶實行組合ヲ加入セシメ内容ノ整備充實並事業ノ刷新ヲ期スルモノトス

(七) 産業組合中央金庫及府縣信用組合聯合會ハ夫々産業組合産繭處理統制中央委員會及府縣産繭處理統制委員會ノ議ニ參畫シ以上ノ諸施設ニ對シ極力金融ノ途ヲ講ズルモノトス

三、産繭處理實施方針

(一) 本計畫ノ實施ニ當リテハ各府縣ニ於テ夫々其ノ事情ニ應ジ昭和十年ヲ初年度トスル三ヶ年計畫ヲ樹立スルモノトス

(二) 産業組合製絲ガ相當ニ普及發展シ更ニ之ヲ擴充セシムルコトニ依リ全般的産繭處理ノ統制ヲ圖リ得ル府縣ニ在リテハ府縣産業組合製絲組合ヲ以テ統制ノ強化ニ努ムルモノトス。産業組合製絲ノ設立及擴充ヲナスニ當リテハ常ニ全國産業組合製絲組合聯合會ノ指導ヲ受クルモノトス

(三) 繭市場及共同乾繭倉庫ハ成ルベク自己製絲へ轉換スベキモノ

ナリト雖モ之ヲ困難トスルトキハ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會へ一部供繭ノ上製絲ヲ行フ。此ノ場合ニ於テ府縣聯合會ニ供繭スベキ部分ニ對シテハ繭市場又ハ共同乾繭倉庫ハ豫メ組合員ト契約ノ上地區的ニ決定シ置クモノトス。

前項ノ場合ハ年次のニ供繭數量ヲ増加スルモノトス。

(四) 委託製絲ハ適當ナル對手方アツテ始メテ實行シ得ベキモノナルヲ以テ周到ナル注意ヲ要スルモノトス

産業組合産繭處理實施ニ關シ政府へ要望スヘキ事項

一、産業組合ニ依ル産繭處理事業ニ對シ助成金ヲ交付セラレタキコト

二、特ニ産業組合製絲ノ設立合同設備改善等ニ對シテハ積極的ニ助成セラレタキコト

三、産業組合製絲ハ他ノ産業組合若ハ産業組合聯合會ヨリ委託製絲ノ依頼ニ應ジ得ル様法律ヲ改正セラレタキコト

四、共同乾繭倉庫ノ一部製絲ヲ簡易ニ認メ且ツ必要ナル場合ニハ全部製絲ヲ認メラレタキコト

五、養蠶實行組合ヲ町村産業組合へ加入ヲ容易ナラシムル様農林省ヨリ地方廳へ通牒ヲ發セラレ尙ホ町村區域ノ養蠶實行組合モ産業組合ニ加入ナシ得ル様法令ヲ改正セラレタキコト

三二、第六回全國農業倉庫協議會

日時 昭和九年十月四、五日

場所 東京市赤坂三會堂

主催 産業組合中央會

協議問題及決議左の如し

甲、中央會提出問題

一、現下ノ狀態ニ鑑ミ米穀ノ自主的販賣統制強化ノタメ特ニ農業倉庫産業組合並系統各機關ニ於テ採ルベキ方策

二、農業倉庫ニ於ケル木炭取扱ニ關スル報告並協議

決議 一 現下ノ狀態ニ鑑ミ米穀ノ自主的販賣統制強化ノタメ特ニ農業倉庫、産業組合並系統各機關ニ於テ採ルベキ方策

甲 各機關ニ於テ施行スベキ事項

政府ノ米穀對策決定ニ當リ産業組合、農業倉庫及其ノ系統機關ヲシテ強力ナル自治的統制ヲナサシムルハ最モ適正且妥當ノ方策ナルヲ以テ吾人ハ之ガ實現ヲ要望スルト共ニ從來ノ方針ニ則リ米穀統制法ノ運用ト相俟テ組合員ノ生産シタル米穀ノ全部取扱ヲ目標トシテ進ミ一層自主的販賣統制ノ強化ヲ圖ラザルベカラズ

現下ニ於ケル米穀應對策トシテハ出來秋ニ於ケル生産者ノ投資米ヲ調節スルコト最モ喫緊且適切ナリ

依テ特ニ此ノ際左記事項ノ實行ヲ期ス

(一) 農業倉庫、産業組合

一、農業倉庫、産業組合ハ其ノ區域内ニ於テ過去數年間ニ於ケル出來秋ヨリ翌年一月迄ノ間ニ生産者ノ販賣シタル米穀ノ數量ヲ調節シ其ノ平均數量ノ五割ニ相當スル數量ヲ以テ調節米ト爲スコト

出來秋ニ於テ投資セザルヲ得ザルガ如キ生産者ノ米穀ハ特ニ之ヲ調節米ト爲ス様努ムルコト

二、調節米ハ翌年一月末迄農業倉庫ニ保管シ、農業倉庫ヲ經營シ居ラザル産業組合ニ在リテハ自己ノ倉庫又ハ借入倉庫ニ保管シ、二月以後ニ於テ平均賣行フコト

調節米以外ノ販賣米ニ在リテモ極力平均賣行フコト

三、調節米ニ對スル金融ハ公定最低價格ヲ下ラザル様融通シ販賣代金ノ決済ハ共同計算ノ方法ニ依ルコト

四、調節米ノ販賣ニ付テハ總テ系統機關ヲ利用シ其ノ決定ニ基キ月別出荷ヲ勵行スルコト

五、本事業實施ニ付テハ農會其他關係團體ト協力スルコト

六、米穀販賣假渡金ニ付テハ速ニ定款ヲ變更シ公定最低價格ヲ下ラザル様規定スルコト

(二) 道府縣販賣組合聯合會

一、道府縣販賣組合聯合會ハ所屬組合ノ事業ノ振興並統制的活動ノ強化ヲ圖リ平均賣ヲ勵行セシムルコト

二、道府縣販賣組合聯合會ノ販賣米ニ付テハ全國米穀販賣購買組合聯合會ヲ利用シ之ト協定シ月別出荷ヲ勵行スルコト

從來有セシ單獨取引先ニ販賣スルノ止ムヲ得ザルモノニ付テハ必ズ全國米穀販賣購買組合聯合會ト協議スルコト

三、販賣代金ノ決済ニ付テハ可及的共同計算ノ方法ニ依ルコト、ナシ特ニ調節米ノ販賣ニ付テハ之ガ實行ヲ期スルコト

四、米穀販賣假渡金ニ付テハ速ニ定款ヲ變更シ公定最低價格ヲ下ラザル様規程スルコト

(三) 全國米穀販賣購買組合聯合會

一、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ米穀販賣ノ全國的統制機關トシ

テ所屬販賣組合聯合會ニ對シ自主的販賣統制強化ノ諸方針ヲ積極的ニ勵行セシムルコト

- 二、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ所屬販賣組合聯合會ニ對シ月別出荷ヲ勵行セシムルコト
- 三、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ常用米販賣ニ對スル販路ヲ積極的ニ開拓スルコト
- 四、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ購買組合其他消費者團體ト積極的ニ取引ヲナスコト
- 五、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ速ニ其ノ出資金ヲ増加スルコト

(四) 産業組合中央金庫並道府縣信用聯合會

- 一、産業組合中央金庫並道府縣信用聯合會ハ自主的販賣統制強化ヲ達成スル爲速ニ全國米穀販賣購買組合聯合會及道府縣販賣組合聯合會ニ對スル貸付最高限度ヲ擴張シ積極的ニ金融ノ途ヲ講ジ特ニ調節米ニ對シテハ極力低利迅速ナル取扱ヲナスコト
- 二、政府ハ對スル賣渡米假渡資金ノ融通ニ付テハ簡易迅速ニナシ得ルノ途ヲ講ズルコト

(五) 産業組合中央會並産業組合中央會道府縣支會

- 一、産業組合又ハ農業倉庫未設置ノ町村ニハ速ニ之ガ設立ヲ爲サシムルコト
- 二、市街地購買組合ノ普及發達ヲ圖リ全國米穀販賣購買組合聯合會ト積極的ニ取引ヲ爲ス様督勵スルコト
- 三、農業倉庫、産業組合ノ米穀自主的販賣統制強化ノ事業ニ對シテハ地方ノ事情ニ應ジ適切ナル指導ヲ加ヘ其ノ效果ヲ舉グル様督勵スルコト

乙 スルコト

政府ハ對スル要望事項

- 一、外地米ニ關シテハ速ニ適切ナル方策ヲ確立セラレタキコト
- 二、公定最低價格ニ保管料及金利ヲ累加計算セラレタキコト
- 三、産業組合ニ依ル自主的販賣統制強化事業助成ノ爲低利資金ヲ潤澤且ツ迅速ニ供給セラレタキコト
- 四、米穀貯藏獎勵規則ノ活用ニ依リ出廻數量ノ自主的調節ヲ極力援助セラレタキコト
- 五、穀貯藏ニ對スル特別助成施設ハ更ニ之ヲ擴張實施セラレタキコト
- 六、政府ハ迅速ニ農業倉庫ノ普及發達ヲ企圖シ地方ノ事情ニ依リテハソノ建設費ノ全額ヲ補助セラレタキコト
- 七、政府ハ自主的販賣統制ヲ圖ラシムル爲メ全國米穀販賣購買組合聯合會及道府縣販賣組合ノ施設ニ對シテ相當ノ助成セラレタキコト
- 八、政府ハ國費ヲ以テ道府縣ニ産業組合及農業倉庫專任監督官ヲ設置セラレタキコト
- 九、米穀國營検査ヲ速ニ實施セラレタキコト
- 一〇、米穀統制法ニ依リ政府ノ買上手續ハ之ヲ敏速簡略ニセラレタキコト

一、陸海軍、鐵道其他官廳關係ノ需用米ハ直接全國米穀販賣購買組合聯合會ヨリ購入セラル、様方針ヲ確立セラレタキコト

決議二 米穀ノ自主的販賣統制ニ關スル決議

産業組合ハ多年農村經濟ノ自主的統制機關トシテ其ノ機能ヲ發揚

シ殊ニ米穀ノ販賣ニ付テハ農業倉庫ノ普及ト販賣組合及其ノ系統機關ノ整備トニ依リ漸次自主的統制ヲ強化ナシ得ルニ至レリ

今回政府ハ米穀對策ノ決定ニ當リ自治的統制ノ必要ヲ認メ之ガ強化ヲ圖ラントス此ノ時ニ當リ吾人ハ産業組合ヲシテ米穀自主的統制機關タラシメ之レニ必要ナル施設ヲ整備充實セシムル以テ最モ適正ナル方策ナリト信ズ若シ夫レ産業組合以外ニ新ナル組織ヲ設クルガ如キコトアランカ産業組合ヲ始メトシ農村諸問題トノ關係益々複雑多岐ヲ加ヘ農村經濟ノ統制ヲ素スニ至ルベシ

依テ本協議會ハ左記事項ノ實現ヲ期ス

記

- 一、政府ハ米穀自治的統制ノ事業ハ之ヲ産業組合ヲシテ行ハシメ他ノ新ナル組織ニ依ラシメザルモノトス
- 二、政府ハ米穀自治的統制事業ヲ強化スルタメ外地米ニ對シ適切ナル方策ヲ確立スベキモノトス

右決議ス

昭和九年十月五日

第六回全國農業倉庫協議會出席者一同

決議三 農業倉庫産業組合並系統機關ニ於ケル木炭取扱方ニ關スル件

輓近農山村ノ疲弊益々深刻ヲ加ヘ且ツ米穀ノ凶作商價ノ暴落著シキモノアルノ時ニ當リ米麥蠶絲ニ亞グ農業者金錢收入ノ源泉タルベキ木炭ノ生産、販賣ノ統制ヲ圖ルハ刻下農山村經濟更生上最モ緊急ノ要事ナリト信ズ、農業倉庫、産業組合並各系統機關ハ農業倉庫業法改正ノ今日ニ當リ特ニ此際左記事項ノ實行ヲ期セザルベカラズ

(一) 農業倉庫、産業組合

- 一、木炭ノ生産地方ニシテ未ダ木炭ノ取扱ヲ爲サザル農業倉庫、産業組合ニ於テハ速ニ之ガ取扱ヲ開始スルコト
- 二、木炭生産者ニシテ未ダ組合員タラザル者ハ之ヲ全部加入セシメ木炭ノ保管、無條件委託ヲ爲サシムルコト
- 三、製炭資金、販賣假渡金ハ可及的潤澤ニ供給スルコト
- 四、木炭改良組合其他關係團體ト協調シ木炭販賣ノ利便ヲ圖ルコト

(二) 道府縣販賣組合聯合會

- 一、木炭ノ取扱ヲ爲サザル道府縣販賣組合聯合會ニ於テハ速ニ之ガ取扱ヲ開始スルコト
- 二、全販聯ニ於テ確立セル木炭販賣事業進展方策ニ從ヒ其ノ縣内ニ於ケル一定ノ統制計畫ヲ樹立スルコト
- 三、取扱木炭ハ之ガ全部ヲ無條件委託ト爲スコト
- 四、所屬組合ノ木炭販賣假渡金ノ融通其ノ他ニ付便宜ヲ圖ルコト
- 五、聯合農業倉庫ヲ經營セザル聯合會ニ在リテハ可及的速ニ之ヲ設立シ木炭ノ取扱ヲ開始スルコト
- 六、農會ノ取扱ヲ木炭ニ付テモ聯合農業倉庫ニ於テ凡テ之ヲ取扱フコト

(三) 全國米穀販賣購買組合聯合會

- 一、全販聯ハ速ニ決定セル木炭販賣事業進展方策ニ基キ木炭販賣統制強化ノ諸方針ヲ積極的ニ勵行スルコト(別紙省略)

(四) 産業組合中央金庫並道府縣信用組合聯合會

- 一、木炭資金ニ付テハ一層潤澤且簡易迅速ニ之ヲ融通スルコト
- 二、木炭資金ノ融通ニ付テハ期限、利率、償還方法等ニ付キ所屬聯合

會又ハ所屬組合ノ爲メ可及的利便ヲ圖ルコト
 (五) 産業組合中央會並産業組合中央會道府縣支會
 一、中央會並支會ハ木炭統制ニ付印刷物ノ配布其他各種ノ適當ナル方法ニ依リ普及宣傳ニ努ムルコト

二、農業倉庫、産業組合ノ未設置町村ニハ速ニ之ガ設立ヲ爲サシメ木炭販賣未開始組合ニ對シテハ一齊ニ事業ヲ開始セシムルコト
 三、産業組合中央會ハ木炭ノ全國的販賣統制ノ強化ヲ圖ルタメ各系統機關ニ對スル各種ノ助成金ノ交付其他適切ナル施設ヲ政府ニ要望スルコト

決議四 木炭ニ關スル政府要望事項

最近農山村ノ疲弊益々深刻ヲ加ヘ且ツ米穀ノ凶作騰價ノ暴落著シキモノアルノ時ニ當リ米麥蠶絲ニ亞グ農業者金錢收入ノ源泉タル木炭ノ生産販賣ノ統制ヲ圖ルハ刻下農山村經濟更生上最モ緊急ノ要事ナリト信ズ依テ吾人ハ産業組合、農業倉庫並其ノ系統機關ニ依ル木炭販賣ノ自主的統制ヲ期スルト同時ニ左記事項ヲ政府ニ要望シテ目的達成ヲ期ス

記

- 一、木炭ノ國營検査ヲ施行シ規格ノ全國的統一ヲ圖ラレタキコト
- 二、木炭販賣統制ニ關シ全國米穀販賣購買組合聯合會及道府縣販賣組合聯合會ニ對シ相當額ノ助成金ヲ交付セラレタキコト
- 三、全國米穀販賣購買組合聯合會、道府縣販賣組合聯合會及販賣組合ニ於ケル木炭倉庫ノ建設ニ對シ十分ナル助成金ヲ交付セラレタキコト
- 四、製炭資金、販賣資金、倉庫建設費等ニ對シ低利資金ヲ潤澤ニ供給セラレタキコト

五、全國米穀販賣購買組合聯合會並道府縣販賣組合聯合會ノ行フ情報通信事業ニ對シ相當額ノ助成金ヲ交付セラレタキコト
 六、産業組合ニ對シ國有林炭材ヲ特別ニ拂下グルノ途ヲ講ゼラレタキコト

乙、出席者提出問題

- 一、米穀ハ産業組合ヲ經由スルニ非ザレバ販賣ヲ爲シ得ザル様法令ヲ制定シ且ツ米穀販賣統制ノ爲メ産業組合系統組織以外ノ機關ヲ設ケザル様政府ニ要望ノ件
- 二、農業倉庫建設助成金ヲ増額シテ農業倉庫ノ普及ヲ促進スルト共ニ貯藏及販賣資金ヲ一層低利且潤澤ニ供給セラレ、ヤウ政府ニ要望ノ件
- 三、農村更生ハ農村ニ於ケル農産物販賣統制並ニ動産金融ノ圓滑ニ在リ、此ノ使命ノ達成機關トシテハ農業倉庫ノ活動ニ俟ツコト極メテ多キハ論ヲ俟タズ、然ルニ農業倉庫ノ事業ハ年々普及發達シツ、アリト雖モ未ダ之ガ完備ヲ期シタリト言ヒ難シ依ツテ産業組合並ニ農業倉庫ハ農業者ノ自主的統制ヲ期スル爲メ如上ノ實現ニ向ツテ邁進努力スルト共ニ左記事項ヲ其ノ筋ヘ要望シ之ガ普及發達ヲ期セントス
- 一、政府ニ於テ農業倉庫建設ヲ昭和十年度以降ニ於テモ一層多額ニ計上セラレ以テ農業倉庫網ノ完成ヲ促進セシメラレタキコト
- 二、政府ニ於テハ農民ノ自主的販賣統制ヲ圖ラシムル爲メ全販聯ノ施設ニ對シテ相當ノ助成セラレ度キコト
- 三、農業倉庫ノ完全ナル機能發揚ヲ遺憾ナラシムル爲メ政府ニ於テハ國費ヲ以テ各府縣ニ專任農業倉庫監督官ヲ設置セラレタキコト

四、農民ノ自覺ヲ促シ農業倉庫ノ利用ヲ全カラシムル爲メ政府ニ於テハ中央及地方ニ於ケル農業倉庫指導施設ニ對シテ相當ノ助成セラレタキコト

決議 以上三問題一括シテ中央會提出問題ニ合併決議ス

三二、第十二回全國市街地信用組合協議會

日時 昭和九年十月廿三、四日
 場所 長野縣上田市上田中學校

主催 産業組合中央會

協議問題及決議左の如し

甲、中央會提出問題

- 一、中小商工業者及其ノ他庶民ニ對スル金融ハ之ヲ擧ゲテ市街地信用組合ニ據ラシムベキ方策如何
- 二、市街地信用組合擴充五ヶ年計畫實行狀況報告並協議

決議

現下ノ社會狀況ニ鑑ミ都市ニ於ケル中小商工業者及其ノ他庶民ニ對スル金融ハ之ヲ擧ゲテ市街地信用組合ニ據ラシムルタメ左記事項ノ實行ヲ期ス

第一 市街地信用組合ノナスベキ事項

- 一、組合精神普及徹底ノタメ教育委員ノ設置、協議會、講演會、懇談會、家族會等ノ開催、各種印刷物ノ配布其ノ他適切ナル教育施設ヲナスコト
- 二、組合員ヲ増加セシムルタメ持分計算ノ方法ヲ改メ加入金ノ減免ヲ

圖ルコト

- 三、區域内ヨリ一定期間内ニ加入セシムベキ人選ヲナシ個別的ニ加入勸誘ノ方法ヲ採ルコトニ努メ歩合金制度ノ方法ニ依ル加入勸誘ヲ廢止スルコト
- 四、出資ノ増加ヲ圖ルタメ一組合員ノ口數ヲ増加シ拂込ノ方法ヲ容易ナラシムルコト
- 五、低金利時代ニ即シ金利ノ低下ヲ圖ルコト
- 六、貸付ノ普遍化ヲ圖リ動産擔保貸付ヲ積極的ニナスト共ニ手形割引ヲ擴張スルコト
- 七、組合員ニ對スル信用貸付ヲ擴大スルタメ滞り貸ノ銷却ニ要スル特別積立金ノ増加其ノ他特別ノ施設ヲ講ズルコト
- 八、貸付ニ當リテハ其ノ用途、期限等ニ留意シ貸付ノ固定化ヲ防止スルト共ニ固定セルモノノ整理ニ努ムルコト
- 九、内部組織ノ整備改善、自己監査ノ徹底ヲ期シ組合ノ堅實化ヲ圖ルコト
- 十、零細ナル貯金ノ獎勵ニ努ムルコト
- 十一、餘裕金ノ運用ハ系統機關ヘノ預入レヲ第一トシ株式等ニ對スル投資ハ絕對ニナサバムルコト
- 十二、組合員ノタメ金融相談部ヲ設ケ積極的ニ指導スルコト

第二 道府縣支會及同聯合會ノナスベキ事項

- 一、道府縣支會ハ聯合會ト協力シ不振組合ノ整理刷新ニ努ムルコト
- 二、道府縣支會及聯合會ハ未設置地區ニ對シ適切ナル對策ヲ樹立スルコト
- 三、道府縣支會並聯合會ハ市街地信用組合ニ對シ産業組合擴充五ヶ年

計畫ノ趣旨ヲ徹底セシメ之ガ遂行ヲ期スルコト
 四、道府縣信用組合聯合會ハ常ニ市街地信用組合ト密接ナル聯携ヲ保
 テ市街地庶民金融上必要ナル方策ヲ採ルコト
 五、道府縣支會ハ本協議會ノ決議ノ趣旨ヲ徹底セシムルタメ聯合會並
 部會其ノ他ト聯携シ市街地信用組合協議會ヲ開催スルノ外市街地信
 用組合擴充強化ノタメニ必要ナル講習會、講話會ヲ開催シ宣傳用印
 刷物ノ配布ヲナスコト

第三 中央機關ノナスベキ事項

一、産業組合中央會ハ關係官廳及産業組合中央金庫其ノ他關係團體ト
 聯携シ市街地信用組合ノ擴充強化ニ必要ナル施設ヲナスコト
 二、産業組合中央金庫ハ市街地信用組合ノタメ各種ノ低利ナル資金ヲ
 潤澤且簡易ニ融通スルコト

第四 政府ニ要望スベキ事項

一、市街地ニ於ケル庶民金融ハ信用組合ヲシテ之ニ當ラシメ新シキ機
 關ヲ設クルガ如キコトナキ様セラレタキコト
 二、市街地信用組合ニ對シ特ニ低利ナル資金ヲ潤澤且簡易ニ供給セラ
 レタキコト
 三、特別融通資金ノ利率ヲ引下ラレタキコト
 四、市街地信用組合ガ擔保商品ヲ保管スルタメニ建設スル倉庫ニ對シ
 相當額ノ補助金ヲ交附セラレタキコト
 五、政府ハ市街地信用組合ニ對スル監督ヲ嚴重ニナスト共ニ之ガ指導
 ト助長ノ徹底ヲ期セラレタキコト
 六、商業組合及工業組合ハ産業組合ニ加入シ得ル様法律ヲ改正セラレ
 タキコト

七、信用組合相互間ニ爲替取引ヲ行ヒ得ル様法律ヲ改正セラレタキコ
 ト

八、商工業者ノ動産擔保物件ニ對シ抵當權ヲ設定シ得ル様セラレタキ
 コト

九、市街地信用組合ノ供託スベキ有價證券中ニ勸業債券、貯蓄債券、
 日本興業銀行債券、北海道拓殖銀行債券、農工債券及特別ノ法令ニ
 依リ設立シタル法人ノ社債券ヲ加ヘラレタキコト

乙 出席者提出問題

一、低利資金供給ニ關スル件

決議 可決

二、特別融通資金ノ利下方其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決

三、拂展準備金管理法中信用組合聯合會ノ貯金ニ關スル件

決議 保留

四、市街地信用組合ノ供託スベキ有價證券ニ關スル件

決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

五、恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ信用組合ニ對シ擔保ニ供スルコトヲ得
 ル様恩給法ノ改正ヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

決議 可決

六、所有建物ノ所有權保存登記ノ狀況ニ付承り度シ

報告ノミ

七、産業組合ノ貸付金ニ對シ恩給ノ擔保權ヲ認ムル様法規ノ改正方ヲ
 要望ノ件

決議 可決

八、商業組合及工業組合ハ産業組合ニ加入シ得ル様産業組合法施行規
 則ノ改正ヲ要望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

九、信用組合相互間ニ於テ爲替業務ヲ取扱ヒ得ル様法律改正方要望ノ
 件

決議 可決

一〇、低利資金ノ利率引下ゲヲ要望ノ件

決議 可決

一一、全國市街地信用組合協會設立ノ件

決議 可決

一二、爲替取引開始促進方其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決

一三、恩給貸付機關トシテ市街地信用組合ヲ指定セラルル様其ノ筋ニ
 要望ノ件

決議 可決

出席者提出問題(追加)

一、商工業者ノ動産擔保物件ニ對シ抵當權ヲ設定シ得ル様其ノ筋ニ要
 望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

二、市街地信用組合ニ於テ倉庫業ヲ經營シ得ル様法律改正ヲナスト共
 ニ之ガ倉庫建設ニ對シ助成金ヲ交付セラル、様其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

三、商業組合及工業組合ガ産業組合ニ加入シ得ル様其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

昭和九年十月二十四日 第十二回全國市街地信用組合協議會

四、商業組合法ニ據ル商業組合並工業組合ハ市街地信用組合ニ加入シ
 得ル様法律改正方其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ト包含シテ)

五、市街地信用組合ニ商業組合、工業組合ガ加入シ得ル様産業組合法
 ノ改正方其ノ筋ニ要望スルコト

決議 可決(中央會提出問題ト包含シテ)

六、市街地信用組合ヲ大藏省ノ專管トシ市街地信用組合法規ニ改正ヲ
 加ヘ之ヲ中心トスル相互主義ノ庶民金融制度ヲ確立セラル、様政府
 ニ要望ノ件(東京、神奈川、兵庫、愛知各府縣市街地信用組合)

決議 研究保留別ニ新シク決議ヲナス

決議

市街地信用組合ハ大正六年法律制定以來大藏、農商務兩省ノ懇切ナル
 指導監督ノ下ニ今日ノ盛況ヲ見ルニ至レリト雖モ其後商工省ノ分離セラ
 ル、ニ及ビ中小商工業者ノ金融機關ノ設置ヲ企畫セラレ現在ノ商業組合
 工業組合ノ如キ相互主義ニ依ル産業組合ト殆ト同一形態ニ依ル組合法規
 ヲ制定セラレ盛シニ勸奨セララル、ノ現狀ニアリ然シテ又大藏省ニ於テハ
 近時都市庶民金融機關トシテノ新制度樹立ノ計畫アリト聞ク、果シテ然
 ラバ徒ラニ都市ノ金融機關ノ系統ヲ混雜ナラシメ國民ヲシテ取捨選擇ニ
 惑ハシムルノミナラズ必ズヤ將來機關自體モ亦相互ニ競逐スルノ結果ヲ
 生ズベク、斯クテハ獨リ政府ノ金融機關統制上支障渺カラザルノミナラ
 ズ現下重大難局ニ直面セル中小業者及一般庶民階級ノ爲洵ニ遺憾トス
 ル所ナリ政府ハ此ノ際市街地信用組合ニ對スル指導監督助成ヲ徹底シ之
 ヲシテ都市庶民金融機關タラシムルノ方策ヲ確立セラレムコトヲ望ム

第三章 全國產業組合概況

第一節 產業組合

産業組合法發布以來三十有餘年、我國産業組合の躍進振りは極めて顯著なる現象として各方面の注目するところである。殊に世界經濟恐慌の嵐に捲込まれ昭和四―七年期に著しく伸展性を阻礙せられた産業組合が、農漁山村經濟更生運動の擡頭、産業組合擴充五ヶ年計畫の確立によつて昭和八年に入るや一轉して上昇傾向に轉じ、全面的に從來の沈滞傾向を一掃したことは偉とすべきであらう。

但し、かゝる産業組合内部の飛躍もその我國經濟上に占める地位に顧みて考察する場合は、寧ろその發展の餘地大なるに想到せざるを得ない。試みに全國經濟統計數と比較して見よう。

資本力——組合自己資本と全國會社銀行自己資本
貯 金——組合貯金高と全國銀行預金及金銭信託合計高

昭和七年 昭和八年
一・九% ……
七・八 八・五

貸 出——組合貸出高と全國銀行信託貸出高	七・六	八・三
米販賣——組合米販賣高と全國農家米販賣高	一五・六	一八・一
肥料購買——組合取扱高と全國金肥消費高	一九・〇	二五・〇

即ち反産運動の契機を與へた肥料購買率に於て稍々注目すべきものを認めるのみ。
産業組合に關する諸統計の分析は項を改めて詳述することとし、こゝには先づ總括的數字を掲げて、大體の傾向を一瞥しよう。

産業組合總括概況 (單位圓)

種 目	年 次	
	明治三八	同四三
總 組 合 數	一、六七六	二、四〇八
調 査 組 合 數	八三六	一、〇三三
農 業	三、六〇九	四、七五八
林 業	—	—
工 業	三、三三四	三、五五五
商 業	五、八六九	三、四七五
水 産	八六〇	九、一〇六
其 他	一、九二一	三、一七〇
計	六八、五三三	五三、〇八五
出資總額	一、三三八、〇〇五	一、七四七、一三三
拂込額	一、三三八、〇〇五	一、七四七、一三三
出資額	三、七、一〇〇	一、〇七、九三八
積立金	三、八五、三三八	三、三三八、七八〇
借入金	三、三三八、七八〇	三、三三八、七八〇
合 計	三、三三八、七八〇	三、三三八、七八〇
信用事業	六、〇一〇	三、八九三
貯 金	四、三三三、〇八七	七、一〇四、八三三
貸付金	四、九七、二八五	一、〇五、四四三
同 九	二、一、五〇九	一、〇、〇〇〇
同 一四	一、四、四三三	一、〇、九三三
昭 和 四	一、四、〇三九	一、〇、〇〇〇
同 五	一、四、〇三九	一、〇、〇〇〇
同 六	一、四、〇三九	一、〇、〇〇〇
同 七	一、四、〇三九	一、〇、〇〇〇
同 八	一、四、〇三九	一、〇、〇〇〇

種 目	年 次	明 治 三 八	同 四 三	大 正 四	同 九	同 一 四	昭 四	同 五	同 六	同 七	同 八
販 賣	調 査 組 合 數	一 二 四	一 七 三	四 五 四	六 三 六	七 九 五	七 六 三	七 七 七	八 一 六	八 四 七	八 四 七
販 賣 價 額	調 査 組 合 數	一 三 五、八 九 九	一 七 六、〇 七 〇	二 七 七、七 九 九	三 六 三、三 六 三	四 三 六、三 六 三	五 〇 四、五 〇 四	五 八 四、八 四 三	六 八 〇、〇 〇 〇	七 八 〇、〇 〇 〇	八 八 〇、〇 〇 〇
購 買	調 査 組 合 數	一 〇 四	一 三 三	一 六 三	一 九 三	二 二 三	二 五 三	二 八 三	三 一 三	三 四 三	三 七 三
購 買 價 額	調 査 組 合 數	五 〇 六、六 五 七	七 〇 六、一 三 〇	一 〇 〇 〇、三 三 三	一 三 〇 〇、四 四 四	一 六 〇 〇、五 五 五	一 九 〇 〇、六 六 六	二 二 〇 〇、七 七 七	二 五 〇 〇、八 八 八	二 八 〇 〇、九 九 九	三 一 〇 〇、一 〇 〇 〇
利 用	調 査 組 合 數	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三
利 用 料	調 査 組 合 數	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇	一 〇、七 〇 〇
剩 餘 金	調 査 組 合 數

附 表 指 數

種 目	年 次	明 治 三 八	同 四 三	大 正 四	同 九	同 一 四	昭 四	同 五	同 六	同 七	同 八
總 組 合 數
組 員 數
拂 込 出 資
積 立 金
借 入 金
貯 蓄 金
(運 轉 資 金 合 計)
貸 付 金
販 賣 高
販 賣 高
利 用 高
剩 餘 金

備考 本章に記載のナミ数字は農林省發行昭和七年度産業組合要覽より轉載したものである。昭和八年度の数字は本會發表の五ヶ年計畫第一年度実績より補足的に轉載したものであり、今後精確な發表によつて訂正されるべきものである。昭和七年度の数字中本年度と前年度年鑑と相違せるものあるは以上の理由による。

第一、産業組合數

我國に於ける産業組合の數は、産業組合法發布の年即ち明治三十三年末に於て僅に二十一に過ぎなかつた。其後五年を経過して明治三十八年末には一、六七一に達し、爾後急激な増加を爲して明治四十三年末七、三〇八、大正四年末一一、五〇九に及んだ。我國資本主義の急激な發展に伴ふところの斯る組合數の増加は上下の勸奨によつて特に農村組合に於て顯著に現れ、農村組合中心である我國産業組合の特徵的傾向は既に決定的に規定された。

此等組合中には規模過小、内容の不備等のため合併又は解散を餘儀なくせらるゝもの次第に殖え、組合數の増加率は著しく低下し大正九年末一三、四四二に過ぎず、爾後大正十四年の一四、五一七を最高とし所謂産業組合刷新時代に入り、未設置町

村の減少、組合規模の擴大と内容の充實により毎年僅少の減少を示したのであるが、昭和五年を一轉期として再び増加の傾向を示し、四年以降の經濟的恐慌によつて多大の影響を受けた中小産者、就中農民の經濟的組織化が強く行はるに至つたものと見ることが出来る。更に昭和七、八年に於ては農村自力更生の奨励及び中央會の産業組合擴充五ヶ年計畫の施設等と相俟つて同年末に於ては著しい増加を示した。殊に昭和八年に於ては未設置町村數を二、一四三より一學一、七三三に縮め得た。

組合數と市町村數累年比較

年 次	組合數	市町村數	市町村數に對する組合の%	同 上 指 數
明 治 三 三	二 一	一 四、〇 〇 六	〇・一	〇・一
同 三 八	一、七 〇 一	一 三、四 七 七	一 二・四	一 二
同 四 三	七、三 〇 八	一 三、三 五 三	五 四・〇	四 五
大 正 四	一 一、五 〇 九	一 三、三 三 九	八 三・三	一 〇 〇
同 九	一 三、四 四 三	一 三、一 五 五	一 〇 一・一	一 一 七
同 一 四	一 四、五 一 七	一 三、〇 〇 七	一 一 〇・九	一 三 一
昭 和 四	一 四、〇 四 七	一 一、八 五 六	一 一 八・五	一 三 七
同 五	一 四、〇 八 三	一 一、七 九 一	一 一 九・四	一 三 八

昭和六	一四、一六五	二、八〇三	二九・八	一三
同 七	一四、三三三	二、七四五	二二・九	一三
同 八	一四、五五一	二、六〇一	二六・三	一五

第二、産業組合の種類

一、種類別

産業組合の種類は信用、販賣、購買、利用の四種の単営組合と此等四種事業の組合せに依る十一種の兼営組合を合せて現在十五種が存在してゐる。今昭和八年末の總組合數一四、六五一に就て見れば、單営組合は二、七一五、總數の一割九分（七分末二割一分）であり兼営組合は一一、九三六組合八割一分を占めて壓倒的多數である。尙ほ單営組合中の大部分を占むるは信

種類別組合數累年比較

年次	信 販	購 利(生)	販 購	販 利	購 利	販 購 利	信 販	信 利	信 販 購	信 販 利	信 販 購 利	合 計
明治三三	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
同 三八	九六	三	三	三	三	三	一	一	一	一	一	一〇七
同 四三	二、三三六	三三	七三	七六	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
大正 四	三、〇一五	三三	三三	三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
同 九	二、六〇六	三三	三三	三三	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
同 一四	二、九三五	三三	三三	三三	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
昭和 四	二、五七七	三三	三三	三三	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一

用組合（二二％）であり、兼営組合に於ても亦信用を中心とするものが七三％に上る。大正六、七年迄は信用單営の組合が主勢力を占めてゐたが、この前後より各事業の兼営運動が起り、其の發展は大正十年前後に於て強化され最近に至つて、五ヶ年計畫の最も成功的項目たる四種事業兼営組合の顯著なる増加となつて現れた。

斯る傾向は後掲事業別組合數累年比較表に依つて明瞭に知り得るのであるが、惟ふに我國産業組合は大正八、九年前後我國資本主義の爛熟と共に聯合運動と事業兼営運動との方向に向つて進展し始め打續く恐慌下に於ける中小産階級特に農民の經濟的組織化の進展と共に益々強められ、更に五ヶ年計畫によつて急激な上昇傾向に轉じて來た譯である。

昭和五	二、四四九	三三	三三	三三	一、九五	一、九五	一、九五	一、九五	一、九五	一、九五	一、九五	一、九五
同 六	二、一五五	三三	三三	三三	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四
同 七	二、〇〇一	三三	三三	三三	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
同 八	一、七三三	三三	三三	三三	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六
八年百分率	一一・〇	一一・一	一一・三	一一・一	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八

二、事業別

事業別に就て見れば信用事業組合最も多く、昭和八年末に於て總數の八五・四％（七年末八五・一％）を占め、購買事業の七九・七％（七六・九％）販賣事業の七〇・七％（六四・八％）が之に次ぐ。斯る順位は法律發布當時より今日に至るまで變化なく、而も信用事業が其の中心となつて發達し來つた。注意すべきは最近の購買、販賣事業組合の進展である。之は系統機關の整備充

事業別組合數累年比較 (兼営包含)

年次	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	市街地信用組合	市街地購買組合	農業倉庫
明治三三	一三	五	七	二	一	一	一
同 三八	九八六	三四四	四九二	一七八	一	一	一
同 四三	五、三三一	二、九〇四	四、二四二	九〇八	一	一	一
大正 四	九、七三八	五、一一〇	七、四五七	一、六七三	一	一	一
同 九	一、九〇一	七、〇三二	九、八二一	二、四四八	一	一	一
同 一四	一、二、八八〇	八、二二六	一〇、九二四	四、三五八	一	一	一

實恐慌の深化に伴ひ産業組合活動の中小産者に対する全面化、特に五ヶ年計畫の進展等に原因する。

市街地信用組合、農業倉庫は大正六年より制度化され、急激な發達をなし特に農業倉庫は昭和六年全國米穀販賣購買聯合會の設立せられたる昭和六年以後に於て其の進展顯著なものがある。市街地購買組合は其の濫觴は遠く明治十年代に遡るが、漸くその勃興し來つたのは大正八、九年の高物價時代以降であつて、最近昭和年代に入つて其の發展が特に著しい。

同	一四	三、六五三、七四八	一一、五三三、六三三	三、三	二、六六六、三〇八	五、五五八、五九九	四八、四
昭	和	四、五七一、七五五	一一、九三三、〇七	三、二	三、三九一、一五五	五、五七五、五八三	五九、五
同	五	四、七四三、〇九一	一二、六五五、七三七	三、〇	三、四三三、九五五	五、五九九、五七〇	六一、一
同	六	四、八三三、一四〇	一二、一六〇、三六三	三、六	三、四六九、八四八	五、六三三、八〇〇	六二、六
同	七	四、九七八、三四八	一二、三三三、八〇〇	四、〇	三、四九九、八四八	五、六三三、八〇〇	六二、六
同	八	五、三三三、三三四	一二、七六六、五一一	四、一	三、五〇〇、三三〇	五、六四三、五〇九	六三、四

(口)職業別組合員數 組合員中で歴倒的多數を占むるものは農業者であつて、昭和八年末總組合員數五、二四一、三三四に對し三、七〇〇、六〇二を示し、七〇・六%を占めてゐる。商業者は五七六、七八七(一・〇%)、工業者二四六、九三七(四・七%)、水産業者九四、三三〇(一・八%)、林業者八、六九〇(〇・二%)、其他六一三、九八八(一・七%)である。

之に依つてみれば我國産業組合が、我國資本主義の發展期に於て中小農商手工業者等所謂中間階級に依つて組織され、其の勢が今尙繼續されて居り、我國産業組合組織の基礎が斯る中間層にある事を示すものと言ひ得る。乍然、我國資本主義の急激

な發達は労働者階級及び新中間階級たる俸給生活者層の發生と其の著しい増加を齎らし、斯る階級の組合への組織化も亦急激に行はれた。大正八、九年を期としての消費組合の注目すべき増加は此の間の事情を物語つてゐる。次表「其他」なる項目は實に労働者及び俸給生活者層を含むものであり、その増加率は相當顯著なるものがある。

尙ほ水産業者に於ける最近の増加は原始産業者としての漁業者の地位が恐慌下に於ける農業者に類似するものであり、從來振はなかつたこの方面に漸く組合の組織化が侵潤せるものである。

職業別組合員數

年 度	組 合 員 數	農	林	工	商	水 産	其 他	計	農	林	工	商	水 産	其 他	百 分 比 例
大 正	四 九 四	一、〇、七四三	一、〇、七四三	八、七七一	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	九	一、一八八、七〇七	一、一八八、七〇七	九、五五三	一、五〇、五八〇	〇・二	四・一	七・二	一・七	六・六					
同	一四	一、三、七九七	一、三、七九七	一〇、九三三	一、六〇、九四	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三					
同	一四	一、四、七〇七	一、四、七〇七	一〇、九三三	一、六〇、九四	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三					
昭 和	四	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	五	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	六	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	七	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	八	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
大 正	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					

年 度	組 合 員 數	農	林	工	商	水 産	其 他	計	農	林	工	商	水 産	其 他	百 分 比 例
大 正	四 九 四	一、〇、七四三	一、〇、七四三	八、七七一	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	九	一、一八八、七〇七	一、一八八、七〇七	九、五五三	一、五〇、五八〇	〇・二	四・一	七・二	一・七	六・六					
同	一四	一、三、七九七	一、三、七九七	一〇、九三三	一、六〇、九四	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三					
同	一四	一、四、七〇七	一、四、七〇七	一〇、九三三	一、六〇、九四	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三					
昭 和	四	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	五	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	六	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	七	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
同	八	一、三、一六三	一、三、一六三	八、八二一	一、三三三、六三三	〇・二	四・九	一〇・二	一・八	九・七					
大 正	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					
同	三 八	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六六、三〇八	〇・一	三、七	六、六	一・八	五・〇					

二、出 資 金

出資金は累年増加し、大正十年度以降毎年三千萬圓に近き増

加を爲したが、昭和元年度以後、稍々増加率が低下した。殊に昭和七年度に於ては絶對數が減少した。しかし昭和八年には産組擴充五ヶ年計畫を反映して六百萬圓を急増した。同年

の一組合平均は二三、七八九圓、一組合員平均は六〇・八四圓である。
 更に事業別組合につき一組合平均出資金(昭和七年)をみるに信用組合の六九・二〇圓最も多く、利用組合五四・二四圓、購買組合五〇・九二圓、販賣組合五〇・一〇圓の順位であり、市街地信

用組合は遙に多く二〇九・四三圓を示してゐる。
 拂込済出資金に就ても累年増加し、昭和八年度末は二四三、〇三三、四三一圓、(一組合平均一八、一三一圓、一組合員平均四六・三七圓)に達し、打続く恐慌下に在つて、其の増加率は出資金のそれに比して反つて優勢にある。

年 度	調査組 合員数	同上組 合員数	一組合 平均額	出 資 金		一組合平均		一組合員當	
				口 数	總 額	口 数	拂込済額	口 数	出資額
明治 三八	八、六六	六、五三	八三
同 四三	四、九三	五、四九	一〇九
大正 四	一〇、三三	一、三六	一三
同 九	一三、八九	一、三〇	一八
同 一四	一三、七九	一、三〇	二二
昭 和 四	一三、七〇	一、三〇	二二
同 五	一三、六二	一、三〇	二二
同 六	一三、三三	一、三〇	二二
同 七	一三、〇四	一、三〇	二二
同 八	一三、〇四	一、三〇	二二

第四、運轉資金と餘裕金

一、運轉資金

運轉資金(拂込済出資、積立金、借入金、貯金の合計)は昭和

四年まで躍進しつゝあつたが、爾後恐慌にたゞられて伸びず、昭和六年には減少さへした。しかし五年計畫發表とともに忽ち下向傾向を停止して上昇傾向に轉じ、更に昭和八年には春滿高、政府匡救事業等の好材料に恵まれて一舉約一億圓を増加し

總額十八億に達した。
 資金構成は昭和八年に於て貯金六三%、借入金一七%、自己資本二〇%である。
 運轉資金の一組合平均は同年一三五、二九一圓、一組合員平均は三四六圓で、前年に比し前者は七、六三二圓の減少、後者は四圓の増加である。

資金構成の發展をみるに自己資本は大正十年頃以來依然二〇%を維持するも、他人資本は借入金の比率と貯金の比率と相反する傾向即ち、前者が近年増加しつゝあるに比較し後者は減少しつゝあつた。しかし昭和八年にはその傾向も一先づ終熄し、各項目が各々順調なる増加比率を見せてゐることは注目すべきであらう。

種 目	運 轉 資 金									
	明治三八年	同 四三年	大正四年	同 九年	同 一四年	昭和 四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年
拂込済出資金	一、三六〇、八五五	七、四七二、一三三	一、六六、一六二	五、五三三、三二七	一、三三、五八一、七四四	三六、二四八、九三七	三三、七三三、九九九	三九、七五五、二六六	三三、〇三三、四三二	三三、〇三三、四三二
諸積立金	三、七〇〇	一、四〇七、九三六	一、四〇〇	二、五八七、三三五	六、七二九、九四八	一〇四、五九三、九二六	一三三、八八一、八九三	一三〇、六三三、二一〇	一三〇、一七〇、六四六	一三〇、一七〇、六四六
借入金	三、五三〇、八	三、二五八、八七〇	三、七〇七、七二七	三、〇一八、六六二	九〇、三九〇、〇二一	一七三、三三〇、六三六	三三九、三七一、八二六	三三三、九三三、三三七	三三三、〇七三、〇七〇	三三三、〇七三、〇七〇
貯金	三、三三〇、八七	七、二四〇、八三三	六、七二七、七二七	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六
合 計	三、三三〇、八七	七、二四〇、八三三	六、七二七、七二七	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六	一、〇七三、六六六

(四)均平合組一		一 組 合 平 均							
合 計	貯 金	借 入 金	諸 積 立 金	出 資 金	拂 込 済 出 資 金	諸 積 立 金	借 入 金	貯 金	合 計
三、三三〇、八七	六九	三、五三〇、八	三、七〇〇	一、三六〇、八五五	一、三六〇、八五五	三、七〇〇	三、五三〇、八	六九	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八五一	三、二五八、八七〇	一、四〇七、九三六	七、四七二、一三三	七、四七二、一三三	一、四〇七、九三六	三、二五八、八七〇	一、八五一	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、五六一	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	一、六六、一六二	一、六六、一六二	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、五六一	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	五、五三三、三二七	五、五三三、三二七	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	一、三三、五八一、七四四	一、三三、五八一、七四四	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	三六、二四八、九三七	三六、二四八、九三七	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	三三、七三三、九九九	三三、七三三、九九九	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	一〇四、五九三、九二六	一〇四、五九三、九二六	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	一三三、八八一、八九三	一三三、八八一、八九三	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	三三、九三三、三三七	三三、九三三、三三七	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	一三〇、六三三、二一〇	一三〇、六三三、二一〇	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	一三〇、一七〇、六四六	一三〇、一七〇、六四六	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	三三、〇七三、〇七〇	三三、〇七三、〇七〇	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七
三、三三〇、八七	一、八七六	三、〇一八、六六二	一、四〇〇	三三、〇七三、〇七〇	三三、〇七三、〇七〇	一、四〇〇	三、〇一八、六六二	一、八七六	三、三三〇、八七

附表 (a) 運轉資金の百分率

年次	拂込済出資金	積立金	借入金	貯金
明治三八年	五七	九	一六	一八
同 四三	三五	七	一五	四三
大正 四	二五	九	一八	四八
同 九	一五	七	一四	六四
昭 和 四	一四	六	一四	七一
同 五	一四	七	一四	七一
同 六	一四	七	一四	六五
同 七	一四	七	一四	六四
同 八	一三	七	一七	六三

二、餘 裕 金

昭和八年度末に於ける餘裕金合計は五五六、四二七、五九二圓で、運轉資金に對し約三一%に當る。昭和七年度末二八%に比し約三%の増加を示してゐる。次に累年比較を見る。

昭和二	同三	同四	同五	同六	同七	同八
三〇%	三二%	三三%	二九%	二二%	二八%	三一%

即ち昭和元年以前は調査資料が無いので比較するを得ないが昭和二年以降に於ては断えざる運轉資金の増大に並行して順調に経過しつゝあつたが、昭和四年以後恐慌及組合經營の合理化を反映して俄に減少し六年には二一%にまで墜落した。七年以後は運轉資金の増加と信用梗塞にする遊金過剰を強く反映して比率は再び上昇してゐる。

昭和八年に於ては殊に預ケ金の増加が顯著な現象を呈したがその内容は昭和七年内譯に明かなる通り地方銀行より系統機關への資金の還流に基くものである。

種目	明治三八年	同 四三	大正 四	同 九	昭 和 四	同 五	同 六	同 七	同 八
種目	三八	四三	同 四	同 九	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八
拂込済出	六	四	同 四	同 九	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八
資本金	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
諸積立金	三	六	一〇〇	三〇	三六	九五	一〇元一、〇七	一〇元一、〇九	一〇元一、〇九
借入金	二	三	一〇〇	三〇	三六	九五	一〇元一、〇七	一〇元一、〇九	一〇元一、〇九
貯金	一	二	一〇〇	三〇	三六	九五	一〇元一、〇七	一〇元一、〇九	一〇元一、〇九
合計	三	六	一〇〇	三〇	三六	九五	一〇元一、〇七	一〇元一、〇九	一〇元一、〇九

附表 (b) 指 數

餘 裕 金

年次	中 金	聯合會	銀行	郵便局	其他	計	有價證券	現金	合計	一組合平均
昭和二年	六、〇四、九九	九、七、八、八〇	一、九、九、九、七〇	五、三、九、二	一、〇、七、七〇	一、八、五、〇、三九	三、七、九、五	三、八、五、四七	七、六、四、八二	二、九、九、五
同 三	九、九三、七六	一三、一、六、七〇	三、三、三、三〇	五、九、九、〇	一、〇、七、七〇	一、八、五、〇、三九	三、七、九、五	三、八、五、四七	七、六、四、八二	二、九、九、五
同 四	一、五、八、三三	一、四、七、〇、四	三、四、九、六、七	七、三、九、九	一、〇、七、七〇	一、八、五、〇、三九	三、七、九、五	三、八、五、四七	七、六、四、八二	二、九、九、五
同 五	一、五、六、〇、九七	一、四、七、〇、四	三、四、九、六、七	七、三、九、九	一、〇、七、七〇	一、八、五、〇、三九	三、七、九、五	三、八、五、四七	七、六、四、八二	二、九、九、五
同 六	一、七、〇、八、六	一、四、七、〇、四	三、四、九、六、七	七、三、九、九	一、〇、七、七〇	一、八、五、〇、三九	三、七、九、五	三、八、五、四七	七、六、四、八二	二、九、九、五
同 七	一、九、七、四、八	一、四、七、〇、四	三、四、九、六、七	七、三、九、九	一、〇、七、七〇	一、八、五、〇、三九	三、七、九、五	三、八、五、四七	七、六、四、八二	二、九、九、五
同 八

備考 昭和元年以前ハ調査ナシ

附表 指 數

年次	中 金	聯合會	銀行	郵便局	其他	計	有價證券	現金	合計
昭和二年	(二)	(三二)	(六四)	(二)	(二)	(一〇〇)	一五	七	一〇〇
同 三	(三)	(三四)	(六二)	(二)	(二)	(一〇〇)	一三	六	一〇〇
同 四	(四)	(三五)	(六〇)	(二)	(二)	(一〇〇)	一四	六	一〇〇
同 五	(五)	(三九)	(五五)	(二)	(二)	(一〇〇)	二〇	六	一〇〇
同 六	(六)	(四四)	(四九)	(二)	(二)	(一〇〇)	二五	六	一〇〇
同 七	(七)	(四九)	(四三)	(二)	(二)	(一〇〇)	二〇	五	一〇〇
同 八	(八)	(四九)	(四三)	(二)	(二)	(一〇〇)	二〇	五	一〇〇

第五、事業状況

一、信用事業

法律發布以來今日に至るまで、本事業は他種事業に比し顯著なる發達を遂げ、昭和八年末に於ける信用事業組合は——市街地信用組合の二六七組合を加へて——一二、五一一組合を數へ總組合數の八五・四%に及ぶ。

以下其の業務の内容を、貸付業務、貯金業務、手形割引業務（市街地信用組合に限る）の三部門に分つて述べる。

(イ) 貸付業務

昭和八年度に於ける年内貸付高は八七二、三九五、二二九圓、年内償還高は八五七、九六一、五六七圓、年末現在高は一、〇〇七、四三五、一八七圓である。（調査組合數二三、四〇四）

累年消長を顧ると、明治三十八年産業組合發展の初期に於ては貯金に對して三五三%を占め、信用基礎の固まらなかつた當時の自己資金↓貸付資金の傾向が顯著に見られるが、爾後、貸出、貯金兩業務は追て均衡を得、大正九年頃にはその割合は八三%臺にまで低下し、信用事業の體裁を整えて來た。しかし、大戰後の不況、就中農村の窮乏化は、昭和四年の露骨なる恐慌表面化の大勢のうちに基礎漸く成れるかと見へた組合信用事業を根底より脅かし、運轉資金の全面的停滯、信用梗塞の深化を

反映して貸出は極端に制限され、伸びんとする力を全く奪はれると同時に、一方、急激なる餘裕金の流出は、回收の困難と相俟つて、信用業務運營の窮乏を端的に現はした。かくして手ひどい痛手を打つた儘、五ヶ年計畫を迎へた信用事業はこゝに五ヶ年計畫に順應し得ざる缺陷を暴露するに至つた。即ち昭和八年に於ける貯金の増加は徒らなる遊金の死蔵と化し、困憊せる組合大衆の眼前に販購事業に對する信用事業の跛行性を遺憾なく物語つてゐる。

貸付金利は昭和八年度一組合當り平均（全國平均）に於て最高九・五七%（年利）最低七・二二%、平均九・九一%である。地方金利（證書貸付）は最高一三・六五%、最低九・四一%平均一一・二四%である。

累年の金利低下傾向は既に久しいものがあるが、昭和八年に於ては久し振りで郵貯利子の切下げと金融市場の一般金利の續落に拍車をかけられて組合金利も大きい低下を見せた。

(ロ) 手形割引

手形割引は産業組合法第一條第四項による組合——市街地信用組合のみに許される業務で、昭和七年に於ける年内扱高は四五、七二四、二三六圓、決済額は四一、九〇三、七五三圓、年末現在高は一四、一九七、九三〇圓、その枚數は一、一六六五枚一枚平均一、二一七圓に當る。

割引歩合は前項貸付金利と略々同じ傾向を持つてゐる。

信用事業（兼營包含）

(一) 貸付金及手形割引

種目	調査組合數		金額		償還		在現度		手形割引枚數		
	明治三八	同四三	同四	同九	同九	同一四	同四	同五		同六	同七
調査組合數	六〇	六三	九〇	一〇、九五四	一〇、九五四	一〇、九五四	一〇、九五四	一〇、九五四	一〇、九五四	一〇、九五四	一〇、九五四
金額	三、八五六、七〇三	四、〇三〇、〇〇〇	一〇、六三九、七五三	一〇、〇三〇、〇〇〇	一〇、〇三〇、〇〇〇	一〇、〇三〇、〇〇〇	一〇、〇三〇、〇〇〇	一〇、〇三〇、〇〇〇	一〇、〇三〇、〇〇〇	一〇、〇三〇、〇〇〇	一〇、〇三〇、〇〇〇
償還	三、九〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇
在現度	二、三三三	三、〇三〇	六、〇一九	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七
手形割引枚數	?	?	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

(a) 年度末現在に於ける貸付金と貯金及運轉資金との割合

種目	明治三八	同四三	大正四	同九	同四	同五	同六	同七	同八
貯金に對する割合	三五三%	一六五%	一七六%	八三%	八一%	八一%	九四%	九六%	八八%
運轉資金に對する割合	六四	六二	六八	五二	五五	五八	六〇	六〇	五六

(b) 指 数

年 次 明治三八 同四三 大正四 同九 同四 昭和三 同八

年度末貸付金額指数 三 二三 一〇〇 三五七 一〇一八 一、七一八 一、八八五 一、九二五 一、九四九 一、九二九

(ハ) 貯金業務

昭和七年度に於ける受入額は三、〇一九、二五〇、九八一圓、拂戻額一、五五六、〇八七、〇〇一圓、同年度末一、〇六三、一六三、九八〇圓である。昭和八年末は一、四四二、三三七、四八四圓で前年に比較し約八千萬圓を増加してゐる。これは同年の春高、匡救施設五ヶ年計畫等を反映したものであらう。

運轉資金に對して六三%を占める。

昭和七年末現在高を内容別にみると、組合員貯金五六九、四

利最低三・四七%である。

貯金利率は全國一組合平均率は昭和八年度最高五・八八%(年

(二) 貯 金 (年度末現在、單位圓)

種 目	明治三八		同四三		大正四		同九		同四		昭和三		同五		同六		同七		同八	
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
加入者	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
家族	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
三項貯蓄	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
第一貯蓄	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
第四貯蓄	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
合計	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484

種 目	明治三八		同四三		大正四		同九		同四		昭和三		同五		同六		同七		同八	
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
加入者	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
家族	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
三項貯蓄	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
第一貯蓄	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
第四貯蓄	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484
合計	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484	1,442,337,484

附 表 (年度末貯金總額指数)

種 目	明治三八	同四三	大正四	同九	同四	昭和三	同五	同六	同七	同八
加入者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
家族	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
三項貯蓄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
第一貯蓄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
第四貯蓄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

二、販賣事業

昭和八年末に於ける販賣組合数は一〇、三五四組合で、總組合数の七〇・七%に當る。昭和七年末九、三〇六組合(六四・八%)に比すれば、一〇四八組合の著しい増加を示してゐる。昭和四年の恐慌來を機として同組合数は漸次増加率を昂め、殊に五ヶ年計畫發表後はその中心的組合事業として販賣組合数の増加は

他の信購利事業を遙に壓してゐる。

事業高は昭和六年一八一、一四〇千圓(昭和七年二〇二、八三八、千圓、昭和八年二九一、〇五〇圓と急激に増加してゐる。一組合平均は昭和六年二二、八一〇圓同年二二、九二八圓である。一般卸賣物價との缺状差に特質づけられて居る農産物價の不均衡性を考慮するは、これ等の増加が販賣金額許りでなく販賣數量に於ても特に顯著なるべきを窺知出來よう。

試みに昭和七年度に於ける販賣品の主目及價格を次に掲げる。

米	七、四〇、六六圓	藥料及其の加工品	一、三九、九一
麥	四、五八、六一	繭	三〇、三九、五九
雜穀	二、八二、五〇	生絲	四九、一四、三三
種苗、蠶種	四九、〇八〇	畜産物	七、七三、〇四〇
蔬菜、果實及其の加工品	七、三二、八六五	織物	九、五六、八八九
特用作物及其の加工品	五、六六、〇七	窯業製品	一、一〇、六六

林産物及其の加工品	三、八八、三三	其他	七、九二、四〇
水産物及其の加工品	三、九四、一七	計	一〇一、八三、三〇
紙類及其の原料	四、七〇		

昭和七年度に於ける販賣價額は二九一、〇五〇、二六一圓、(指數七一四)であつて依然たる農産物價格低落の情勢をも超克して若干の増加を見るのは、前述の如く恐慌下農民の組合販賣への關心の高いを示すものであらう。

年度	調査組合數	販賣價額		一組合平均	主なる販賣品の種目	販賣價額指數
		一組合平均	販賣價額			
明治三八	一一四	一、三五一、八九九	一一、八五八	米、麥、雜穀種、苗、蔬菜、	米、麥、雜穀種、苗、蔬菜、	三
同 四三	一、七三一	一、二七六、〇六七	六、五一四	果實、茶、繭、蠶製品、繭、	果實、茶、繭、蠶製品、繭、	二八
大正 四	四、五五四	四〇、七七七、三九九	八、九五五	生絲、畜産物、織物、陶磁器	生絲、畜産物、織物、陶磁器	一〇〇
同 九	六、三三六	一一六、九一二、四二六	二〇、〇三〇	木材、薪炭、木竹製品、水産物、紙、麵類等	木材、薪炭、木竹製品、水産物、紙、麵類等	三一
同 一四	七、五九五	二一六、〇一七、八三六	二八、四四二			五二九
昭和 四	七、六二六	二五四、五五五、三八七	三三、三八〇			六二四
同 五	七、七七七	一九二、四七三、八四三	二四、七四九			四七二
同 六	八、一六七	一八一、一四〇、二〇〇	二二、一八〇			四四四
同 七	八、四七七	二〇二、八三八、六二〇	二三、九二八			四九七
同 八	二九一、〇五〇、二六一			七一四

三、購買事業

昭和八年末に於て購買事業を行ふ組合は一一、六八一組合で、總組合數の七九・七%に當り、我國産業組合の各種事業中信用事業組合に次いで發達してゐる。昭和七年末に於ける一一、〇四二組合に比し六三九組合、比率三・四%の増加を示した。賣却總額は同八年末一五三、五二八、四三五圓で、その累計比較は昭和六年度を底として、急増しつゝある。その消長は價格關係に左右せらるる所極めて多く、數量的増加は購買力の減退に災されて餘り大なるものなき見込である。但し昭和八年度に於ける肥料取扱高は五ヶ年計畫の主要項目として次の如く素晴しき飛躍を示してゐる。

昭和七年	七四九、三〇九噸
同 八年	一、〇一〇、二九七噸

次に其の取扱品の内容を掲げる。

- 一、産業用品 (昭和七年度賣却總額六九、四四一、七五三圓)
肥料、農産具、種苗、蠶種、農業用材料品、漁具、藥品、燃料、工業原料、其他
 - 二、經濟用品 (同上 六三、八一九、七三三圓)
米、麥、味噌、醬油、罐詰、砂糖、鹽、茶、酒類、魚類、麵類、乾物、果實、蔬菜類、鶏卵、其他食料品、織物類、メリヤス、絲類、足袋、小間物類、履物類、家具類、金物類、雨具類、荒物類、紙類、文具類、薪炭、石油、其他
 - 三、産業經濟兩用品(同上 一、二八五、三四八圓)
薪炭、石油、鹽、石炭、油類、石灰、其他
- 尚、賣却に當つて加工をなすものに、配合肥料、精米、硫黃合劑、煉炭、醬油釀造、割薪、漆器、飼料、味噌溜麵、餅、染料製造、製粉、壽司、豆腐製造、蠶種、樽皮等があり、自己生産をなすものに、木炭、薪材、蠶種、醬油、桑苗、砧水、油粕、種子油等がある。

購買事業 (兼營包含)

年 度	調査組合數	購買金額		一組合平均	主なる購買品の種目	購買價額指數
		金 額	一組合平均			
明治三八	一〇	五〇六、七五	三、〇九	肥料、農産具、種苗、

一、經濟用設備
(同上、一、六三七、三二七四)
住宅、精米麥機

三、産業經濟兩用設備
(同上、四九二、八三五四)

税割機、壓扁機、電話、天幕、水道、製油機、自動車等々

此の外に法第一條第七項の規定による組合員外の利用として
電氣、浴場、及び水道等の諸設備がある。

設備には以上の外

石材鑛區、製水池、製麵機、養蠶技術員、種畜、早乙女、屠場、度
量衡検査員、織物整理機、染釜、醫師及醫療設備、産婆、冠婚葬祭

利 用 事 業 (兼營包含)

年 度	調査組合數	利 用 料
明 治 三 八	五二	一〇、七六〇
大 正 四 三
大 正 四 九	一、四四九	二、三六、二六三
同 一 四	二、二二〇	八三五、九八二
同 一 四	四、〇六七	三、九二七、五二二
昭 和 四 四	四、八二六	五、八二六、三〇九
同 五 四	五、〇七三	五、七二七、五三二
同 六 五	五、四二四	五、三九一、五一七

一組合平均

主なる設備の種目	利用料指數
土地、粗摺機、肥料粉	...
碎機、荷車、倉庫、乾繭	一〇〇
裝置、精米麥機、脱穀	三五三
機、其他の農具、製	一、六六二
糸設備、發動機、種畜	二、四六六
住宅、電氣設備、水道	二、四二四
浴場、理髮場、醫院、	二、二八二

具、理髮所、浴場、宅地、集會堂
等、特殊な物的設備が可成多い。

利用料額は、他事業即ち貸付、販賣、購買の總額等に比すれば極めて微々たるものに過ぎないが其れ自體の累年的増加率は相當大なるものがある。大正四年を一〇〇と比すれば昭和四年は二、四六六に當り、昭和年代に於て急激なる増加を見た。

本事業組合に於て特に注目すべきは醫療利用組合運動であつて、昭和八年十一月末現在に於て約六五組合(内五組合認可申請中のものを含む)あり、その中十九組合を除く爾餘の組合は昭和七年以後の設立にかゝり、十三萬人に餘る組合員を擁してゐる。

昭 和	五、六四七	五、七三一、〇九八
同 八	...	六、四一七、二九五

一、〇一五

冠婚葬祭具等

二、四二六
二、七一七

五、農業倉庫業

農業倉庫の制は、大正六年七月法律第十五號を以つて農業倉庫業法なる特別法の發布をみ、同年九月より施行せられ、以來十年を経過したる大正十五年改正せられ今日に至つた。この改正は斯界の要望緊切であつた受寄物の範圍擴張や、聯合農業倉庫制度を認むる等、重要な事項多く、爾來本制度は逐年著しき發展を遂げてゐる。

農業倉庫業の經營主體は産業組合、農會、市町村、公益法人等であるが、産業組合は其の大部分を占め、昭和八年末に於て總數三、三〇九の中、三、二五五を占めてゐる。總棟數五、九六六數建坪二九八、八五四坪、總收容量は穀物七、九七五、八三六石、繭三、四八八、八四六貫である。

經營主體中産業組合の數は逐年發展をなし、其の割合に於ても絶對數に於ても著しき増加を示した。之に反して、農會、公益法人、市町村は甚しく劣勢にあり、且又毎年減少を續けてゐる。次に之が業務成績を見る。

1、受寄物の入出庫數量 保管物品中其の主要なるものは玄米であつて入庫物品の大部分を占めてゐる。その數量は累年増

加し、昭和七年度に於ては入庫數量一八、二〇五、八八三俵、出庫數量一八、一七〇、六一〇俵に達してゐる。穀物中之に次ぐは麥類であるが、其の數量は遙に少く、入庫數量二、五四五、七〇四俵、出庫數量二、五〇六、八二八俵である。以下豆類、粳、精米、雜穀の順位で僅少の入出庫がある。繭は近年著しく増加し昭和七年度に於ては入庫數量五、九一九、一〇〇貫、出庫數量五、九九五、二二六貫に達してゐる。

2、寄託者別入出庫數量及び寄託者數 先づ玄米に就てみるに大正十年末までは土地に付き權利を有する者の寄託最も多く農業を營むもの、寄託及び其の他の者(法第一條第三項に屬するもの)の寄託は略々同じであつたが、大正十一年度より農業を營む者の寄託は毎年著しく増加し第一位を保つに至り、土地に付き權利を有する者の寄託は第二位となり、其他の寄託は概して前二者に比し低位にある。昭和七年度に於ける寄託數量及び寄託者數をみるに、農業を營む者の寄託數量は九、五七八、六二九俵で全入庫數量の五二・六%を占め、其の寄託者數四三六、〇八二人である。土地に付き權利を有する者の寄託數量は四、五六九、二四二俵で全入庫數量の二五・一%に當り、寄託者數八三、四六四人である。更に其の他の者に付ては數量四、〇五八、〇一

二俵であり全入庫の二二・三%、寄託者数二四、一三四人である。満に就てみるに、大正十四年迄は毎年農業を営む者の寄託は其の他の者の寄託に比して其の数量甚だ少かつたが、昭和元年度に於て前者の増加著しく遂にその地位轉倒し、後者を凌駕するに至つた。爾來この傾向を續け昭和七年度に於て農業を営む者の寄託数量は三、八四一、五〇八貫、全入庫満の六六・九%に當り、其の寄託者数一五七、六一四人であつて、其の他の者の寄託は一、八九八、一九三貫、三三・一%で、その寄託者数は八、〇〇四人に過ぎない。

3、調製、改装及荷造 受寄物の調製數量に就ては玄米が最も多いが、其の入庫數量に比すれば甚だ少く、昭和七年度に於ける玄米の調製數量は二五〇、二四一俵であつて入庫數量の一・四%に過ぎない。滿の調製數量は一、七五二、三九六貫で之亦僅かに入庫數量の三〇・五%を占むるに過ぎない。改装及び荷造は砂糖以外の物に就ては昭和四年度では概して増加の傾向を辿つてゐたが、昭和五年度に至つて一般的に數量を減じ、昭和七年度に於ては精米、粃の外は増加の傾向を示してゐる。即ち七年度に於ては玄米四、五二三、一九三俵、入庫數量の二四・八%、滿一九〇、七三三貫、入庫數量の三・二%である。

4、運送及販賣の仲立又は取次 受寄物の運送の仲立及び取次を爲した數量は玄米、麥類最も多く、精米、滿と共に昭和四年度迄は概して累年増加を示したのであるが、昭和五年に至つて

玄米、粃、雜穀を除く外の凡て減少し、昭和七年度に於ては麥類、滿を除き全部増加した。即ち昭和七年度に於て玄米一、五七八、二八二俵、即ち入庫數量の八・七%、滿五四、〇〇二貫、即ち入庫數量の九・一%である。

次に受寄物の販賣に就て仲立及び取次を爲した數量は概して累年増加の傾向を示し、昭和七年度に於ては概して稍減少した即ち玄米八、四五九、八八六俵、入庫數量の四六・三%、滿三、一七七、四五五貫、入庫數量の五三・七%である。

5、農業倉庫證券の發行 受寄物に對する證券の發行は年に依り増減するも、玄米に於ては最近數年間、件數、券面數量共に増加を續け、昭和七年度に於ては件數一、一七、七七一件券面數量四、二七四、九六四俵であり、數量に於て入庫數量の二三・五%に當る。滿に於ても累年増加の傾向にあり、昭和七年度は件數一〇、三三二件、券面數量一、一一〇、三三二貫(入庫數量の三五・六%である)。

6、貸付 受寄物を擔保とする貸付は件數、金額、擔保物の數量共概して累年増加の傾向を示し、昭和七年度に於ける玄米擔保貸付高は一〇九、八六五件、一五、七三八、九三二圓、其の擔保物數量二、六二〇、三七七俵である。滿擔保貸付高は四、八八〇件、九、六九四、八〇七圓、擔保物數量一、二九六、二九〇貫である。全受寄物を通じ貸付高合計は一四四、〇九八件、三〇、一八四、一七六圓で、其中農業を営む者及び土地に付き權利

を有する者に對する貸付二二一、六一一件、一九、三〇八、九四六圓である。

7、金融の斡旋 受寄物に對する金融の斡旋は概して年度により増減あり、昭和七年度に於ては一般に前年度より増加し、

農業倉庫累年比較

年次	經營主體數	經營主體別			棟數	建坪	總收容量				
		產業組合	農會	公益法人			穀物	滿	砂糖	其他	
大正 六	一一二	六	五	一〇	七三三	三三、四七	一、八四八、〇一〇	一三、八〇〇	一七五、三五	—	—
同 九	八〇	七	五	四	三、三三	七、七、八七	六、三三、一三三	一七五、三五	—	—	—
同 一四	一、九一九	一七	一六	四	三、九九	一四、五三	一、一、〇、七、九	七五、三三	—	—	—
昭和 四	三、六九	三	三	三	五、〇七	二〇、六四	一五、三〇、五、〇	二、七三、七三	—	—	—
同 五	三、七三	三	三	三	五、三三	三三、〇四	一五、七六、一、三	三、二八、三、九	—	—	—
同 六	三、八四	三	三	三	五、四三	三三、〇四	一六、六八、九、三	三、五三、四、三	—	—	—
同 七	三、〇六	三	三	三	五、六六	三九、〇七	一七、八三、〇、四	三、七、一、九	—	—	—
同 八	三、三三	三	三	三	六、四八	三七、六三	二〇、四、一、三	三、八四〇、八	—	—	—

第六、損益

以上略述した我國産業組合事業の總成果とも見られる損益状況を看るに昭和七年に於ける純益金二四、三四八、六〇五圓、純損金一四、六六五、四四八圓で差引剩餘九、六八三、一五七圓である。これに對し昭和八年は販購利事業の躍進により差引剩餘金

玄米に就ては其の件數二、二四三件、金額七三五、五二八圓、其の數量一、二六、一九九俵となり、滿は一四六件、四三八、九三五圓、一五六、八四一貫であつて、金融斡旋高の合計は件數三、〇一三件、金額一、四八五、〇二七圓である。

は二、一、六五、九一六圓に増加した。これは運轉資金總額に對し約〇・七%に當り一組合平均九四四圓である。剩餘金の累年比較に於て經濟恐慌の反映は最も端的に表はれ昭和四年度を頂點として漸次減少の一途にあつたが、昭和八年は五ヶ年計畫の躍進につれ上昇傾向に轉じてゐる。剩餘金の運轉資金に對する割合は一般金融市場の趨勢に鑑み

る。他に未設置町村一〇〇を越へたるはなく廣島の八六が最高である。

組合数が市町村数に比して著しく多きは、北海道、群馬、愛知、宮崎、鹿児島にしてともに市町村数の約二倍の組合を有し、愛知の如きは市町村数二三六なるに組合数六〇六にして如何に部落組合の多きかを示してゐる。

未設置町村数の多きは前記の外に五〇以上を数へるものは山形、茨城、千葉、神奈川、三重、岡山等である。

次に事業別組合数を見るに左の如し。

事業別組合数(昭和八年末兼営包含)

道府県別	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	市街地信用組合	農業倉庫
北海道	100	50	56	37	3	1
青森	12	14	12	15	6	7
岩手	55	55	49	18	1	3
宮城	15	14	16	17	2	3
秋田	26	17	30	15	4	5
山形	33	17	16	13	4	5
福島	39	16	28	9	7	5
茨城	35	50	55	37	3	5
栃木	18	11	16	2	6	5
群馬	52	49	33	13	8	3
埼玉	7	9	10	1	8	5

千葉	36	33	33	33	3	3
東京	33	33	33	33	3	3
神奈川	33	33	33	33	3	3
新潟	33	33	33	33	3	3
富山	33	33	33	33	3	3
石川	33	33	33	33	3	3
福井	33	33	33	33	3	3
山梨	33	33	33	33	3	3
長野	33	33	33	33	3	3
岐阜	33	33	33	33	3	3
静岡	33	33	33	33	3	3
愛知	33	33	33	33	3	3
三重	33	33	33	33	3	3
滋賀	33	33	33	33	3	3
京都	33	33	33	33	3	3
大阪	33	33	33	33	3	3
兵庫	33	33	33	33	3	3
奈良	33	33	33	33	3	3
和歌山	33	33	33	33	3	3
鳥取	33	33	33	33	3	3
島根	33	33	33	33	3	3
岡山	33	33	33	33	3	3
広島	33	33	33	33	3	3
山口	33	33	33	33	3	3

組織別に見るに、本年度に於て保証責任に変更された著しい地方は北海道の二一より二一に代りに有限責任は三五五より一五七に激減してゐる。組織変更はこの期間に於て最も顯著だと思はれることには、他にも岩手の六より一二九へ福島の一四一へ茨城の一三より二四五へ、其他枚舉に遑がない。従つて全国的に有限責任は前年に比して激減してゐるのは當然であらう。

組織別組合数(昭和八年末)

道府県別	有限責任	無限責任	保証責任	計
北海道	17	6	31	54

青森	18	7	1	26
岩手	18	7	1	26
宮城	18	7	1	26
秋田	18	7	1	26
山形	18	7	1	26
福島	18	7	1	26
茨城	18	7	1	26
栃木	18	7	1	26
群馬	18	7	1	26
埼玉	18	7	1	26
千葉	18	7	1	26
東京	18	7	1	26
神奈川	18	7	1	26
新潟	18	7	1	26
富山	18	7	1	26
石川	18	7	1	26
福井	18	7	1	26
山梨	18	7	1	26
長野	18	7	1	26
岐阜	18	7	1	26
静岡	18	7	1	26
愛知	18	7	1	26
三重	18	7	1	26
滋賀	18	7	1	26
京都	18	7	1	26
大阪	18	7	1	26
兵庫	18	7	1	26
奈良	18	7	1	26
和歌山	18	7	1	26
鳥取	18	7	1	26
島根	18	7	1	26
岡山	18	7	1	26
広島	18	7	1	26
山口	18	7	1	26
徳島	18	7	1	26
香川	18	7	1	26
愛媛	18	7	1	26
高知	18	7	1	26
福岡	18	7	1	26
佐賀	18	7	1	26
長崎	18	7	1	26
熊本	18	7	1	26
大分	18	7	1	26
宮崎	18	7	1	26
鹿児島	18	7	1	26
沖縄	18	7	1	26
計	18	7	1	26

道府縣別	組合員數	總戸數	總戸數ニ對スル組合員數ノ割合	農業組合員數	農家戸數	農家戸數ニ對スル農業組合員數ノ割合
北海道	九六、七三三	五〇六、七六一	一九・一	四、七三三	一七、一八〇	三三・八
青森道	五七、六四四	一四三、七六一	四〇・五	三、六九六	八五、三三〇	四〇・四
岩手道	五四、六〇四	一五八、五〇五	三四・四	四〇、三六八	一〇八、八八八	三七・一
宮城道	六四、三三七	一八六、七九八	三四・五	四九、五三四	一〇三、一六六	四八・五
秋田道	九九、四七九	一七三、八九六	五七・〇	四九、七三四	九九、〇〇〇	五〇・一
山形道	六九、〇三三	一七三、八八三	三九・八	七九、九三三	一七、三三九	四六・一
福島道	七〇、一五五	二六八、三三三	二六・一	六〇、三六七	一八七、三三九	三二・二
茨城道	八四、一七二	二六八、三三三	三一・四	六八、八四七	一八七、三三九	三六・七
栃木道	九八、三三五	二〇〇、八七九	四九・〇	七九、六〇九	一七、九四四	四四・四
群馬道	一六、三四三	三三三、七三三	四・九	一三、三九三	一七、二二一	七六・八
埼玉道	九九、一〇一	三三三、七三三	二九・七	七九、九三三	一七、九四四	四四・四
千葉道	一三三、三三〇	三三三、七三三	三九・七	一〇一、二二二	一七、二二一	五八・九
東京都	三三、四八二	三三三、七三三	一〇・一	一八、二二二	一七、二二一	一〇・〇
神奈川県	三三、四八二	三三三、七三三	一〇・一	一八、二二二	一七、二二一	一〇・〇
新潟道	三三、四八二	三三三、七三三	一〇・一	一八、二二二	一七、二二一	一〇・〇
富山道	九、七三三	三三三、七三三	二・九	七、三三三	一七、二二一	四二・一

組合員數と現住戸數との比較 (昭和七年末)

根、愛媛、福岡の四縣である。最低は沖繩の一・八・四%、他に三〇%以下のものなく、北海道、茨城、東京、大分等三〇%を多少超えてゐる。

組合員の職業別數を見るに農業者は組合員總數の七一%を占め壓倒的である。商、工業其他(俸給生活者、勞働者)の組合員は概して大都市を含む府縣に多いのは、消費組合、市街地信用組合の關係から當然と云へやう。

組合員數を地方別に見れば、最高は福岡の二五萬次に長野、兵庫、新潟がこれに続きいづれも二〇萬以上の組合員を有する。一〇萬以上を有するものを北から數ふれば、埼玉、東京、岐阜、静岡、愛知、滋賀、島根、岡山、廣島、山口、愛媛、鹿児島、鳥島の十二府縣である。次に總戸數に對する割合を見るに七〇

二、組合員數

道府縣別	組合員數	總戸數	總戸數ニ對スル組合員數ノ割合	農業組合員數	農家戸數	農家戸數ニ對スル農業組合員數ノ割合
沖繩	一、七三三	一、七三三	一〇〇	一、七三三	一、七三三	一〇〇
鹿兒島	二、九三三	二、九三三	一〇〇	二、九三三	二、九三三	一〇〇
宮崎	三、一三三	三、一三三	一〇〇	三、一三三	三、一三三	一〇〇
大分	三、三三三	三、三三三	一〇〇	三、三三三	三、三三三	一〇〇
熊本	三、五三三	三、五三三	一〇〇	三、五三三	三、五三三	一〇〇
長崎	三、七三三	三、七三三	一〇〇	三、七三三	三、七三三	一〇〇
佐賀	三、九三三	三、九三三	一〇〇	三、九三三	三、九三三	一〇〇
福岡	四、一三三	四、一三三	一〇〇	四、一三三	四、一三三	一〇〇
高知	四、三三三	四、三三三	一〇〇	四、三三三	四、三三三	一〇〇
愛媛	四、五三三	四、五三三	一〇〇	四、五三三	四、五三三	一〇〇
香川	四、七三三	四、七三三	一〇〇	四、七三三	四、七三三	一〇〇
徳島	四、九三三	四、九三三	一〇〇	四、九三三	四、九三三	一〇〇
山形	五、一三三	五、一三三	一〇〇	五、一三三	五、一三三	一〇〇
山口	五、三三三	五、三三三	一〇〇	五、三三三	五、三三三	一〇〇
廣島	五、五三三	五、五三三	一〇〇	五、五三三	五、五三三	一〇〇
岡山	五、七三三	五、七三三	一〇〇	五、七三三	五、七三三	一〇〇
鳥根	五、九三三	五、九三三	一〇〇	五、九三三	五、九三三	一〇〇
計	一、七三三	一、七三三	一〇〇	一、七三三	一、七三三	一〇〇

%を超ゆるものは滋賀、鳥取の二縣、六〇%を超ゆるものは秋田、埼玉、新潟、富山、岐阜、岡山、愛媛、佐賀、鹿兒島の諸縣である。最低は東京の一〇・二%大阪の一・二・〇%が代表的である。北海道、神奈川、沖繩等は一〇%代であつて特殊な事情あるものが多い。農家戸數に對する農業組合員數の割合を見るに九〇%以上は富山、長野、鳥取の三縣、八〇%以上は滋賀、島

神奈川	二七、五三六	三五	七、六四七	九、三六〇	三六七	七、五三七	五二、四八二
新潟	一五八、六五四	一〇八	一、四八二	二〇、八九五	一、五〇一	一五、〇五〇	二〇七、六九〇
富山	七〇、八二六	二六	四、三八五	一、二六三	二、四一四	八、五一七	九八、七九九
石川	四二、五〇一	一五	五、一〇六	六、六二一	一、四一七	六、九五七	六二、六二三
福井	三八、八四八	一三二	二、四一二	三、三一五	一、〇四八	三、二二四	四八、九七九
山梨	三六、一七九	四二	二、一〇九	三、四一三	一、七四四	一、七四四	四三、四八七
長野	二〇〇、四〇七	四八八	八、三四一	二四、一五六	一一四	一四、二五七	二四七、七六三
岐阜	一一一、〇一一	五五七	八、四四六	一七、六三八	九四	九、七六七	一四七、五一一
静岡	一二四、九七五	二三四	八、九五八	一九、五四六	五、八二三	一〇、九〇六	一七〇、四四二
愛知	一〇二、七一五	三七	八、九二一	一六、四四三	一、二三三	一二、八四五	一四二、一九四
滋賀	六七、三二〇	二五八	四、七三三	一一、四五八	三、九一九	九、〇四四	九七、七一
京都	七五、二〇二	二六八	五、九〇九	一一、二一六	五、一三八	七、八六八	一〇六、六〇一
大阪	六一、五八六	二八六	八、〇〇三	一四、九九六	一、三〇二	一二、七〇三	九八、八七六
兵庫	三七、八四一	一一九	八、八九九	二一、一〇五	五、四〇〇	一八、〇八〇	八六、五八四
奈良	一四三、四〇五	二五二	一一、二一五	二九、三三三	三、三九一	二四、五四一	二一三、一一七
和歌山	三四、六六三	四〇九	二、四五六	六、四五八	二〇	四、四六六	四八、四七二
鳥取	五一、九三三	九〇八	五、三三五	一一、〇四八	四、二五二	一一、一三六	八五、六一二
島根	五六、四四二	一一一	二、八六一	六、〇〇三	七、三五	六、四九二	七二、六五四
岡山	九五、七五〇	六九	七、五九六	一一、七五六	三、八〇五	一〇、九八五	一三〇、九六一
広島	一一六、〇四二	六七	五、〇一九	一六、四〇七	一、二八六	一四、四四六	一六三、二六七
山口	一〇一、一二七	三七	九、五〇六	一八、五五八	二、〇三四	一三、七〇一	一四四、九六三
徳島	九三、三五四	七八	五、五一八	一七、九六二	六、七〇一	一二、二八四	一三五、八九七
香川	四八、二六五	一五七	二、一八八	七、八九一	一、八四〇	五、五一八	六五、八五九
香川	五八、八一八	二五	四、七〇五	一一、五九六	二、二六九	九、三八五	八六、七九八

愛媛	一一四、四五二	六三九	四、七一七	一四、〇九四	四、二五一	一〇、八六九	一四九、〇二二
高知	五三、九七〇	一七五	二、九八一	九、六六五	三、八四九	九、六二七	八〇、二六七
福岡	一一一、九八九	一四九	一一、二〇九	二七、〇三七	三、四六六	八七、〇七〇	二五一、九二〇
佐賀	五一、三七一	一五	三、八五〇	八、九九八	一、三四九	七、八五七	七三、四四〇
長崎	六一、七三六	六七	二、八九九	五、六九〇	五、〇五八	一〇、六九五	八六、一四五
熊本	五四、〇二五	八五	一、四八〇	五、四二九	一、〇七四	五、八八八	六七、九八一
大分	三八、四九九	一一四	一、四一四	六、三八二	七、三二	三、四三五	五〇、五七六
宮崎	五六、八九八	七二	二、五三九	七、二二二	一、七六八	五、二〇九	七三、七一八
鹿児島	一七二、一五九	一五四	四、〇四五	八、六四〇	四、九七六	八、一六〇	一九八、一三四
沖縄	一六、七六二	一一二	一一二	三、四五	一一二	八四九	一八、二〇〇
計	三、五二三、一三〇	七、七一一	二四五、〇八一	五六八、六八一	九五、二七七	五三八、一九二	四、九七八、〇七八

(イ) 拂込済出資金

三、資 金
資金状況を地方別に見るに、兵庫の一億圓を最高とし、八千
萬以上は東京、長野、福岡の三縣、七千萬は京都、山口の二縣
である。前年に比して一組合當り資金は一、〇六六圓を増して
ゐるが、一組合當り資金は却つて五・二七圓を減じてゐる。
次に資金一組合當りを見るに東京の四〇萬滋賀の三〇萬、二
〇萬以上は京都、大阪、兵庫、山口、香川、福岡等である。一
組合當り七百圓代は東京、京都、大阪の三大都市で、五百圓
以上は滋賀、兵庫、奈良、和歌山、山口、香川等である。最低
は沖縄の九二圓、二百圓以下のものは岩手、栃木、鹿児島であ
る。

拂込済出資金は最高長野の一千九百萬圓、東京、兵庫これに
次いでゐる。一組合當りは東京の七萬圓が目立つてゐる。長野
の四萬圓、大阪の三萬二千圓がこれに次ぐ。一組合當りを見
るに矢張り東京の一三二圓が傑出し、大阪の九一圓、長野の八
〇圓、これに次ぎ、七〇圓以上は北海道、群馬の二縣である。
三〇圓以下は島根、岡山、山口、長崎、鹿児島、沖縄。前年に
於て長野が三十圓以下であつたのが俄然躍進してゐるのが目に
付く。平均は四八・一五圓、前年より五九錢を減じてゐる。
(ロ) 諸積立金
諸積立金は兵庫の七百萬を筆頭に、五百萬圓を超える府縣は

道府縣別	項				計	有價證券	現金	合計	一組合平均
	中	信	銀	郵					
北海道	60,999	3,180,818	1,778,733	1,212,771	6,773,321	89,576	4,866,300	1,322,545	
青森	44,935	68,555	708,937	101,121	1,363,548	173,566	428,724	1,892,274	
岩手	110,768	768,077	442,442	109,444	1,430,731	30,833	458,144	1,889,568	
宮城	39,700	477,777	788,000	100,111	1,605,688	33,337	333,337	1,939,025	
秋田	8,055	1,009,333	848,878	10,333	1,976,599	33,333	222,222	2,201,154	
山形	79,855	1,051,333	448,878	10,333	1,990,399	33,333	222,222	2,212,621	
福島	306,666	1,306,666	448,878	10,333	2,072,543	33,333	222,222	2,294,765	
茨城	199,010	999,999	1,000,000	100,000	3,199,009	33,333	222,222	3,421,231	
栃木	199,010	999,999	1,000,000	100,000	3,199,009	33,333	222,222	3,421,231	
群馬	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	33,333	222,222	4,222,222	
埼玉	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	8,000,000	33,333	222,222	8,222,222	
千葉	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	12,000,000	33,333	222,222	12,222,222	
東京	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	16,000,000	33,333	222,222	16,222,222	
神奈川	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	20,000,000	33,333	222,222	20,222,222	
新潟	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	24,000,000	33,333	222,222	24,222,222	
富山	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	28,000,000	33,333	222,222	28,222,222	
石川	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	32,000,000	33,333	222,222	32,222,222	
福井	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	36,000,000	33,333	222,222	36,222,222	
山梨	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	33,333	222,222	40,222,222	
長野	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	44,000,000	33,333	222,222	44,222,222	
山梨	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	48,000,000	33,333	222,222	48,222,222	
長野	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	52,000,000	33,333	222,222	52,222,222	
山梨	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	56,000,000	33,333	222,222	56,222,222	
長野	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	60,000,000	33,333	222,222	60,222,222	
山梨	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	64,000,000	33,333	222,222	64,222,222	
長野	17,000,000	17,000,000	17,000,000	17,000,000	68,000,000	33,333	222,222	68,222,222	
山梨	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	72,000,000	33,333	222,222	72,222,222	
長野	19,000,000	19,000,000	19,000,000	19,000,000	76,000,000	33,333	222,222	76,222,222	
山梨	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	80,000,000	33,333	222,222	80,222,222	
長野	21,000,000	21,000,000	21,000,000	21,000,000	84,000,000	33,333	222,222	84,222,222	
山梨	22,000,000	22,000,000	22,000,000	22,000,000	88,000,000	33,333	222,222	88,222,222	
長野	23,000,000	23,000,000	23,000,000	23,000,000	92,000,000	33,333	222,222	92,222,222	
山梨	24,000,000	24,000,000	24,000,000	24,000,000	96,000,000	33,333	222,222	96,222,222	
長野	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	100,000,000	33,333	222,222	100,222,222	
山梨	26,000,000	26,000,000	26,000,000	26,000,000	104,000,000	33,333	222,222	104,222,222	
長野	27,000,000	27,000,000	27,000,000	27,000,000	108,000,000	33,333	222,222	108,222,222	
山梨	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	112,000,000	33,333	222,222	112,222,222	
長野	29,000,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000	116,000,000	33,333	222,222	116,222,222	
山梨	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	120,000,000	33,333	222,222	120,222,222	
長野	31,000,000	31,000,000	31,000,000	31,000,000	124,000,000	33,333	222,222	124,222,222	
山梨	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	128,000,000	33,333	222,222	128,222,222	
長野	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	132,000,000	33,333	222,222	132,222,222	
山梨	34,000,000	34,000,000	34,000,000	34,000,000	136,000,000	33,333	222,222	136,222,222	
長野	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	140,000,000	33,333	222,222	140,222,222	
山梨	36,000,000	36,000,000	36,000,000	36,000,000	144,000,000	33,333	222,222	144,222,222	
長野	37,000,000	37,000,000	37,000,000	37,000,000	148,000,000	33,333	222,222	148,222,222	
山梨	38,000,000	38,000,000	38,000,000	38,000,000	152,000,000	33,333	222,222	152,222,222	
長野	39,000,000	39,000,000	39,000,000	39,000,000	156,000,000	33,333	222,222	156,222,222	
山梨	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	160,000,000	33,333	222,222	160,222,222	
長野	41,000,000	41,000,000	41,000,000	41,000,000	164,000,000	33,333	222,222	164,222,222	
山梨	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000	168,000,000	33,333	222,222	168,222,222	
長野	43,000,000	43,000,000	43,000,000	43,000,000	172,000,000	33,333	222,222	172,222,222	
山梨	44,000,000	44,000,000	44,000,000	44,000,000	176,000,000	33,333	222,222	176,222,222	
長野	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	180,000,000	33,333	222,222	180,222,222	
山梨	46,000,000	46,000,000	46,000,000	46,000,000	184,000,000	33,333	222,222	184,222,222	
長野	47,000,000	47,000,000	47,000,000	47,000,000	188,000,000	33,333	222,222	188,222,222	
山梨	48,000,000	48,000,000	48,000,000	48,000,000	192,000,000	33,333	222,222	192,222,222	
長野	49,000,000	49,000,000	49,000,000	49,000,000	196,000,000	33,333	222,222	196,222,222	
山梨	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	200,000,000	33,333	222,222	200,222,222	

餘裕金狀況 (昭和七年度末)

餘裕金多き府縣は兵庫の三千三百萬圓、山口の二千七百萬圓次に京都、滋賀の二千六百萬圓である。一組合當り拾萬圓以上は滋賀、山口、少き府縣は一組合當り一萬圓以下のが青森、岩手、宮城、茨城、山梨等東北に多く南部には沖繩を除く外殆んどない。平均三六、〇五六圓で前年の三四、七八四圓に比すれば増加を示してゐる。而して餘裕金の預入れについて見るに全體に於て中金及信聯への預入は五四%で、銀行、郵貯其他は四六

道府縣別	項				計	有價證券	現金	合計	一組合平均
	中	信	銀	郵					
北海道	60,999	3,180,818	1,778,733	1,212,771	6,773,321	89,576	4,866,300	1,322,545	
青森	44,935	68,555	708,937	101,121	1,363,548	173,566	428,724	1,892,274	
岩手	110,768	768,077	442,442	109,444	1,430,731	30,833	458,144	1,889,568	
宮城	39,700	477,777	788,000	100,111	1,605,688	33,333	222,222	1,939,025	
秋田	8,055	1,009,333	848,878	10,333	1,990,399	33,333	222,222	2,212,621	
山形	79,855	1,051,333	448,878	10,333	1,990,399	33,333	222,222	2,212,621	
福島	306,666	1,306,666	448,878	10,333	2,072,543	33,333	222,222	2,294,765	
茨城	199,010	999,999	1,000,000	100,000	3,199,009	33,333	222,222	3,421,231	
栃木	199,010	999,999	1,000,000	100,000	3,199,009	33,333	222,222	3,421,231	
群馬	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	33,333	222,222	4,222,222	
埼玉	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	8,000,000	33,333	222,222	8,222,222	
千葉	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	12,000,000	33,333	222,222	12,222,222	
東京	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	16,000,000	33,333	222,222	16,222,222	
神奈川	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	20,000,000	33,333	222,222	20,222,222	
新潟	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	24,000,000	33,333	222,222	24,222,222	
富山	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	28,000,000	33,333	222,222	28,222,222	
石川	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	32,000,000	33,333	222,222	32,222,222	
福井	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	36,000,000	33,333	222,222	36,222,222	
山梨	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	33,333	222,222	40,222,222	
長野	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	44,000,000	33,333	222,222	44,222,222	
山梨	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	48,000,000	33,333	222,222	48,222,222	
長野	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	52,000,000	33,333	222,222	52,222,222	
山梨	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	56,000,000	33,333	222,222	56,222,222	
長野	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	60,000,000	33,333	222,222	60,222,222	
山梨	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	64,000,000	33,333	222,222	64,222,222	
長野	17,000,000	17,000,000	17,000,000	17,000,000	68,000,000	33,333	222,222	68,222,222	
山梨	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	72,000,000	33,333	222,222	72,222,222	
長野	19,000,000	19,000,000	19,000,000	19,000,000	76,000,000	33,333	222,222	76,222,222	
山梨	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	80,000,000	33,333	222,222	80,222,222	
長野	21,000,000	21,000,000	21,000,000						

計	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	鳥取	島根	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都
11,111	270	148	231	168	165	146	389	187	265	179	150	256	383	385	298	196	249	185	446	231	261	
11,001	230	124	149	152	160	141	370	168	248	157	139	247	362	372	290	173	233	163	431	211	253	
11,001,111,111	1,171,064	6,247,013	3,888,405	5,161,913	6,922,551	10,975,328	26,390,481	6,685,200	11,882,137	9,862,204	4,944,280	17,285,389	12,625,031	17,351,521	16,202,030	6,518,863	11,249,486	4,903,963	28,297,650	17,885,501	15,792,353	
11,001,111,111	996,954	1,710,641	3,888,405	5,161,913	6,922,551	10,975,328	26,390,481	6,685,200	11,882,137	9,862,204	4,944,280	17,285,389	12,625,031	17,351,521	16,202,030	6,518,863	11,249,486	4,903,963	28,297,650	17,885,501	15,792,353	
11,001,111,111	77,022	6,563,479	4,202,268	1,978,780	4,537,360	7,250,669	26,411,979	6,618,599	11,097,459	11,745,974	5,598,926	17,747,472	12,087,749	17,747,472	12,087,749	4,884,739	11,438,868	5,227,403	28,095,628	15,409,539	16,079,977	
11,001,111,111	77,022	6,563,479	4,202,268	1,978,780	4,537,360	7,250,669	26,411,979	6,618,599	11,097,459	11,745,974	5,598,926	17,747,472	12,087,749	17,747,472	12,087,749	4,884,739	11,438,868	5,227,403	28,095,628	15,409,539	16,079,977	
11,001,111,111	1,073,976	18,274,120	10,449,281	7,140,693	11,459,911	18,225,997	52,802,460	13,303,799	22,979,596	21,608,178	10,543,206	38,164,138	30,372,503	38,164,138	30,372,503	11,403,602	22,688,354	10,131,366	79,253,930	48,569,040	31,872,330	
11,001,111,111	521,164	18,423,163	9,316,494	7,142,766	11,440,120	18,225,997	52,802,460	13,303,799	22,979,596	21,608,178	10,543,206	38,164,138	30,372,503	38,164,138	30,372,503	11,403,602	22,688,354	10,131,366	79,253,930	48,569,040	31,872,330	

滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森
192	324	476	398	383	377	199	221	238	264	413	204	221	289	358	361	175	169	247	234	215	174	241	186
182	306	459	385	374	366	195	204	226	260	372	150	183	241	320	324	154	154	218	195	185	149	171	163
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440
10,001,515	1,148,168	1,621,384	2,047,880	1,515,855	2,859,376	5,267,636	8,164,346	7,415,279	13,298,774	20,894,721	3,455,642	19,449,036	8,537,058	14,542,367	18,933,904	5,164,696	5,164,696	8,340,626	6,894,408	6,778,891	4,904,481	3,434,584	4,634,440

次に利率を見るに、次表の如く東北、北関東及び九州地方は高く、南関東、東海道、近畿、中国は低い。就中近畿地方はとくに低い。貸付金利率と貯金利率との差及び借入金利率も略々同様の傾向をもつてゐる。即ち金融の頻繁な地方程利率低く、然らざる地方程利率が高し。

利率 (昭和七年度末)

道府県別	貸付金	貯金	貸付金と貯金との差	借入金
北海道	一・二〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五四
青森	一・二〇	〇・五五	〇・六五	〇・六〇
岩手	一・〇〇	〇・五四	〇・四六	〇・七二
宮城	一・〇〇	〇・六〇	〇・四〇	〇・六五
秋田	一・〇六	〇・五五	〇・五一	〇・六七
山形	〇・九五	〇・五六	〇・三九	〇・六一
福島	一・〇三	〇・五三	〇・五〇	〇・六九
茨城	〇・九五	〇・六〇	〇・三五	〇・六九
栃木	〇・九三	〇・四七	〇・四六	〇・六三
群馬	〇・九七	〇・五二	〇・四五	〇・七〇
埼玉	〇・九〇	〇・四四	〇・四六	〇・六二
千葉	〇・九〇	〇・四八	〇・四二	〇・六三
東京	一・〇〇	〇・三六	〇・六四	〇・四八
神奈川	〇・八七	〇・四九	〇・三八	〇・五八
新潟	〇・九〇	〇・五四	〇・三六	〇・六二

道府県別	貸付金	貯金	貸付金と貯金との差	借入金
富山	〇・八四	〇・五五	〇・二九	〇・八〇
石川	〇・八七	〇・五一	〇・三六	〇・六八
福井	〇・八一	〇・四七	〇・三四	〇・六六
長野	〇・九四	〇・五五	〇・三九	〇・八〇
岐阜	〇・八〇	〇・五〇	〇・三〇	〇・七八
静岡	〇・九一	〇・五〇	〇・四一	〇・七八
愛知	〇・八〇	〇・三六	〇・四四	〇・五八
三重	〇・八四	〇・三八	〇・四六	〇・五八
滋賀	〇・七五	〇・四五	〇・三〇	〇・五四
京都	〇・八七	〇・四七	〇・四〇	〇・五四
大阪	〇・八九	〇・四七	〇・四二	〇・六一
兵庫	〇・八六	〇・四四	〇・四二	〇・六一
奈良	〇・八八	〇・四七	〇・四一	〇・六一
和歌山	〇・九一	〇・四六	〇・四五	〇・六七
鳥取	〇・九一	〇・四五	〇・四六	〇・六七
島根	〇・八七	〇・四八	〇・三九	〇・六三
岡山	〇・八七	〇・四八	〇・三九	〇・六三
広島	〇・八〇	〇・四五	〇・三五	〇・六〇
山口	〇・八〇	〇・四五	〇・三五	〇・六〇
徳島	〇・八五	〇・四八	〇・三七	〇・六二
香川	〇・八五	〇・四八	〇・三七	〇・六二
愛媛	〇・九二	〇・四九	〇・四三	〇・六五
高知	〇・九〇	〇・四九	〇・四一	〇・七三

— 全 國 産 業 組 合 概 況 —

道府県別	貸付金	貯金	貸付金と貯金との差	借入金
福岡	〇・八五	〇・四九	〇・三六	〇・六二
佐賀	〇・九五	〇・五五	〇・四〇	〇・六五
長崎	一・一二	〇・五六	〇・五六	〇・六六
熊本	〇・九〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・五四
大分	一・〇〇	〇・五四	〇・四六	〇・六三
宮崎	一・二〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五九
鹿児島	〇・九〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・六〇
沖縄	一・一〇	〇・五四	〇・五六	〇・六九

(ハ) 手形割引
手形割引は市街地信用組合のみに許されたる業務にして、東京の二九を筆頭に、福岡の一六、廣島の一四がこれに次ぐ。全國總數二六三の中手形割引を行ふ組合は一五五にすぎず、宮城、秋田、千葉、大分、鹿児島、鹿兒島の各縣は該組合を有するも手形割引の業務を行つてゐない。
割引額の多いのは京都の一千四百萬圓、東京の六百六十萬圓、大阪これに次ぎ大都市に多きは事業の性質上當然である。

道府県別	調査組合數	事業實行組合數	割引額	年度末契約金	年度末契約枚數
北海道	三	四	四一、五八	八五、五三	一六
青森	六	四	八四、一〇	三、七六	一七

道府県別	調査組合數	事業實行組合數	割引額	年度末契約金	年度末契約枚數
岩手	一	一	一、三六	五、七五	二
宮城	二	二	一、八七	一、〇六	九
秋田	一	一	一、八七	一、〇六	九
山形	一	一	一、八七	一、〇六	九
福島	一	一	一、八七	一、〇六	九
茨城	一	一	一、八七	一、〇六	九
栃木	一	一	一、八七	一、〇六	九
群馬	一	一	一、八七	一、〇六	九
埼玉	一	一	一、八七	一、〇六	九
千葉	一	一	一、八七	一、〇六	九
東京	一	一	一、八七	一、〇六	九
神奈川	一	一	一、八七	一、〇六	九
新潟	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七	一、〇六	九
滋賀	一	一	一、八七	一、〇六	九
京都	一	一	一、八七	一、〇六	九
大阪	一	一	一、八七	一、〇六	九
兵庫	一	一	一、八七	一、〇六	九
奈良	一	一	一、八七	一、〇六	九
和歌山	一	一	一、八七	一、〇六	九
鳥取	一	一	一、八七	一、〇六	九
島根	一	一	一、八七	一、〇六	九
岡山	一	一	一、八七	一、〇六	九
広島	一	一	一、八七	一、〇六	九
山口	一	一	一、八七	一、〇六	九
徳島	一	一	一、八七	一、〇六	九
香川	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛媛	一	一	一、八七	一、〇六	九
高知	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七	一、〇六	九
滋賀	一	一	一、八七	一、〇六	九
京都	一	一	一、八七	一、〇六	九
大阪	一	一	一、八七	一、〇六	九
兵庫	一	一	一、八七	一、〇六	九
奈良	一	一	一、八七	一、〇六	九
和歌山	一	一	一、八七	一、〇六	九
鳥取	一	一	一、八七	一、〇六	九
島根	一	一	一、八七	一、〇六	九
岡山	一	一	一、八七	一、〇六	九
広島	一	一	一、八七	一、〇六	九
山口	一	一	一、八七	一、〇六	九
徳島	一	一	一、八七	一、〇六	九
香川	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛媛	一	一	一、八七	一、〇六	九
高知	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七	一、〇六	九
滋賀	一	一	一、八七	一、〇六	九
京都	一	一	一、八七	一、〇六	九
大阪	一	一	一、八七	一、〇六	九
兵庫	一	一	一、八七	一、〇六	九
奈良	一	一	一、八七	一、〇六	九
和歌山	一	一	一、八七	一、〇六	九
鳥取	一	一	一、八七	一、〇六	九
島根	一	一	一、八七	一、〇六	九
岡山	一	一	一、八七	一、〇六	九
広島	一	一	一、八七	一、〇六	九
山口	一	一	一、八七	一、〇六	九
徳島	一	一	一、八七	一、〇六	九
香川	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛媛	一	一	一、八七	一、〇六	九
高知	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七	一、〇六	九
滋賀	一	一	一、八七	一、〇六	九
京都	一	一	一、八七	一、〇六	九
大阪	一	一	一、八七	一、〇六	九
兵庫	一	一	一、八七	一、〇六	九
奈良	一	一	一、八七	一、〇六	九
和歌山	一	一	一、八七	一、〇六	九
鳥取	一	一	一、八七	一、〇六	九
島根	一	一	一、八七	一、〇六	九
岡山	一	一	一、八七	一、〇六	九
広島	一	一	一、八七	一、〇六	九
山口	一	一	一、八七	一、〇六	九
徳島	一	一	一、八七	一、〇六	九
香川	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛媛	一	一	一、八七	一、〇六	九
高知	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七	一、〇六	九
滋賀	一	一	一、八七	一、〇六	九
京都	一	一	一、八七	一、〇六	九
大阪	一	一	一、八七	一、〇六	九
兵庫	一	一	一、八七	一、〇六	九
奈良	一	一	一、八七	一、〇六	九
和歌山	一	一	一、八七	一、〇六	九
鳥取	一	一	一、八七	一、〇六	九
島根	一	一	一、八七	一、〇六	九
岡山	一	一	一、八七	一、〇六	九
広島	一	一	一、八七	一、〇六	九
山口	一	一	一、八七	一、〇六	九
徳島	一	一	一、八七	一、〇六	九
香川	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛媛	一	一	一、八七	一、〇六	九
高知	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七	一、〇六	九
滋賀	一	一	一、八七	一、〇六	九
京都	一	一	一、八七	一、〇六	九
大阪	一	一	一、八七	一、〇六	九
兵庫	一	一	一、八七	一、〇六	九
奈良	一	一	一、八七	一、〇六	九
和歌山	一	一	一、八七	一、〇六	九
鳥取	一	一	一、八七	一、〇六	九
島根	一	一	一、八七	一、〇六	九
岡山	一	一	一、八七	一、〇六	九
広島	一	一	一、八七	一、〇六	九
山口	一	一	一、八七	一、〇六	九
徳島	一	一	一、八七	一、〇六	九
香川	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛媛	一	一	一、八七	一、〇六	九
高知	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七	一、〇六	九
滋賀	一	一	一、八七	一、〇六	九
京都	一	一	一、八七	一、〇六	九
大阪	一	一	一、八七	一、〇六	九
兵庫	一	一	一、八七	一、〇六	九
奈良	一	一	一、八七	一、〇六	九
和歌山	一	一	一、八七	一、〇六	九
鳥取	一	一	一、八七	一、〇六	九
島根	一	一	一、八七	一、〇六	九
岡山	一	一	一、八七	一、〇六	九
広島	一	一	一、八七	一、〇六	九
山口	一	一	一、八七	一、〇六	九
徳島	一	一	一、八七	一、〇六	九
香川	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛媛	一	一	一、八七	一、〇六	九
高知	一	一	一、八七	一、〇六	九
富山	一	一	一、八七	一、〇六	九
石川	一	一	一、八七	一、〇六	九
福井	一	一	一、八七	一、〇六	九
長野	一	一	一、八七	一、〇六	九
岐阜	一	一	一、八七	一、〇六	九
静岡	一	一	一、八七	一、〇六	九
愛知	一	一	一、八七	一、〇六	九
三重	一	一	一、八七		

— 産 業 組 合 年 鑑 —

大 阪	二	一〇	五、八〇六、五七	一、七五三、五八	一九三
兵 庫	三	三	三、三〇〇、七九	四、八三三	九〇
奈 良	一	一	二、九三、三五	六、〇〇〇	九
和 歌 山	三	二	二、三三三、三六	四、九、四〇	八
鳥 取	三	一	二、七、七五	一〇、二〇一	八
島 根	一	一	一、五、四三	一〇、二〇一	三
岡 山	七	二	七、四、四五	一、九、八三	三
廣 島	一	二	七、九、六六	一、七、三三	三
山 口	六	一	三、〇、三〇	三、三三	一
徳 島	二	一	二、九、三三	三、三三	一
香 川	三	一	八、一、五二	三、五、八二	七
愛 媛	二	二	三、〇、一〇	八、五、五	六
高 知	一	一	三、九、六八	七、三、三	六
福 岡	二	八	八、〇、三三	一、九、六七	二〇
佐 賀	二	一	一、七、一六	四、五、四	七
長 崎	二	一	一〇、三、五	一、四、一三	七
熊 本	三	一	三、〇〇	四、七、二	七
大 分	五	一	一	一	三
宮 崎	二	一	一	一	三
鹿 兒 島	一	一	一	一	三
沖 縄	一	一	一	一	三
計	二六三	一五五	一、七、三、三六	一、七、三、三六	二、九、六、五

販賣事業二〇〇以上の組合を有する縣は北海道、群馬、長野、兵庫の四縣、一〇〇以上を有する府縣は岩手、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、島根、岡山、廣島、山口、福岡、佐賀、鹿兒島の一九で、前年に比して四縣増加してゐる。最近産業組合の奨励に依り各地方とも著しく購買、販賣組合の普及を見たが、東北、關東、四國に於ては販賣組合の普及は未だその度が低い。取扱品の主なるものは米、生絲、繭、織物、麥、雜穀、果實、蔬菜、種苗、蠶種、魚類其他の加工品である。地方別に販賣額を見るに長野の二千萬元、群馬の千七百萬元が斷然他を抜き共に生絲で前者は千七百萬元、後者は千四百萬元を販賣する。次いで岐阜、北海道、山口、滋賀、愛知、福岡の六縣が七百萬元を超えてゐる。百萬圓以下の府縣は茨城、東京、山梨、大阪、和歌山、徳島、宮崎、沖繩の八である。販賣品目は主として、生絲、繭、織物、米、畜産物等の商品的農産物であることは當然であらう。昨年比して事業實行組合数は四四五を増加し、販賣價額も一億八千萬圓より二億圓と二千萬圓を増加してゐる。躍進の著しい地方は北海道の六百六十萬圓より八百六十萬圓と二割三分、宮城の二百八十萬圓より四百十萬圓と三割、奈良の八十萬圓より一百九十萬圓と五割七分、熊本の一百九十萬圓より三百九十萬圓と五割、鹿兒島の三百六十萬圓より五百萬圓と二割八分等が目立つてゐる。其他五、六の府縣を除く外は多かれ少かれ増加してゐる。

— 全 國 産 業 組 合 概 況 —

減少の著しいのは宮崎の百二十萬圓より七十二萬と四割の激減を示したことである。
米、繭、生絲、蔬菜果實、畜産物につき主要なる地方及價額は左の如し。

滋 賀	六、五五〇、七六四
福 岡	五、〇五五、八六二
山 口	四、五六五、二一〇
富 山	四、一六〇、八二八
秋 田	三、五三一、六六六
栃 木	三、〇六一、三八四
石 川	三、〇五七、六四三
岐 阜	三、〇二六、三三三
全 國 計	六、七、四四〇、六五六
愛 媛	三、四一四、七七三
埼 玉	三、三三二、一三七
熊 本	二、六八二、三九八
新 潟	二、六四一、〇三五
全 國 計	三〇、三九〇、五七九

百萬圓以上の地方は宮城、群馬、千葉、岐阜、奈良、長崎、鹿兒島の七縣である。

(生絲) 長野 一七、八四〇、九八九

(畜産物)

群 馬	一四、六七七、〇五〇
岐 阜	三、二七九、二五五
愛 知	二、一二二、七一七
全 國 計	四九、一四六、二二一
静 岡	一、八〇二、六五三
廣 島	六九四、五七六
青 森	六八九、四九二
神 奈 川	五〇〇、八七九
全 國 計	七、三一、八六五
愛 知	二、六三一、二四二
北 海 道	一、一九七、六五二
静 岡	五三九、三八六
長 野	三九三、三四八
千 葉	三三五、〇一八

北海道は主として乳製品、其他は鶏卵である。販賣價格の大なる府縣は二種ある。即ち前述の長野、群馬の如き單一品をもつて殆んど全價格を占むるものと、静岡、愛知の如く多種の農産品をもつものである。このことは此等の地方の農業生産様式と照應してゐる。

靜岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 廣島 山形 德島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎

三二六	三四四	三〇一	一九二	一九四	七三	三五二	一〇二	一三二	一七〇	二一〇	三三八	一九七	二二五	一〇七	一八二	二一四	一五六	三一〇	一三一	一四二	一〇二	二〇八	一二七
一七六	二六一	一七八	一四三	二二七	二七	二一八	三三	四一	六七	一〇九	一五二	一〇二	一五七	三三	六六	九〇	七六	一八七	一一七	八四	四一	六四	五六
四、七六六、五三〇	七、八七七、九六三	三、七七四、四二二	七、八〇九、八六一	二、九九四、二七三	四七五、八〇六	六、四七三、一四五	一、九四二、九五〇	六三八、三二〇	二、九〇三、八〇〇	二、〇七九、〇〇一	三、二〇二、八九二	一、七八〇、六五一	七、八九一、三一八	八二〇、二〇四	一、四五二、六〇〇	六、〇九四、二五五	二、一一八、二九八	七、四七五、九五二	二、二一五、五四八	二、七九六、五九七	三、八九五、三八三	二、九八四、三六九	七二三、七九五
蔬菜果實、織物、特用作物	畜產物、米、生絲、繭	米、生絲、繭	米、水產物	米、繭、織物、林產物、生絲	蔬菜果實、畜產物	米、繭、麥、林產物、蠶業製品	米、生絲、繭	米、繭、蔬菜果實	生絲、繭、米	繭、生絲、米	米、麥	米、蔬菜、果實	米、繭、蠶業製品	米、生絲	米、繭、生絲	生絲、繭、蔬菜果實	米、繭	米	繭、米	繭、生絲、米	米	米	

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 廣島 山形 德島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎

三五四	一四四	二三四	一一九	一七六	一二九	一三二	一六四	一三六	二七四	二九六	二三九	四七	一二九	二四二	二二七	二二三	一五四	七六	三四六	三一〇
二二七	五五	一三四	五七	七七	五九	四四	二六	四二	二一六	一〇六	一一〇	二一	五二	一五一	一〇五	一五五	九五	二〇	二七一	一三四
八、六〇九、六八二	一、一七五、二三六	二、五八六、八五四	四、一七七、一一〇	三、七〇一、二二四	六、三七六、四五九	一、一七一、八五二	七九九、五六三	三、五四二、〇六二	一七、四二四、四八三	四、六五四、六四四	三、六四二、八五六	七四五、三三九	一、四九八、八八一	五、四二六、六八〇	四、九〇一、五一二	三、七〇一、七七二	六、九五三、八六七	八七五、八二八	二一、一四二、〇六一	八、七五七、二二四
米、雜穀、畜產物、水產物	蔬菜果實、雜穀、米	米、粟、生絲、水產物	米、繭、蔬菜果實	米	米、織物、繭、畜產物	米、蔬菜果實、生絲、繭、水產物	水產物、繭、米	米	生絲、繭、織物	繭、生絲、米	米、繭、畜產物、蔬菜果實	蔬菜果實、畜產物、生絲	米、蔬菜果實、生絲、繭	米、繭	米、生絲、水產物、畜產物	米、林產物、水產	織物、米	蔬菜果實、繭、生絲	生絲、繭、米、畜產物	米、生絲、繭、織物

主要ナル販賣品目

鹿兒島	二五六	一五六	五、〇九九、三六二
沖繩	六五	二七	六八七、一三八
計	九、三〇六	四、九五五	二〇二、八三八、六二〇

米、糖
砂糖

三、購買事業

購買事業は全国的に比較的平均して發達してゐる。三百以上は長野、愛知、兵庫の三縣、一〇〇以下は東京、神奈川、山梨、徳島、熊本、大分、宮崎、沖繩の八府縣である。全國では八、〇九三で前年に比して僅に四八の増加であるが購買額を見れば一億圓より一億三千萬圓と二割餘を増加してゐる。購買額の最高は北海道の九百萬圓、次は福岡の八百萬圓である。五百萬圓以上の地方は福井、長野、静岡、愛知、廣島、鹿兒島の六縣である。百萬圓以下は山梨、熊本、大分、沖繩の四縣にすぎぬ。東京の僅に七十七組合を以て三百四十萬圓の購買額を有するのは消費組合の發達に依るものである。

次に産業用品、經濟用品に分けて見れば、産業用品の中六割六分は肥料で価格は四千六百萬圓に上つてゐる。次は農具の六十萬圓である。肥料の最高は北海道の三百三十萬圓、次は鹿兒島、福岡と続き各々二百萬圓を超えてゐる。産業用品全體としては福井が第三位になつてゐるがこれは工業原料品を四百六十萬圓賣却してゐる。經濟用品に於ては福岡の六百萬圓北海道の五百萬圓が壓倒的に多い。經濟用品中での大宗は米で北海道秋田、東京、長野、静岡、廣島、福岡の各地方は百萬圓以上の米の賣却を示してゐる。米は全經濟用品賣却額の中二千三百萬圓の三割五分を示してゐる。

購買事業 (昭和七年度末)

道府縣別	昭和七年度末 組合數	事業實行組合數	購買價額	賣却價額		
				産業用品	經濟用品	産業經濟用品
北海道	三六	三六	九、三九九、四五六	四、四三三、三六六	五、〇一〇、〇九〇	九、四五五、四五六
青森	一六	一六	一、七九八、八八二	七〇〇、〇九二	一、〇九八、七九〇	一、七九八、八八二
岩手	三三	三三	一、七九二、八二二	八三三、五〇二	九五九、三二〇	一、七九二、八二二
宮城	一六	一六	二、〇〇六、七七八	一、三六三、四三九	六四三、三三九	二、〇〇六、七七八
秋田	三六	三六	二、八六六、一〇一	一、四四三、〇六九	一、四二三、〇三二	二、八六六、一〇一
計						

山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 兵衛 奈良

山形	一六	一六	一、六八三、九六九	一、一〇一、一七二	四七二、七九七	一、五七三、九七〇
福島	三〇	三〇	一、九四七、七五七	一、三六九、四九〇	四七九、二六七	一、八七七、四九〇
茨城	一六	一六	一、四一四、六二八	一、〇一四、四七二	三九九、一五六	一、三六三、六一一
栃木	一五	一五	二、七七一、〇一一	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	二、七七一、〇一一
群馬	三三	三三	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
埼玉	三三	三三	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
千葉	三三	三三	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
東京	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
神奈川	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
新潟	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
富山	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
石川	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
福井	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
山梨	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
長野	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
静岡	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
愛知	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
三重	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
滋賀	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
京都	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
大阪	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
奈良	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
兵衛	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
奈良	一七	一七	一、七七一、〇一一	一、〇〇〇、〇〇〇	七七一、〇一一	一、七七一、〇一一
計						

道府縣別	經營主體		經營主體內譯		棟數	建坪(延坪)	穀	收	力
	經營主體數	產業組合	農會	公益法人					
北海道	一六三	一五九	二	一	二九九	一九、八六八・六〇	一、七七七、四六六		
計	六、一八四	三、二二一	三、五八七	四四九	一、六三七	三二七	四九二、八三五	二五、一三、四八八	五、七三一、〇九八

五、農業倉庫業
 農業倉庫業は必ずしも産業組合のみが經營するものでなく農會、町村、其他之に準ずる公益法人も經營し得るのであるが現狀は殆んど産業組合に依つて經營されてゐる。東京一、山梨二七である。

六、大阪三一、和歌山三一、鳥取三三、沖繩七等が少い方で、一〇〇を超すものは北海道の一五九、愛知一一〇、三重一一二、滋賀一〇〇、兵庫一三五、山口一三九、愛媛一〇七、福岡二四七である。

農業倉庫概況 (昭和八年十二月末)

道府縣別	經營主體數	產業組合	農會	公益法人	棟數	建坪(延坪)	穀	收	力
廣島	一七七	一〇三	八五	八〇	二四、一七五	二四、一七五	二、三、七八三	四七、三〇六	一〇、二六〇
岡山	一八六	八〇	八〇	四九、二九三	五二、〇六七	五二、〇六七	一、五、九七五	一〇、二六〇	一〇、二六〇
鳥取	一六八	八〇	五五	四〇、三〇二	六八、八六七	六八、八六七	一、五、九七五	一〇、二六〇	一〇、二六〇
島根	一六八	八〇	五五	四〇、三〇二	六八、八六七	六八、八六七	一、五、九七五	一〇、二六〇	一〇、二六〇
和歌山	二〇〇	二二八	三三	七二、九五八	一、八、八四一	一、八、八四一	一、五、一五	一、五、一五	一、五、一五
奈良	七九	三五	三七	九、一七一	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
兵庫	八五	四七	三七	七、八六九	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
京都	一〇二	四一	三一	二、一、一七	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
大阪	二〇〇	二二八	三三	七二、九五八	一、八、八四一	一、八、八四一	一、五、一五	一、五、一五	一、五、一五
滋賀	六八	三一	三一	二、一、一七	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
三重	一九四	一〇	三一	三、八、九七〇	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
愛知	二五一	一八九	三一	一、三、三、四五	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
静岡	二八五	一四四	三一	一、八、二、六九五	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
岐阜	一七〇	一〇四	三一	五、八、一、六六	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
長野	二四七	一五六	三一	二、二、四、七八五	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
山梨	五七	二九	三一	一、八、七、七五	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
石川	一〇〇	四九	三一	一、〇、三、二四	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
富山	一四一	六一	三一	三、九、六一九	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
新潟	一五九	八七	三一	一、九、四、三二	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
神奈川	二〇九	一四一	三一	七、八、四七一	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
東京	一一一	四一	三一	一、五、一、八八三	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
千葉	八七	三五	三一	一、七、四、四八二	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
埼玉	一七四	五二	三一	五、一、九七七	一、六、五五九	一、六、五五九	四一八	一、五、一五	一、五、一五
計	一、七、九〇九	一、一、七、三三	一、一、七、三三	三、五、〇、一三	一、四、四、〇六	一、四、四、〇六	一、七、九二九	一、一、七、三三	一、一、七、三三

計 沖鹿宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京
 兒 崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良車阪都
 繩島

三、三七六	七	六八	三九	四八	三九	九五	二四九	一〇八	八〇	四二	一四二	八七	九八	四五	三三	三一	四九	一三七	七一	
三、三三三	七	六六	三九	四八	三九	八四	二四七	一〇七	七九	四一	一三九	八七	九二	四四	三三	三一	四七	一三五	七五	
四二							二				三		四					二		
一二																				
八六、三四八	九	七六	九五	三一	四七	一七九	三三六	三八	一八五	一六六	二二八	一二七	一五二	七〇	一〇三	三六	七八	一八八	一一二	
二八七、六九二・〇五	二六七・二五	五、〇〇四・六四	五、九九七・九六	五、六〇二・一〇	一二、二四四・五三	二、六九八・九一	五、八三八・一二	一、二四一・六三	一、七二七・〇〇	八、四六一・八二	七、九五七・三三	三、二五六・九八	六、七四八・九三	五、〇三〇・九九	五、五二四・九六	二、五三六・六〇	五、〇一〇・八〇	一、〇六五・四五	二、九八六・三五	九、九四三・五七
二〇、〇四	二九四、九二〇	三四四、四二〇	四六〇、四二〇	九七三、三七〇	一七〇、八九〇	四七四、六八五	一〇〇九、五三〇	一〇七、五〇〇	五九六、四二〇	六〇五、一五五	一四七、二〇一	三三、八六七	四二七、三八一	二一七、九二八	四二五、二一七	七五、一五〇	一八二、七三四	六九二、三三六	六九二、三三六	二三八、二〇四
五、二九二	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	五、二七三	六、二七三	七六、六三〇
三、八四〇、八八四																				

穀物
 砂糖
 二〇、〇四
 五、二九二

滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群栃茨福山秋宮岩青
 賀重知岡阜野梨井川山湯川京葉玉馬木城島形田城手森

一〇〇	一一一	一一一	八一	九六	七〇	二六	七六	四七	八四	九六	三九	一二	八二	五五	六二	四三	八四	五六	四八	七四	五五	五三	
一〇〇	一一一	一一一	八一	九六	七〇	二六	七六	四七	八四	九六	三九	一二	八二	五五	六二	四三	八四	五六	四八	七四	五五	五三	
			五								二						三				二	一	
																				三		四	
四八〇	一六九	一四〇	一四一	一六七	一〇八	三九	一三七	六七	二七七	二二六	四四	三	一二七	六〇	七八	一二三	一九〇	八〇	一五四	二二〇	一二七	九三	
一〇、二九八・一七	五、九九〇・六〇	七、四一七・〇五	九、九三六・一〇	七、三二六・〇〇	九、一五二・〇〇	三、〇八八・五〇	四、五四六・七二	二、八一九・五〇	九、五〇七・二三	一〇、七二四・八九	一、六八三・六二	八五・五〇	四、五八五・四二	四、五九五・一〇	七、一九七・二五	六、二九五・三二	八、一三九・四一	三、九一一・三九	九、一一一・三五	一、三四一・九七	七、五二二・三五	二、六三八・九〇	五、一八二・三二
六一七、七四四	四〇五、九三〇	五一九、〇八八	二二七、二四八	四七四、八九二	四四一、〇七六	一一一、三五二	三七〇、九四六	二二九、三七五	六三九、三七八	八六四、一七一	七六、四一四	四、七〇〇	三六二、〇一五	一七六、〇〇〇	一二四、〇三一	五一四、三六二	六三八、二四四	二四七、三七〇	五五二、四三二	九九四、〇六二	六八五、四二五	二二七、四〇三	五二二、七六六
七三、一〇〇	二〇、七八〇	一二五、一〇〇	四〇六、九二六	一四三、七三四	二八一、四二〇	九五、一九二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	七四、九三五	二八、四五〇	五、〇〇〇	六一、一五六	四四九、七七〇	一二七、〇七〇	四四、八〇〇	一一二、三二〇	三三七、一六五	六四、九三三	二四、〇三〇	二四、〇三〇	六四、九三三	二四、〇三〇	二四、〇三〇

第二節 産業組合聯合會

第一、聯合會數

産業組合聯合會の制度は明治四十二年四月法律改正に依り認められ、爾來二十五年を経過した。當初その數僅かに一三に過ぎなかつたが、大正十三年には最高二〇五の多數となつたがその後、大正十四年の産業組合振興刷新運動の結果、整理が行はれてその數漸減し、昭和八年末に於ては七年末の一六〇に比し一四五に減少を示してゐる。併し之は聯合會の衰退を示すものではなく、所屬組合數に於て、事業分量その他に於て上昇の一端を辿つてゐるのである。

種類別聯合會數累年比較

種 目	年 次	明治四三	大正四	同 九	同一四	昭和元	同 三	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八
信用組合聯合會		三	三〇	三五	三五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三四
販賣聯合會		二	三	六	四	八	一四	一七	一九	一六	一三	一三
購買聯合會		一	五	二六	三六	三二	三〇	二三	二一	一二	九	八
利用組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
販購組合聯合會		一	六	三七	七二	六三	五七	六三	六六	六五	六五	四九

昭和八年末に於ける聯合會數は一四五であるが、この中、單營の聯合會は信聯の三四(二三・五%)、販聯の二三(九%)、購聯の九(五・五%)、利聯皆無で、信聯の最多は我國産業組合發達史より見て當然である。兼營の聯合會に付ては販購聯の四九(三三・八%)、信販聯の二二(八・三%)、販購聯の一五(一〇・三%)を主とし他はずつと少くなる。單位組合の兼營化運動と共に聯合會も兼營化への傾向を示してゐるが聯合運動に注目すべきは、信聯の單營と購販聯(又は利用事業をも兼營)の兩者の形態が、現存中心的形態として存在し、増加してゐることである。次表の數字により之れが見られるのである。

一、種類別聯合會

種 目	年 次	明治四三	大正四	同 九	同一四	昭和元	同 三	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八
販利組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
購利組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
信販購組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
信販利組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
信購利組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
信販組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
信購組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
信利組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
販購利組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
信販購利組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		一三	七二	一五五	二〇〇	一八七	一七九	一八五	一八五	一六七	一六〇	一四五

二、事業別聯合會 (兼營包含)

聯合會を事業別に見れば、昭和八年末に於て信聯五五(三七・) 九%)、販聯一〇一(六九・七%)、購聯一〇一(六二・三%)、利聯二五(一七・二%)で、信聯が販、購聯に比し數に於て尠いのは事業の性質上區域の廣狹に關係をもつことを物語る。

事業別聯合會數累年比較 (兼營包含)

種 目	年 次	明治四三	大正四	同 九	同一四	昭和元	同 三	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八
信用組合聯合會		一一	五八	八六	八〇	六七	六五	六五	六〇	五七	五五	五五
販賣組合聯合會		九	二七	七九	一一三	一〇五	一一〇	一一一	一一一	一一六	一一五	一〇一
購買組合聯合會		五	三五	一一〇	一五三	一二〇	一二四	一二二	一一二	一〇八	一〇五	九一
利用組合聯合會		一	一	二	一七	二〇	二六	二三	二二	二二	二二	二五

三、組織別聯合會

聯合會の組織は從來有限責任、保證責任のみ認められてゐたが、その割合は常に七對三から六對四の間にあつた。然るに昭

和七年九月六日の法律第三〇號改正により同法施行期十月一日より五年内に聯合會は全部保證責任に組織變更することとなつた。その結果は既に七年末に於て現はれ、有限責任は前年より一一から一〇へと減少し、八年には急激な減少を示し五〇となり保證責任は五四から五六へ八年には九五の激増を示してゐる。

組織別聯合會數累年比較

年次	有限責任	保證責任	計
明治四三	一三(一〇〇・〇)	一八(二五・〇)	一三
大正四	五四(七五・〇)	一八(二五・〇)	七二
大正九	一〇七(六九・〇)	四八(三一・〇)	一五五
大正一四	一三二(六六・〇)	六八(三四・〇)	二〇〇
昭和三	一一五(六四・二)	六四(三五・八)	一七九
同四	一二三(六六・五)	六二(三三・五)	一八五
同五	一二三(六六・五)	六二(三三・五)	一八五

區域別聯合會累年比較

年次	數府縣ヲ區域トスルモノ	府縣ヲ區域トスルモノ	數郡ヲ區域トスルモノ	郡ヲ區域トスルモノ	計
明治四三年末	三	二	二	六	一三
大正四年末	三	二四	一〇	三五	七二
大正九年末	三	四一	一一	五五	一五五
同一年末	五	五七	二九	一〇九	二〇〇

百分比

年次	數府縣ヲ區域トスルモノ	府縣ヲ區域トスルモノ	數郡ヲ區域トスルモノ	郡ヲ區域トスルモノ	計
明治四三年末	二二・一	一五・四	一五・四	四六・一	一八・四
大正四年末	四・二	三三・三	一三・九	四八・六	一五・七
大正九年末	一・九	二六・五	七・一	六四・五	一四・六
同一年末	二・五	二八・五	一四・五	五四・五	二四・〇

四、區域別聯合會

區域別に見れば、上述の如く郡區域の聯合會は大正十四年の刷新運動による廢合整理まで全部中の半数或はそれ以上を占めてゐたが、以來府縣區域の聯合會とその位置を轉倒するに至つた。數郡區域は數府縣を區域とするものは餘り移動はない。

尙、全國的區域の聯合會に、保證責任全國購買組合聯合會、保證責任大日本生絲販賣組合聯合會及び保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會の三つがある(尙昭和九年九月には保證責任大日本柑橋販賣組合聯合會が設立された)。又事實上の全國的聯合機關として特別法に基く有限責任産業組合中央金庫がある。

年次	昭和三年末	同四年末	同五年末	同六年末	同七年末	同八年末	備考
聯合會數	五	五	四	六	六	五	本表には全國を區域とする保證責任全國購買組合聯合會、保證責任大日本生絲販賣組合聯合會及保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會を除く
總額	七九	八八	一〇〇	九九	一〇〇	一〇二	
平均額	三三	二九	二七	二二	一七	二二	
拂込額	六二	六三	五四	四〇	三七	二六	
總額	一七九	一八五	一八五	一六七	一六〇	一四五	
平均額	二・八	二・七	二・二	三・五	三・八	三・〇	
拂込額	四四・一	四七・六	五四・〇	五九・三	六二・五	七〇・三	
總額	一八・四	一五・七	一四・六	一三・二	一〇・六	八・三	
拂込額	三四・七	三二・〇	二九・二	二四・〇	二三・一	一八・〇	

第二、所屬組合數及出資金

大正十四年の組合廢合整理以後、聯合會は漸減し、當時の二〇より昭和八年末には一五となつたが、その所屬組合數及出資金共に撓ゆみなき増加をつづけた。詳細は次表の示す通りである。

所屬組合數及出資金額累年比較表

年次	調査聯合會數	所屬組合數	一聯合會平均所屬組合數	總額	拂込額	總額	拂込額
大正元	二八	一、一六四	四一	四一、一六〇	一五、一六四	三五、四	一三、〇
同四	七二	三、六五五	五〇	一、一四四、三七〇	五二七、一六八	三、一三	一、四四
同九	一五五	八、〇八四	五二	四、五二八、六九〇	二、四二四、〇九八	五、六〇	二、九
同四	一八七	一三、一四七	七〇	一七、二五〇、三四〇	九、八九八、九〇八	一、三一二	七、五三
昭和二	一六四	一五、〇五二	九二	二〇、四一七、九四〇	一三、四一一、四二七	一、三五六	八、九一
同三	一七五	一六、二八七	九三	二三、五七七、四八〇	一五、三三二、二一九	一、四四二	九、四一

昭和	四	一七九	一六、六四九	九三	二五、五〇一、七三〇	一六、五九六、五七一	一、五三二	九九七
同	五	一六七	一七、八八八	一〇七	二七、〇四九、六八五	一八、四六五、九九〇	一、五一二	一、〇三二
同	六	一五六	一八、五三七	一一九	二九、一〇一、七三五	一九、九六二、六九五	一、五七〇	一、〇七七
同	七	一四八	一九、二三三	一三〇	三一、九六七、六三五	二一、六一六、三八五	一、六六二	一、一二四

備考 本表には全国を区域とする保証責任全国購買組合聯合會、保証責任大日本生絲販賣組合聯合會及保証責任全国米穀販賣購買組合聯合會を除く

第三、資金並に事業状況

資金 聯合會の資金状況を見るに、拂込済出資金、積立金等の自己資金は累年増加を示し、借入金に於ても漸増してゐたが昭和七年には前年に比し、二百萬圓の減少を來してゐる。信用事業に於ける貸付金の減少と對照し考へ得らるゝのである。尙貯金に於ては昭和四年を最高として漸減してゐるが、七年に至り反動的現象を示して、資金全體としては累年増加を示してゐる。近時所謂、産業組合の餘裕金問題が重要な問題として組合界に於てその運用が考究さるる所以である。

尙一組合當り資金及び一聯合會當り資金は共に増加の傾向を變へない。これ、最近に於いて民衆の産業組合に對する認識が深まつたこと、又地方金融恐慌に刺戟せられ系統機關利用の強化されたことを物語るものである。

信用事業 貯金にあつては、昭和四年を最高とし、恐慌の影響により漸減を示してゐたが、前述の如く、七年に於ては反動的

的急増を示し、四年を超過すること一千七百萬圓、六年に超過すること年に二千三百萬餘圓に上つてゐる。一聯合會及一所屬組合當り金額に於てもこの事が云へるのである。

貸付金に就いて見るに、年々一千萬圓乃至二千萬圓を増加し昭和六年に至り一億圓を突破してゐるが、既述の如く一件平均金額に於ては昭和四年の五、〇四七圓を最高として低下し、聯合會に於ても七年に至り約四千萬圓の減少を示してゐる。この事は産業組合全體に於て云はるゝのであるが、借手が減少するのではなく、借手の信用輕減による貸付金の出溢りによるものである。一聯合會及組合當り金額にも同様見られるが、事業分量の増加は信聯の進展を示してゐる。

販賣事業 信用事業に比し販賣事業の遅れて發展したのは、聯合會事業のみならず、産業組合全般と認めらるゝのであるが、最近の發達は目醒ましきものがあり、販聯所屬組合數及販聯販賣価格は共に著しき而かも着實なる増加を示し、特に所屬組合數は昭和六年度に於て約二千を加へて八、六九三組合とな

り。尙七年には八百三十組合を加へ九、五二三組合となり、最近の一組合當り販賣價額の低下、(七年には六年に比し多少増加を示してゐるが)特に昭和六年度に於ける著しい低下は、主として農産物(主なる取扱品は生絲、繭、米、畜産物)の價格低落に基因するものであり、之により農村經濟の悪化を想像することが出来るのであるが、かゝる状態の下に於ける販聯の事業の躍進は組合の系統機關利用による生産物販賣の合理化の氣運が色濃くなり販賣金額に於ても一千四百萬餘圓を増加してゐる。

購買事業 聯合會の購買事業は、昭和五年に於て稍々後退を示した外、近年上昇の傾向を示し、昭和六年度に於ては肥料配

産業組合聯合會總括概況

種目	年度	大正元	同 四	同 九	同 一四	昭和 三	同 四	同 五	同 六	同 七
調査聯合會		三六	三三	一五	一七	一七	一七	一七	一八	一八
所屬組合		一、四〇	三、六五	八、〇四	一三、〇七	一六、六九	一七、八八	一八、五七	一九、三三	一九、三三
出資總額		四、一〇	一、四四、七〇	四、五八、六〇	一七、五〇、〇〇	三、七七、八〇	三、七〇、一〇	三、七〇、一〇	三、七〇、一〇	三、七〇、一〇
拂込済出資		一、一〇	五、七、一六	二、四四、〇六	九、八八、九〇	一、五三、三三	一、五三、三三	一、五三、三三	一、五三、三三	一、五三、三三
積立金		三、〇〇	一、四三、五〇	七、五五、五五	一、九六、三三	三、一九、二六	三、一九、二六	三、一九、二六	三、一九、二六	三、一九、二六
借入金		三、四四、六六	一、三三、三三	七、三三、八七	一、五三、三三	四、一七、一七	四、一七、一七	四、一七、一七	四、一七、一七	四、一七、一七
信用事業		三、八、六〇	一、〇〇、三三	二、五〇、四七	九、六五、一四	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八
貯金		三、八、六〇	一、〇〇、三三	二、五〇、四七	九、六五、一四	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八
貸付金		三、八、六〇	一、〇〇、三三	二、五〇、四七	九、六五、一四	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八	一、三三、二八

給改善施設と相俟つて異常なる發展を示し、六年の五年に比し購買金額が約七百萬圓増加してゐるが、七年に於ては一千八百五十萬圓餘の急増を示し、四七、三五九、九二三圓に達した。

利用事業 他種事業に比し劣勢で、七年には六年に較べ所屬組合數二百餘を増加し二、二四四組合となり、五七、九四二圓の利用料を算してゐる。

損益 剰餘金は昭和四年の九六三、七〇八圓を境として漸減を示してゐるが、昭和六年の五七〇、〇九〇圓に比し、七年に於ては一、三四三、四五四圓となり前年の約二倍に達する驚異的增加を示してゐる。

大分保・大分縣販賣購買組合聯合會
 岐阜保・岐阜縣穀物販賣購買組合聯合會
 滋賀保・滋賀縣信用販賣購買組合聯合會
 岩手保・岩手縣購買販賣組合聯合會

聯合農業倉庫狀況累年比較

年次	種目		坪	容		力
	經營主體數	棟數		穀物	砂	
昭和二年	二	一六	一、三八七・四坪	九四、〇〇〇	一	
同三年	四	一七	一、六六九・四坪	一一三、九二〇	一	
同四年	五	二〇	二、三一六・九坪	一三七、二〇五	一	
同五年	六	二〇	二、三四〇・〇坪	一三六、四〇〇	一	
同六年	八	三七	三、六九八・〇坪	二八六、二四四	一	
同七年	一一	四一	四、四四五・九坪	三五九、四四二	一	
同八年	二〇	六八	八、一九五・四坪	六七四、九〇三	一	

第五、地方別現況

聯合會數 既述の如く昭和八年末に於ける聯合會數は一四五であるが、昭和七年度（八年六月迄に事業を終りたるも）調査聯合會一四八に就き見るに、各道府縣中愛知の九を最高とし、岐阜、岡山の八、群馬、長野、愛媛の七之に次ぎ、聯合會を有せざる府縣を見ないのである。尤も聯合會の區域並に事業は大小一様でないから、單に數の多少のみによつて當該道府縣の實

勢を測ることは出来ない。

所屬組合數 長野の八八九を最高とし、愛知の八五一、福岡の七六二、兵庫の七五〇、新潟の七二七、岡山の七二二で、之に次ぎ六百組合以上を持つものに静岡、群馬、五百組合以上のものに、北海道、岩手、埼玉、岐阜等があるが、全国的にその所屬組合數を昨年に比し増加を示してゐる。

拂込濟出資 長野の二七九萬圓を最高に、愛知の一三三萬圓、東京の九七萬圓、北海道の九二萬圓之に次ぎ、八十萬圓臺には

新潟、兵庫、福岡がある。
 借入金 長野の四二八萬圓を筆頭に、群馬の三七四萬、北海道の三〇五萬之に次ぎ、二百萬以上の府縣として、東京、岐阜、大阪、和歌山、岡山、福岡等がある。最低は長崎の四萬圓、新潟の十八萬圓、沖繩、福井の一九萬圓である。

運轉資金（拂込濟出資、積立金、借入金、貯金の合計）を見るに、福岡の一五、三六〇萬圓を筆頭に長野の一三、八七七萬圓、愛知の一、〇二八萬圓、兵庫の一〇、六八三萬圓、山口の一〇、四三三萬圓これに次ぎ、滋賀の九、四六七萬圓、岐阜の九、二〇三萬圓、東京、京都、大阪、岡山等が八百萬圓臺を占めてゐる。

信用事業 全國概して平均的に發達を見、貯金に於ては福岡昨年と同様最高を占め、一二、二〇八萬圓に上り、山口の八九七萬圓、愛知の八〇八萬圓、静岡、滋賀、兵庫が七百萬圓以上に上つてゐる。
 貸付金を見るに、東京の一、四七四萬圓、長野の一、四三八萬圓が断然多く、新潟の九七六萬圓、富山の八二四萬圓之に次いで

である。

販賣事業 長野、群馬の七百萬圓を最高とするが、養蠶、製絲の盛んなる結果である。北海道の六百萬圓、之に次ぎ、秋田、岐阜、兵庫、福岡が夫々四百萬圓を突破してゐる。

購買事業 北海道の五百萬圓を最高とし、長野、静岡、愛知、福岡各々二百萬圓以上に於て之に次ぎ、百萬圓以上の府縣が一五ある。

利用事業 を行ふ縣は僅かに十一にして利用料も徳島の三萬一千圓を最高に、新潟の七千圓、高知の四千圓、静岡の三千圓等であり、利用事業は微々たるものに過ぎない。

損益 損失を示す聯合會三十一に達し、區域別種類別に見るに、郡單位の購販聯合會が十九で六一%を占め、縣及郡區域の生絲、繭の販賣が六である。不況による農産物價格の下落は、特種農産物の販賣や弱小聯合會に損失を齎らしたと見られる。かくて損失を表はす縣は七に上り、剩餘金を有する府縣中、北海道の一七萬圓を最高とし昨年度に比し低下してゐる。次に道府縣産業組合聯合會の現況を載せることとする。

道府縣産業組合聯合會現況 (昭和七年度)

道府縣聯合會數	組合數	出資總額	拂込濟	諸積立金	借入金	貯金	貸付金	販賣額	賣却額	利用料	剩餘金
北海道	二	五、〇一〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、七五五、五〇〇	三、〇〇六、〇〇〇	三、〇三三、〇〇〇	三、〇六六、〇〇〇	六、二二三、七〇〇	五、三三六、〇〇〇	一	一七九、一七〇

第三節 産業組合中央會

一、中央會の沿革

我國産業組合は明治三十三年三月六日發布の産業組合法によつて始めて法的存在となつたのであるが、當時は自治力極めて貧弱にして、専ら官廳、帝國農會の前身たる全國農事會等の啓發、指導によつて普及を圖られてゐたのである。然るに當時の農村事情に於ては組合設立の登記手續の煩鎖等が禍して、充分に目的を果し得なかつたので、外國の事例に倣ひ平田東助氏、酒匂常明氏、加納久宣氏等の唱導によつて、指導聯絡普及の爲中央關關として明治三十八年二月二十二日大日本産業組合中央會が生れた。

初代会頭には平田東助氏を推し、加納久宣、小松原英太郎兩氏を副會頭として、以來組合運動の自力的發展に努力したのであるが、事業として特記すべきは、雑誌「産業組合」の發行、關係官廳への建議、産業組合中央會支會の設立、全國産業組合協議會の開催、中央及び地方に於ける講習會の開催、組合の設立經營、其の他實地指導又は優良組合の表彰等で産業組合の普及發達の爲活動した。

産業組合中央會が名稱を變じ、法定せられたのは明治四十二

年四月八日産業組合改正法中に産業組合中央會に關する規定が加へられてからである。かくして組織を變更する爲諸般の手續を了へて十二月十三日農商務省會議室に於て産業組合中央會創立總會を開き、會頭に平田男爵、副會頭に加納子爵及び小松原の兩氏を決定して十二月十八日設立許可を申請、翌四十三年一月七日許可の指令を受け、此處に現在の産業組合法による社團法人産業組合中央會が誕生したのである。

二、中央會の構成

中央會を構成する會員は正會員及び贊助會員の二種である。

正會員は産業組合及び産業組合聯合會であり、贊助會員は本會の趣旨を賛成して入會したるものである。其の會費は正會員たる聯合會は三十圓、組合は十圓、贊助會員は二圓四十錢である。最近に於ける其の會員數は左の如くである。

年	正會員數	贊助會員數	計
昭和二年	一一、四九二	一、〇三五	一二、五二七
同 三年	一一、六九一	九三一	一二、六二二
同 四年	一一、七一	七九九	一二、五一〇
同 五年	一一、七三八	八四三	一二、五八一

十、組合及聯合會に關する書籍を發行すること。
十一、前各號の外本會の目的を述べるに必要なる事項。

第二部

一、肥料其の他理事に於て定めたる物を購買して之を會員たる組合又は聯合會に賣却すること。
二、生産品陳列所其の他理事に於て定めたる物を備へ之を會員たる組合又は聯合會に使用せしむること。
本會は官廳又は公共團體等より事業の囑託を受けたるときは理事に於て之を處理す。但し次期の總會に報告すべし。
以上の如くであるが第二部に屬する事業は大正九年より十二年にかけて購買組合に對して肥料及二、三の物資を仲介斡旋したのみで、今や全國的な事業機關の整備したる爲、事業は専ら第一部の項目に限られてゐる。

現在行つて居る事業は教育事業、調査事業、監査事業、大會、協議會其の他に分類される。

一、教育事業

産業組合の主旨の徹底と經營知識の普及を圖る事を内容とするもので、これは産業組合運動の發展に必須のものとして、中央會事業の最も重要なものである。

1、産業組合學校

大正十五年中央會附屬として産業組合學校を設立、同年四月第一回生徒三十名を入學せしめ授業を開始したのである。學校

同 六年	一一、六六七	六〇二	一二、二六九
同 七年	一一、六二〇	六一〇	一二、二三〇
同 八年	一一、六四九	五三三	一二、一八二

三、中央會の經費

昭和八年度に於ける總收入は四〇〇、八九六圓三六錢で總支出は三六七、五九三圓である。

四、中央會の事業

産業組合中央會の目的は産業組合の普及發達、指導聯絡を圖るにあり、此の爲の事業は次の如くである。(中央會定款第四十五條の規定)

第一部

- 一、産業組合及産業組合聯合會の設立を奨励斡旋すること。
- 二、組合及聯合會に關し指導をなすこと。
- 三、組合及聯合會に關し監査を行ふこと。
- 四、組合及聯合會に關し表彰を行ふこと。
- 五、組合及聯合會相互の聯絡を圖り事業執行上の便宜を與ふること。
- 六、組合及聯合會に關する講習講話等を行ふこと。
- 七、組合及聯合會に關する調査を行ふこと。
- 八、會員の質問に應ずること。
- 九、會報を發行すること。

は中學程度の各種學校を卒業したる青年に一ヶ年の修業年限にて産業組合教育を授け、もつて地方産業組合界の中心人物を養成するを目的とする。昭和九年三月三十日第八回の卒業生を出し、當初より現在に至るまでに二百二十九名に達してゐる。

2、講習會

(イ) 産業組合長期講習會

本講習の目的は産業組合の指導員、理事者を養成するを目的とし大正元年より以來、關東大震災の大正十二年を除く外毎年開催されてゐる。

講習員の資格は年齢二十歳以上で中等學校卒業程度以上の學力を有し、更なるべく地方開催の産業組合講習を受けた指導員、理事者又は將來其の任に當らうとするものであつて、中央會道府縣支會の會長或は地方長官の推薦を要する。

講習科目は産業組合概論、産業組合史、産業組合關係法規、産業組合經營、簿記、監査、一般經濟に關するもの等で、年々多少の變更はある。講習會では此等の授業の外、視察旅行をなしたり、或ひは、講習生の自主的な研究會ニユース發行等の教育、懇親事業が行はれる。講習員の定員は五十名で昭和八年迄の終了者は一、七五七名である。最近では希望者多く、昭和八年の如き、終了者は六十五名に達して居る。

(ロ) 産業組合實務講習會

本講習は産業組合の實務的教育を授ける目的で大正十三年よ

り開始されてゐる。講習生の資格は年齢滿十八歳以上で産業組合の實務に従事してゐる者で一ヶ月間の講習を受くるのである。定員は五十名、講習科目は産業組合の概論、經營、簿記、設立解散等である。大正十三年第一回終了者以來昭和八年に至るまでに八回、六〇六名を出してゐる。

(ハ) 産業組合婦人講習會

婦人に對して、消費經濟に關する智識の發達を圖り、以て購買組合の普及を期する目的で昭和七年より開始された。毎年一回又は二回、各地で、三日乃至五日間の短期講習をなすもので昭和八年には夏期静岡、長崎で夫々三日間宛開催され修了者、一七六名、七七名を出した。

(ニ) 其の他の講習會

以上の講習會は毎年連続的に開催するものであるが、此の外各種の講習會を毎年臨時に開催する。現在迄に開催した講習會の種類は産業組合簿記講習會、師範學校教員産業組合講習會、産業組合理論講習會、産業組合製絲講習會、鶏卵販賣組合講習會、農業倉庫講習會、購買組合講習會、肥料配給改善講習會、産業組合擴充講習會、蔬菜果實販賣組合講習會等であるが、昭和八年度に於ける臨時の講習會は消費組合講習會、産業組合中央機關職員講習會、産業組合中央機關婦人職員講習會である。農業倉庫講習會は大正九年より毎年各地に開催し三十二ヶ所に及び、昭和八年に於ては長野市、大分市、福井市、奈良市、横

濱市で各十日間授講し、二百十七名の終了者を出した。産業組合擴充講習會は五ヶ年計畫達成の爲中心人物を養成する爲である。尙昭和二年より教育者産業組合講習會を開始し、主として小學校教員に産業組合の智識を注入し、以て小學校教育に組合的主旨を織込まんとするもので、重點を置いて奨励してゐる。又昭和五年より産業組合青年講習會を主催で開催せしめ、中央會から講師を派遣する。最近は産業組合青年聯盟の發達により、之が開催を主催或ひは援助するに至つた。之の講習は科目は中央會作成の要項により、時期は大體夏期休業中で期間は三日乃至五日を普通とする。

(ホ) 講演會

地方に於て産業組合理事者又は組合員を集めて諸般の講話を行ふ事は産業組合教育の極めて實際的な方法であつて中央會創始以來實行し來つた所であるが、地方、道府縣支會の發達するに従つて此の種の事業は支會によつて行はれ、中央會は唯地方の産業組合大會、産業組合協議會等の開催に當り職員を派遣して講演させるに止める。

3、其の他の教育事業

(イ) 雑誌の發行 「産業組合」は明治三十八年十二月創刊せられ以來毎月一回發行せられる機關誌であり、理論雜誌である。今日では月約一萬五千部を發行する。

「家の光」は昭和九年十一月號月發行部數七十七萬、五ヶ年計

畫により百萬部發行は成功する豫定のもので、専ら家庭的に平易な記事を編輯する月刊雑誌である。大正十四年五月創刊され、以來長足の進歩をなして、現在では中央會職員の数以上を占める家の光部で一切の仕事が行はれる。

(ロ) 「宣傳パンフレット、リーフレットの發行」 産業組合教育を普及する目的、亦産業組合界の時事重大問題の解説等の爲に發行され、現在パンフレット廿二冊、リーフレット三冊を出してゐる。

(ハ) 「活動寫眞」 教育、宣傳の目的で昭和七年「第二十八回産業組合大會實況」かくて田園は輝く」を作製したのを始めとして、外國品の輸入、又作製し、支會にフィルムを配布或ひは貸付をなしてゐる。

二、調査事業

昭和八年度に於ける調査事業は左の如くである。

- 一、産業組合擴充五ヶ年計畫に關する調査
- 二、反産業組合運動に關する調査
- 三、醫療利用組合經營事例並醫療利用組合の一般狀況に關する調査
- 四、市街地信用組合に關する調査
- 五、漁村産業組合に關する調査
- 六、市街地購買組合に關する調査
- 七、四種兼營産業組合調査
- 八、商業組合に關する調査

- 九、蔬菜果實販賣組合に関する調査
 - 十、産業組合概況
 - 十一、産業組合の社会的経済的地位に関する調査
 - 十二、海外産業組合運動に関する調査
 - 十三、経済更生運動と産業組合の活動に関する調査
 - 十四、肥料金融に関する調査
 - 十五、産業組合文献調査
 - 十六、蜜柑に関する調査
 - 十七、外国産業組合の法制に関する調査
 - 十八、伊太利農事産業組合に関する調査
 - 十九、鶏卵に関する調査
 - 二十、木炭に関する調査
- 調査資料の印刷
- 一、第五十二輯 産業組合宣傳事業に関する調査
 - 二、第五十三輯 醫療利用組合經營事例
 - 三、第五十四輯 第二次四種兼經産業組合に関する調査
 - 四、第五十五輯 蔬菜果實販賣組合經營事例
- 宣傳書書の印刷
- 一、第二十二輯 農村産業組合と青年
 - 二、第二十三輯 漁村問題と産業組合
- リーフレット
- 一、第三輯 産業組合の必要な所以
 - 二、産業組合年鑑(昭和九年度用)

- 三、産業組合ニユリス(自第四十三號至第六十六號)
 - 四、其の他の印刷物
 - 五、第二十九次産業組合概況
 - 六、第二十一回特別表彰組合事績
 - 七、海外産業組合事情(第三輯)
 - 八、第一回商業組合に関する調査
 - 九、第二回漁村産業組合に関する調査
 - 十、第五次市街地信用組合に関する調査
 - 十一、第五回市街地購買組合調査
 - 十二、全国消費組合協議會決議録
 - 十三、反産業組合運動に関する調査(改訂再版)
 - 十四、産業組合擴充五ヶ年計畫第一年度上半年概況報告
 - 十五、肥料配給改善講習會要録
 - 十六、産業組合の肥料金融に関する調査
 - 十七、醫療組合の手ほどき
- 三、監査事業
- 本會々員たる産業組合及産業組合聯合會の健全なる發達を圖るため監査を行ふ。監査を行ふ場合は正會員から申込のあつた場合、表彰候補の組合又は聯合會對し必要と認められた時、官廳又は中央金庫、日本勸業銀行等より依頼のあつた時、其の他本會の必要と認められた時之を行ふ。監査事項は、(一)資産、負債、損益及び剩餘金處分に関する事項、(二)諸帳簿の組織、記入、計算に関する事項、(三)法令、定款其他諸規程の實施に関する

事項である。本年度に於ては一道三府三十七縣、一聯合會、二百十四組合に對し執行した。

四、大會、協議會

1、全國産業組合大會

明治三十八年第一回の大會を催して以來毎年各地で開催され昭和九年で三十回に及んでゐる。

大會では重要問題が討議される外、産業組合表彰式、講演組合實驗談が試みられ、産業組合資料展覽會、産業組合生産品即賣會が行はれる。尙大會に前後して支會役員協議會、各種聯合會の協議會、産業組合青年聯盟全國聯合の總會等各種の重要會議が開かれる。

大會に提出される問題は中央會並に會員の提出により、問題は、大會出席者に報告された後審議員會で協議される。審議員會は各支會役員中より一名、正會員二百名以下の道府縣より二名、二百一以上三百以下の所より三名、三百一以上の所より四名の審議委員を出し、構成せられる。

昭和九年第三十回産業組合大會は鳥取市に於て四月二十五日二十六日の二日間開催され、中央會提出問題「産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度計畫實行方針決定ノ件」並出席者提出問題四十九につき慎重に審議された。

2、協議會

各事業の發展に資する爲各種の事業別に開催される。昭和八

年度末に至る迄開催せられた協議會を次に掲げる。

- イ、第四十二回支會役員及主事協議會
- ロ、第十一回全國市街地信用組合協議會
- ハ、道府縣區域信用組合聯合會協議會
- ニ、第六回道府縣區域購買販賣組合聯合會協議會
- ホ、第十回産業組合協議會
- ヘ、全國農業倉庫協議會
- ト、全國漁村産業組合協議會
- チ、全國醫療利用組合協議會
- リ、全國消費組合協議會
- ス、穀貯蔵協議會
- ル、鶏卵販賣協議會
- ヲ、各支會産業組合普及主事協議會
- ワ、東京消費組合金融ニ關スル懇談會
- カ、醫療利用組合ニ關スル懇談會

以上の内(イ)より(リ)に至る會は毎年開催せられるもので他は必要に應じ開かれたものである。

五、其の他

1、國際關係

我國の世界に於ける地理的關係より國際産業組合運動との密接な聯絡をなし得ぬ状態にあるが、之の聯絡は産業組合の本質より要求せらるゝ事であつて、中央會が國際産業組合聯盟に加

盟して居る事は勿論、最近に於ては歐洲各國の中央機關との交渉は益々濃厚となり、各國と圖書雜誌、報告書、其の他の印刷物を交換してゐる。

特記すべきは、昭和九年九月四日より七日に亘り英國ロンドンで開催せられた第十四回國際産業組合大會に本邦産業組合代表、中央會主事辻誠氏、産業組合中央金庫より主事佐治正一氏を送つた事である。兩氏は五月卅一日鹿島立ち、途中米國、歐洲諸國の産業組合界を訪れ國際的交誼に一段と寄與せられた。

2、聯合運動の促進

單位産業組合の普及と共に地方的、全國的聯合機關の整備が要求せられ、中央會では大正十二年産業組合中央金庫、全國購買組合聯合會の設立、昭和二年の大日本生絲販賣組合聯合會の設立、昭和六年全國米穀販賣購買組合聯合會を設立、昭和九年には大日本柑橘販賣組合聯合會の設立等、全國的事業機關の設立に努力する外、全國醫療組合協會、全國道府縣區域信用組合聯合會協會、全國消費組合協會の如き聯絡研究目的の組織、全國農村産業組合協會等の設置を促進し、系統組織の完成と共に之の運用を充分ならしめん事を期してゐる。

3、産業組合中央機關連絡

(イ) 中央機關連絡委員會

産業組合の全國的中央機關の連絡協調を圖り、以て運動の統

制ある進展に資する爲昭和八年一月組織せられ、以來毎月一日例會を開く外必要に應じ臨時に開催し、關係問題を處理して居る。

(ロ) 中央機關調査主任者會議

中央會の外各機關共に調査活動をなしてゐるが、此の間の聯絡を保ち、以て、調査能率を高め、一つには機關の連絡を圖る爲昭和八年主任者會議が組織せられ、以來毎月例會を開催してゐる。

一、會員數、支會數年比較

年 度	正 會 員	賛 助 會 員	計	支 會
明治四二	二、八六八	二、三八七	五、二五五	一〇
大 正 三	六、二八二	二、五二〇	八、八〇〇	四四
同 四	九、〇九九	二、二八一	一一、三八〇	四七
同 五	一一、二二五	一、四四五	一二、六七〇	四七
昭 和 元	一一、五九一	一、四四二	一三、〇三三	四七
同 二	一一、四九二	一、〇三五	一二、五二七	四七
同 三	一一、六九一	九三一	一二、六二二	四七
同 四	一一、七一一	七九九	一二、五一〇	四七
同 五	一一、七三八	八四三	一二、五八一	四七
同 六	一一、六八三	六〇一	一二、二八五	四七
同 七	一一、六二〇	六一〇	一二、二三〇	四七
同 八	一一、六四九	五三三	一二、一八二	四七

二、事業概況累年比較

種 目	年 次	明治四二	大 正 三	同 八	同 一 二	同 一 四	昭 和 三	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八
普 通 講 習	開 催 府 縣 數	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長 期 講 習	開 催 府 縣 數	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
修 了 者	數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
開 催 府 縣	數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 一 府 縣 平 均 回 數	數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
講 話	開 催 府 縣 數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 一 府 縣 平 均 回 數	數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
監 査	開 催 府 縣 數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日 組 合	數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

三、收支累年比較

種 目	年 次	明治四二	大 正 三	同 八	同 一 二	同 一 四	昭 和 元	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八
入 收	會 費	三、四六八	一三、六三三	二二、九一九	四一、八八九	七三、五七六	七三、四四四	六八、四九九	一一、三三六	二二、三六六	二二、三六六	二二、三六六
事 業 收 入	七、四四	四、九四	六、五八	三、七九	三、七九	九、三九	一三、六〇五	九、四四五	一七、一〇	一七、一〇	一七、一〇	一七、一〇
交 付 金	一、七四	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
其 他 計	六、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
入 收 計	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六
出 費	會 費	三、四六八	一三、六三三	二二、九一九	四一、八八九	七三、五七六	七三、四四四	六八、四九九	一一、三三六	二二、三六六	二二、三六六	二二、三六六
事 業 費	七、四四	四、九四	六、五八	三、七九	三、七九	九、三九	一三、六〇五	九、四四五	一七、一〇	一七、一〇	一七、一〇	一七、一〇
交 付 金	一、七四	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
其 他 計	六、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
出 費 計	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六

支會名	負擔金	中央會 交付金	道府縣 補助金	其他 收入	繰越金	計	事務所 費	會議費	事業費	補助費	積立金	中央 會費	其他	計
千葉	七,七〇七	二,〇六〇	五,九二〇	二,三六六	一,八六六	四,〇一〇	四,〇一〇	一,一〇〇	一,一〇〇	—	—	—	—	一八,六六六
東京	八,〇〇〇	三,一三六	六,一〇〇	九,五〇〇	一,〇〇〇	三,一三六	三,一三六	—	—	—	—	—	—	一六,二七二
神奈川	五,三二二	三,三〇〇	二,八〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一八,六一一
新潟	七,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一六,五〇〇
富山	八,五九九	四,四四一	一,四四一	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一五,〇四〇
石川	五,八〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一五,〇〇〇
福井	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一四,七三三
山梨	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一四,七三三
長野	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一四,七三三
岐阜	八,三三三	三,三三三	一,三三三	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一四,七三三
静岡	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	—	—	—	—	—	—	一四,七三三
愛知	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	一,一四七	—	—	—	—	—	—	一四,七三三
三重	七,九九〇	三,九九〇	一,九九〇	一,九九〇	一,九九〇	一,九九〇	一,九九〇	—	—	—	—	—	—	一四,〇〇〇
滋賀	四,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇
京都	四,九九六	一,九九六	一,九九六	一,九九六	一,九九六	一,九九六	一,九九六	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇
大阪	二,五五六	一,〇一〇	一,〇一〇	一,〇一〇	一,〇一〇	一,〇一〇	一,〇一〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇
兵庫	一,六〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇
奈良	一,四七〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇
和歌山	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇
鳥取	一,一〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇

支會名	種類	収入					支出							
		負擔金	中央會 交付金	道府縣 補助金	其他 收入	繰越金	事務所 費	會議費	事業費	補助費	積立金			
北海道	支會名	一五,一七五	四,九四〇	七,〇〇〇	三,〇〇〇	五,五五〇	三,一〇〇	三,〇〇〇	三,五七五	—	—	四,〇〇〇	一,〇〇〇	一五,一七五
青森	支會名	九,〇〇〇	一,八六六	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	二,三六四	三,〇〇〇	九,二〇〇	九〇〇	—	—	—	一五,九六六
岩手	支會名	七,一三六	三,三三六	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	九八〇	七〇〇	一〇,一〇〇	—	—	—	—	一五,〇〇〇
宮城	支會名	六,七〇六	三,七〇〇	二,三〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,一〇〇	三,〇〇〇	一三,四〇〇	三九〇	—	—	—	一五,〇〇〇
秋田	支會名	四,四二二	三,六六六	一,三三三	一,三三三	一,〇〇〇	二,三〇〇	三,五〇〇	七,一〇〇	三〇〇	—	—	—	一〇,四二二
山形	支會名	五,〇〇〇	二,四三三	一,三三三	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,三〇〇	三,〇〇〇	八,七〇〇	—	—	—	—	一〇,〇〇〇
福島	支會名	三,六六六	六,一七七	八〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,六九九	四,五〇〇	六,七三三	—	—	—	—	一四,一〇〇
茨城	支會名	八,三三三	三,三三三	一〇,〇〇〇	四,六六六	一,〇〇〇	三,一〇〇	四,五〇〇	三,〇〇〇	—	—	—	—	一四,一〇〇
栃木	支會名	五,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	七,〇〇〇	—	—	—	—	一四,〇〇〇
群馬	支會名	八,七二二	二,三〇〇	一,〇〇〇	三,六二二	一,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	一三,一〇〇	—	—	—	—	一四,〇〇〇
埼玉	支會名	一〇,七二二	三,七二二	一,七二二	一,〇〇〇	一,七二二	三,〇〇〇	七,〇〇〇	一六,〇〇〇	—	—	—	—	一七,六六六

四、各支會昭和九年度經費豫算表

支會名	支出		收入	
	事務所 費	事業費	負擔金	中央會 交付金
北海道	三,三三三	三,六六六	一五,一七五	四,九四〇
青森	二,三六四	一,五〇〇	九,〇〇〇	一,八六六
岩手	一,五〇〇	一,〇〇〇	七,一三六	三,三三六
宮城	一,一〇〇	三,〇〇〇	六,七〇六	三,七〇〇
秋田	二,三〇〇	三,五〇〇	四,四二二	三,六六六
山形	一,三〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	二,四三三
福島	一,六九九	四,五〇〇	三,六六六	六,一七七
茨城	三,一〇〇	四,五〇〇	八,三三三	三,三三三
栃木	二,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	一,〇〇〇
群馬	二,三〇〇	四,〇〇〇	八,七二二	二,三〇〇
埼玉	三,〇〇〇	七,〇〇〇	一〇,七二二	三,七二二

し、十二月二十日創立總會を開き、同十三年三月諸般の準備を完了し、日本橋に事務所を置き業務を開始するに至つた。
 斯くして業務開始以來産業組合の普及發達と系統機關の利用促進と相俟つて金庫業務は逐年増大し、殊に最近地方中小銀行の業務不振と特別資金の放出等に依つて一大躍進を示してゐる。
 今設立當初より三ヶ年目毎の貸出、預り金業務に付て見れば次の通りである。

事業年度	貸出金	預り金
大正十四年三月末日現在	三、五七七(一〇〇・〇)千餘円	六四八(一〇〇・〇)千餘円
昭和三年三月末日現在	四一、六七〇(一、一六四・九)	二一、三〇五(三、二八七・八)
昭和六年三月末日現在	八一、〇二九(二、二六五・二)	四三、三八三(六、六九四・九)
昭和九年三月末日現在	一五四、〇七六(四、三〇七・四)	一〇六、八六四(一六、四九一・三)

右に依れば大正十四年三月末と昭和九年三月末との比較にありては約四十三倍の増となつてゐる。

大正十四年三月末日現在 六四八(一〇〇・〇)千餘円
 昭和三年三月末日現在 二一、三〇五(三、二八七・八)
 昭和六年三月末日現在 八一、〇二九(二、二六五・二)
 昭和九年三月末日現在 一〇六、八六四(一六、四九一・三)

右に依れば大正十四年三月末と昭和九年三月末との比較にありては實に約百六十四倍の著増を示してゐる。
 而してこの間二回に亘りて中央金庫法の一部改正が行はれたその第一回改正は昭和六年五月二十三日法律第六十三號を以て公布せられたもので、その改正の要旨は、中央金庫の業務中に産業組合界の年來の要望であつた年賦償還の長期貸付を認むる外、有價證券の保護預り及委託賣買を加へしものであり、第二回の改正は昭和七年九月七日法律第三十一號を以て公布せられその大要は一、聯合會の有すべき出資口数を千口迄、組合の有すべき出資口数を五百口迄増加したこと、二、産業組合法改正に依る從屬的改正、三、營業税を營業收益税と改めたこと、四、餘裕金運用の範圍を擴大し、主務大臣の認可したる有價證券の買入を認めたること、五、事業年度を六ヶ月に短縮したること等である。

更に昭和七年九月七日公布せられた産業組合中央金庫特別融通及損失補償法に基く業務は組合金融界の凍結せる資金を解疏し、その圓滑を圖り、組合の活動を促進し、中小産者の經濟更生を圖る匡救對策にして、中央金庫を通じ預金部資金(一億圓以内)を所屬信用組合聯合會又は所屬信用組合に融通し、若し該資金回收不能のため金庫が損失を蒙つた場合は三千萬圓以内に限り、政府がその損失を補償すると謂ふのであるが、本法による貸付は昭和十年九月迄行はるのである。

二、累年事業概況

事業年度	出資者		出資口數		拂込済出資金	
	政府聯合會	組合計	政府聯合會	組合計	政府聯合會	組合計
大正十二年度 (大正十三年三月末日)	一六三	二、七〇〇	一、九七九	一、九七九	一七九、一八〇	二、八〇〇、〇〇〇
大正十三年度 (大正十四年三月末日)	一六九	二、七〇六	九、三三三	一四、七〇七	三九、九三三	四、〇〇〇、〇〇〇
大正十四年度 (大正十五年三月末日)	一六六	二、七二〇	九、六〇三	一四、七三九	三七、三九九	四、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年度 (昭和二年三月末日)	一四九	二、三九六	一〇、〇〇一	一四、六九九	三〇、八八五	三、七三三、三三三
昭和二年度 (昭和三年三月末日)	一四七	二、三六六	一〇、四〇四	一四、六五六	三〇、〇九三	三、八二四、八二四
昭和三年度 (昭和四年三月末日)	一四七	二、三四三	一〇、四〇四	一四、六五六	三〇、〇九三	三、八二四、八二四
昭和四年度 (昭和五年三月末日)	一四八	二、三三九	一〇、七六九	一四、三三一	三〇、〇九三	三、八二四、八二四
昭和五年度 (昭和六年三月末日)	一三九	二、三三三	一一、〇〇七	一四、三三一	二八、七三三	三、八二四、八二四
昭和六年度 (昭和七年三月末日)	一四三	二、三三六	一一、〇〇八	一四、三三一	二八、七三三	三、八二四、八二四
昭和七年度 (昭和八年三月末日)	一四〇	二、三三三	一一、〇〇八	一四、三三一	二八、七三三	三、八二四、八二四
昭和八年前半期 (昭和八年九月末日)	一三六	二、三三三	一一、〇〇八	一四、三三一	二八、七三三	三、八二四、八二四
昭和八年後半期 (昭和九年三月末日)	一三六	二、三三三	一一、〇〇八	一四、三三一	二八、七三三	三、八二四、八二四

事業年度	準備金及諸積立金	産業債券高及借入金	預り金	貸出金	有價証券	預け金	現金	剰餘金
大正十二年度 (大正十三年三月末日)	六、〇〇〇	—	六、〇〇〇	—	—	六、〇〇〇	—	六、〇〇〇
大正十三年度 (大正十四年三月末日)	六、八七〇	六、〇〇〇	六、八七〇	—	—	六、八七〇	—	六、八七〇
大正十四年度 (大正十五年三月末日)	八、七〇〇	二、九〇〇,〇〇〇	一、〇〇一,〇〇〇	九、〇〇〇,〇〇〇	五、三三三,〇〇〇	八、三三三,〇〇〇	九、〇〇〇,〇〇〇	六、四、七〇〇
昭和元年度 (昭和二年三月末日)	八、七〇〇	二、九〇〇,〇〇〇	七、六三三,〇〇〇	一三、三三三,〇〇〇	五、三三三,〇〇〇	一五、〇〇七,〇〇〇	九、七二八	六、四、三三三
昭和二年度 (昭和三年三月末日)	一、七七一,〇〇〇	一、六、〇〇〇,〇〇〇	二、〇〇五,〇〇〇	四、一、〇〇〇,〇〇〇	六、六四四,〇〇〇	一四、八三三,〇〇〇	四、五、六四四	一、〇、九、〇三三
昭和三年度 (昭和四年三月末日)	一、八七一,〇〇〇	一、八、七〇〇,〇〇〇	三、八、三三三,〇〇〇	三、八、三三三,〇〇〇	一、四、六四四,〇〇〇	一、七、五五〇,〇〇〇	一、五、九二二	八、四、五、〇〇〇
昭和四年度 (昭和五年三月末日)	一、九二一,〇〇〇	二、四、二二〇,〇〇〇	四、一〇一,〇〇〇	四、九、五八、六三三	一、四〇一、八四三	三、一、五七、五〇〇	一、二、九、六五	九、六、一、九二七
昭和五年度 (昭和六年三月末日)	二、一四一,〇〇〇	四、一、二〇〇,〇〇〇	四、三、六三三,〇〇〇	八、二、〇三九,七三六	一、三、一八三,九五一	三、三、四九、八八七	一、元、九、六六	一、一〇、四、九六四
昭和六年度 (昭和七年三月末日)	二、三三一,〇〇〇	四、九、二六九,〇〇〇	四、三、〇五、四九九	九、六、三三三,九九九	二、一、八三三,九九九	一、六、九、八、九八六	一、五、七、七、七	一、三三、五、二六
昭和七年度 (昭和八年三月末日)	二、六三三,〇〇〇	七、三、三三、五七七	八、〇、〇〇三、六六四	一三、〇、九、六、二八	一、八、四、九三、六九九	四、〇、一、四、五、五〇七	二、〇、一、三、三、三	八、九、五、五、〇八
昭和八年度前半年期 (昭和八年九月末日)	二、八三一,〇〇〇	六、三、九七、一五〇	一、一、一〇三、〇五一	一四、九、九、二、八二五	四、八、八、七、八四	四、三、九、七、〇〇〇	二、五、五、二、六	六、六、八、四、五
昭和八年度後半期 (昭和九年三月末日)	二、九六六,〇〇〇	一〇〇、一、五、七、七、三三	一〇六、八、六、六、六一	一、四、〇、七、〇、九三三	五、七、二、五、六、〇四	三、〇、五、六、七、九八	八、〇、〇、〇、三三	八、三、一、四、五、五

備考
 (一) 単位圓 圓以下切捨
 (二) 剰餘金、前年度繰越金ヲ含ム

三、昭和八年度に於ける事業概況

一、一般概況

昭和八年度(自昭和八年四月一日至昭和九年三月末日)に於ける我國經濟界の大勢は内外經濟、財政、外交等の不味材料の重壓によつて落調を辿つて居つた物價が、爲替インフレーション

七、五一〇圓にして、年度末拂込済出資額は三〇、六八六、〇七〇圓である。

三、貸出の狀況

昭和八年度貸出狀況を示せば、本年度内貸出高三四五、五九二千餘圓、本年度内償還高三二二、四七八千餘圓、本年度末残高一五四、〇七六千餘圓にして之を昭和七年度に比較すれば、貸出高五三、一五五千餘圓(一割八分)、償還高六四、六七一千餘圓(二割五分)、残高二三、一一四千餘圓(一割七分)の著増を示してゐる。

次に普通、特別並特別融通資金別貸出狀況を見るに次の通りである。

(1) 普通資金

年度内貸出高	二、三、九、七、二、二、千餘圓	年度末残高	二、四、六、三、一、千餘圓
之を昭和七年度に比較すれば	年度内貸出高は	三、七、四、七、八、千餘圓	即ち一割三分増
年度末残高は	三、六、九、五、千餘圓	即ち一割三分の減少を示してゐる。	更に昭和八年度に於ける主要用途別貸出狀況を見るに次の通りである。

肥料資金	二八、一二九千餘圓
總資金	三一、三、一四
信用事業資金	三八、二、三三
販賣事業資金	五七、一、七一
米穀資金	六二、七、七八

ンによる國際商品の奔騰を首位とし、日支兩國間の停戦協定の成立、滿洲問題に絡る國際情勢の緩和等の好調を移して反騰すると共に、時局匡救及軍備充實に關する諸般の施設着々實行せられた爲事業界は稍活況を呈したるも、藪價不振による農村購買力の依然たる沈滞を根源とする購買力の全般的萎縮により、物價の騰勢思はしからず、企業界の活氣未だ普遍的ならず、資金の需要も専ら舊債低利借換に止り、新規需要を喚起するに至らず、市場資金は潤澤にして、緩慢愈加はり金融機關受難時代を出現した。

然して昭和八年度に於ける金庫業務の特徴としては、一般金融界に於けると同様預り金の著増を齎らすと共に大豊作に基因する米穀資金の融通巨額に上りたるため全業務を通じて著しく繁忙を極むるに至つた。

尙地方銀行利率の低下趨勢に鑑み、當金庫に於ても夫々利下を斷行し資金の圓滑なる疏通を企圖する所あつた。

二、出資の狀況

(1) 出資者の異動

昭和八年度中に於ける出資者の移動は、持分譲受加入四二八持分譲渡脱退二九七、差引一三一を増加して年度末出資者總數は、政府の外、聯合會一三六、組合一一、六〇七である。

(2) 出資の拂込

昭和八年度内に於ける拂込は配當より振替充當せるもの三六

(2)、特別資金貸出
 年度内貸出高九〇、六八三千餘圓、年度末殘高九、四六五千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば年度内貸出高は一七、五四五千餘圓即ち二割四分、年度末殘高は一三、八八〇千餘圓即ち一割六分の増加を示してゐる。更に昭和八年度に於ける主要用途別貸出状況を見るに次の通りである。

昭八養蠶應急資金	二二、〇〇〇千餘圓
昭七第二次肥料資金	九、五五三
昭七養蠶應急資金	六、九八一
昭八穀貯蔵	六、六二八
昭八米穀應急資金	五、三六四
昭八肥料資金	一一、八七〇

(3)、特別融通資金貸出

年度内貸出高一五、一八六千餘圓、年度内償還高二、二五七千餘圓、年度末殘高二九、九七九千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば年度内貸出高は一、八六七千餘圓即ち一割一分減、年度末殘高は一、九二九千餘圓、即ち七割五分の増加となつてゐる。

四、預り金の状況

昭和八年度に於ける預り金の状況は年度内預り金六、五二、九二九千餘圓、年度内拂戻高六、二六、〇六八千餘圓、年度末殘高一〇、八六四千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば、預り

高二九四、四一六千餘圓(八割二分)、拂戻高二九五、五〇七千餘圓(九割二分)殘高二六、八六二千餘圓(三割四分)の大激増を示してゐる。
 次に年度末現在に於ける預り金種類別殘高は

當座預り金	一、〇五〇千餘圓
特別當座預り金	六、四一九
定期預り金	八四、四五三
通知預り金	四、四七八
別段預り金	一〇、四六二
計	一〇六、八六四

五、爲替業務の状況

にして、年定期預り金は總額の七割九分を占めてゐる。
 昭和八年一月一日より一般銀行同様に本格的爲替業務を取扱つてゐるが、其の年度内取扱数は

各地へ向けたる分	二、二〇〇枚	三五、二四六千餘圓
各地より受けたる分	四、一三、四七枚	五八、九七一十餘圓

にして、之を昭和七年度に比較すれば

各地へ向けたる分	四、九五枚	九、二一六千餘圓(三割五分)
各地より受けたる分	一、二、六四〇枚	三〇、四二五千餘圓(二〇割七分)

の増加を示してゐる。

六、有價証券保護預り状況

昭和八年度に於ける有價証券保護預りの状況を示せば

年度内受入高	一五、三二八	三六、二二一	千餘圓
年度内拂戻高	九、九〇七	二二、五六二	
年度末殘高	一〇、六三五	二四、四二一	

にして、此の外に

受入高	九四八	五〇〇	千餘圓
拂戻高	九四八	五〇〇	
年度末現在高	〇	〇	

にして、之を昭和七年度に比較すれば

年度内受入高	二七、四〇一	千餘圓	即ち三一割一分
年度内拂戻高	一二、五九八		即ち一二割六分
年度末殘高	一三、六五一		即ち一二割六分

の大激増となつてゐる。

七、有價証券委託買賣

昭和八年度に於ける有價証券委託買賣の状況は、買入五九三枚六九七千餘圓、賣却五九三、六九七千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば、買入一二六千餘圓即ち二割二分、賣却一二〇千餘圓即ち二割一分の各増加となつてゐる。

八、産業債券

昭和八年度に於ける産業債券は從來通り何れも預金部引受に

依り、其の内譯は次の通りである。

地方資金	八、八四〇	千餘圓
高利債借替資金	一、七六〇	
農倉建設資金	一、二八四	
元利支拂資金	四、〇五〇	
北海道水害並凶作資金	一、五五〇	
災害復舊資金	一三〇	
三陸地方震災復舊資金	七三	
計	一七、六八七	

昭和八年度償還は

地方資金	五、二三八
霜害救済資金	一〇〇
養蠶應急資金	一、一九〇
高利債借替資金	七三一
中小商工業業融通資金	四、三四〇
中小商工業者産業資金	五〇〇
早水害復舊資金	二〇〇
組合應急事業資金	三三〇
計	一一、七七九

にして、年度末現在高は六四、四一一千圓にして、之を昭和七年度末現在高に比較すれば四、八〇八千圓、即ち八分の増加を示してゐる。

北海道	九,九六六,三三三	特別融通貸付金 (損失保証)	三,五七〇,〇〇〇	總額	一三,五三六,三三三
青森	一,九八三,七三九		四七八,六五五		二,九三二,三九四
岩手	三,四六三,九九四		五〇〇,〇〇〇		三,九六三,九九四
宮城	三,三六五,四〇四		六七八,六五〇		三,九三四,〇五四
秋田	二,三三八,〇〇一		五九一,七〇〇		二,九二九,七〇一
山形	一,三九六,四三三		七三三,四六〇		二,一三〇,八八三
福島	二,〇六一,三三三		九三三,〇〇〇		三,〇〇四,三三三
茨城	三,一〇三,七四四		三〇七,八五三		三,四一〇,五九七
栃木	三,一〇五,一〇〇		七〇六,九〇〇		三,八一二,〇〇〇
群馬	六,五三二,七九三		六六三,〇〇〇		七,一九五,七九三
埼玉	二,五二二,〇八一		五二五,〇四九		三,〇四七,一三〇
千葉	二,四〇五,四六一		五三九,九八八		二,九四五,四〇〇
東京	二,〇九九,四〇九		一,三三七,四〇〇		三,四三六,八〇九
神奈川	一,七三三,三三三		三六六,九三三		二,一〇〇,三六六
新潟	一,八五五,〇三三		九八九,三三〇		二,八四四,三六三
富山	一,五五〇,三三三		一,〇三三,三六六		二,五八三,七〇〇
石川	九二七,三三三		七六六,九三三		一,六九四,二六六
福井	三〇八,八八六		三三三,〇〇〇		六四一,八八六
山梨	一,〇二七,五九九		三三三,〇〇〇		一,三六〇,五九九
長野	一,六四九,四七七		三三三,〇〇〇		一九八二,四七七
岐阜	一,二七九,〇〇〇		一,〇二七,五九九		二,三〇六,五九九
愛知	一,三六六,八〇〇		一,〇二七,五九九		二,三九四,三九九
徳島	一,九九九,一八四		一,〇二七,五九九		三,〇二六,七八三
香川	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
高松	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
愛媛	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
高知	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
福岡	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
佐賀	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
長崎	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
熊本	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
大分	一,三三三,三三三		一,〇二七,五九九		二,三六〇,九三二
合計	一六,四九九,四七七		一八,三三三,三三三		三,八三二,一四四

九、道府縣別貸出金 (昭和九年三月末現在)

(貸出金) (一般貸出) (特別融通貸付金) (損失保証)

總額

岐阜	三,三二七,五六一	送金爲替	八〇〇,三三三
静岡	二,三三三,三三三	職員身元保證金	三〇八,九四九・六一
愛知	一,七三三,三三三	未拂債券利息	七五五,九三三・四〇
三重	一,七三三,三三三	未拂預り金利息	八五五,四七九・二九
滋賀	一,七三三,三三三	未拂借入金利息	二〇〇,四九一・六六
京都	一,七三三,三三三	未拂諸手数料	三〇,九三三・七〇
大阪	一,七三三,三三三	未經過定期(手形)貸付利息	三三,七三三・七〇
兵庫	一,七三三,三三三	未經過引料	二,三三三・九六
奈良	一,七三三,三三三	前年度繰越金	六,六六九・八八
和歌山	一,七三三,三三三	前年度剩餘金	七四八,五八四・八五
鳥取	一,七三三,三三三	合計	二,四七五,六四四・三六
島根	一,七三三,三三三		
岡山	一,七三三,三三三		
広島	一,七三三,三三三		
山口	一,七三三,三三三		
徳島	一,七三三,三三三		
香川	一,七三三,三三三		
愛媛	一,七三三,三三三		
高知	一,七三三,三三三		
福岡	一,七三三,三三三		
佐賀	一,七三三,三三三		
長崎	一,七三三,三三三		
熊本	一,七三三,三三三		
大分	一,七三三,三三三		
合計	一六,四九九,四七七		

政府以外拂込未済出資金	一三,九三〇,〇〇〇	政府出資金	一五,〇〇〇,〇〇〇
定期(證書)貸付	四,七七七,八六六・三三	政府以外出資金	一五,七〇〇,〇〇〇
特別定期(證書)貸付	一七,四〇三,六一・九五	準備金	一,三三八,七五三・〇〇
定期(手形)貸付	四,〇〇〇,四三三・八六	特別積立金	一,六六三,一五二・〇〇
年賦貸付	三,一七三,三三三・一七	退職給與基金	六,〇〇〇,〇〇〇
特種年賦貸付	二,三三三,三三三・七七	債券發行高	四,四二一,〇〇〇
當座預金貸付	一,三三三,三三三・七七	當座預り金	一,〇〇〇,〇〇〇
割引手形	三三三,三三三・七七	特別當座預り金	六,四九九,七九九・三三
荷付爲替手形	一,三三三,三三三・〇〇	定期預り金	六,四九九,七九九・三三
郵便預け金	一四,九九一・八五	通知預り金	四,四七八,五〇〇・〇〇
銀行預け金	三〇,三三三,八七〇・〇〇	別段預り金	一〇,四六六,一〇〇・三三
國債	三三,三三三,三三三・八八	借入金	三三,三三三,三三三・〇〇
地方債	一三,三三三,三三三・〇〇	假受金	一,〇〇〇,〇〇〇・〇〇
社債	一,六六六,三三三・〇〇	絲價安定融資假受金	八七六,三三三・九〇

十、昭和八年後半期貸借對照表(昭和九年三月三十一日)

宮崎	一,七七九,〇七六	代理所基金	八四〇,三三三・三三
鹿兒島	三,三三三,三三三	土地	五〇三,七三三・〇〇
沖繩	九三三,三三三	建物	一,三三三,〇〇〇・〇〇
合計	三,〇〇〇,〇〇〇	備品	三三三,三三三・三三
備考	圓以下切捨	特種備品	一九三,三三三・七七
		假拂金	四,五五六・八八
		借家敷金	四,五五六・八八
		金銀勘定	六,〇〇〇,三三三

送金爲替	八〇〇,三三三
職員身元保證金	三〇八,九四九・六一
未拂債券利息	七五五,九三三・四〇
未拂預り金利息	八五五,四七九・二九
未拂借入金利息	二〇〇,四九一・六六
未拂諸手数料	三〇,九三三・七〇
未經過定期(手形)貸付利息	三三,七三三・七〇
未經過引料	二,三三三・九六
前年度繰越金	六,六六九・八八
前年度剩餘金	七四八,五八四・八五
合計	二,四七五,六四四・三六

- 一、本所
所在地 東京市麴町區有樂町一丁目九番ノ二
電話 丸ノ内四 三二九五(代表)、三二九六、三二九七、三二九八
四七九三、四八八〇
- 二、支所
所在地 大阪市東區今橋四丁目一番地三菱信託ビル内
電話 本局四九〇一、四九〇二、四九〇三
- 三、中央金庫業務代理所
- 四、本所、支所、代理所及取扱所

全國道府縣信用組合聯合會
(但シ東京府信用組合聯合會ヲ除ク)

四、中央金庫特別融通取扱所
(但シ東京大阪兩府信用組合聯合會ヲ除ク)

第五節 保證責任全國購買組合聯合會 (全購聯)

一、沿革

全國購買組合聯合會は大正十二年五月十四日設立許可を受け同年九月一日事業を開始し、爾來十二年度を経過し、其の事業は年と共に躍進を続け、主たる事務所を東京に、従たる事務所を大阪に置くの外順次其の事業の進展に伴ひ出張所を小樽、門司、新潟、伏木、名古屋の五ヶ所に、肥料工場を横濱、尼ヶ崎

門司、伏木の四ヶ所に、飼料工場を横濱、名古屋、神戸の三ヶ所に、ゴム靴工場を神戸に設くる等、其の著しい進展振りを示して居る。
而して産業組合法の改正に依る責任組織の変更は、昭和八年四月の總會に於て可決され、同年七月三十一日監督官廳の認可を受け保證責任と變更されたのである。

二、累年事業概況

年 度	所屬會員數		出 資 金		事業分量 (購買品賣却高)		
	聯合會 組合	計	口 數	總 額	産業用品	經濟用品	合 計
大正 一	104	5,521	1,068	5,000,000	1,477,107.36	1,675,594.11	1,634,699.69
同 二	111	7,676	1,193	5,500,000	2,552,328.62	2,690,331.87	3,134,091.80
同 三	107	8,321	1,333	6,000,000	2,274,420.77	2,751,724.92	3,727,348.77
同 四	101	8,677	1,377	6,500,000	2,252,340.06	2,731,329.92	3,655,470.31

年 度	所屬會員數		出 資 金		事業分量 (購買品賣却高)		
	聯合會 組合	計	口 數	總 額	産業用品	經濟用品	合 計
大正 一	104	5,521	1,068	5,000,000	1,477,107.36	1,675,594.11	1,634,699.69
同 二	111	7,676	1,193	5,500,000	2,552,328.62	2,690,331.87	3,134,091.80
同 三	107	8,321	1,333	6,000,000	2,274,420.77	2,751,724.92	3,727,348.77
同 四	101	8,677	1,377	6,500,000	2,252,340.06	2,731,329.92	3,655,470.31

三、昭和八年度事業概況 (自昭和八年八月一日至昭和九年七月卅一日)

輓近經濟界は爲替安に基く貿易の好轉、「インフレーション」政策の浸潤等に因り一般物價の漸騰を見、就中一部工業部門に於ては相當活況を呈するものがあつたが農業方面に於ては舊態依然として恢復の徴なく、疲弊は益々加重せんとする状態であつて、不安焦慮の裡に本事業年度を終始したのである。這般の狀態に處し殊に一面反産運動の蠢動等があつて本會經營上幾多の難關に遭遇したのであるが、各系統機關との緊密なる協調に依り克く之に善處し、本年度各事業、孰れも豫定を突破して五ヶ年計畫の第一年度を完成し得たのである。

一、一般狀況

年度末に於ける出資總額は四百參拾五萬貳千五百圓、拂込濟額は二百四萬八千三百餘圓であつて之は前年度末に比し會員數に於て百七拾組合、出資口數に於て貳百拾九口、拂込濟額に於

て參拾九萬六千八百餘圓の増加を來し基礎は益々鞏固を加へつゝあるのである。

事業の擴大に伴ひ職員を増員すると共に本年度新に名古屋市に出張所を設置し、鹿兒島市及び函館市に駐在所を設けて事業を開始し、更に横濱肥料工場及飼料工場を完成して配合肥飼料の配給の圓滑を期することとしたのである。

政府より委託を受けたる宣傳情報事業は大體前年度事業を繼續した外に本年度懸賞募集に依り新に活動寫眞映畫を作成し専ら肥料配給改善の趣旨の普及宣傳に供用した。

右の外購買事業一層の擴充進展を圖らむが爲め産業組合中央會、道府縣支會並全國道府縣購買組合聯合會へ助成金を交付したのである。

二、肥料取扱狀況

前述の如く經濟界好轉の氣配は跛行的であつて農村方面に於て將に破局に瀕するもの多く、肥料購買力の如きも漸次衰退す

る状態にあつたのである。
 本事業期間肥料界では硫安市價の昂騰と大豆粕相場の崩落等一場の波瀾を生じた外特異の動搖は尠かつたが一面化学肥料界に於ける「カルテル」は硫安、石灰窒素、過磷酸石灰等其の統制が漸次強化せられつゝあつて此の種の取扱に關しては將來一層の注意を要するものがあるのである。

本年度に於ける本會肥料配給実績は七十三萬餘噸、金額四千二百五十九萬八千餘圓に達し當初の計畫を遙に凌駕した、今之を前年度に對比すると數量に於て四割三分、金額に於て三割七分餘の増加を示し漸く本邦全肥總消費高の二割を超過することゝなつたのである。

取扱肥料の主なものとは過磷酸の十四萬餘噸を首位とし、大豆粕の十二萬九千餘噸、配合肥料の十一萬五千餘噸、硫安の十萬一千餘噸、魚肥の五萬九千餘噸、撒豆粕の四萬五千餘噸、石灰窒素の三萬四千九百餘噸であつて、加里鹽、石灰窒素等にあつては全國消費高に對し、各三割以上を占めることが出來た。而して之が道府縣別配給數量は福岡縣の四萬八千餘噸を最多とし北海道、愛知、静岡等は各三萬噸を突破し、香川、長野、兵庫新潟、宮城、山口、廣島等は各二萬噸以上に達し其他の地方も亦一齊に激増を見たのである。

家畜飼料は混合飼料の配給の外に横濱及神戸に於て合理的配合飼料の生産配給を開始した。本會製品の眞價が一般に諒知さ

れ配給數量は逐次増加を見る情勢である。

前記の如く肥料統制五ヶ年計畫の出發に於て豫期以上の好成績を得たのは本事業の現時に於ける重要性を立證するものであつて、寔に欣快に堪へない。更に將來に進んで價格の統制に邁進し既定計畫の完成を祈念して己まないものである。

三、雜貨取扱狀況

雜貨商品界は一般に活況を呈し其の中心相場をなす綿絲、毛絲、ゴム、油脂等は年度初頭に於て既に急激なる昂騰を來たし従つて本會は特に仕入計畫に深甚の注意を拂ひ他面豫約註文制度を確立して計畫的配給の實現に努めた結果、主要雜貨の配給價格は市販價格に比して著しく低廉であり得たのである。

本年度賣却金額は六百七十三萬一千餘圓に達し五ヶ年計畫第一年度配給目標を突破した。今之を前年度配給実績に對比するときは七割一分の増加率を示し就中メリヤス類、服類、足袋、石鹼、砂糖等の取扱高に於て激増を見たのである。

更に神戸ゴム靴工場は順調なる過程を辿り全國組合員子弟より採用した養成工手七十餘名は漸次熟練したので之を中心とする第二工場の經營を開始し、ゴム靴自己生産に強大なる新勢力を加ふることが出來た。

要之本事業の進展は計畫的配給の確立、即ち購買委員組織の一般化、豫約註文制度の普及等に負ふべく之等新組織に依り將來配給を一層合理化せむとするものである。

四、買入又は賣却したる物の數量及價格

種 目	前年度末現在		本年度買入		本年度賣却		本年度末現在	
	數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額
産業用品(噸)	—	—	—	—	—	—	—	—
大豆油(噸)	一六、四一	八、〇五〇・九〇	一四、七〇	七、六八、七五・〇一	二九、七六・八〇	六、八三、四六・四八	三三、七五	一六、三三・八〇
撒豆(噸)	一〇、四七	六、三五五・九三	四、五八、六六	二、九五、三四・〇〇	四、九〇・九二	二、八〇、三六・四八	一、一五・一六	七、四一・六六
雜種(噸)	五、九一	三、三九七・七六	六、九三・七六	五、〇〇・七五	六、八七・〇〇	五、四一、九八・九八	一、六六	一、〇〇〇・九五
雜植物(噸)	三、七七	三、三三三・八九	三、九七・四五	一、三九、〇九・七三	一〇、三三・三三	一、一七、五八・九六	三、〇〇	一〇、〇七・九八
魚(噸)	五、〇〇	三、八九九・八五	六、四八・二〇	五、七五、八四・七三	五、九三・三三	五、一〇、〇四・四〇	一、〇三・七五	七、四三・三三
硫酸アムモニア(噸)	七、七三	五、一六三・三三	一、八三、七五・七五	一〇、六七、七五・七一	一〇、一〇・七〇	八、五八、〇四・一〇	一、〇三・七五	一〇、九三・三三
石灰窒素(噸)	三、七五	一、四三三・三三	三、八九・九三	二、五八、九三・三三	三、〇九・三三	二、五八、九三・三三	三、〇九・三三	三、〇九・三三
米(噸)	五、九三	六、六五七・四〇	一、五七、一三〇	三、七〇、三三・八三	一、〇九・一四	三、七〇、三三・八三	三、〇九・三三	三、〇九・三三
骨(噸)	五、九三	三、三三三・三三	九、〇〇・三三	六、五八、六三・一〇	七、一四・一五	五、五七、五九・六六	三、〇九・三三	三、〇九・三三
過磷酸石灰(噸)	八、六三	一、六四六・九元	一、八五、七五・五三	五、三〇、八七・六四	一、四〇、八三・三三	四、四八、七三・六四	六、五八・六六	一、五、〇四・三三
硫酸加里(噸)	六、〇〇	一、七四六・五〇	一、三三、八八・四三	一、七五、三六・四四	八、八七・一五	一、三三、九三・三三	一、九一・八〇	三、二、九四・九三
鹽化加里(噸)	七、三九	八、一〇〇・八五	五、七四・六五	七、七四、八九・三六	二、一三・九三	三、九四、八六・六六	三、三三	三、三三
肥化合料(噸)	三、三三	四、七〇一・〇〇	三、〇〇	三、三三、一六・九〇	一、一五、一三・七	七、三九、八三・三三	三、三三	三、三三
肥料石灰(噸)	一、〇〇	八、三三・三〇	三、三三、一六・九〇	三、三三、一六・九〇	三、三三、一六・九〇	三、三三、一六・九〇	—	—
雜肥(噸)	三、三三	三、三三・三三	三、三三、一六・九〇	三、三三、一六・九〇	三、三三、一六・九〇	三、三三、一六・九〇	—	—
袋(噸)	一、五〇	五、九三・〇〇	—	—	—	—	—	—
吹(噸)	九、四一	三、八七・一三	一、九三、〇〇・一〇	五、九三、一〇・六六	三、三三・一八	五、四六、七五	七、三三・九三	七、三三・九三
繩(噸)	三、三三	八、七三・六六	二、〇九・三三	五、三三、一六・九〇	—	—	—	—
(小)計(同)	四、三九、〇三	一〇、四八・三三	七、三三、〇〇	三、三三、一六・九〇	七、三三、一六・九〇	三、三三、一六・九〇	六、九三・七五	四、三三、一六・九〇

混合飼料(同)	30,584.2	1,141,357.4	1,979,433	1,123,756.6	97,553
配合飼料(同)	—	—	1,555,091	1,051,680.1	—
小麦(同)	—	9,100.6	1,141,800	9,377.0	—
高粱(同)	—	3,077.3	3,077.3	8,688.0	—
包米(同)	—	3,995.5	7,777	2,555.6	—
穀飼料(同)	—	3,670.5	4,667.6	2,667.2	—
雜飼料(同)	—	106,691.5	6,007.7	6,007.7	—
(小計)(同)	—	3,753.3	1,555,091	1,051,680.1	—
農業藥品	—	—	—	—	—
石油	—	—	—	—	—
炭(噸)	—	—	—	—	—
漁業用品	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
(小計)	—	—	—	—	—
經濟用品	—	—	—	—	—
地下足袋(足)	—	—	—	—	—
靴(同)	—	—	—	—	—
運動靴(同)	—	—	—	—	—
石鹼(箱)	—	—	—	—	—
メリヤス各種	—	—	—	—	—
紙學用品類	—	—	—	—	—

砂糖(俵)	—	—	—	—	—
服類(着)	—	—	—	—	—
茶葉(本)	—	—	—	—	—
菓子	—	—	—	—	—
菓子(箱)	—	—	—	—	—
齒磨及齒刷子	—	—	—	—	—
自轉車及同部分品	—	—	—	—	—
家庭藥	—	—	—	—	—
米穀	—	—	—	—	—
海產食料品	—	—	—	—	—
袋(足)	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
(小計)	—	—	—	—	—
ゴム靴原料仕掛品	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(備考)

一、産業用品中袋、叭、繩ニ於テ受拂ノ噸數一致セザル分ハ配合及單肥包裝用ナリ

一、産業用品中其他ニ合メルモノハ蠶座紙麻袋經濟用品中其他ニ合メルモノハ蚊帳、ミルク罐詰、金庫、素麵等ナリ

五、生産物細別

本年度生産數量

運動靴

四三八、九七〇足
一、〇一五、五三六足

五七六、五六六足

六、加工物細別

配合肥料		加工後ノモノ		加工前ノモノ	
種目	數量	種目	數量	種目	數量
魚酸アムモ	七、〇一三・七九	大豆油粕	一五、七五四・〇一	大豆油粕	一五、七五四・〇一
硫酸アムモ	二七、四九九・九四	大豆粕	一、六四三・〇八	大豆粕	一、六四三・〇八
米糠	三、六〇五・三三	菜種粕	一五〇・六一	菜種粕	一五〇・六一
骨粉	一、七〇三・八八	雜植物粕	二、四五五・六九	雜植物粕	二、四五五・六九
過磷酸石灰	四、五〇二・八五	(備考) 一、原料ニ比シ生産シタル配合肥料ノ噸數多キハ原料ト製		(備考) 一、原料ニ比シ生産シタル配合肥料ノ噸數多キハ原料ト製	
硫酸加里	三、九〇〇・二三	品トノ噸數換算ノ相違ナリ		品トノ噸數換算ノ相違ナリ	
鹽化加里	三、四〇三・四五	七、配合飼料		七、配合飼料	
雜肥料	四一九・四〇	加工後ノモノ		加工前ノモノ	
計	一一二、六五二・二六	配合飼料	一、五五五・〇九	配合飼料	一、五五五・〇九
		計	一、五五五・〇九	計	一、五五五・〇九
		大豆粕	一七二・〇八	大豆粕	一七二・〇八
		魚肥	二六九・〇〇	魚肥	二六九・〇〇
		米糠	二八七・九〇	米糠	二八七・九〇
		食鹽	七・六四	食鹽	七・六四
		計	一、六三八・三六	計	一、六三八・三六
		混合飼料	六二九・四二	混合飼料	六二九・四二
		(備考) 一、原料ニ比シ加工シタル配合飼料ノ噸數少キハ加工工程		(備考) 一、原料ニ比シ加工シタル配合飼料ノ噸數少キハ加工工程	
		中ニ於ケル減耗ニ依ル		中ニ於ケル減耗ニ依ル	

八、昭和八年度地方別賣却高表

道府縣名	肥料飼料	雜貨	合計
北海道	一、五九六、八五・四	三、五〇、三三・六	一、九四六、七八・九
青森	五九、七六・六	一、六、四八・〇	七六、二五・六
岩手	五七、六一・七	一、三、三三・四	六九、〇五・一
宮城	一、〇三三、五五・〇	一、六、三九・七	一、〇五〇、九四・七
秋田	七五、六五・七	一、九、三〇・〇	八七、五五・七
山形	一、〇七九、八九・七	三、三、一六・六	一、一、一三一、〇六・三
福島	一、二七七、七九・四	三、五、九八・五	一、三、三三、七六・九
茨城	九三〇、八三・三	四、七、八三・六	九三、八、六一六・九
栃木	一、〇四〇、四〇・五	八、三、四八・六	一、〇四、八、八九・一
群馬	五二、三九・九	九、三、四一・四	六、一、七四・三
埼玉	七九、三三・七	一、九、六五・八	八、一、九九・五
千葉	九三、〇三・九	一、三、四四・九	一、〇六、四八・八
東京	三三、四七・三	三、四、〇七・七	三、八、五五・〇
神奈川	一、七七一、三六・四	七、八、七二・一	一、七、八〇、〇八・五
新潟	九二、一六四・四	一、五、一七・三	九、三、三一・七
富山	九六、六五・八	六、四、三・一	一、〇三、〇九・九
石川	九三、六二・〇	六、四、三・一	一、〇〇、〇五・一
福井	四七、九六・六	一、〇、六六・二	四、九、六二・八
山梨	一、四七、七六・三	七、四、〇六・九	一、五、五、八三・二
長野	五九、九三・三	七、三、九三・三	六、七、二六・六
岐阜			

九、昭和八年度末現在地方別出資狀況

道府縣名	會員數	出資口數	出資總額	拂込済出資額
北海道	六	一	八、五〇〇・〇〇	八、五〇〇・〇〇
青森	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
岩手	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
宮城	七	三	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
秋田	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
山形	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
福島	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
茨城	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
栃木	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
群馬	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
埼玉	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
千葉	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
東京	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
神奈川	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
新潟	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
富山	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
石川	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
福井	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
山梨	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
長野	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
岐阜	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
合計	六、三三、七四・二	二、六三、三三・二	六、八八、四一、三三	六、八八、四一、三三

道府縣名	會員數	出資口數	出資總額	拂込済出資額
北海道	六	一	八、五〇〇・〇〇	八、五〇〇・〇〇
青森	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
岩手	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
宮城	七	三	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
秋田	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
山形	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
福島	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
茨城	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
栃木	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
群馬	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
埼玉	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
千葉	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
東京	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
神奈川	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
新潟	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
富山	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
石川	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
福井	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
山梨	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
長野	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
岐阜	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
合計	六、三三、七四・二	二、六三、三三・二	六、八八、四一、三三	六、八八、四一、三三

道府縣名	會員數	出資口數	出資總額	拂込済出資額
北海道	六	一	八、五〇〇・〇〇	八、五〇〇・〇〇
青森	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
岩手	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
宮城	七	三	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
秋田	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
山形	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
福島	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
茨城	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
栃木	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
群馬	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
埼玉	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
千葉	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
東京	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
神奈川	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
新潟	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
富山	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
石川	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
福井	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
山梨	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
長野	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
岐阜	五	二	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
合計	六、三三、七四・二	二、六三、三三・二	六、八八、四一、三三	六、八八、四一、三三

佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	鳥	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福
智	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井
六	三	六	二	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	三	二	七	七	七	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	九	三	七	六	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一、財產目錄 (昭和八年度)

長崎	九	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
熊本	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大分	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宮崎	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鹿兒島	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
沖繩	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

四、昭和八年度 (自昭和八年八月三十一日) 末に於ける財産の状況

取立手形	一、五〇〇、〇〇〇	買掛代金	九〇、〇〇〇、〇〇〇
備工場設備	一、二〇〇、〇〇〇	未拂金	五、〇〇〇、〇〇〇
建築地	一、〇〇〇、〇〇〇	假受金	八、〇〇〇、〇〇〇
有價證券	一、〇〇〇、〇〇〇	假退者勘定	六、〇〇〇、〇〇〇
預金	一、〇〇〇、〇〇〇	借入金	一、七〇〇、〇〇〇
中央金庫出資金	一、〇〇〇、〇〇〇	職員身元保證積立金	五、〇〇〇、〇〇〇
拂込未済出資金	一、〇〇〇、〇〇〇	支拂手形	三、〇〇〇、〇〇〇
未收金	一、〇〇〇、〇〇〇	買掛代金	九〇、〇〇〇、〇〇〇
假拂金	一、〇〇〇、〇〇〇	未拂金	五、〇〇〇、〇〇〇
借家敷金	一、〇〇〇、〇〇〇	假受金	八、〇〇〇、〇〇〇
委託事業未收交付金	一、〇〇〇、〇〇〇	假退者勘定	六、〇〇〇、〇〇〇
肥料	一、〇〇〇、〇〇〇	借入金	一、七〇〇、〇〇〇
飼料	一、〇〇〇、〇〇〇	職員身元保證積立金	五、〇〇〇、〇〇〇
雜貨	一、〇〇〇、〇〇〇	支拂手形	三、〇〇〇、〇〇〇
ゴム靴原料及仕掛品	一、〇〇〇、〇〇〇	買掛代金	九〇、〇〇〇、〇〇〇
現金	一、〇〇〇、〇〇〇	未拂金	五、〇〇〇、〇〇〇
合計	八、〇〇〇、〇〇〇	假受金	八、〇〇〇、〇〇〇
合計	八、〇〇〇、〇〇〇	假退者勘定	六、〇〇〇、〇〇〇

二、貸借対照表 (昭和八年度)

賣掛代金	三、八〇〇、〇〇〇	取立手形	一、五〇〇、〇〇〇
未收金	一、九〇〇、〇〇〇	買掛代金	九〇、〇〇〇、〇〇〇
假拂金	四、一〇〇、〇〇〇	未拂金	五、〇〇〇、〇〇〇
借家敷金	三、七〇〇、〇〇〇	假受金	八、〇〇〇、〇〇〇
委託事業未收交付金	九、八〇〇、〇〇〇	假退者勘定	六、一〇〇、〇〇〇
肥料	四、九〇〇、〇〇〇	借入金	一、七〇〇、〇〇〇
飼料	七、一〇〇、〇〇〇	職員身元保證積立金	五、〇〇〇、〇〇〇
雜貨	八、〇〇〇、〇〇〇	支拂手形	三、〇〇〇、〇〇〇
ゴム靴原料及仕掛品	七、〇〇〇、〇〇〇	買掛代金	九〇、〇〇〇、〇〇〇
現金	八、〇〇〇、〇〇〇	未拂金	五、〇〇〇、〇〇〇
合計	八、〇〇〇、〇〇〇	假受金	八、〇〇〇、〇〇〇
合計	八、〇〇〇、〇〇〇	假退者勘定	六、〇〇〇、〇〇〇

三、損益計算 (昭和八年度)

取立手形	一、五〇〇、〇〇〇	諸會議費	一、六〇〇、〇〇〇
買掛代金	九〇、〇〇〇、〇〇〇	報酬給料	三、七〇〇、〇〇〇
未收金	一、九〇〇、〇〇〇	雜給	一、三〇〇、〇〇〇
假拂金	四、一〇〇、〇〇〇	旅費	八、〇〇〇、〇〇〇
借家敷金	三、七〇〇、〇〇〇	通信運搬費	一、三〇〇、〇〇〇
委託事業未收交付金	九、八〇〇、〇〇〇	消耗品費	三、七〇〇、〇〇〇
肥料	四、九〇〇、〇〇〇	印刷費	七、八〇〇、〇〇〇
飼料	七、一〇〇、〇〇〇	支拂利息	一、七〇〇、〇〇〇
雜貨	八、〇〇〇、〇〇〇	合計	八、〇〇〇、〇〇〇
ゴム靴原料及仕掛品	七、〇〇〇、〇〇〇	合計	八、〇〇〇、〇〇〇
現金	八、〇〇〇、〇〇〇	合計	八、〇〇〇、〇〇〇
合計	八、〇〇〇、〇〇〇	合計	八、〇〇〇、〇〇〇

前年度繰越金	三、六四・七	保 險 料	六、三三・七
合 計	一、三三、七二・七	土地建物賃料	三、〇九七・九
差引剩餘金	三、四、三三・六	宣 傳 費	三、七九・四
		調査試験費	六、一八〇・六
		補 給 費	三、一七六・六
		諸 稅 費	一、一八六・六
		標 章 費	六、八〇〇
		特 許 料	三、三六〇〇
		購買事業獎勵費	三、三三九・三
		委託事業費	九、一六一・六
		工 手 費	一、四七七・五
		動力及燃料費	三、三三三・五
		雜 費	四、五九七・六
		雜 損	二、〇六三・三
		諸 銷 却	八、〇九九・八
		合 計	一、三、四八六・九

五、事務所、出張所

東京事務所
 東京市麹町區有樂町一丁目九番地
 電話九ノ内(代表番號)三三五九番
 電話(發信)トウキョウユウビン
 振替口座東京六四一五〇番

大阪事務所
 大阪市北區宗是町一番地・大阪ビル
 電話土佐堀(自)七〇〇番至七〇三番
 電話(發信)オウサカセンコウレン
 振替口座大阪六八一六二番

小樽出張所
 小樽市色内町七丁目拓殖ビル
 電話小樽(三三四〇番)八二二番
 電話(發信)オタルゼンコウレン

新潟出張所
 新潟市沼垂町西龍ヶ島四九四二番地
 電話新潟(二六六番)二六九四番
 電話(發信)ニイガタゼンコウレン

伏木出張所
 富山縣射水郡新湊町三ヶ新三三五番地
 電話高岡(四八六番)新湊一五八番
 電話(發信)ゼンカオウカハレン

門司出張所
 門司市東本町二丁目二五三番
 電話門司(自)二五五〇番至二五五三番
 電話(發信)モジセンコウレン
 振替口座下關一一一〇四番

名古屋出張所
 (名古屋市中區榮町三丁目五ノ二階)
 電話中(四五三番)四五五番
 電話(發信)ナゴヤセンコウレン

大連出張所
 大連市山縣通二二四番地大連取引所内
 電話大連(二二四番)二二〇八番
 電話(發信)セマ

境 駐 在 所
 鳥取縣西伯郡境町埠頭甲號地
 電話發信(セ)一五二番

尾道駐在所
 尾道市土堂町西信三七番地
 電話發信(セ)九三一番

敦賀駐在所
 福井縣敦賀町泉十二番地ノ一
 電話發信(セ)三二番

鹿兒島駐在所
 鹿兒島市小川町一四番地
 電話發信(セ)八六番

横濱肥料工場
 横濱市神奈川區惠比須町五番ノ一
 電話横濱本局(二九九番)六〇六七番
 電話發信(セ)ヨ

伏木肥料工場
 伏木出張所内ニ在リ
 電話發信(セ)フ

第六節 保證責任大日本生絲販賣組合聯合會(絲聯)

一、沿革

大日本生絲販賣組合聯合會は昭和二年三月十五日、設立許可を受け、同年四月二日より事業を開始したもので、爾來茲に第九事業年度を迎ふるに至り事業は漸次擴大強化し、養蠶農家の利益擁護機關としての機能を遺憾なく發揮しつつあるのである。

昭和五年には關西地方に於ける組合の進展と便宜との爲に神戸市に於ける事務所を設置した。斯くて本會は横神兩生絲市場に於ける一大存在とし、東西相呼應して所期の目的貫徹に邁進しつつあるのである。

而して昭和八年七月、通常總會に於て組織變更可決せられ、

同九月二日附監督官廳の許可を得保証責任に變更されたのである。

二、累年事業概況

一、所屬聯合會及組合

創立當時の所屬聯合會及組合数は、聯合會五(二四一組合)、

創立年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度	第九年度 (昭和九年 九月現在)
所屬聯合會	五(四二組合)	六(三〇組合)	七(三〇組合)	八(九六組合)	一三(三四組合)	一三(三四組合)	一三(三四組合)	一四(三四組合)
所屬組合	一一	一九	二七	三八	四九	六三	六九	八五
合 計	一七	二五	三四	四六	六一	七五	八二	九九
全國組合製絲數 =對スル割合	六三・〇%	六七・〇%	七三・〇%	七四・〇%	八八・三%	九一・七%	九三・〇%	九五・三%

二、出資口數、出資金額及拂込濟出資金額

創立年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度
出資口數	三三	四六	五七	七三	一〇一	一三三	一五三
出資金額	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	三七、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四四、〇〇〇	五三、〇〇〇
拂込濟出資金額	七、四〇〇	三、八〇〇	一三、六一	一五、八七	一七、三三	二六、一八	三三、〇一

三、年度別生絲受入並販賣

創立年度	受入		販賣		額賣	
	横 計	神 計	横 計	神 計	横 計	神 計
創立年度	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
第二年度	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三
第三年度	一一、三三	一一、三三	一〇、九四	一〇、九四	一〇、九四	一〇、九四
第四年度	一四、四七	一四、四七	一三、二八	一三、二八	一三、二八	一三、二八
第五年度	一八、〇四	一八、〇四	一七、一六	一七、一六	一七、一六	一七、一六
第六年度	二〇、八二	二〇、八二	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇
第七年度	二七、一〇	二七、一〇	二五、〇〇	二五、〇〇	二五、〇〇	二五、〇〇
第八年度	三〇、一〇	三〇、一〇	二八、三九	二八、三九	二八、三九	二八、三九

四、準備金及各種積立金 (年度末現在)

創立年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度
準備金	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇
各種積立金	一〇、五五	一〇、五五	一〇、五五	一〇、五五	一〇、五五	一〇、五五	一〇、五五

五、借入金 (當座借越金及手形再割引を除く)

創立年度	前年度末現在高	本年度中借入高	本年度中償還高	本年度末現在高
借入金	一	一	一	一
合計	一	一	一	一

組合十二であつて、全國組合製絲數の六割三分に過ぎなかつた併し乍ら年と共に漸次その數を増加して、昭和九年九月現在に於ては聯合會十四(三二四組合)組合八十五を算し、全國組合製絲の九割五分三厘の加入を見るに至つて居る。その累年發達狀況は左の如くである。

第 二 年 度	11,620,000	600,000	611,620,000
第 三 年 度	11	7,646,899.47	7,646,899.47
第 四 年 度	11	2,798,596.91	2,798,596.91
第 五 年 度	11	6,704,140.80	6,704,140.80
第 六 年 度	11	1,282,454.12	1,282,454.12
第 七 年 度	11	100,000.00	100,000.00
第 八 年 度	11	100,000.00	100,000.00

六、剩餘金

創 立 年 度	31,213.71
第 二 年 度	42,056.08
第 三 年 度	22,647.78
第 四 年 度	22,687.61
第 五 年 度	28,211.41
第 六 年 度	43,927.90
第 七 年 度	100,550.89
第 八 年 度	100,550.89

三、第八年度事業狀況 (自昭和八年七月至昭和九年六月)

本會創立以來の懸案であつた生絲販賣代金共同計算は本年度七月一日から之れが實行に入り、本會の生絲販賣は茲に始めて名實共に共同販賣となり、本會事業上截然と一時期を畫する事となつた。即ち前年度迄は生絲販賣代金は所屬組合毎に個別的

計算であつたので生絲販賣に當つても其時期、値段等に就ては多くの場合所屬組合の意嚮によつて決し其間共同販賣の實を伴はざるは勿論、或は組合の出荷の増減及其方法の如何が直に他組合に利害を及ぼす事がなかつたので所屬組合間に有機的連繋が乏しく、勢ひ出荷の勵行動もすれば疎かなるを免かれない状態であつた。然るに販賣代金共同計算實行の結果は本會が販賣の全責任を擔ふに至るものであると同時に或組合の出荷増減及其方法の如何は直に全所屬組合の利害に影響し、其間恒に有機的緊密なる連繋があるので所屬組合は互に相侵すことなく、協同の利益を増進するに努むる必要がある。勢ひ全額出荷の勵行は所屬組合の必然的の義務となり、定款に於て全額出荷を規定し、違反したるものには過怠金を課することとして嚴に之れが勵行に努むるに至つたのは定に當然のことであつて徒に所屬組合を拘束せんとするものではないのである。時恰も擴充計畫第一年度に當り其の豫定取扱數四萬俵であつた處、極めて小數の

ものを除いては所屬組合良く決議を重んじ出荷を勵行したる爲め、四萬七千參百拾九俵の入荷を見たのは同慶に耐へない所で共同計算實行第一年度の成績として私に誇とする所である。

昨年四月米國現大統領ルーズベルト氏の就任によつて大規模の復興政策が豫期せられ、財界は頗る活氣を呈し株式、商品の値上りと共に絲價も漸騰を重ね、六月上旬には白十四中D格遂に千圓に達し、春繭繭出廻期を通じ、九百五十圓内外を保つた爲に、春繭全國平均は貫當り六圓二十五錢の高値を以て活潑に取引せられ産業組合製絲も亦相當多額の假渡金を以て供繭受入をなすの止むを得ざる情勢であつた。其後市況は日に漸落し、夏秋繭出廻期に於ては既に八百圓から七百五十圓の間に在り、取引繭價は全國平均貫當り四圓二十七錢となり産業組合製絲の供繭假渡金も亦一般狀勢に應じて減額するを得、幾分安堵の色を示したのであるが、豫期に反する結果となつたのは遺憾である。

昭和八年度に於ける生絲市況は吾人の嘗て經驗した事のない直線的下落の繼續であつて、春繭出廻期の白十四中D格千圓を最高として漸落に漸落を重ね、十一月既に五百圓臺となり、九年二月に於て六百圓臺に恢復したけれども忽ち反落三月から再び

漸落を重ね、遂に四百圓臺に陥りたるまゝ八年度を經過したる状態、春繭繭に於ても夏秋繭繭に於ても遂に一度も採算相場を以て販賣するの機會を得ず、實に未曾有の年柄で組合製絲經營多年の經驗に於ても合理的に行つた假渡金の回收さへも困難に陥りたるが如きは空前の事實である。本會は決議により分割販賣の原則を定め市況に鑑み徹底的に賣抜に努めたるも大勢如何とも致し難く、總扱高賣上平均單價約六百五十圓の安値となつたのは頗る遺憾とする處である。而して分割販賣は分割出荷即ち各期間の均等出荷によつて始めて徹底し得可きもので所屬組合の出荷に於て生絲相場の關係によつて意識的増減を見るが如きことがあるならば所期の目的を達する事は至難である。本年度出荷の狀況が各月下旬に於て四十%を示したるが如きは偶然の事實とは云ひ乍ら本年度市況の實情からして賣上成績を多小なりとも不良ならしめたる一因と見る可きである。